

給水装置工事設計及び施行要領

呉市上下水道局

(平成17年3月20日施行)
(平成17年5月1日改正)
(平成18年4月1日改正)
(平成18年9月1日改正)
(平成20年4月1日改正)
(平成21年4月1日改正)
(平成22年3月1日改正)
(平成23年4月1日改正)
(平成24年4月1日改正)
(平成25年4月1日改正)
(平成26年6月2日改正)
(平成27年4月1日改正)
(令和2年1月10日改正)
(令和2年7月1日改正)
(令和3年11月1日改正)
(令和5年2月20日改正)
(令和6年4月1日改正)
(令和7年4月1日改正)
(令和8年3月19日改正)

目 次

第1章 総則

第1節	目的	1
第2節	用語の定義	2
第3節	給水義務	4
第4節	給水装置の定義及び種類	7
第5節	給水装置の管理責任	9
第6節	指定給水装置工事事業者制度	10
第7節	指定給水装置工事事業者の責務等	14
第8節	主任技術者等の職務	17
第9節	給水装置の構造及び材質の基準	20
第10節	給水装置の性能基準	24
第11節	水道水の安全及び衛生対策	27

第2章 給水装置工事の費用負担及び申込み

第1節	給水装置の工事の種類	31
第2節	給水装置工事の申込み	34
第3節	分担金の算定，徴収及び還付	39
第4節	工事費の負担，算出及び予納	51
第5節	給水装置工事の着手	56
第6節	給水装置工事の施行	57

第3章 給水装置工事の設計及び施行

第1節	給水装置工事の基本計画	58
第2節	給水方式の制約及び種類	60
第3節	計画使用水量及びメータ口径の決定	64
第4節	給水管口径の決定	72

第5節	申込書兼設計書の作成	78
第6節	道路掘削工事	97
第7節	給水管の分岐及び撤去	100
第8節	配水管への取付口からメータまでの給水用具	110
第9節	メータ下流側の給水装置	128
第4章	メータ設置基準	
第1節	メータの設置基準及び保管	144
第5章	臨時給水工事	
第1節	臨時給水工事	158
第6章	団地臨給工事	
第1節	団地臨給工事の取扱い	160
第7章	小規模団地臨給工事	
第1節	小規模団地臨給工事の取扱い	167
第8章	私設消火栓	
第1節	私設消火栓の取扱い	171
第9章	受水槽の設置	
第1節	受水槽設置	173
第2節	簡易専用水道	185
第10章	給水装置工事のしゅん工	
第1節	給水装置工事のしゅん工	187

第11章 届出の義務

第1節 提出及び届出の義務	192
---------------	-----

資料編

資料－1 申込書・届出書の様式

1 給水装置工事申込書兼設計書（1）	[資料－1－1]
2 給水装置工事申込書兼設計書（2）	[資料－1－2]
3 給水装置工事設計書	[資料－1－3]
4 工事着手届	[資料－1－4]
5 工事しゅん工届	[資料－1－5]
6 給水装置撤去工事申込書	[資料－1－6]
7 給水装置修繕工事報告書	[資料－1－7]
8 給水装置工事設計変更申請書	[資料－1－8]
9 代理人設定（変更）届	[資料－1－9]
10 管理人選定（変更）届	[資料－1－10]
11 消防演習使用届出書	[資料－1－11]
12 給水装置所有者変更届	[資料－1－12]
13 消防用水使用届出書	[資料－1－13]
14 給水装置試験請求書	[資料－1－14]
15 水質試験請求書	[資料－1－15]
16 誓約書（受水槽給水方式用）	[資料－1－16]
17 誓約書（受水槽撤去）	[資料－1－17]
18 メータ減径に係る誓約書	[資料－1－18]
19 一部しゅん工届	[資料－1－19]
20 給排水図面等情報提供等申込書	[資料－1－20]

資料－ 2 配水管管種別実外径表 ----- [資料－ 2]

資料－ 3 給水装置分岐工事報告書 ----- [資料－ 3]

資料－ 4 給水装置工事写真撮影例

1 管工事 ----- [資料－ 4－ 1]

2 分岐材料撤去工事 ----- [資料－ 4－ 2]

3 路面復旧工事 ----- [資料－ 4－ 3]

4 河川等架設工事 ----- [資料－ 4－ 4]

5 路面復旧工事等完了報告書 ----- [資料－ 4－ 5]

6 家屋内検査用写真報告書 ----- [資料－ 4－ 6]

資料－ 5 使用材料による分岐配管方法

1 T字管（特殊ソケット）による分岐 ----- [資料－ 5－ (1)]

2 サドル付分水栓による分岐 ----- [資料－ 5－ (2)]

資料－ 6 水質基準 ----- [資料－ 6]

法令編

1 呉市水道事業給水条例

2 呉市水道事業給水条例施行規程

3 呉市指定給水装置工事事業者規程

4 給水装置工事の一部の施行に関する規程

5 呉市指定給水装置工事事業者及び呉市排水設備指定工事店審査委員会要綱

6 呉市指定給水装置工事事業者及び呉市排水設備指定工事店の違反行為に関する処分基準

第 1 章 総 則

第1章 総則

第1節 目的

目的 この給水装置工事設計及び施行要領（以下「要領」という。）は、給水装置工事の調査、設計、施行並びにこれらに必要な関連装置、給水用具の設置基準、管理責任及びその保守管理基準について必要な事項を定め、適正かつ明確な運用を確保することを目的とする。

第2節 用語の定義

用語の定義 この要領における用語の定義は、次による。ただし、基本事項として、囲み中に記載する条文の用語については除くものとする。

- 1 法 水道法（昭和32年法律第177号）をいう。
- 2 令 水道法施行令（昭和32年政令第336号）をいう。
- 3 規則 水道法施行規則（昭和32年厚生省令第45号）をいう。
- 4 省令 給水装置の構造及び材質の基準に関する省令（平成9年厚生省令第14号）をいう。
- 5 条例 呉市水道事業給水条例（昭和35年呉市条例第10号）をいう。
- 6 施行規程 呉市水道事業給水条例施行規程（昭和35年呉市水道局規程第19号）をいう。
- 7 指定業者規程 呉市指定給水装置工事事業者規程（平成10年呉市水道局規程第3号）をいう。
- 7-1 給水装置工事施行規程 給水装置工事の一部の施行に関する規程（平成9年呉市水道局規程第6号）をいう。
- 8 検査規程 給水装置の検査に関する規程（昭和46年呉市水道局規程第27号）をいう。
- 9 主任技術者 法第25条の4に規定する給水装置工事主任技術者をいう。
- 10 免状 法第25条の5に規定する給水装置工事主任技術者免状をいう。
- 11 管理者 管理者の権限を行う呉市長をいう。
- 12 給水装置 需要者に水を供給するために管理者が施設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。
- 13 給水装置の工事 給水装置の新設、改造、修繕（法第16条の2第3項の国土交通省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。）及び撤去の工事をいう。
- 14 指定工事業業者 法第16条の2第1項の規定により管理者が指定した呉市指定給水装置工事事業者をいう（条例第7条の2に規定する、災害その他非常の場合における「非常時給水装置工事業業者」を含む。）。
- 15 メータ 水道メータをいう。
- 16 所有者 給水装置の所有者をいう。
- 17 使用者 水道の使用者をいう。

- 18 水道使用者等 使用者若しくは所有者（条例第20条に規定する代理人を含む。）
又は条例第21条第1項に規定する管理人をいう。
- 19 私設消火栓 配水管に直結した自家用消火装置をいう。
- 20 料金 水道料金をいう。
- 21 臨時用 工事その他一時的な用に水道を使用する場合をいう。
- 22 住宅用 1個のメータを2使用者以上で利用している共同住宅等で受水槽を
設置してある建築物で、各世帯が独立し、家事用水に使用するものを
いう。
- 23 非住宅用 1個のメータを2使用者以上で利用している共同住宅等で受水槽
を設置してある建築物で、店舗、事務所等として利用するものをい
う。
- 24 管布設道路 配水管又は小口径配水管の布設してある道路をいう。
- 25 事業所 呉市水道事業等の設置等に関する条例（昭和41年呉市条例第50号）
第3条第2項に規定する給水区域において給水装置工事の事業を行う
事業所をいう。
- 26 申込書兼設計書 給水装置工事申込書兼設計書をいう。

第3節 給水義務

1 給水義務

基本事項

1 水道事業者は、事業計画に定める給水区域内の需要者から給水契約の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

(法第15条第1項)

2 水道事業者は、当該水道により給水を受ける者に対し、常時水を供給しなければならない。ただし、法第40条第1項の規定による水の供給命令を受けたため、又は災害その他正当な理由があつてやむを得ない場合には、給水区域の全部又は一部につきその間給水を停止することができる。

(法第15条第2項)

3 水道事業者は、供給規程の定めるところにより、当該水道によって水の供給を受ける者の給水装置が当該水道事業者又は当該指定を受けた者の施行した給水装置工事に係るものであることを供給条件とすることができる。

(法第16条の2第2項)

給水義務

管理者は、給水区域内において、給水装置工事の申込みがなされたときは、正当な理由なしに、給水の申込みを拒否することはできない。ただし、法に定める一定の理由が発生した場合には、給水の申込みを拒否し、又は給水を停止することができる。

給水装置工事申込みの拒否ができる場合とは、次の場合とする。

- ① 給水装置工事申込場所が給水区域外の時。
- ② 水道施設が水道事業計画上において未整備の時。
- ③ 管理者が地形等の理由により、技術的に給水が困難と判断したとき。
- ④ 給水装置の構造及び材質が令第6条に適合しないとき。
- ⑤ 給水装置工事が指定工事業者の施行によらないとき。

2 給水の停止

基本事項

1 水道事業者は、当該水道によって水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が、政令で定める基準に適合していないときは、供給規程に定めるところにより、その者の給水契約の申込を拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間その者に対する給水を停止することができる。

(法第16条)

2 水道事業者は、当該水道によって水の供給を受ける者の給水装置が当該水道事業者又は指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、供給規程の定めるところにより、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。

(法第16条の2第3項)

3 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用者に対し、その理由の継続する間、給水を停止することができる。

(1) 使用者が、第11条に規定する工事費、第31条若しくは第31条の2の料金、第38条の2の分担金又は第39条の手数料を指定期限内に納入しないとき。

(条例第45条第1号)

(2) 使用者が、正当な理由がなく第33条の規定による使用水量の計量又は第41条の規定による検査を拒み、又は妨げたとき。

(条例第45条第2号)

(3) 給水栓を、汚染のおそれのある器物又は施設に連絡した使用者に対して警告を発しても、なお、これを改めないとき。

(条例第45条第3号)

給水の停止

条例第42条及び第45条によるもののほか、次の正当な理由があつてやむを得ない場合には、給水区域の全部又は一部につき理由の発生している期間、給水を停止することができる。

(1) 管理者の設置した水道施設及び給水管の事故等による復旧工事のとき。

(2) 管理者の施行する給・配水管工事のとき。

(3) 災害、渇水、寒波等の自然環境によるとき。

(4) その他管理者が給水停止の必要があると認めたとき。

3 給水の制限等の予告

基本事項

給水の制限又は停止の予告は、貼紙、新聞、公告又はラジオ放送その他の方法による。

(施行規程第11条)

制限等の予告

管理者は、給水を制限又は停止しようとするときは、緊急やむを得ない事情がある場合を除き、その日時及び区域を定め、あらかじめ関係者に周知させる措置を講じる。

4 給水の制限等の責任

基本事項

1 給水の制限又は停止のため損害を生じることがあっても市は、その責を負わない。

(条例第18条第3項)

2 1個のメータで2以上の使用者の水量を計量する場合に、その使用者の一部が条例第45条の規定により給水を停止されたために、他の使用者が同時に給水を停止されることがあっても他の使用者は異議を申し立てることができない。

(条例第46条)

制限等の責任

1 管理者は、非常災害、水道施設の損傷又は公益上その他やむを得ない事情及び法令又は条例の規定による場合等の正当な理由によって給水の制限又は停止を行った結果、損害を生じることがあってもその責を負わない。

2 管理者は、専用給水栓又は共用給水栓1個のメータで2以上の者が使用し、2以上の使用者の水量を計量する場合に、条例第45条の規定によりその使用者の一部の給水を停止したために、他の使用者の給水を同時に停止することとなっても他の使用者は管理者に対して、異議を申し立てることはできない。

第4節 給水装置の定義及び種類

給水装置の定義及び種類

基本事項

- 1 給水装置とは、需要者に水を供給するために管理者が施設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。

(条例第3条)
- 2 給水装置は、次の3種とする。
 - (1) 専用給水装置
1世帯若しくは1事業所で専用するもの又は2世帯以上で連合して使用するもの
 - (2) 共用給水装置
管理者が屋外に設置し、2世帯以上で共用するもの
 - (3) 私設消火栓
消防又は消防の演習に使用するもの

(条例第4条)
- 3 給水装置は、給水管並びにこれに直結する分水栓、止水栓、給水栓及びメータ等をもって構成する。ただし、管理者がその必要がないと認めるときは、その一部を設けないことができる。

(施行規程第29条第2項第1号)
- 4 給水装置には、止水栓ボックス、メータボックスその他の付属施設を備えなければならない。

(施行規程第29条第2項第2号)

給水装置 給水装置の構成は、次による。

- (1) 給水装置
需要者に水を供給するため、管理者が施設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する管類、弁類、給水栓等の給水用具をいう。ただし、管理者がその必要がないと認めるときは、その一部を設けないことができる。
- (2) 給水管
管理者が施設した配水管から個別の需要者に水を供給するために分岐して設けられた管又は同様の目的のため、他の給水管から分岐して設けられた管をいう。

(3) 給水用具

給水管に直結して取り付けられ、容易に取外しのできない構造として接続され、有圧のまま給水できる給水栓等の用具をいう。

従って、ゴムホース等の容易に取外し可能な状態で接続される用具及び受水槽以下の用具は、含まない。

第5節 給水装置の管理責任

給水装置の管理責任

基本事項

- 1 水道使用者等は、十分注意をもって水が汚染し、又は漏水しないよう給水装置を管理し、異状があるときは直ちに管理者に届出なければならない。

(条例第27条第1項)
- 2 前項の場合において、修繕を必要とするときは、その修繕に要する費用は、次の各号のいずれかに該当するときは除き、水道使用者等の負担とする。
 - (1) その修繕部分が公道下のとき。
 - (2) 管理者が、市の費用をもって修繕する必要を認めたとき。

(条例第27条第2項)
- 3 第1項に規定する管理義務を怠ったために生じた損害は、水道使用者等の責任とする。

(条例第27条第3項)
- 4 共用給水装置の附属器具を亡失し、又はき損したときは、当該給水装置の管理人及び使用者は、連帯してその責に任ずるものとする。ただし、不可抗力による災害又は自然破損の場合はこの限りでない。

(条例第28条)

管 理 責 任

給水装置の管理責任は、原則として水道使用者等がこれを負わなければならない。したがって、水道使用者等は、条例第27条第2項に定める公道部分における漏水その他給水装置に異状がある場合においても、管理者に届け出る義務を負うものとする。なお、当該義務を怠ったために生じた損害の責任は、当該水道使用者等が負わなければならない。

※ メータの管理責任については、第4章「メータ設置基準」を参照

※ 簡易専用水道の管理責任については、第9章第2節「簡易専用水道」を参照

第6節 指定給水装置工事事業者制度

1 指定給水装置工事事業者制度

基本事項

1 指定給水装置工事事業者制度は、水道需要者の給水装置の構造及び材質が、施行令に定める基準に適合することを確保するため、水道事業者がその給水区域において給水装置工事を適正に施行することができる者と認められる者を指定する制度である。

この指定には、有効期間が定められており、5年ごとに更新を受けなければ、その効力を失う。

2 給水装置工事の技術力を確保する上での核となるべき指定給水装置工事事業者の水道事業者による指定要件として、給水装置工事を行う事業所ごとに給水装置工事主任技術者を置くこと。

なお、一事業所の給水装置工事主任技術者が、同時に2以上の事業所の主任技術者を兼ねることとなるときには、当該2以上の事業所の主任技術者となっても、その職務を行うに当たって支障がないことを確認しなければならない。

(法第25条の2～25条の27)

制度の概要

給水装置は、管理者の布設した配水管と直結して設けられるものであり、その水は各戸の末端給水栓と一体となるものである。したがって、給水装置の構造、材質及びその施行方法が不適切であれば、公衆衛生上において多大な被害を及ぼすおそれが生じることとなる。

指定工事事業者制度は、こうした危険を未然に防ぐため、需要者の設置する給水装置の構造及び材質が令に定める基準に適合することを確保し、管理者がその給水区域内において給水装置工事を適正に施行することができる者と認められる者を指定する制度である。

このことを踏まえ、指定工事事業者は、その指定要件として給水装置工事の技術を確保すべき主任技術者を各事業所ごとに置かなければならない。

指定工事事業者には、その制度上において次の事項が求められる。

- (1) 令の基準に適合する給水装置工事を施行できる技術を有すること。
- (2) 給水装置工事に関し、法令等を熟知し、かつ、それに従って工事を施行できること。
- (3) 水道の需要者との契約を誠実かつ適正に履行できること。

2 指定の基準

基本事項

指定給水装置工事事業者の水道事業者による指定の基準は、次による。

- (1) 事業所ごとに、給水装置工事主任技術者として選任されることとなる者を置く者であること。
 - (2) 国土交通省令で定める次の機械器具等を有する者であること。
 - ア 金切りのこその他の切断用の機械器具
 - イ やすり、パイプねじ切り器その他の管の加工用の機械器具
 - ウ トーチランプ、パイプレンチその他の接合用の機械器具
 - エ 水圧テストポンプ
 - (3) 次のいずれにも該当しない者であること。
 - ア 精神の機能の障害により給水装置工事事業者の事業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適性に行うことができない者
 - イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - ウ 法に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
 - エ 第7条の規定により指定を取り消され、その取消の日から2年を経過しない者
 - オ その業務に関し不正な又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
 - カ 法人にあっては、その役員のうちアからオまでのいずれかに該当する者があるもの
- (指定業者規程第4条)

指定及び事業の基準

管理者は、指定の基準を満たす工事事業者から申請があれば指定しなければならない。

一方、指定工事事業者は、施行規則で定める事業運営の基準に従って事業を行う義務を負うこととなる。

したがって、管理者の要請により給水装置の検査に主任技術者を立ち合わせるなど、工事に関する報告又は資料の提出をしなければならないことなど、管理者が法に基づいて行う監督に服さなければならない。なお、指定の申請、変更等の届出、主任技術者に関する届出等の指定工事事業者の行うべき届出については、第11章「届出の義務」を参照

3 指定の取消し

基本事項

管理者は、指定工事業者が次のいずれかに該当するときは、指定を取り消すことができる。

- (1) 不正の手段により指定を受けたとき。
- (2) 第4条各号のいずれかに適合しなくなったとき。
- (3) 第6条の規定による届出をせず、又は虚偽の当該届出をしたとき。
- (4) 第12条各項の規定に違反したとき。
- (5) 第13条に規定する給水装置の工事業の運営に関する基準に従った適正な当該運営をすることができないと認められるとき。
- (6) 第17条の規定による管理者の立会いの求めに対し、正当な理由なくしてこれに応じないとき。
- (7) 第18条の規定による管理者の報告又は資料の提出の求めに対し、正当な理由なくしてこれに応じず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。
- (8) 施行する給水装置工事が水道施設の機能に障害を与え、又は与えるおそれ大きいとき。

(指定業者規程第7条)

指定の取消し

指定工事業者は、管理者が法に基づいて行う監督に服し、法に基づく水道事業の運営に関する基準に従った適正な給水装置工事業の運営を行わなければならない。

管理者は、指定した指定工事業者が、その基準に従った適正な給水装置工事業の運営を行うことができないと認められるとき、その指定を取り消すことができる。

4 指定の停止

基本事項

第7条各号に該当する場合において、指定工事事業者にしんしゃくすべき特段の事情があるときは、管理者は、指定の取消しに替え、6月を超えない期間を定めて指定の効力を停止することができる。

(指定業者規程第8条)

指定の停止

管理者は、指定工事業者が指定業者規程第7条各号に該当したときに、しんしゃくすべき特段の事情があると認めた場合、指定の取消しに替えて6か月を超えない期間を定め、その給水区域内において指定の効力を停止することができる。

第7節 指定給水装置工事事業者の責務等

1 指定工事業者の責務等

基本事項

指定工事業者は、誠実に業務を遂行するために、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 条例、呉市水道事業給水条例施行規程（昭和35年呉市水道局規程第19号）及びこの規程等を含む水道関係法規並びにこれらの規定に基づく管理者の指示を遵守しなければならない。
- (2) 給水装置工事の申込みを受けたときは、正当な理由がない限り、これを拒否してはならない。
- (3) 災害時における復旧その他緊急を要する工事等で管理者から要請を受けた場合は、直ちに協力しなければならない。

(指定業者規程第10条)

指定工事業者の責務

指定工事業者は、工事の申込みに対して正当な理由がないのにこれを拒んでは
ならない。

また、工事内容の理解不足が原因で後日に紛争を生じさせないためにも、工事
受注に際しては、工事内容、見積等を工事申込者に明確に説明を行い、工事申込
者の納得を得た上で工事契約を締結し、業務を誠実に遂行しなければならない。

指定工事業者は、次に掲げる基準に従い、適正な事業の運営に努めなければな
らない。

- (1) 給水装置工事ごとに選任した給水装置工事主任技術者のうちから、指定
業者規程第11条の職務を行うものを指名すること。
- (2) 配水管に給水管を取り付け、若しくは配水管から給水管を撤去する工事
又は配水管への取付口からメータまでの工事を施行する場合において、当
該配水管及び他の地下埋設物に変形、破損その他の異状を生じさせないよ
う適切な作業を行うことができる技能を有する者を従事させ、又はその者
に当該工事に従事する他の者を実地に監督させること。
- (3) 前号の工事を施行するときは、あらかじめ管理者の承認を受けた工法、
工期その他の工事上の条件に適合するように当該工事を施行すること。
- (4) 主任技術者その他の給水装置工事に従事する者の施行技術向上のため、
研修の機会を確保するように努めること。
- (5) 次に掲げる行為を行わないこと。

ア 令で定める給水装置の構造及び材質の基準に適合しない給水装置を設置すること。

イ 給水管及び給水用具の切断、加工、接合等に適さない機械器具を使用すること。

ウ その他関係法令等に従わない届出、手続、施行等を行うこと。

2 給水装置工事記録の保存及び資料の提出

基本事項

1 指定工事業者は、施行した給水装置工事ごとに主任技術者に次に掲げる事項に関する記録を作成させ、当該記録をその作成の日から3年間保存しなければならない。

ア 施主の氏名又は名称

イ 施行の場所

ウ 施行完了年月日

エ 主任技術者の氏名

オ しゅん工図

カ 給水装置工事に使用した給水管及び給水用具に関する事項

キ 指定業者規程第11条第1項第3号に掲げる確認の方法及びその結果

(指定業者規程第13条第6号)

2 管理者は、指定工事業者が施行した給水装置工事に関し、当該指定工事業者に対して必要な報告又は資料の提出を求めることができる。

(指定業者規程第18条)

記録の保存

1 指定工事業者は、施行した給水装置工事に係る工事申込者の氏名、施行場所、施行年月日、主任技術者の氏名、しゅん工図、工事写真並びに使用した材料のリスト及び数量並びに使用材料の構造、材質基準への適合性確認の方法及びその結果並びにしゅん工検査の結果についての記録を主任技術者に作成させて整理した上で、3年間保存しなければならない。なお、記録の作成は、主任技術者の指導及び監督のもとで他の従業員が行ってもよい。

2 記録についての様式は、管理者に給水装置工事の申込みを申請したときに用いた申込書兼設計書に、記録として残すべき事項が記載されていれば、その写しを記録として保存することができる。

報告又は
資料の提出

指定工事業者は、法の定めるところにより管理者から資料等の提出の求めがあったときは、速やかに提出しなければならない。指定工事業者は、正当な理由なくこれに応じず、又は虚偽の報告若しくは虚偽の資料の提出をしてはならない。なお、管理者に対して虚偽の報告又は虚偽の資料の提出がなされたときは、指定業者規程第7条第1項第7号の規定により指定工事業者の指定を取り消すことがある。

第8節 主任技術者等の職務

1 主任技術者の職務

基本事項

主任技術者は、次に掲げる職務を誠実に行わなければならない。

- (1) 給水装置工事に関する技術上の管理
- (2) 給水装置工事に従事する者の技術上の指導監督
- (3) 給水装置工事に係る給水装置の構造及び材質が第16条の規定に基づく政令で定める基準に適合していることの確認
- (4) 給水装置工事に関し、管理者と次に掲げる連絡又は調整を行うこと。
 - ア 配水管から分岐して給水管を設ける工事を施行しようとする場合における配水管の位置の確認に関する連絡調整
 - イ 施行規則第36条第1項第2号に掲げる工事に係る工法、工期その他の工事上の条件に関する連絡調整
 - ウ 給水装置工事を完了した旨の連絡

(法第25条の4第3項)

主任技術者の職務

主任技術者は、給水装置工事業の本拠である事業所ごとに選任され、個別の給水装置工事ごとに指定工事業者から指名されて、調査、計画、施行及び検査の一連の給水装置工事業務の技術上の管理を行うとともに、給水装置の工事に従事する職員の指導監督などの業務を行わなければならないこととし、その具体的な内容は次による。

※ 基本計画については、第3章第1節「給水装置工事の基本計画」を参照

(1) 調査段階

- ① 給水装置工事の現場について、十分な事前調査を行い、現場状況に応じた適正な施行計画を策定し、工事に従事する者を配置及び指導をし、工程管理、品質管理、安全管理などを確実に行う。
- ② 関係法令、法に基づく給水装置の構造及び材質基準に定められた給水用具の調査を行う。

(2) 水道事業者との調整

- ① 条例等に定められている給水契約の申込手続等を調査する。
- ② 水道使用者等と工事申込者との確認を行い、届出の必要が発生したときは、条例第25条に規定する各届出書をもって管理者に届け出る。
- ③ 条例、規程等に基づいて給水装置工事の施行内容、計画等についてあらかじめ管理者と打ち合わせを行う。

- ④ 道路部分配管工事については、工事の時期、時間帯、工法等について、管理者、道路管理者、警察署長等関係機関と十分な協議を行い、その指示を受ける。

(3) 計画段階

① 給水装置機材の選定

ア 給水装置の構造及び材質基準に適合した給水管や給水用具の中から現場の状況に合った材料を選択する。

イ 施主等から基準に適合しない給水管や給水用具を指示されたときは、使用できない理由を明確にして、施主等と再度協議調整しなければならない。

ウ 配水管に給水管を接続する材料、公道下における工法及びメータまでの配管工事について管理者による指示があるときは、それに従わなければならない。

② 工事方法の決定

給水装置工事は、構造及び材質基準に定められた給水システムに係わる基準を満足するように行うとともに、それぞれの仕様や性能及び施行上の注意事項を熟知した上で工事方法を決定する。

③ 必要な機械器具の手配

工種や使用材料に応じた適正な機械器具を判断した上で現場の施行に用いることができるように適切な手配を行う。

④ 施行計画、施行図の策定

ア 給水装置工事は、建築物の建築スケジュールとの調整を要するため、工事の効率的な施行を図るためにも、事前調査に基づいて、建築業者等と十分な協議を行い、計画を立てる。

イ 工事を与えられた期間内で迅速かつ確実に行うため、あらかじめ詳細な施行計画及び施行図を策定し、工事従事者に周知徹底しておくなどの措置を講じる。

⑤ 施行段階

ア 施行する工事種類と現場の状況に応じて、工事品質を確保するために必要な能力を有する配管工等の配置計画を立て、個々の工事従事者の役割分担と責任範囲を明確にし、品質目標に適合した工事が行われるよう工事従事者に対する技術的な指導及び監督を行わなければならない。

イ 配水管と給水管の接続工事や公道下の配管工事については、適正な工事が行われなかった場合、水道施設の損傷、汚水の流入等による水質汚染又は漏水による道路陥没等の事故を発生するおそれがあるので、十分な知識と技能を有する者に工事を行わせる。

⑥ 工程管理、品質管理及び安全管理

ア 調査段階及び計画段階に得られた情報や計画段階で関係者と調整して得られた内容に基づき最適な工事の工程を策定し、それを管理する。

イ 工事の発注者に対して契約書等に記載している給水装置を提供するためには、適切な使用材料が必要であるため、十分な品質管理を行うこと。

ウ 主任技術者は、職務として給水装置の構造及び材質が基準に適合していることの確認を行うため、しゅん工検査の実施のみならず、自ら又は信頼できる工事現場の従事者に指示することにより、工事の工程ごとの品質確認を行わなければならない。

エ 安全管理は、工事実施中及び工事従事者の安全を確保することを目的とする。特に道路上における工事については、通行者の安全の確保について万全を期す必要がある。

⑦ 工事従事者の健康管理

主任技術者は、工事従事者の健康状況に十分注意し、伝染病の患者や保菌者が給水装置工事に従事することにより、水道水が汚染されるといった事態が生じないように管理しなければならない。

⑧ 検査段階

ア 主任技術者は、自ら又は信頼できる工事現場の従事者に指示することにより、適正なしゅん工検査を確実に実施しなければならない。

イ しゅん工検査は、新設、改造、修繕、撤去等の工事を行った後の給水装置が給水装置の構造及び材質基準に適合していることを確認し、水道の利用者に提供するための最終的な工物品質確認である。

ウ 主任技術者は、しゅん工検査立会の際に、当該給水装置工事の内容について管理者から説明を求められた場合、誠実かつ的確な説明をしなければならない。

2 給水装置の工事の従事者の責務

基本事項

給水装置の工事に従事する者は、主任技術者がその職務として行う指導に従わなければならない。

(法第25条の4 第4項)

従事者の責務

給水装置の工事に従事する者は、主任技術者が職務として行う指導等に誠実に従い、従事者としての職務を果たさなければならない。

第9節 給水装置の構造及び材質の基準

給水装置の構造及び材質の基準

基本事項

給水装置の構造及び材質は、水道法施行令第6条の基準に適合しなくてはならない。

(施行規程第29条第1項)

基

準

需要者に水を供給するための給水装置は、令第6条で定める構造及び材質の基準に適合していなければならない。

これは、給水装置が備えていなければならない要件を規定したもので、給水装置の構造及び材質の基準は、次による。

- (1) 配水管への取付口の位置は、他の給水装置の取付口から30センチメートル以上離れていること。
- (2) 配水管への取付口における給水管の口径は、当該給水装置による水の使用量に比し、著しく過大でないこと。
- (3) 配水管の水圧に影響を及ぼすおそれのあるポンプに直接連絡されていないこと。
- (4) 水圧、土圧その他の荷重に対して十分な耐力を有し、かつ、水が汚染され、又は漏れるおそれがないものであること。
- (5) 凍結、破壊、侵食等を防止するための適当な措置が講ぜられていること。
- (6) 当該給水装置以外の水管その他の設備に直接連結されていないこと。
- (7) 水槽、プール、流しその他水を入れ、又は受ける器具、施設等に給水する給水装置にあつては、水の逆流を防止するための適当な措置が講ぜられていること。

技術的細目

令第6条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に関する技術的細目は、省令で定める。

1 性能基準

給水装置に用いようとする個々の給水管及び給水用具が満たすべき性能要件の定量的な判断基準であり、性能確保のための基準は、次の事項について定める。

(第1章第10節「給水装置の性能基準」を参照)

- | | | |
|----------|------------|------------|
| (1) 耐圧性能 | (2) 浸出性能 | (3) 水撃限界性能 |
| (4) 防食性能 | (5) 逆流防止性能 | (6) 耐寒性能 |
| (7) 耐久性能 | | |

2 判断基準（システム基準）

給水装置工事の施行の適正を確保するために必要な具体的な判断基準（システム基準）である。給水管及び給水用具が個々の性能基準を満足しているだけでは給水装置の構造及び材質の適正を確保するためには不十分であることから、給水装置システム全体として満たすべき技術的な基準である。

個々の給水用具等が性能基準適合品であることは「必要条件」であって「十分条件」ではないため、給水装置システムの設計上必要となる各器具の性能は、個々の給水用具等についての性能とともに、システム全体としての逆流防止、凍結圧性能等の機能整備を必要とするものであるため、個々の現場ごとに判断する。

言い換えれば、基準に適合している製品であれば、給水装置として使用できるが、それらを使用していれば自動的に給水装置が構造及び材質の基準に適合することになるというものではないということを十分に考慮しておかなければならない。

使用材料

指定工事業者は、令第6条で定める給水装置の構造及び材質の基準に適合した給水管並びに給水用具をその給水装置工事に使用しなければならない。

また、主任技術者は、使用材料や施行した給水装置が構造及び材質の基準に適合していることを確認する義務を負わなければならない。

前記基準に適合していない給水装置を設置した場合には、管理者は条例の定めるところにより、給水契約の申込みを拒否し、又は給水を停止することができる。

(1) 自己認証品

水道協会認証センターが定める「認証品品質確認規則」に従って行う工場調査の結果に基づき、適当と認められた工場において製造される給水装置に用いる給水管や給水用具の製造者自らが製造過程の品質管理や製品検査を適正に行った構造及び材質の基準に適合する製品であることを自ら認証した製品（自己認証製品）であること。






(2) 第三者認証品

給水装置に用いる製品が構造及び材質基準に適合していることを認証することを業務とする第三者認証機関(品質認証センター)によって製品検査を行い、その結果構造及び材質の基準に適合した製品であると認証された製品であること。

また、その認証済マークの表示がなされている製品であること。

図-1-9-1

認証機関及び認証マーク

認証機関	JWWA (社)日本水道協会	JHIA (財)日本燃焼機器検査協会	JET (財)電気安全環境研究所	JIA (財)日本ガス機器検査協会
認証マーク	 			

(3) その他の規格品

省令のうち、必要なものすべてを要求事項として規定している規格に該当する製品であること。

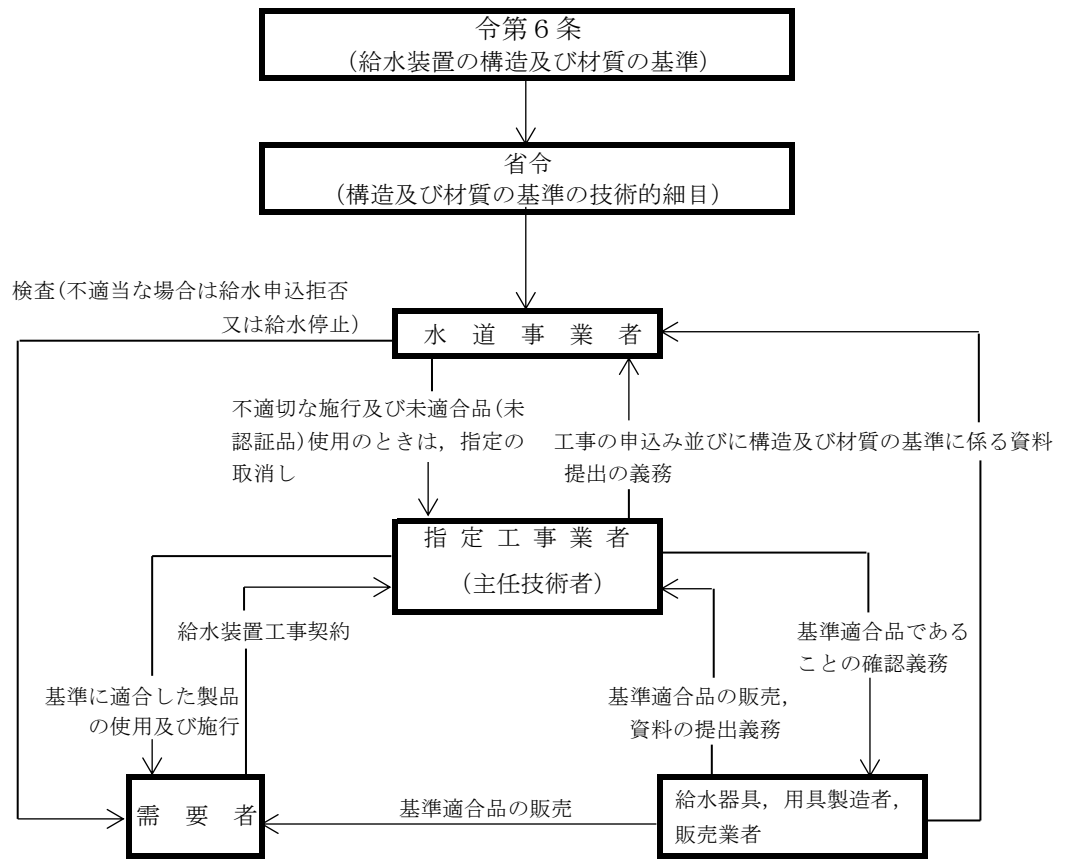
また、給水管及び給水用具が日本産業規格（JIS規格）、日本水道協会規格（JWWA規格）等に基づいて製造され、その規格品証等の明記された商品であること。

基準適合品の
確認

指定工事業者は、令第6条に定める構造及び材質の基準に適合した製品でなければ給水装置工事に使用してはならない。なお、その器具使用に際しては、認証確認を行わなければならない（図-1-9-2参照）。

- (1) 指定工事業者及び給水器具製造者又は給水器具販売者は、管理者から構造及び材質基準について資料の提出を求められたときは、速やかにこれに応じなければならない。
- (2) 指定工事業者は、給水装置工事に使用しようとする製品について、その製品の製造者に対し構造及び材質の基準に適合していることが判断できる資料の提出を求め、適正な製品の使用に努めなければならない。
- (3) 主任技術者は、たとえ施主が使用を希望する給水用具であっても構造及び材質の基準に適合していない製品であれば、使用できない旨を施主等に説明し、理解を得なければならない。
- (4) 主任技術者は、構造及び材質の基準を熟知し、当該給水用具を使用する工事の実施方法等の技術的な判断を行わなければならない。

図-1-9-2 構造及び材質基準適合品使用フロー図



検 査

管理者は、給水装置工事が行われた給水装置についてしゅん工検査を、使用中の給水について現場立入検査を行うことができる。(条例第41条)

違反に対する
措 置

管理者は、水道使用者等の給水装置が構造及び材質の基準に適合していないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間、その者に対する給水を停止することができる。(条例第42条第1項)

第10節 給水装置の性能基準

給水装置の性能基準

基本事項

水道法施行令第6条第1項各号に規定する基準を適用するについて必要な技術的細目は、国土交通省令で定める。

(令第6条第2項)

技術的細目

主任技術者は、施行する給水装置を令第6条に規定する基準に適合させるために、省令で定める技術的細目を熟知し、使用材料や施行した給水装置が構造及び材質の基準に適合していることを確認しなければならない。

令第6条に規定される給水装置の構造及び材質の基準に関する技術的細目は、省令により、次の7項目について定められている。

耐圧に関する基準

(省令第1条)

耐圧基準は、水道の水圧により給水装置に漏水、破壊等が生じることを防止することを目的とし、給水管及びこれに付随する給水用具等は、耐圧のための性能を有するものでなくてはならない。(省令第1条)

適用対象は、原則としてすべての給水管及び給水用具とする。ただし、最終の止水機構の流出側に設置される大気圧バキュームブレーカ、シャワーヘッド等の止水機構を閉止することにより漏水等を防止できる給水器具を除く。

浸出等に関する基準

(省令第2条)

浸出基準は、給水装置から金属等が浸出し、飲用に供される水が汚染されることを防止するためのものである。(省令第2条)

適用対象は、通常の使用状態において飲用に供する水が接触する可能性のある給水管及び給水用具とし、概ね次の種類とする。

- ① 給水管
- ② 増圧装置及び減圧式逆流防止器具
- ③ 末端給水用具以外の給水用具
 - ア 継手類
 - イ 弁・栓類
 - ウ 受水槽用ボールタップ
 - エ 先止め式瞬間湯沸器及び貯湯湯沸器
- ④ 末端給水用具
 - ア 台所用、洗面所用等の水栓
 - イ 元止め式瞬間湯沸器及び貯湯湯沸器

※ 浄水器の種類は、第3章第9節「メータ下流側の給水装置」を参照

水撃限界に関する基準
(省令第3条)

水撃限界に関する基準は、給水用具の止水機構が急閉止する際に生じる水撃作用により、給水装置に破壊等が生じることを防止するためのものである。なお、水撃作用を生じるおそれがあり、この基準を満たしていない給水用具の場合は、別途に水撃作用を防止する措置を講じなければならない。(省令第3条)

適用対象は、水栓、ボールタップ、電磁弁、元止め式瞬間湯沸器、洗浄弁等の水撃作用を受けるおそれのある給水用具とする。

防食に関する基準
(省令第4条)

酸及びアルカリ又は漏洩電流によって侵食されるおそれのある場所に設置されている給水装置は、耐食性を有する材質のもの又は防食材、絶縁材で被覆すること等により、適切な侵食防止のための措置を講じなければならない。(省令第4条)

逆流防止に関する基準
(省令第5条)

負圧破壊に関する基準は、給水装置からの汚水等の逆流により、水道水の汚染や公衆衛生上の問題が生じることを防止するために設置される逆流防止器具についての基準を定めたものである。(省令第5条)

適用対象

- ① バキュームブレーカは、器具単独で販売され、水受け容器からの高さが施行時に変更可能なものをいう。
- ② 負圧破壊装置を内部に備えた器具は、吐水口水没型ボールタップのように製品の仕様として負圧破壊装置の位置が一定に固定されているものをいう。
- ③ 吐水口一体型給水用具は、水受部と吐水口が一体の構造であり、かつ、水受部越流面と吐水口の間が分離されていることにより製品の内部で縁切りが行われ、水の逆流を防止する構造の器具をいい、大まかに次の種類をいう。

ア ボールタップ付きロータンク

イ 冷水機

ウ 自動販売機

エ 貯蔵式湯沸器等

逆流防止に関する基準は、給水装置からの汚水等の逆流により、水道水の汚染や公衆衛生上の問題が生じることを防止するためのものである。(省令第5条)

(第9章第1節「受水槽設置」を参照)

適用対象

逆止弁、減圧式逆流防止器等の弁類及び逆流防止装置を内部に備えた給水用具類を対象とする。

また、水が逆流するおそれのある場所では、逆流防止性能基準若しくは負圧破壊性能基準に適合する給水用具の設置又は規定の吐水口空間の確保のいずれかの逆流防止措置を講じること。

<p>耐寒に関する基準 (省令第6条)</p>	<p>耐寒基準に関する基準は、給水用具内の水が凍結し、給水用具に破壊等が生じることを防止するためのものである。なお、凍結のおそれがある場所にこの基準を満たしていない給水用具を設置するときは、断熱材で被覆する等の凍結防止のための措置を講じなければならない。(省令第6条)</p> <p>適用対象は、屋外で気温が著しく低下しやすい場所その他凍結のおそれのある場所に設置されている減圧弁、逆止弁、空気弁等の弁類とし、給水用具の内部に備え付けられたものを除く。</p>
<p>耐久に関する基準 (省令第7条)</p>	<p>耐久性能基準は、制御弁類のうち機械的、自動的に頻繁に作動し、その作動を繰り返すうちに弁類が故障し、その結果給水装置の耐圧性、逆流防止等に支障が生じることを防止するための基準である。(省令第7条)</p> <p>適用対象は、弁類単体として製造又は販売され、工事施行時に取り付けられる給水用具とする。</p>
<p>管 理</p>	<p>管理者は、水道の管理上必要があると認めたときは給水装置を検査し、水道利用者等に対して適当な措置を指示することができる。</p>
<p>基準違反に対する措置</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 管理者は、水道を使用しようとする者又は使用者の給水装置の構造及び材質が令及び管理者が別に規定する基準に適合していないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又は使用中の給水装置の構造及び材質が各々の規定する基準に適合するまでの間、その者に対する給水を停止することができる。 2 管理者は、水道を使用しようとする者又は使用者の給水装置が指定工事業者の施行した給水装置の工事にかかわるものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、規則第13条で定める給水装置の軽微な変更であるとき又は当該給水装置の構造及び材質が令第6条に規定する基準に適合していることが確認されたときは、この限りでない。

第 1 1 節 水道水の安全及び衛生対策

1 汚染防止

基本事項

- 1 給水装置は、末端部が行き止まりとなっていること等により水が停滞する構造であってはならない。ただし、当該末端部に排水機構が設置されているものにあつては、この限りでない。
(省令第 2 条第 2 項)
- 2 給水装置は、シアン、六価クロムその他水を汚染するおそれのある物を貯留し、又は取り扱う施設に近接して設置されてはならない。
(省令第 2 条第 3 項)
- 3 鉱油類、有機溶剤その他の油類が浸透するおそれのある場所に設置されている給水装置は、当該油類が浸透するおそれのない材質のもの又はさや管等により適切な防護のための措置が講じられているものでなければならない。
(省令第 2 条第 4 項)

水の汚染防止

- 1 飲用に供する水を供給するために用いる給水管及び給水用具の構造及び材質は、省令に定める基準に適合した製品を使用しなければならない。
また、その施行に関しては、水の安全及び衛生面に十分注意して行わなければならない。
- 2 店舗、集合住宅、工場等の比較的規模の大きい給水装置等で、配管末端に給水用具が設置されず行き止まり管となるときは、使用状況によって水の停滞が生じ、水質の悪化を引き起こすおそれがあるので、当該給水装置の末端は配管経路を考慮し、適切な措置を講じなければならない。
- 3 学校等のように、季節的に水の使用に変化が起こり得る給水装置は、その給水管内に長期間において水の停滞を生じるため、停滞した水を容易に排除できるように排水機構を設ける等の措置を講じる必要がある。
- 4 給水管を布設する際に、管路の途中に薬品置場、汚水槽その他有害物の取扱場所等の近辺を通過するときは、それらの物に起因する給水管の破損及び有害物質の水道水への浸入を防止するため、それらの影響のない位置に布設すること。
- 5 ガソリンスタンド、有機溶剤取扱事業所、工場（メッキ工場）等その他給水管を侵食するおそれのある場所に給水管を布設するときは、侵食されやすいビニル管、ポリエチレン管等の合成樹脂管の使用を避け、耐食鋼管等を使用し、その表面を防食テープ等で防護措置を講じなければならない。
- 6 法で定める水質の基準は、資料－6 を参照のこと。

2 水撃防止

基本事項

給水装置は、配水管及び当該給水装置に水撃作用を及ぼすおそれのある水栓その他の器具と直接に接続してはならない。ただし、当該給水用具の上流側に近接して水撃防止器具を設置すること等により適切な水撃防止のための措置が講じられているものにあつては、この限りでない。

(省令第3条)

水撃防止

1 水撃作用で配管及び給水用具に振動や異状が頻繁に発生した場合に、管の破損、継手の緩み及び給水用具の故障を生じ、漏水の原因となる。

したがって、配水管及び当該給水装置に水撃作用によって、その影響を及ぼすおそれのある給水用具等に直接に接続してはならない。

給水用具は、水撃限界性能を有するものを用いなければならない。

万一、水撃作用を生じるおそれのある給水用具に接続する場合には、システム基準を考慮し、当該給水用具の上流側に近接してエアチャンバー等の設置により水撃防止のための措置を講じなければならない。

2 水撃作用を生じるおそれのあるときは、前記のほか次のような発生防止措置や水撃吸引の措置を講じなければならない。

(1) 給水圧が高水圧となる場合は、減圧弁、定流量弁等を設置し、給水圧又は管内流速を必要な範囲で押さえる。なお、管内流速は2.0m/sec以下を標準とする。

(2) 水撃作用発生のある箇所には、その手前に近接して水撃防止器具を設置する。

(3) 水撃圧によって生ずる振動等による給水管の損傷、管継手の緩み等を防止するためには、給水管の固定を十分に行う。

(4) レバーハンドル（ワンタッチ）式の給水栓、電磁弁、洗浄弁のような開閉時間の短い給水用具及びボールタップの使用にあつては、比較的水撃作用の少ない様式、定水位弁等からその給水用途に適したものを選定し使用する。

3 侵食防止

基本事項

- 1 酸又はアルカリによって侵食されるおそれのある場所に設置されている給水装置は、酸又はアルカリに対する耐食性を有する材質のもの又は防食材で被覆すること等により適切な侵食の防止のための措置が講じられているものでなければならない。

(省令第4条第1項)

- 2 漏えい電流により侵食されるおそれのある場所に設置されている給水装置は、非金属製の材質のもの又は絶縁材で被覆すること等により適切な電気防食のための措置が講じられているものでなければならない。

(省令第4条第2項)

侵食防止

埋設された給水管は、その埋設する場所の土質又は地下水、放電等により、侵食又は腐食の環境にさらされ、常に漏水の危険をはらんでいるため、給水装置の埋設には埋設環境を把握した上、十分な防食のための措置を講じなければならない。

(1) 配水管からの分岐材料（サドル付分水栓又は割T字管）は、取付後、被覆材により被覆しなければならない。

(2) 給水管として耐食鋼管を使用する場合は、防食用テープで被覆しなければならない。

(3) やむを得ず電気侵食のおそれのある場所に金属製の給水管を埋設するときは、必要により電気絶縁継手等を使用し、給水管に流入出する漏えい電流を絶縁すること。

また、アスファルト系又はタール系樹脂等を給水管に塗覆する等により、絶縁措置を施す。

4 逆流防止

基本事項

水が逆流するおそれのある場所に設置されている給水装置は、逆流防止のため、規定の吐水口空間を確保するか、逆流防止性能又は負圧破壊性能を有する給水用具を水の逆流を防止することができる適切な位置に設置すること。

(省令第5条第1項)

逆流防止

断水、漏水等により配水管及び給水管に逆圧又は負圧が生じた場合に、逆サイホン作用により水が逆流し、当該給水装置使用者はもちろん他の使用者に衛生上の危害を及ぼすおそれがある。

このため、逆流を起こすおそれのある場所に給水装置を設置するときは、次の逆流防止のための措置を講じなければならない。

(1) 事業活動に伴い、水を汚染するおそれのある有害物質等を取り扱う場所に給水する給水装置にあつては、受水槽給水方式にすること等により適切な逆流防止のための措置を講じること。

(2) 天日配管及び温水器等を設置する場合において、当該器具接続上流側に逆流防止性能を有するバルブ及び水抜栓を設置しなければならない。

※ 逆流防止バルブ設置については、第3章第9節「メータ下流側の給水装置」を参照

(3) 受水槽、プールその他汚染の原因となるおそれのある施設及び器具に直接に連結してはならない。

(4) 水を貯留する施設においては、規定の吐水口空間を確保しなければならない。

※ 吐水口空間の標準寸法は、第9章第1節「受水槽設置」を参照

5 凍結防止

基本事項

屋外で気温が著しく低下しやすい場所その他凍結のおそれのある場所に設置されている給水装置には、防寒のための適切な措置を講じなければならない。

(省令第6条)

凍 結 防 止

やむを得ず屋外に露出配管をするときは、使用材料の選定及び凍結防止のための措置を講じなければならない。

(1) 屋内外の露出配管は、凍結しにくい管を使用するとともに、凍結防止のための措置（被覆厚20ミリメートル以上の保温材による）を講じなければならない。なお、隠蔽配管においても、凍結のおそれがあるときは同様とする。

(2) 万一、凍結による破損等の事故が発生したときを考慮し、立上がり配管（同一立上がり配管で2栓以上設置）のときは、その立上がり手前にバルブを設置しなければならない。

(3) 温度が摂氏60度以上又は摂氏零下5度以下の場所（ボイラー、煙突、給湯機、冷凍機等の付近）に接しての配管は、避けなければならない。

※ 凍結防止措置については、第3章第9節「メータ下流側の給水装置」を参照

第 2 章 給水装置工事の費用負担及び申込み

第2章 給水装置工事の費用負担及び申込み

第1節 給水装置の工事の種類

給水装置の工事の種類

基本事項

- | |
|--|
| <p>1 この法律において給水装置工事とは、給水装置の設置又は変更の工事をいう。
(法第3条第11項)</p> <p>2 給水装置の新設、改造、修繕（水道法（昭和32年法律第177号）第16条の2第3項の国土交通省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。）又は撤去する工事をいう。
(条例第5条第1項)</p> |
|--|

工事の種類

給水装置の工事とは、法第3条第11項で「給水装置の設置又は変更の工事」と定義され、給水装置を新設、改造、修繕又は撤去する工事をいう。

給水装置の工事は、その工事内容によって次のとおり分類される。ただし、法第16条の2第3項の省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。

(1) 新設工事

給水装置が設置されていない土地又は家屋に、新たに給水装置を設置する工事で、次の4種類とする。

① 新設工事

新たに給水装置を設置する工事で、原則としてメータ等の給水装置（1以上の給水栓）を設置する。

② 臨時給水工事

工事用等臨時に水道を使用するときに給水装置を設置する工事で、メータ等の給水装置（1以上の給水栓）を設置しなければならない。

※ 第5章「臨時給水工事」を参照

③ 団地臨給工事

宅地造成開発工事に付随した配水施設の布設工事に伴い、あらかじめ配水施設から分岐して1の土地(区画)に第一止水栓までの給水装置を設置する工事で、メータ等の給水装置の設置を伴わない工事

※ 第6章「団地臨給工事」及び第7章「小規模団地臨給工事」を参照

④ 私設消火栓設置工事

各事業所等が消防用又は消防演習用に使用するために新たに私設消火栓を設置する給水装置工事

※ 第8章「私設消火栓」を参照

(2) 改造工事

給水装置が既に設置されている土地及び家屋の給水装置の一部又はすべてを変更する工事で、修繕工事以外の次の工事をいう。

- ① 分岐給水管引込位置及び引込口径変更の工事
- ② 5.0メートル以上の給水管布設替工事
- ③ 給水栓数を増減する工事
- ④ 既に設置されているメータ口径の増径又は減径を行う工事
- ⑤ 新たにボールタップを設置して公共水洗に変更する工事
- ⑥ 給水目的外の給水用具を新たに設置する工事
- ⑦ 上記②及び③についての例外的なものについては、第11章「届出の義務」を参照

(3) 修繕工事

給水装置の原形を変更することなく部分的な破損箇所を修理する工事（給水装置の軽微な変更（規則第13条）を除く。）で、次の範囲の工事をいう。修繕工事は、修繕工事報告書をもって管理者に届け出ること。（第11章「届出の義務」を参照）ただし、当該工事場所の家屋形態、配管状況等が管理者の保管する給水図面と明らかに異なるときは、申込書兼設計書（改造工事）をもって届け出ること。

- ① 口径及び布設ルートを変更させることなく、給水管取替延長が5.0メートル未満の修繕工事。ただし、破損鉛管を他の管種に取り替えるときは、その取替延長にかかわらず修繕工事扱いとする。
- ② 公共下水道の共用開始に伴って、簡易水洗（ボールタップ設置済）を公共水洗に変更する工事
- ③ バルブ類のみを設置又は取り替える工事。ただし、第一止水栓の取替えを除く。
- ④ 設置位置の変更を伴わない給水目的外の給水用具の取替え
- ⑤ 給水装置の一部を撤去するとき。ただし、撤去部分を使用して新たに所有権を設置しようとするときは、申込書兼設計書（新設工事）をもって届け出る。

(4) 撤去工事

給水装置の一部又は全部を撤去する工事

- ① 給水装置全部の撤去

不要となった給水装置全部を撤去する工事

この場合には、当該給水装置の所有権は消滅する。ただし、メータ及び1以上の給水栓を残置すれば既存の給水装置の所有権を存続させることができる。
- ② 給水装置一部の撤去

既設の給水装置の一部を撤去する工事で、所有権の消滅を伴わない工事

※ 撤去工事については、第3章第7節「給水管の分岐及び撤去」を参照

給水装置の軽
微な変更の
範 囲

法第16条の2第3項の省令で定める給水装置の軽微な変更は、単独水栓の取替え及び補修並びにこま、パッキン等給水装置の末端に設置される給水用具の部品の取替え（配管を伴わないものに限る。）とする。なお、単独水栓とは、湯水を混合して吐水する機能を有しない手動により作動する給水栓をいい、電気等により作動する自動水栓を含まない。

また、単独水栓の取替えとは、同型の単独水栓への取替えに限るものではなく、単独水栓から単独水栓への取替えをいうものである。

第2節 給水装置工事の申込み

給水装置工事の申込み

基本事項

- 1 給水装置の新設、改造、修繕（水道法（昭和32年法律第177号）第16条の2第3項の国土交通省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。）又は撤去をしようとする者は、管理者の定めるところにより、あらかじめ管理者に申込み、その承認を受けなければならない。
(条例第5条第1項)
- 2 条例第5条第1項の規定により給水装置の工事の申込みをしようとする者は、工事をする場所、工事申込者の住所、氏名等を記載した工事申込書を提出しなければならない。
(施行規程第2条)
- 3 給水装置の工事に関し、利害関係人その他の者から異議があるときは、工事申込者の責任とする。
(条例第17条)
- 4 給水装置の工事に伴い公道を掘削する場合は、当該工事を施行する指定事業者が道路占用許可申請書に添付する図面等を作成し、当該工事の申込みと合わせて、管理者に提出しなければならない。

工事の申込み

給水装置の工事を施行しようとする者は、あらかじめ管理者に届け出て、その承認を得なければならない。 ※（8）給水装置工事フロー図参照

なお、工事申込みに際しては、次の事項を遵守して行うこと。

- （1） 給水装置の工事の申込みをしようとする者は、指定事業者を選定し、工事契約締結後に指定事業者を通じて管理者に申込み、その承認を受けなければならない。
- （2） 指定事業者は、給水装置の工事を依頼されたときは、工事内容について工事申込者の承諾を得て、申込書兼設計書に工事申込者の署名及び押印を得た後、管理者に提出し、その設計審査を受けなければならない。ただし、管理者が定めた修繕工事及び規則第13条で定める給水装置の軽微な変更を除く。
- （3） 給水装置の工事の申込者は、工事申込みにより利害関係が発生したとき又は管理者が必要と認めるときは、利害関係人に十分な説明を行った上、その承諾（署名及び押印）を得て同意書を作成し、管理者に申し込むこと。

※ 第3章第5節「申込書兼設計書の作成」を参照

- （4） 給水装置の所有者を明確にするのは、水道水の安全管理上において、当該

給水装置に係る管理責任の所在，給水装置に係る権利等を明白にするためのものである。

したがって，指定工事業者又は当事者は，当該給水装置工事の申込みその他の理由で所有者変更の必要が生じたときは，条例第25条第2項の規定により，給水装置所有者変更届に必要事項を記載の上，届け出なければならない。この場合において，旧所有者の死亡等により署名又は記名押印が得られない場合は，所有権を移転しようとする者の署名又は記名押印だけでもやむを得ないものとし，紛争等が生じた場合には，その責は当該所有者が負うものとする。なお，所有者に変更があったことを確認したにもかかわらず，その変更の届出がされなかったことを起因して，将来，紛争が発生したときは，その責は当事者間が負うものとする。

給水装置所有者とは，次の者をいう。

- ① 給水装置工事の種類が新設工事の場合は，当該給水装置工事の申込者を所有者として取り扱う。
- ② 給水装置工事の種類が改造工事のときに，工事申込者が管理者に届けられている所有者と異なる場合は，当該給水装置工事の申込みをもって条例第25条第2項に規定する届出があったものとみなし，当該給水装置工事の申込者を所有者として取り扱う。ただし，申込者の所有でない家屋の給水装置の改造の場合は，この限りでない。
- ③ 給水装置の所有者を代表者名で届け出た場合は，全ての共有者を所有者として取り扱う。ただし，代表者の届出は，全ての共有者の署名又は記名押印をもって届け出なければならない。
- ④ 団地臨給工事の場合は，当該給水装置工事の申込者を所有者として取り扱う。

※ 第11章「届出の義務」を参照

(5) 受水槽給水方式から直結給水方式等への切替え

- ① 指定工事業者は，既存の水栓番号（親水栓）に係る工事又は改造して設置するメータに係る工事数の申込書兼設計書を個々に作成し，一括して管理者に提出する。
- ② 申込書兼設計書による工事の種類は，関連する全ての工事を改造工事（口径変更）とする（一つの水栓番号に対して改造して設置するメータに係るもの全てとする。）。
- ③ 工事申込件数は，関連した申込数を工事件数とする。
- ④ 指定工事業者は，関連する申込書兼設計書に個々に基となる既存の水栓番号（親水栓），設置するメータ口径等を記載し，その改造工事である旨を明記して申し込む。

⑤ 工事の着手は、関連する全ての工事件数を同時に行う（工事件数分の工事着手届を提出）。

⑥ 受水槽方式で給水している既設建物を直結直圧方式又は直結増圧方式に切り替える場合は、既設の給水管及び給水用具（以下「既設配管」という。）の継続使用は、極力避けること。

なお、既設配管を継続使用する場合、指定工事業者は、事前に次の事項を実施、確認しなければならない。ただし、既設配管が更生工事を施行している場合は、次の事項を実施、確認する前に管理者と協議すること。

ア 既設配管の材質

(ア) 令第6条に規定する基準に適合した給水管及び給水用具が使用されていることを現場及び図面により確認すること。

(イ) 令第6条に規定する基準に適合した給水管及び給水用具が使用されていない場合は、適合した給水管及び給水用具に取り替えること。

(ウ) 埋込等により確認が困難な場合は、管理者の判断を求めること。

イ 既設配管の耐圧試験

耐圧試験における水圧は1.75メガパスカルを原則とし、1分間当該水圧を加えた後、水漏れ等が生じないことを確認すること。

ウ 水質試験

直結給水方式への切替前において、法第20条第3項に規定する者による水質試験を実施し、水質基準を満たしていること確認すること。

なお、水質試験に係る採水方法は、毎分5リットルの流量で5分間流して捨て、その後15分間滞留させたのち採水したものとし、水質試験の試験項目は、味、臭気、色度及び濁度とする。ただし、管理者は、必要に応じてその他の試験項目を追加することができるものとする。

⑦ 指定工事業者は、上記⑥に掲げる確認事項を次の書類として取りまとめ、申込書兼設計書に添付して管理者に提出しなければならない。

ア 既設配管の材質確認書（申込書兼設計書により代用できるものとする。）

イ 水質試験成績証明書（法第20条第3項に規定する者が発行するもの）

ウ 誓約書（資料－1－2 2）

エ 増圧装置等の維持管理に係る誓約書（中高層建物直結給水施行基準「誓約書」（様式9号））

(6) 指定工事業者は、給水装置の工事に係る道路占用許可申請書等に添付する図面等を作成するに当たり、次の事項に留意すること。

① 分岐位置、掘削面積等については、第3章第1節「給水装置工事の基本計画」により決定すること。

② 復旧範囲及び舗装構成については、次のとおりとする。

ア 市道

道路占用工事に伴う路面復旧基準及び路面復旧における舗装構成図に基づき作成し、詳細については、道路管理者及び管理者と協議すること。

イ 国道及び県道

道路管理者及び管理者と協議すること。

ウ 河川及び急傾斜地

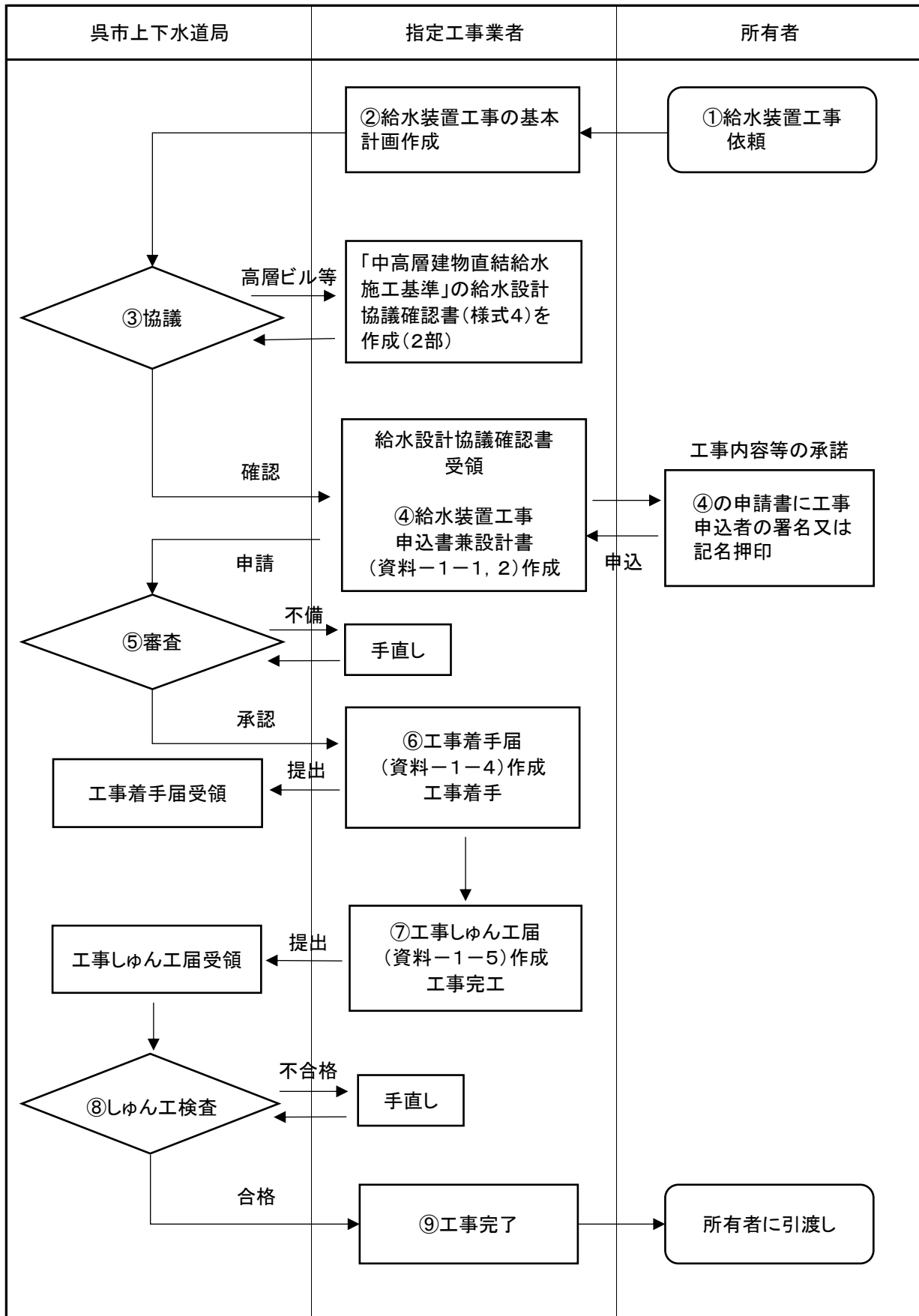
河川管理者，急傾斜地管理者及び管理者と協議すること。

(7) その他管理者が必要と認める書類を添付して申し込まなければならない。

※ 申込書兼設計書の作成は，第3章第5節「申込書兼設計書の作成」を参照

(8)

給水装置工事フロー図



第3節 分担金の算定、徴収及び還付

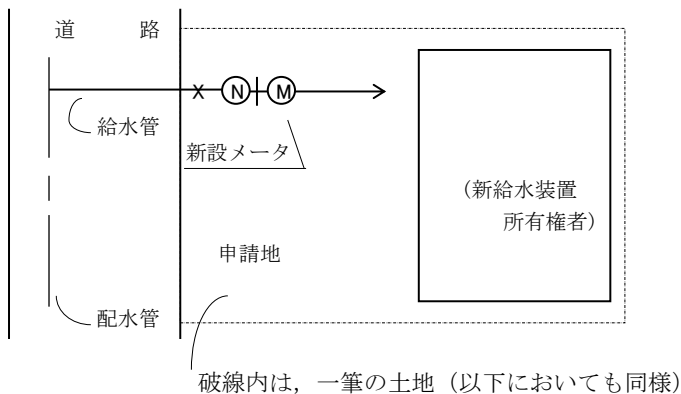
1 分担金の取扱い

基本事項

1	分担金は、給水装置を新設（工事その他一時的に設置する場合を除く。以下同じ。）し、又は改造（メータの口径を増径する場合に限る。以下同じ。）する者から徴収する。この場合において、改造する者から徴収する分担金は、新口径に係る分担金と旧口径に係る分担金との差額とする。 <p style="text-align: right;">（条例第38条の2第2項）</p>
2	アパートその他の集合住宅であって受水槽を設ける場合の分担金は、受水槽上流側に設置するメータの口径によって算定する。 <p style="text-align: right;">（施行規程第28条）</p>

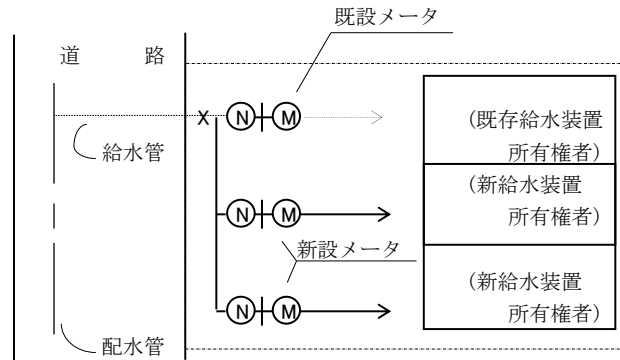
定 義	分担金は、給水装置の工事（臨時給水を除く新設工事又は口径変更を伴う改造工事）をしようとする者から、その設置メータ口径に係る額を徴収する。 また、一つの土地（建物）に所属する既存の給水装置所有権は、原則として他の土地（建物）に移転することはできない。ただし、一つの土地（建物）に所属する複数の給水装置所有権を有する土地を分筆するときはこの限りでない。
分担金の算定	条例第38条の2第2項に規定する分担金の算定は、次のとおり行うものとする。
新 設 工 事	条例第38条の2第2項に規定する給水装置の新設とは、次に例示するような水栓番号の設定を伴うメータを設置する場合をいい、当該分担金の算定は、次による。 ① 直結給水方式の場合 ア 新規に給水装置を設置する場合は、当該メータ口径に係る分担金を徴収する。

例 図-2-3-1



イ 現在、1個のメータで複数の使用者の水量を計量している場合で、既存のメータのほかに新たにメータを設置する場合は、新たに設置するメータ口径に係る分担金を徴収する。なお、この場合において、既存の給水装置所有権の存続移転等の手続は、工事申込者の責任において行うものとする。

例 図-2-3-2

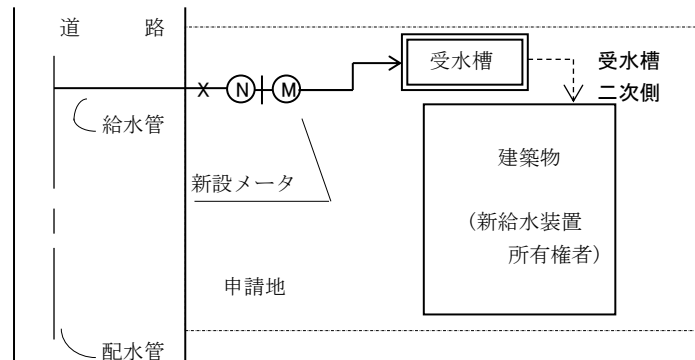


※ 新たに設置するメータ口径及び個数が、配水管分岐口径に比して量的に大となるときは、配水管分岐部分からの給水管の増径を行うこと。

② 受水槽給水方式の場合

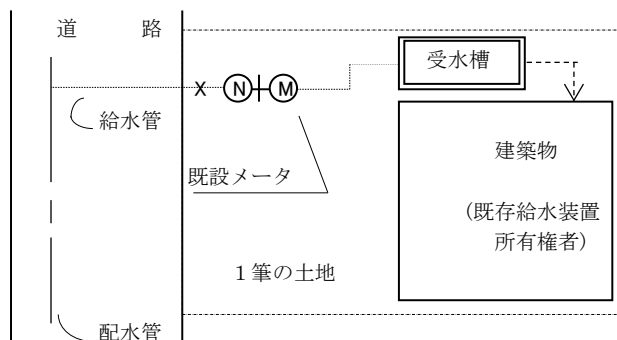
ア 新規受水槽上流側に設置するメータ口径に係る分担金を徴収する。

例 図-2-3-3

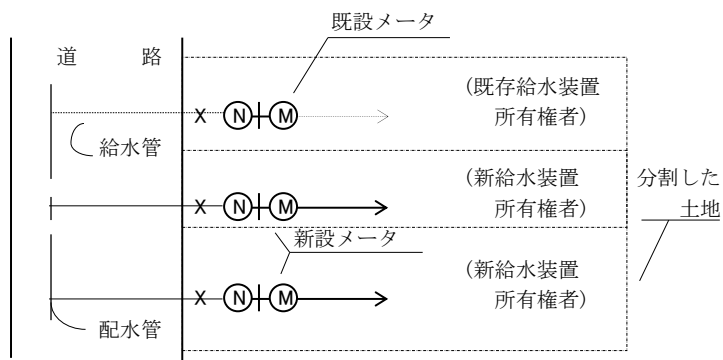


イ 集合住宅又は複合建物において建物を解体し、土地を分割した場合分割後において、既存給水装置所有権を有しない土地に、新たにメータを設置する場合には、新たに設置するメータ口径に係る分担金を徴収する。

例（分割前） 図-2-3-4-（1）



例（分割後） 図-2-3-4-（2）



③ 臨時給水工事で次に該当する場合

ア 工事用等に使用するために、一時的にメータを設置し、当該工事等が終了した後において、当該臨時給水を使用して新たにメータを設置するときは、当該メータ口径に係る分担金を徴収する。

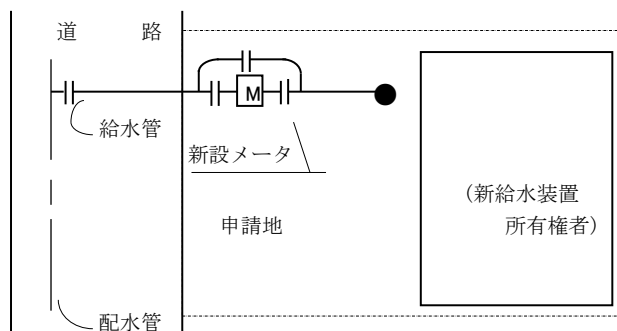
（図-2-3-1を参照）

イ 団地臨給（小規模団地臨給を含む。）による給水装置工事を完了した後において、当該団地臨給を使用して新たにメータを設置するときは、当該メータ口径に係る分担金を徴収する。（図-2-3-1を参照）

④ 私設消火栓を設置する場合

当該消火栓の上流側に設置するメータ口径に係る分担金を徴収する。

例 図-2-3-5



※ メータ口径は、φ75mm以上とする。（第8章「私設消火栓」を参照）

- ⑤ 私設共用給水装置を使用している者が専用給水装置を設置する場合は、専用給水装置のメータ口径に係る分担金を徴収する。（図－２－３－２を参照）
- ⑥ 給水装置所有権者が移転した場合に移転先で給水装置を新設する場合は、新設するメータ口径に係る分担金を徴収する。

条例第38条の2第2項に規定する改造は、次に例示する場合をいい、当該分担金の算定は、次による。

① 直結給水方式の場合

ア 既存の給水装置のメータ口径を増径する場合

増径後のメータ口径に係る分担金と増径前のメータ口径に係る分担金との差額を徴収する。

イ 給水装置所有権を分割する場合

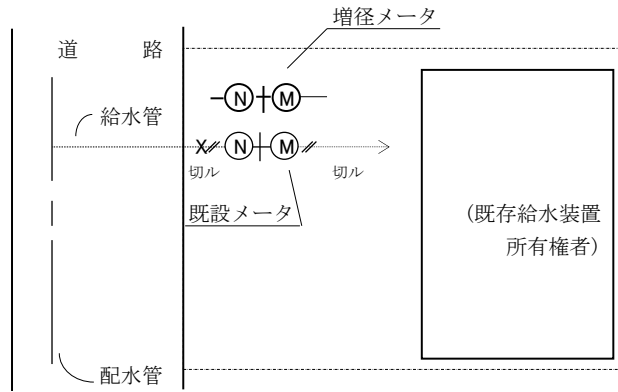
(ア) 給水装置所有権を有する土地における分担金の分割は、次の条件をすべて満たしている場合に認めるものとする。

- a 工事申込者と給水装置の所有者（分譲マンションにおいては、代表者その他管理を行う者）の名義が同一であること。
- b 全戸数分を対象として工事を申し込み、同時期に工事を行うこと。
- c 同一の土地であること。

この場合における分担金は、既存メータ口径に係る分担金と新たに設置するメータ口径に係る分担金の総額とを比較して、総額の方が大きい場合にはその差額分を徴収し、総額の方が小さい場合にはその差額分は還付しない。

(イ) 分割後のメータ口径を増径する場合は、増径前の口径に係る分担金と増径後の口径に係る分担金との差額を徴収する。

例 図-2-3-6

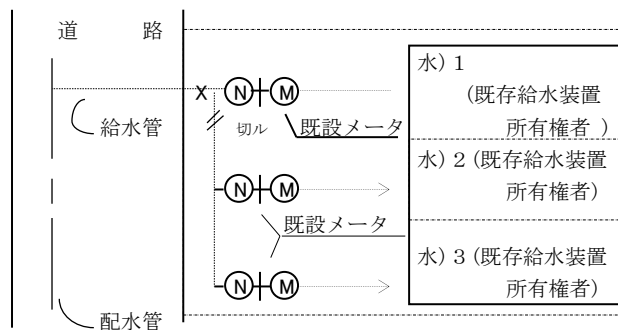


※ 配水管分岐口径が増径するメータ口径より小径のときは、配水管分岐部分からの給水管の増径を行うこと。

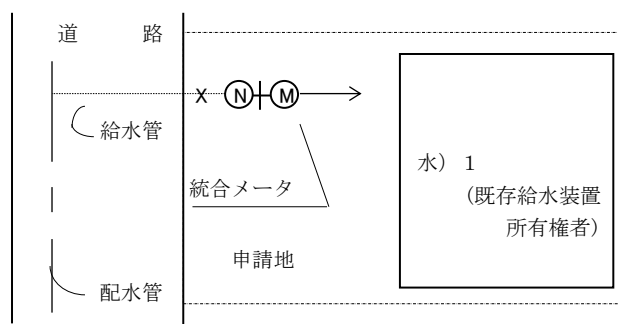
ウ 同一敷地内で複数の既存給水装置所有権を有する者が当該給水装置を統合して一つにする場合

新たに設置するメータ口径に係る分担金と統合されるメータ口径に係る分担金の総額とを比較して、新たに設置するメータ口径に係る分担金の額が大きい場合には、その差額を徴収する。なお、この場合において、給水装置の工事の申込みをする際には、申込書兼設計書の提出時に給水装置撤去工事申込書も添付し、統合されるメータ（給水装置所有権を含む。）は、すべて撤去しなければならない。

例（統合前） 図-2-3-7-（1）



例（統合後） 図-2-3-7-（2）



※ 配水管分岐口径が増径するメータ口径より小径のときは、配水管分岐部分からの給水管の増径を行うこと。

エ 土地を分割する場合

(ア) 給水装置所有権を有する土地を分割した場合における分担金の分割は、次の条件をすべて満たしている場合に認めるものとする。

- a 工事申込者と給水装置の所有者の名義が同一であること。
- b 全戸数分を対象として工事を申し込み、同時期に工事を行うこと。
- c 同一の土地であること。

この場合における分担金は、既存メータ口径に係る分担金と新たに設置するメータ口径に係る分担金の総額とを比較して、総額の方が大きい場合にはその差額分を徴収し、総額の方が小さい場合にはその差額分は還付しない。

(イ) 分割後のメータ口径を増径する場合は、増径前の口径に係る分担金と増径後の口径に係る分担金との差額を徴収する。

② 受水槽給水方式の場合

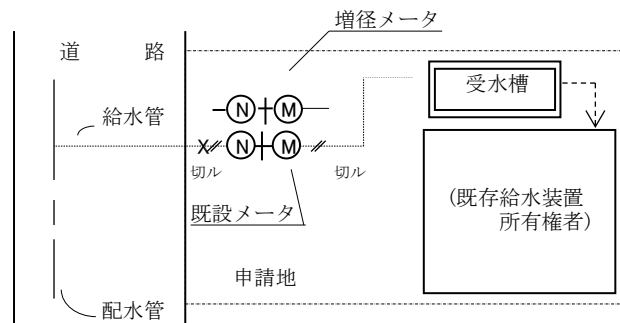
ア 既存の給水装置のメータ口径を増径する場合

増径後のメータ口径に係る分担金と増径前のメータ口径に係る分担金との差額を徴収する。

イ 既存の給水装置のメータ口径を減径する場合

余剰となる分担金は還付しないものとする。

例 図-2-3-9



※ 配水管分岐口径が増径するメータ口径より小径のときは、配水管分岐部分からの給水管の増径を行うこと。

③ 受水槽給水方式を直結給水方式に変更する場合

受水槽上流側に設置してある一括メータ（管理者が設置するメータ）に係る分担金の分割は、次の条件をすべて満たしている場合に認めるものとする。

ア 工事申込者と給水装置の所有者（分譲マンションにおいては、代表者その他管理を行う者）の名義が同一であること。

イ 全戸数分を対象として工事を申し込み、同時期に工事を行うこと。
なお、分譲マンションにおいては、所有者全員の意思が確認できる同意書を添付すること。

ウ 同一の土地又は既存の建築物であること。

この場合における分担金は、受水槽上流側に設置してある一括メータに係る分担金と新たに設置するメータ口径に係る分担金の総額とを比較して、総額の方が大きい場合にはその差額分を徴収し、総額の方が小さい場合にはその差額分は還付しない。

図-2-3-10-(1) 例 受水槽給水方式

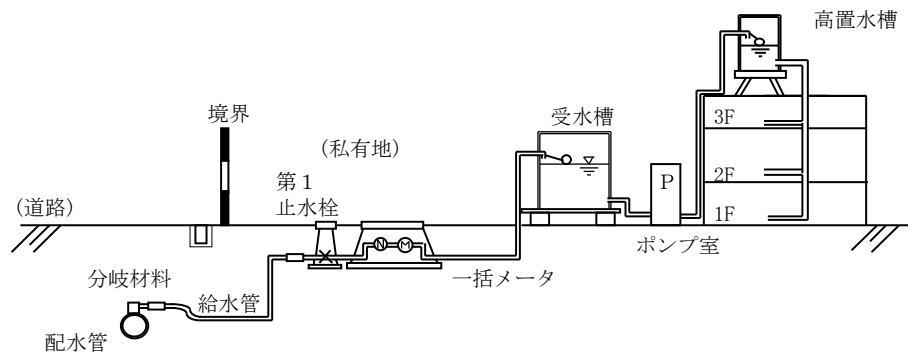
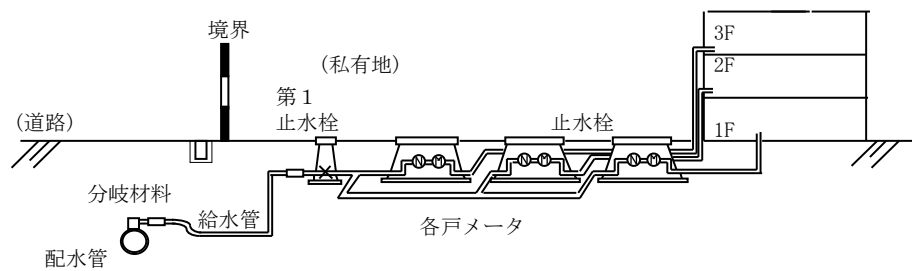


図-2-3-10-(2) 例 直結直圧給水方式に変更

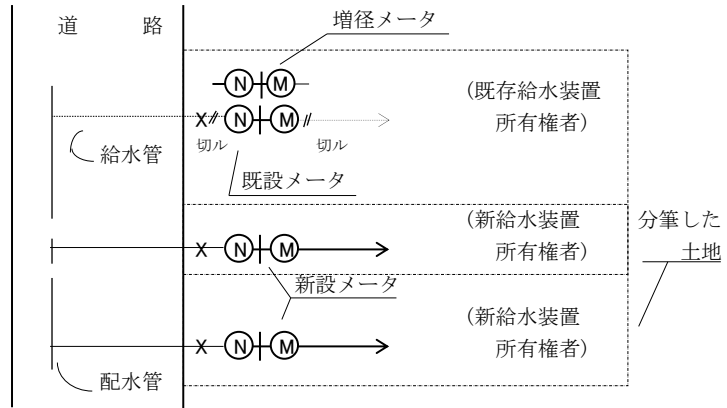


※ 新たに設置するメータ口径及び個数が、配水管分岐口径に比して水量的に大となるときは、配水管分岐部分からの給水管の増径を行うこと。

※ 当該改造工事による時の申込等については、第2章第2節「給水装置工事の申込み」を参照

- ④ 集合住宅又は複合建物において建物を解体し、土地を分割した場合
 分割後、既存給水装置所有権を有する土地において、新たにメータを設置する場合には、新たに設置するメータ口径に係る分担金と既存給水装置のメータに係る分担金とを比較して、新たに設置するメータ口径に係る分担金の方が大きい場合には、その差額を徴収する。

例 図-2-3-11

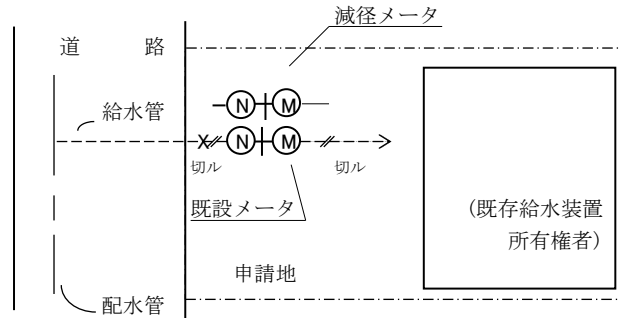


※ 配水管分岐口径が増径するメータ口径より小径のときは、配水管分岐部分からの増径を行うこと。

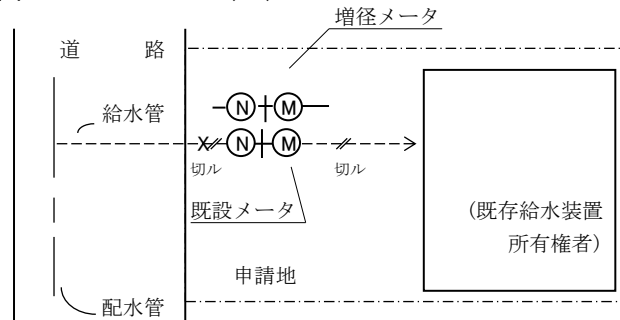
⑤ 既設メータ口径を減径した後に、再度増径する場合

減径した後のメータ口径に係る分担金と新たに増径しようとするメータ口径に係る分担金との差額を徴収する。

例 図-2-3-12-(1)



例 図-2-3-12-(2)

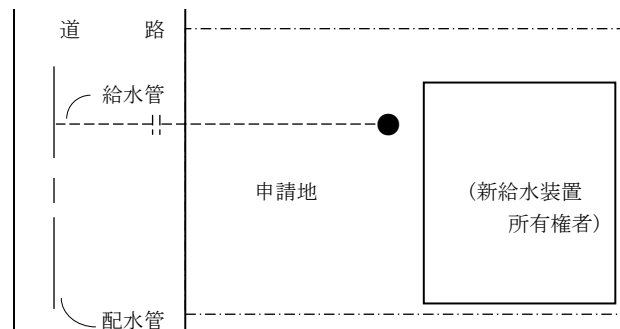


※ 配水管分岐口径が増径するメータ口径より小径のときは、配水管分岐部分からの増径を行うこと。

⑥ メータを設置していない私設消火栓にメータの設置を伴う改造を行う場合

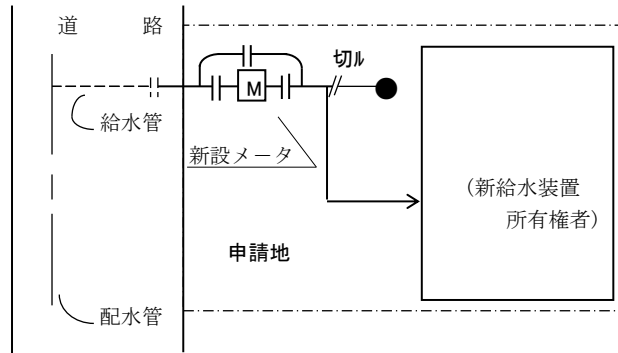
ア メータを設置していない私設消火栓は、引込管口径と同口径のメータを設置しているものとみなし、引込管口径に係る分担金と新たに設置するメータの口径とを比較して、新たに設置するメータの口径に係る分担金が多い場合には、その差額を徴収する。なお、新たに設置するメータ口径に係る分担金額が引込口径に係る分担金額より小のときにおいても、その差額は還付しない。

例 (メータ未設置) 図-2-3-13-(1)



イ 過去においてメータを設置していない私設消火栓を撤去し、又は当該給水管から分岐して給水装置を設置する場合は、新たに設置するメータ口径に係る分担金を徴収する。

図-2-3-13-(2)



※ メータ口径は、 $\phi 75\text{mm}$ 以上とする。

工事負担金納入済に対する算定

焼山地区における工事負担金

焼山地区において工事負担金納入済の土地に対する分担金は、次のとおり取り扱う。

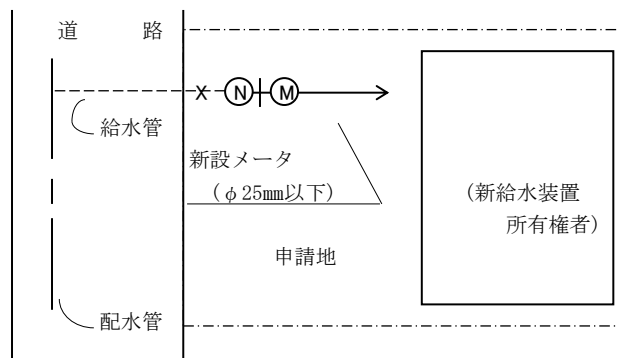
① 分担金を徴収しない場合

ア 工事負担金納入済の土地については、1区画に口径25ミリメートルの給水装置所有権を有するものとし、口径25ミリメートル以下のメータを新たに設置する場合は、分担金を徴収しないものとする。

イ 口径25ミリメートルを超えない範囲内で、既存のメータ口径を変更する場合は、分担金を徴収しないものとする。

ウ 既存のメータ以外に新たに複数のメータを設置する場合で、新たに設置するメータ口径ごとに係る分担金の総額と既存のメータ口径に係る分担金の総額が、口径25ミリメートルの分担金相当額に満たない場合は、分担金を徴収しないものとする。

例 (メータ口径 $\phi 25\text{mm}$ 以下を新設) 図-2-3-15



② 分担金を徴収する場合

ア 口径25ミリメートルを超えて、既存のメータを増径する場合に限り、新たに設置するメータと口径25ミリメートルの分担金相当額との差額を徴収する。

イ 既存のメータ以外に新たに複数のメータを設置する場合で、新たに設置するメータ口径ごとに係る分担金の総額と既存のメータ口径に係る分担金の総額が、口径25ミリメートルの分担金相当額を超える場合は、その差額を徴収する。

なお、新たに設置するメータ口径及び個数が、配水管分岐口径の規定水量以上になる場合は、配水管分岐部分から給水管の増径を行うこととし、当該使用引込管以外の引込管は、撤去するものとする。

③ メータ口径の変更及びメータの増設は、該当する給水装置所有者と水栓番号等を確認の上、行うものとし、前2号に規定する焼山地区における分担金の取扱いは、1回に限り適用できるものとし、余剰となる分担金は、還付しないものとする。

④ 工事負担金納入済の土地に対して新設工事を起こした後、当該給水装置を撤去した場合は、工事負担金納入済の土地における給水装置所有権は、消滅したものとする。

そ の 他

特別な理由により前記の基準によることができない場合は、管理者と協議しなければならない。

2 分担金の徴収方法等

基本事項

- 1 分担金は、納入通知書の方法により給水装置の新設又は改造の工事に着手する際に徴収する。
ただし、管理者が特に必要と認めた場合は、この限りでない。
(条例第38条の3第1項)
- 2 既納の分担金は、管理者が別に定める場合を除くほかは還付しない。
(条例第38条の3第2項)
- 3 条例第38条の3第2項の規定による管理者が別に定める場合とは、次の各号いずれかに該当する場合とする。
 - (1) 分担金を納付した後において、給水装置の新設又は改造の工事を取り消したとき。
 - (2) 増径のための改造工事に関わる分担金を納付した後において、設計変更によって増径を必要としなくなったとき又は増径する口径を減径するとき。
(施行規程第28条の2)

分担金の徴収

分担金は、管理者が特に認めた場合を除き、給水装置の工事のうち新設又は改造(メータ口径の増径)工事に着手する際に徴収する。

表-2-3-1 口径別分担金表(消費税を含まず。)

メータ口径	分担金額(円)
φ 13mm	50,000
φ 20mm	120,000
φ 25mm	180,000
φ 40mm	600,000
φ 50mm	1,080,000
φ 75mm	3,000,000
φ 100mm	6,000,000
φ 150mm	16,200,000
φ 200mm以上	管理者が別に定める。

分担金の還付

分担金の還付は、次の場合に行う。

- (1) 分担金納付後に給水装置工事(新設又は改造)を取り消した場合
- (2) 分担金納付後、設計変更によりメータ口径の増径を必要としなくなった場合又は増径する範囲内でメータ口径を減径する場合

第4節 工事費の負担、算出及び予納

1 工事費の負担及び算出

基本事項

- | |
|--|
| <p>1 給水装置の工事に要する費用は、当該給水装置の工事申込者の負担とする。
(条例第6条)</p> <p>2 管理者が行う給水装置の工事の費用の額は、次の合計額とする。
(1) 材料費
(2) 労力費
(3) 道路復旧費
(4) 諸経費
(条例第11条第1項)</p> <p>3 前項各号に定めるもののほか、特別の費用を必要とするときは、その費用を加算する。
(条例第11条第2項)</p> <p>4 前2項に規定する工事費の算出に関して必要な事項は、管理者が別に定める。
(条例第11条第3項)</p> |
|--|

費用負担 給水装置は、個人財産であるので、当該給水装置の工事（新設、改造、修繕又は撤去）に係る費用は、当該給水装置の工事申込者がすべて負担するものである。

工事費の出算 管理者が施行する部分の工事費の種類及びその算出は、次による。

(1) 材料費
管理者が支給する給水管分岐材料費で、当該工事に使用する材料の数量に管理者が別に定める材料単価額を乗じて算出する。

(2) 労力費
管理者が施行する作業に要する費用であり、労力費の算出歩数に配管工及び土工の賃金額を乗じて算出する。なお、労力算出歩数、配管工及び土工の金額は、管理者が別に定める。

(3) 道路復旧費
管理者が行う道路舗装復旧費で、管理者が定める単価額に数量を乗じて算出する。

(4) 諸経費
① 占用等にかかわる申請経費で、管理者が別に定めるところによる。
② 設計費、損料その他の経費で、管理者が別に定めるところによる。

(5) その他

これらの費用のほか特別の費用を必要とするときは、その費用を加算する。

なお、費用算出に関して必要な事項は、管理者が別に定める。

以上、工事費は、これらの合計金額に消費税率を乗じた額とする。

2 手数料

基本事項

1 指定を受けようとする者又は設計審査若しくはしゅん工検査を受けようとする者は、条例第39条第1項に規定する手数料を次に掲げるところにより納付しなければならない。

(1) 指定を受けようとする者は、当該申請を行うとき。

(2) 条例第7条第2項に規定する設計審査を受け、これに合格した者は、工事着手届を提出するとき。

(3) 条例第7条第2項に規定するしゅん工検査を受けようとする者は、しゅん工届を提出するとき。

(指定業者規程第16条)

2 既納の手数料は、還付しない。

(条例第39条第2項)

手数料 1 手数料は、次の種類を申込者から徴収することとし、既納の手数料は還付しない。

(1) 呉市指定給水装置工事事業者指定手数料

管理者が指定工事事業者を指定するときに申込者より徴収する手数料であり、管理者が別に定めるところによる。

(2) 設計審査手数料

設計審査手数料は、給水装置工事の適正を確保するため、その使用材料、施行等が法令、条例等の基準に適合していることを確認するために管理者が行う設計審査に係る費用で、工事の種類、内容による設計審査手数料は、次による。なお、設計審査手数料は、工事着手届提出時に納入することとし、既納の手数料は、還付しない。

① 工事申込みのうち、給水管を使用しないで給水栓、弁類等の給水用具のみを使用するときは、使用する給水用具の最大口径に係る額

② 凍結防止（不凍結剤挿入）のために給水管を増径するときは、当該増径部分を除いた使用材料の最大口径に係る額

③ 団地臨給工事においては、引込形態数に管理者の定める額を乗じて算出した額。ただし、引込口径が異なる場合は、口径別及び引込形態別に算出（第6章「団地臨給工事」を参照）。

- ④ 臨時給水工事においては、給水装置工事件数ごとに当該工事使用材料のうち最大口径に係る額（第5章「臨時給水工事」及び第7章「小規模団地臨給工事」を参照）。
- ⑤ 私設消火栓設置工事においては、工事申込みにおける使用材料のうち最大口径に係る額（第8章「私設消火栓」を参照）。
- ⑥ 受水槽給水方式による工事においては、工事申込みにおける受水槽上流側使用材料最大口径に係る額（第9章「受水槽の設置」を参照）。
- ⑦ 受水槽給水方式を直結給水方式に変更する場合には、各申込書兼設計書の使用最大口径に係る額
- ⑧ 給水装置工事の設計変更においては、変更申込み1件につき、その使用最大口径に係る額。なお、団地臨給工事の設計変更に対しては、③に準ずる。

(3) しゅん工検査手数料

しゅん工検査手数料は、指定工事業者が施行した給水装置の工事が、法、条例等に基づき適正に施行されているかの確認のため、工事場所において行う検査に係る費用であり、工事しゅん工届提出時に納入すること。

その額の決定は、設計審査手数料に準ずる。ただし、団地臨給工事においては、引込個数に管理者の定める各引込使用最大口径に係る額を乗じた額とする。（第6章「団地臨給工事」を参照）

表-2-4-1 手数料表

種類	種別	金額
呉市指定給水装置工事事業者指定手数料	1件につき	10,000円
呉市指定給水装置工事事業者指定更新手数料	1件につき	10,000円
設計審査手数料	13mm, 20mm及び25mmの口径のもの1件につき	2,000円
	40mm及び50mmの口径のもの1件につき	5,000円
	75mm以上の口径のもの1件につき	9,000円
しゅん工検査手数料	13mm, 20mm及び25mmの口径のもの1件につき	2,000円
	40mm及び50mmの口径のもの1件につき	5,000円
	75mm以上の口径のもの1件につき	9,000円

3 工事費の予納

基本事項

給水装置の工事申込者は、設計によって算出した工事費のうち、管理者が施行する部分の工事費を予納しなければならない。ただし、管理者がその必要がないと認めた工事については、この限りでない。

(条例第12条)

工事費の予納

給水装置工事の申込者は、管理者がその必要がないと認める場合を除いて、管理者の施行する部分の工事費を予納しなければならない。

4 工事の設計変更

基本事項

管理者又は指定工事業者が設計を行った後において、工事申込者の都合により全部又は一部に変更の必要があるときは、あらかじめその旨を管理者に届け出てその承認を受けなければならない。

(条例第9条)

設計変更

- 1 給水装置の工事申込後において、その工事内容を変更しようとするときは、変更理由を記載した給水装置工事設計変更申請書に変更する申込書兼設計書を添付して管理者に届け出なければならない。(第11章「届出の義務」を参照)
管理者は、申請書が提出されたときは、発生事項に基づき新たに設計審査及びしゅん工検査を行う。
- 2 設計変更は、次の場合に行う。
給水装置工事申込後に、次の理由によりその設置メータ口径に変更が生じた場合。(第2章第3節「分担金の算定、徴収及び還付」を参照)
 - ① 設置給水栓数が管理者の定めるメータ口径別規定給水栓数以上となったとき。(第3章第3節「設計使用水量及びメータ口径の決定」を参照)
 - ② 申込者の都合によりメータ口径を増径又は減径するとき。
 - ③ 申込者の都合により配水管からの分岐位置又は分岐口径が変更となったとき。なお、団地臨給工事及び小規模団地臨給工事において、土地(区画)数の変更に伴い配水管からの分岐数及び分岐口径に変更があったときも同様とする。

5 工事の取消し

基本事項

条例第12条の規定による工事費の予納は，納入通知書を発した日から7日以内にこれを納付しないときは，工事の申込みを取り消したものとみなす。

(施行規程第9条)

工事の取消し

給水装置の工事の取消しは，次の場合による。

- (1) 当該工事に係る工事費（管理者が施行する部分の工事費）を納入通知書を発した日から7日以内に納入しないとき。
- (2) 管理者に対して給水装置の工事の申込みがなされた後に，工事申込者の都合によりその全てを取り消したとき。このとき，取消しを行おうとする者は，速やかに管理者に届け出なければならない。

6 工事費の精算

基本事項

条例第12条第1項の規定により予納された工事費は，給水装置の工事しゅん工後に精算する。

(条例第12条第2項)

精算

管理者は，管理者が施行する部分の工事費に変更が生じたときは，当該工事しゅん工後に精算（追徴又は還付）を行う。なお，精算は，次の場合に行う。

- (1) 工事申込後に管理者の行う設計に変更が生じたとき。
- (2) 工事申込後に工事の取消しをしたとき。
- (3) 工事の設計変更を行ったとき。

第5節 給水装置工事の着手

給水装置工事の着手

基本事項

1 指定工事業者は、条例第5条の規定により給水装置の工事に係る管理者の承認を受けようとするときは、管理者が別に定める様式の給水装置工事申込書兼設計書を提出し、条例第7条第2項に規定する設計審査を受けなければならない。当該承認を得た後でなければ、当該工事に着手することができない。

(指定業者規程第14条第1項)

2 指定工事業者は、工事に着手しようとするときは、あらかじめ管理者に工事着手届を提出しなければならない。

(指定業者規程第14条第2項)

工 事 着 手 1 指定工事業者は、申込書兼設計書を管理者に提出し、その設計審査を受けた後、工事着手届を提出して工事に着手しなければならない。その手順は、次による。
ただし、給水装置の軽微な変更（規則第13条）については、この限りでない。

(1) 給水装置の工事申込み

① 申込書兼設計書

② その他管理者が必要と認めた関係書類

(2) 管理者による設計審査

(3) 給水装置工事着手届提出

(4) 工事費、分担金、設計審査手数料の予納

(5) 関係書類の受取り（配水管分岐工事の場合）

(6) 施行日時決定、分岐材料の確認及び受取り（配水管分岐工事の場合）

なお、施行日時に変更が生じたときは、速やかに管理者に連絡し、改めて施行日時を協議し、決定すること。

2 小規模団地臨給工事及び受水槽給水方式を直結直圧給水方式とするときの工事の着手は、全ての申込工事を同時に行うこととし、申込工事ごとに着手届を提出する。

第6節 給水装置工事の施行

工事の施行

基本事項

- 1 給水装置の工事は、管理者又は法第16条の2第1項の規定により管理者が指定した呉市指定給水装置工事事業者が行う。

(条例第7条第1項)

- 2 前条第1項の規定にかかわらず、災害その他非常の場合において、管理者は、他の市町村長（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第7条の規定により置かれた水道事業の管理者を含む。以下この条において同じ。）又は他の市町村長が法第16条の2第1項の指定をした者（以下この条においてこれらの者を「非常時給水装置工事事業者」という。）に給水装置の工事を行わせることができる。この場合において、非常時給水装置工事事業者が行う給水装置の工事については、指定工事事業者が行う給水装置の工事とみなしてこの条例の規定を適用する。

(条例第7条の2)

- 3 条例第7条第1項の規定により、指定工事事業者が設計及び施行することができる給水装置の工事の範囲は、配水管及び小口径（口径50ミリメートル以下）の配水管の分岐点以下の部分とする。

(施行規程第6条)

工事の施行 1 給水装置工事は、その使用材料及び工法によって水道施設の管理や公衆衛生に重大な影響を及ぼすなど、水道事業の運営に密接に関係しているものである。

したがって、給水の適正を保持するため、給水装置の設計及び施行に関して適正な運営ができる者と管理者が認めた指定工事事業者（法第16条の2第1項の規定により指定）が施行するものでなければならない。

- 2 災害その他非常の場合において、管理者は、他の市町村長又は他の市町村長が法第16条の2第1項の指定をした者に給水装置の工事を行わせることができる。

工事の範囲 指定工事事業者が設計及び施行する給水装置の工事の範囲は、管理者の布設した配水管（口径50ミリメートル以下の小口径配水管を含む。）から分岐した末端給水装置までの一連の部分とする。

連絡義務 配水管からの分岐及び撤去工事並びに配水管を断水する必要があるときは、管理者に対して事前に報告を行うこと。

また、施行完了後、工事施行中において何らかの事故等が発生したときも同様とする。

第 3 章 給水装置工事の設計及び施行

第3章 給水装置工事の設計及び施行

第1節 給水装置工事の基本計画

給水装置の基本計画

基本事項

給水装置の基本計画は、基本調査、給水方式の決定、計画使用水量の決定、給水管口径決定、メータ口径決定等給水装置にとって、最も基本的な事項を決定する極めて重要な計画であるため、慎重かつ詳細に行わなければならない。

基本調査

給水装置工事の施行に際しては、工事内容を十分に把握した上で、事前協議、現場調査等を行い、法、条例等に照らし合わせて基本計画を策定し、その計画に基づいて施行にとりかかる。なお、基本調査項目及び内容は、次による。

表-3-1-1 基本調査項目及び内容

調 査 項 目	調 査 内 容
工 事 場 所	工事場所の確認（番地又は地番）
使用水量（使用用途）	建築物使用目的、建築物使用規模、使用人員、給水装置設置数等必要事項の確認
既設給水装置の有無	在来所有権の有無（設置場所、状況、形態、給水装置図面の確認等）及び給水装置所有者の確認
メータ口径及び給水管口径決定協議	使用用途、使用水量等によるメータ口径及び給水管口径の決定のための協議
配 管 概 要	給水装置工事の規模、設置位置の確認、給水器具の種類等
配水管布設状況	分岐配水管の口径、管種、布設位置、既存水圧等
分岐方法	分岐工法、材料、布設方法等
地下埋設物協議	工事場所における他の埋設物の規模、数量及び埋設位置の確認
道 路 状 況	工事道路の種別、幅員、舗装形態及び復旧形態並びに交通量、迂回路の有無等
工事施行日時決定	工事施行時間（昼、夜）、関連工事との調整等
給水方式の決定	給水方式（直結直圧、受水槽）の協議及び決定
利害関係人、添付書類提出の確認、建築内容確認	利害関係人の有無並びに同意書、誓約書、確約書等提出の必要性の確認、建築確認内容の把握等
工事施行場所の環境	工事施行場所付近住民に対する工事内容の周知

協 議 1 給水装置工事を施行する際には、管理者との間で条例、規程等に基づく協議を十分に行うとともに、各関係機関との協議を行った上でその工事場所に適した施行計画を立てる。

2 主任技術者は、協議の過程において決定した事項を給水装置の工事申込者に説明し、その理解を得た上で施行計画に取りかかる。

施 行 計 画 施行計画に当たっての給水装置用具及び機材選定に関しては、調査及び協議の結果に基づいて、経済的かつ能率的な施行計画を立てる。

(1) 使用水量及び給水管口径又は給水方式の決定に際しては、その建築物の規模、使用目的、使用人員、設置給水器具等の細部までを調査した上、管理者と協議して決定する。

(2) 給水用具は、令第6条に定める構造及び材質の基準に定められた性能基準に適合した用具の中から使用目的に適した用具を選定する。

(3) 上記(2)の性能基準に適合した用具以外の製品の使用を工事申込者から要望されたときは、その製品を使用できない旨を工事申込者に明確に説明をし、理解を得た上で再度、使用用具を決定する。

(4) 配水管から分岐してメータまでの工法及び使用材料については、管理者の指定するものによること。なお、関係機関から指示がある場合は、その指示に従った施行計画を立てる。

(5) 既設給水装置の有無、所有者の確認等の基本的な事項は、工事申込後に問題が生じないように十分な調査を行う。

(6) 現場の周辺状況、交通状況、道路形態等の調査を十分に行った上、状況に適した工法、施行時間、保安施設等の機械器具、人員等の配置計画を立てる。

(7) 工事申込みに際し、同意書、誓約書等届出の必要の有無に関して調査し、必要に応じ、全ての利害関係者との調整を行う。

第2節 給水方式の制約及び種類

給水方式の制約及び種類

基本事項

- 1 給水管の口径等に比して著しく多量の水を一時に使用する箇所及び管理者が必要と認める箇所には、受水槽を設置しなければならない。

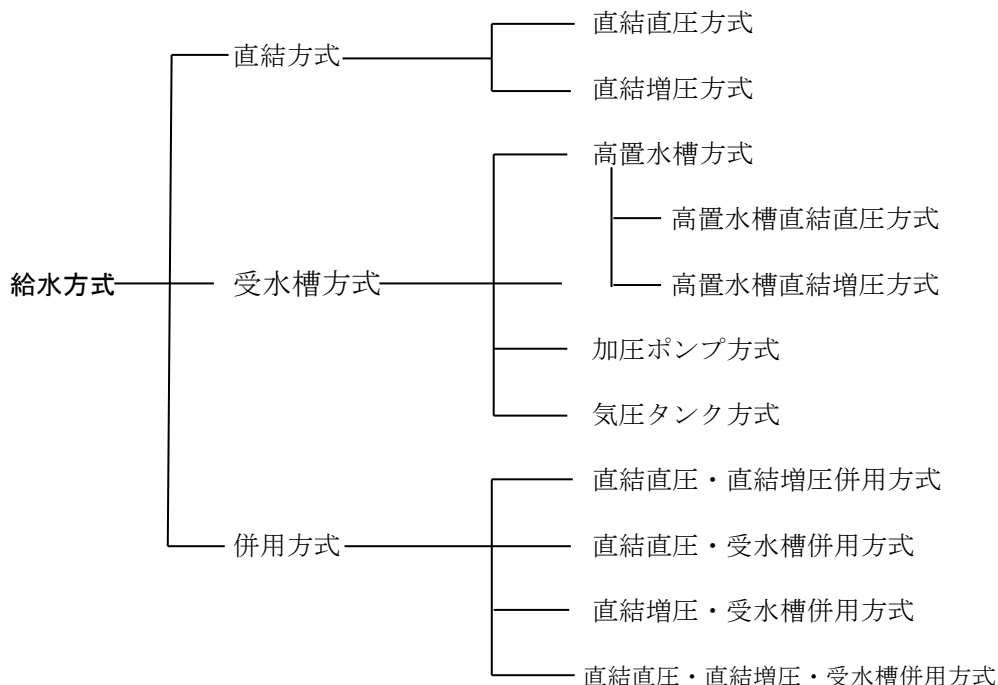
(施行規程第29条第2項第5号)

給水方式の制約

配水管から分岐して各土地へ引き込む給水管は、施行規程第29条第2項第8号の規定により1箇所のみとし、1敷地内に1水系のみによる分岐とする。ただし、病院のように災害その他の緊急時においても最低限の水道の供給が必要と管理者が認めるときは、この限りでない。この場合の施行方法は、管理者の指示によること。

給水方式の種類

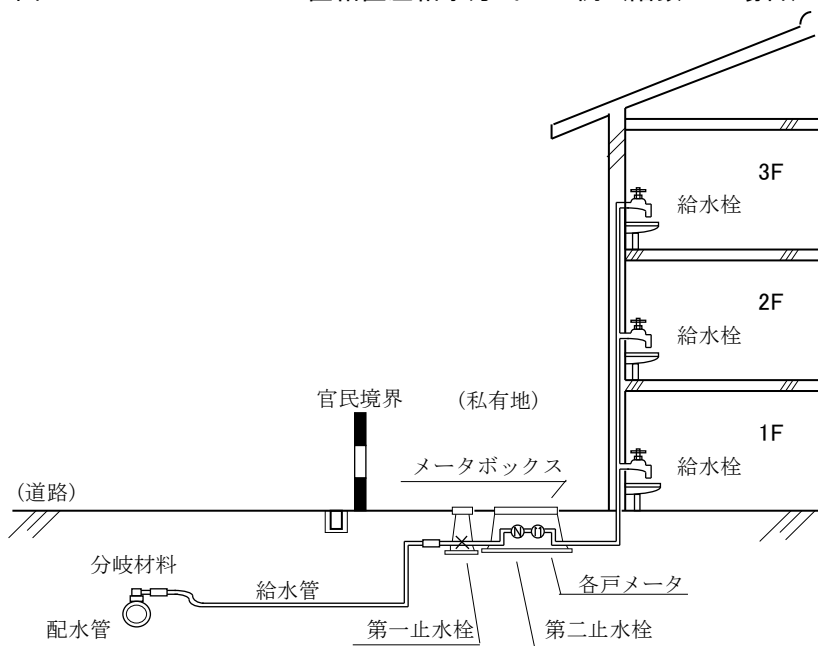
給水方式の決定に当たっては、使用目的、給水高、配水管最小動水圧、所要水量、維持管理面等を考慮すること。



直結直圧
給水方式

配水管の水圧を利用して末端給水栓まで直接給水する方式をいう。

図-3-2-1 直結直圧給水方式の一例（階数3の場合）



直結増圧
給水方式

給水管の途中に設置した増圧装置によって、給水する方式をいう。

高置水槽
直結直圧
給水方式

受水槽方式で給水している既設建物で、直結給水に切り替えることができない場合に、配水管の水圧のみを利用して直接高置水槽に貯水し、給水する方式をいう。

高置水槽
直結増圧
給水方式

受水槽方式で給水している既設建物で、直結給水に切り替えることができない場合に、給水管の途中に設置した増圧装置によって高置水槽に貯水し、給水する方式をいう。

受水槽
給水方式

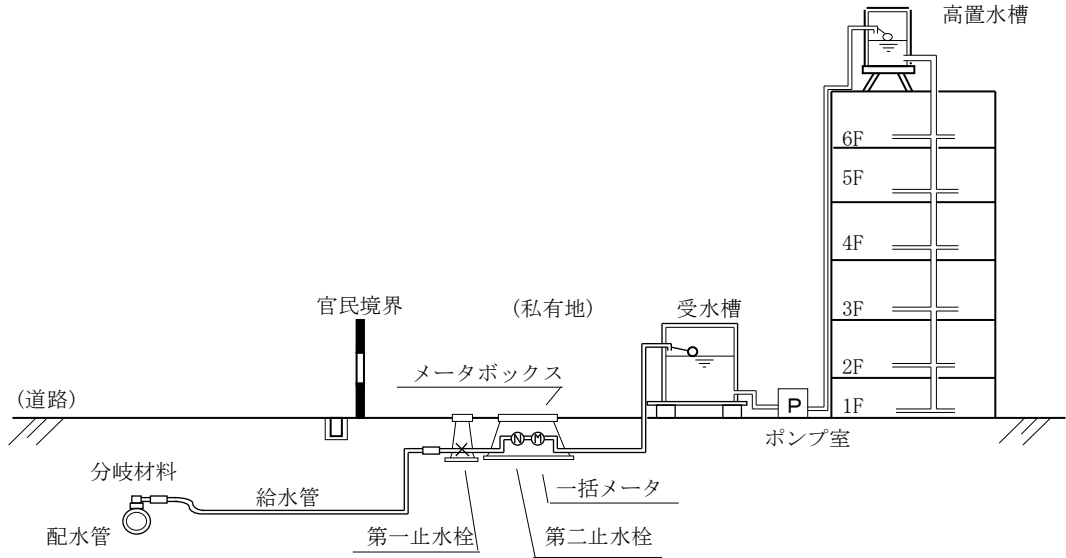
管理者の布設した配水管より分岐した水道をいったん受水槽に貯水して給水する方式で、次の種類による。なお、受水槽の設置及び給水用具については、第9章「受水槽の設置」を参照

(1) 高置水槽給水方式

受水槽に貯水した水を揚水ポンプにより高置水槽に入れ、高置水槽の高さを利用した流下圧によって給水する方式である。

図-3-2-2

受水槽給水方式（高置水槽設置）の一例

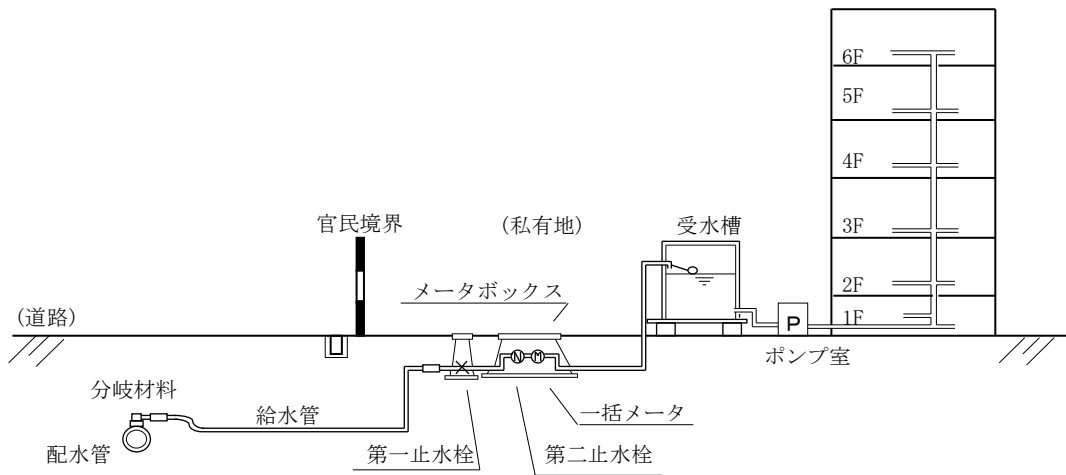


(2) 加圧ポンプ給水方式

受水槽に貯水した水を揚水ポンプの揚水圧力を利用して給水する方式である。

図-3-2-3

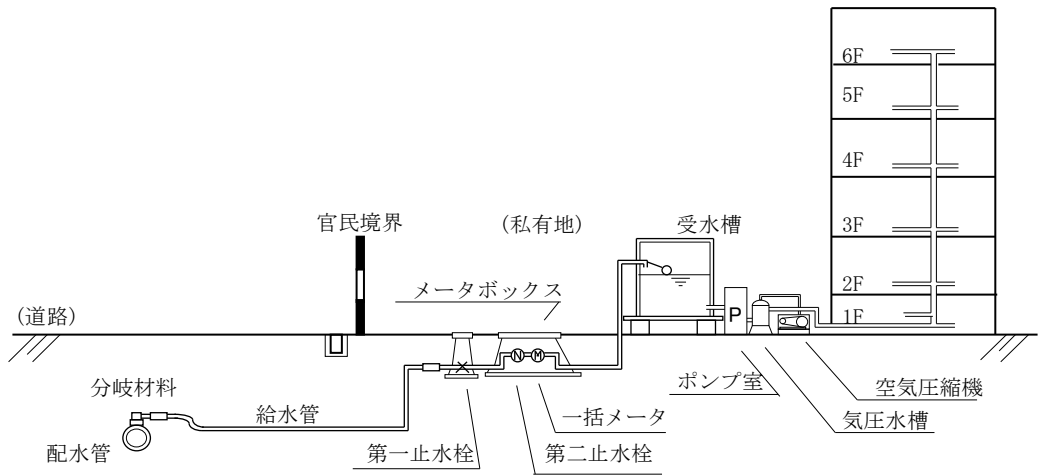
受水槽給水方式（加圧ポンプ）の一例



(3) 気圧タンク給水方式

受水槽に貯水した水を気圧タンクの気圧により圧送して給水する方式である。

図-3-2-4 受水槽給水方式（気圧タンク）の一例



併用方式 一つの建物で、直結直圧方式、直結増圧方式及び受水槽方式の各給水方式を併用する方式をいう。

第3節 計画使用水量及びメータ口径の決定

計画使用水量の決定

基本事項

給水装置の工事における設計水量及びメータ口径の設定基準については、管理者が別に定める。
(施行規程第29条第2項第7号)

計画使用水量

計画使用水量は、給水管口径、受水槽容量の決定等給水装置系統の主要諸元を計画する際の基礎となるもので、算定に当たっては、用途、使用人員、水栓数等を考慮すること。

(1) 計画使用水量

給水装置に給水される水量をいい、用途、使用人員、給水栓数、設置器具等を考慮して決定する。

(2) 同時使用水量

給水装置内に設置されている複数の給水用具を同時使用する際に、その給水装置内を流れる水量をいう。一般的に計画使用水量は、同時使用水量から求める。

(3) 計画一日使用水量

給水装置に給水される1日当たりの水量をいい、受水槽給水方式の場合の受水槽容量の決定に用いる。

直結直圧給水方式

直結直圧給水方式の計画使用水量の決定

(1) 一般住宅（戸建て）用同時使用水量の算出

① 同時使用器具を設定する算出方法

任意に設定した同時使用給水用具の吐水量を加算して決定する。ただし、学校や駅の手洗所のように同時使用率の極めて高い場合は、用具ごとに表-3-3-2を適用して合算する。

また、表-3-3-3は、給水用具の種類にかかわらず吐水量をその口径によって一律に標準の使用水量として扱う方法である。

表-3-3-1 同時使用水栓数及び設計水量

給水栓数 (栓)	同時使用 水栓数 (栓)	同時使用率を考慮し た設計水量(ℓ/min)
1	1	12
2～7	2	24
8～10	3	36
11～15	4	48
16～20	5	60
21～25	5.5	66

※ 上記の水量は、口径13mmの給水栓によるものであり、20mm及び25mmの給水栓においては、別途計算する。

表-3-3-2 給水用具(用途)別使用水量

用具 (用途)	使用水量 (ℓ/min)	対応する給水栓 の口径 (mm)	備考
台所流し	12～40	13～20	
洗濯流し	12～40	13～20	
洗面器	8～15	13	
浴槽 (和式)	20～40	13～20	
浴槽 (洋式)	30～60	20～25	
シャワー	8～15	13	
小便器 (洗浄水槽)	12～20	13	
小便器 (洗浄弁)	15～30	13	1回 (4～6秒) の吐出量2～3ℓ
小便器 (洗浄水栓)	8～15	13	
大便器 (洗浄水槽)	12～20	13	
大便器 (洗浄弁)	70～130	25	1回 (8～12秒) の吐出量 13.5～16.5ℓ
手洗器	5～10	13	
散水	15～40	13～20	
洗車	35～65	20～25	業務用
ガス瞬間湯沸器3～5号	3～5	13	炊事用
ガス瞬間湯沸器6～10号	6～10	13～20	シャワー浴室用
シングルバー湯水混合水栓	13～15	13	
壁付ハンドシャワー付湯水混合水栓	13～24	13	
サーモスタット付湯水混合水栓	15～22	13	
湯水混合水栓	20～40	13	
泡沫給水栓	8～12	13	

表-3-3-3 給水栓の口径別標準使用水量

給水栓口径 (mm)	13	20	25
標準使用水量(ℓ/min)	12	40	65

② 標準化した同時使用水量による算出方法

$$Q = (Q_1/n) \times X$$

ここに Q : 同時使用水量
 Q₁ : 給水用具の全使用水量
 n : 給水用具総数
 X : 同時使用水量比

表-3-3-4 給水用具数と同時使用水量比

総給水用具数	1	2	3	4	5	6	7
同時使用水量比	1.0	1.4	1.7	2.0	2.2	2.4	2.6
総給水用具数	8	9	10	15	20	30	
同時使用水量比	2.8	2.9	3.0	3.5	4.0	5.0	

(2) 集合住宅及び給水主管等における同時使用水量は、次のいずれかの方法により算出する。ただし、1戸の水量については、24ℓ/分（ワンルームマンション、1K及び1DKについては16ℓ/分）としてよい。

- ① 優良住宅部品認定基準（BL認定基準）による方法
- ② 器具給水負荷単位による方法
- ③ 各戸水量と同時使用戸数率による方法
- ④ 器具別使用水量と同時使用水栓率による方法

各戸の使用水量と給水戸数の同時使用率による方法

表-3-3-5 給水戸数と同時使用戸数率

戸数 (戸)	同時使用戸数率 (%)	戸数 (戸)	同時使用戸数率 (%)
1～3	100	31～40	65
4～10	90	41～60	60
11～20	80	61～80	55
21～30	70	81～100以上	50

例) 優良住宅部品認定基準（BL認定基準）による方法

$$10戸未満 \quad Q = 4.2 N^{0.33}$$

$$10戸以上600戸未満 \quad Q = 1.9 N^{0.67}$$

Q : 同時使用水量
 N : 戸数

(3) 事務所ビル等一定規模以上の給水用具を有する場合の同時使用水量の算出

- ① 器具給水負荷単位による方法

各種給水用具の負荷単位に給水用具数を乗じたものを累計して、同時使用水量図により算出

- ② 器具別使用水量と同時使用水栓率による方法

表-3-3-6

器具給水負荷単位表

器具名	水栓	口径 (mm)	器具給水負荷単位		備考
			個人用又は 私室用	公衆用又は 事業用	
大便器	洗浄弁	25	6	8	注1, 注2
	洗浄タンク (ボールタップ)	13	2	3	
小便器	洗浄弁	13	1.5	5	
	洗浄タンク (ボールタップ)	13	—	3	
洗面器	給水栓, 混合水栓, シャワー	13	1	2	注2
手洗器	給水栓, 混合水栓	13	0.5	1	
事務室用流し	給水栓, 混合水栓	13	—	3	
料理場用流し	給水栓, 混合水栓	20	—	4	
	給水栓, 混合水栓	13	2	3	
台所用流し	給水栓, 混合水栓	13	3	—	2槽式2栓並列設置は3
掃除用流し	給水栓, 混合水栓	13	2	3	
	給水栓, 混合水栓	20	3	4	
浴槽	給水栓, 混合水栓	13	2	4	
シャワー		13	2	4	
和風浴室 (トイレ付)	大便器洗浄タンク及びシャワー, 洗水	13	3	—	水栓口径13mm
洋風浴室 (トイレ付)	大便器洗浄弁	25	8	—	
	大便器洗浄タンク	20	6	—	
歯科ユニット		13	—	0.5	
水飲み器	水飲み水栓	13	1	2	
散水又は車庫	給水栓	20	3	5	共同又は専用住宅は3栓までを1栓とする。
		13	1.5	3	
ウォータクーラ		13	0.5	0.5	
貯湯式湯沸器	減圧弁口径25mm	20	1	2	元止め式湯沸器又は単独給湯栓の場合は, 加算する。
	減圧弁口径20mm	13	0.5	1.5	
瞬間式湯沸器		20	1	2	
		13	0.5	1	
製氷機	空冷	13	0.5	0.5	
自動販売機		13	—	0.5	
食器洗い機		13	0.5	2	

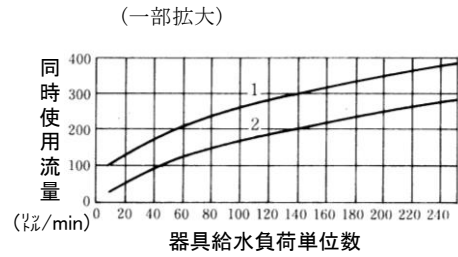
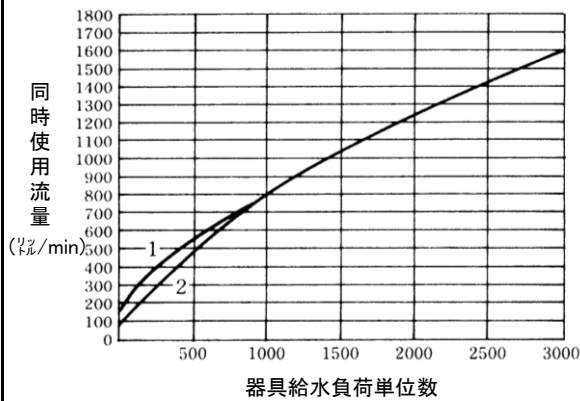
※ 上記以外の使用器具については, 別途協議する。

注1 専用住宅において, トイレを多数設置する場合は, 設置する器具のうち, 給水負荷単位が最大なものの値とする。

注2 専用住宅以外において, 同一器具を並列設置する場合は, 2個目から1/2加算するものとする。

図-3-3-1

同時使用水量図



※ 上記図において、曲線1は洗浄弁設置の多い場合、曲線2は洗浄水槽設置の多い場合に適用する。

$$Y = 10 (0.6726410661 \log X + 0.858837851)$$

ここに： Y = 同時使用水量 (L/min)

X = 器具給水負荷単位数

受水槽給水方式

受水槽給水方式における計画使用水量の決定

計画1日使用水量の算定

ア 使用人員から算定する場合

1人1日当たり使用水量 × 使用人員

イ 有効面積から算定する場合

単位面積当たり使用水量 × 述べ床面積

ウ その他 (使用実績等による算出)

表-3-3-7にない業態については、過去における使用実態又は類似した業種の使用水量実績等を調査して算出する。なお、受水槽容量は、計画一日使用水量の4/10 ~ 6/10程度を標準とし、高置水槽を併設するときの高置水槽容量は、受水槽容量の1/3程度を標準とする。

表-3-3-7

建物種別単位当たり使用水量・使用時間

建物種別		単位当たり1日使用推量	使用時間	単位	使用者数算出方法	備 考	
庁舎	常勤職員	80リットル/人	8	常勤職員1人当たり	延面積15㎡ 当たり1人	職員厨房使用量は、別途加算する。 30リットル/人・食	
	外来者	80リットル/人	8	外来者1人当たり	常勤者の10%		
事務所		80リットル/人	8	在勤者1人当たり	0.2人/㎡(事務室面積当たり)		
住宅	住 宅	250リットル/人	10	居住者1人当たり	4DK以上 4人/戸	厨房使用量を含む。 面積には厨房面積を含む。	
					2K～ 3.5人/戸		
					1DK～ 2人/戸		
	ワンルームマンション	300リットル/人	10	居住者1人当たり	1人/戸		
	寄宿舎(学校)	180リットル/人	8	居住者1人当たり	定員		
单身寮	男子	200リットル/人	8	居住者1人当たり	定員		
	女子	250リットル/人	8	居住者1人当たり	定員		
飲食店等	社員食堂	110リットル/㎡	10	食堂面積1㎡当たり		厨房で使用される水量のみ	
	飲食店	110～ 530リットル/㎡	10	店舗面積1㎡当たり			
	喫茶店	55リットル/㎡	10	店舗面積1㎡当たり			
	スタンプバー	30リットル/㎡	6	店舗面積1㎡当たり			
	給食センター	30リットル/食	10	1食当たり	設備能力		
学校等	保育所 幼稚園 小学校	生徒	45リットル/人	6	生徒1人当たり	定員	給食用は、別途加算する。 10リットル/人・食
		教員	100リットル/人	8	教職員1人当たり	実数	
	中学校 以上	生徒	55リットル/人	6	生徒1人当たり	定員	同上 実験用水は、含まない。
		教員	100リットル/人	8	教職員1人当たり	実数	
図書館	閲覧者	10リットル/人	5	閲覧者1人当たり	同時に収容し 得る人員×4	閲覧室0.4/㎡、事務室・目録室その他 作業室2.0人/㎡	
	職員	100リットル/人	8	職員1人当たり	実数		
公会堂 集会場	延利用者	30リットル/人	8	利用者1人当たり	定員×3	椅子1～2人/㎡、立席2～3人/㎡、集会 場0.4人/㎡	
	職員	100リットル/人	8	職員1人当たり	実数又は定員 ×0.1		
劇場	観客	50リットル/人	10	観客1人当たり	定員×2		
	職員	100リットル/人	10	職員1人当たり	実数		
映画館	観客	25リットル/人	10	観客1人当たり	定員×4		
	職員	100リットル/人	10	職員1人当たり	実数		
診療所	外来患者	10リットル/人	10	外来者1人当たり	診療室等の床面 積×0.3人/㎡		
	職員	110リットル/人	8	職員1人当たり	実数		
病院		1,500～ 2,200リットル/床	14	病床数当たり	病床数	冷却塔及び厨房使用量を含む。	
デパート・スーパー		25リットル/㎡	10	延べ面積当たり		従業員分及び空調用水を含む。	
ホテル	全体	500～ 6,000リットル/床	12			設備内容により詳細に検討する。	
	各室部	400リットル/床	12			各室部のみ	
老人ホーム	入所者	500リットル/人	8	利用者1人当たり	定員	デｲｰﾋﾞｽは、利用者当たり250リットル/人を 加算する。	
	職員	100リットル/人	8	職員1人当たり	実数		
パチンコ店		55リットル/台	10	1台当たり			

冷却塔補給水量(リットル/日) = Q_c 。(1 U S R T 当たりの冷却水量) × 0.01 × 60 × 運転時間
 Q_c : 圧縮式13リットル/分, 一重効用吸収式17リットル/分, 二重効用吸収式17.7リットル/分

- 注1 実数が明らかな場合は、それによる。ただし、将来の増加を見込むものとする。
注2 事務室には、社長室、秘書室、重役室、会議室及び応接室を含む。
注3 使用水量に幅のある場合は、実績を考慮する。ただし、将来の増加を見込むものとする。
注4 備考欄に注意書きのある場合を除いて、冷却塔補給水、厨房使用水量を別途加算する。
注5 管理人等が常駐している場合は、加算する。この場合の使用水量等は、住宅の値を準用する。
注6 テナントビルで入居者が決定していない場合は、飲食店の使用水量とする。

メータ口径の決定

メータは、計量法（昭和26年法律第207号）によって計量の限界値（計量範囲）が定められているので、メータの耐久性や適正な計量を確保するため、使用水量、給水方式、用途等の使用実態に適したものを選定すること。

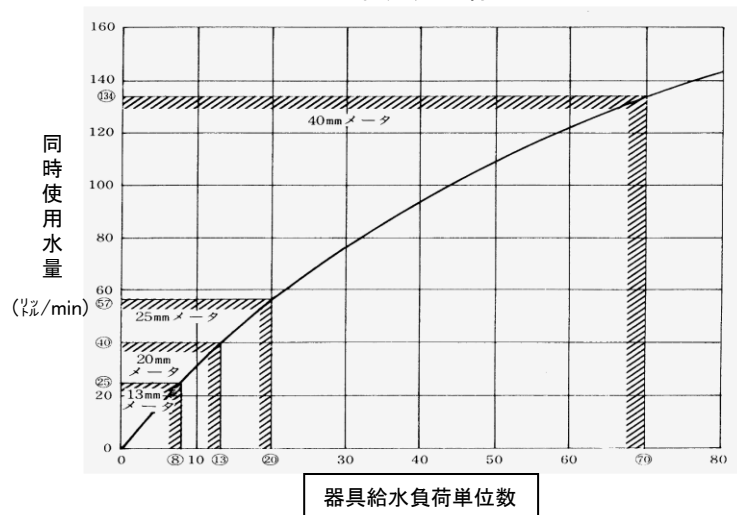
表-3-3-8 メータ適用基準表

区分 口径 (mm)	形状 構造	定 格 最大流量 Q3 (m ³ /h)	計量範囲 R	適正使用 流量範囲 (m ³ /h)	一時的使用の許容流量 (m ³ /h)		1日当たりの使用量 (m ³ /日)		月 間 使用量 (m ³ /M)
					1時間/日 以内使用の 場 合	瞬時的使用 の 場 合	合計5時間 使用する (m ³ /D)	合計10時間 使用する (m ³ /D)	
13	乾式 接線流 羽根車式	2.0	100	0.1 - 1.0	1.5	2.5	4.5	7	100
20		4.0	100	0.2 - 1.6	2.5	4.0	7.0	12	170
25		4.5	100	0.23 - 2.5	4.0	6.3	11.0	18	260
40	乾式 たて型軸流 羽根車式	0.8 - 16	100	0.4 - 6.5	9.0	16.0	28.0	44	700
50		1.25 - 50	100	1.25 - 17.0	30.0	50.0	87.0	140	2,600
75		2.5 - 100	100	2.5 - 27.5	47.0	78.0	138.0	218	4,100
100		4.0 - 160	100	4.0 - 44.0	74.5	125.0	218.0	345	6,600

※ 上記数値は、口径40mmまでは、JIS B 8570-2による。
 口径40mmから100mmまでは、JIS B 8570-2及びメータ製造業者による。
 口径150mm以上の適正流量等は、管理者と別途協議する。

- (1) 計画1日使用水量によるメータ口径決定
 計画1日使用水量により算出した水量のうち、受水槽有効容量に対するメータ口径については、表-3-3-8により決定する。
- (2) 器具給水負荷単位による口径決定
 一般住宅及びこれに準ずる小規模直結給水のととき、器具給水負荷単位表から合計負荷単位数を求め、メータ口径選定曲線図により決定する。

図-3-3-3 メータ口径選定曲線図



(3) その他

- ① 階数3の建築物（建築確認による階高）の最上階に直結直圧給水するときのメータ口径は、20ミリメートル以上とする。ただし、同時使用率及び使用水量を考慮し、メータ口径を13ミリメートルとすることができる。
- ② 直結直圧給水方式において、口径25ミリメートルのフラッシュ弁を2栓以上設置するときのメータ口径は40ミリメートル以上とした上で、その他の用具流量を加算して流量計算を行う。
- ③ その他特別な場合は、管理者と協議の上、決定する。

規定給水栓数

メータ口径別による規定給水栓数は、次による。

表-3-3-10 メータ口径別規定給水栓数

口径	用途	住 宅 用
φ 13mm		7栓
φ 20mm		15栓
φ 25mm		20栓
φ 40mm		84栓
φ 50mm		

※ 上記数値は、給水栓口径が13mmの場合の同時使用率を考慮した値であり、20mm以上の場合は、別途計算する。

流量の抑制

メータ流量の抑制

メータ性能の流量範囲を超える使用流量があると認められる用具を設置する際には、メータを保護するため、メータ口径変更工事又は流量調整機能を有する用具等を需要者の負担で設置するものとする。（第3章第9節「メータ下流側の給水装置」を参照）

等 値 管 径

標準使用水量による管路の合成値は、次による。

表-3-3-11 等長、等径管路の合成及び分解表

D \ d	φ 13mm	φ 20mm	φ 25mm	φ 40mm	φ 50mm
φ 13mm	1				
φ 20mm	3	1			
φ 25mm	5	2	1		
φ 40mm	15	6	3	1	
φ 50mm	22	9	6	2	1

※ 上記数値は、各における規定給水栓数内の数値である。

第4節 給水管口径の決定

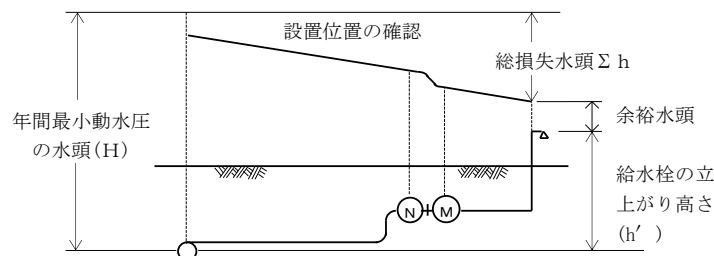
給水管口径の決定

基本事項

- 1 給水管の口径は、配水管の最低水圧時においても所要水量を十分に供給できる大きさにしなければならない。ただし、この口径は、取出口径より大きくしてはならない。
(施行規程第29条第2項第3号)
- 2 メータの下流側給水管の口径は、メータの口径より大きくしてはならない。ただし、管理者が認めた場合は、この限りでない。
(施行規程第29条第2項第4号)

- 口径決定
- 1 給水管口径は、配水管既存水圧で計画使用水量を供給できる大きさとし、著しく過大にならないようにする。(第3章第3節「計画使用水量及びメータ口径の決定」を参照)
 - 2 給水管口径は、 $(h' + \Sigma h + \text{余裕水頭}) < H$ となるよう計算によって求める。

図-3-4-1 動水勾配線図



- 3 給水管内流速は、水撃防止及び給水管の摩擦損失を考慮して、著しく過大にならないように配慮し、その値は2.0m/sec以下を標準とする。
- 4 最低作動水圧を必要とする給水用具を設置するときは、各給水用具最低必要圧力以外に3～5メートルの余裕水頭を確保する必要がある。
- 5 管理者が認める場合は、次のとおりとする。
 - (1) 直結直圧方式で給水する場合に、4階以上への給水管の口径をメータ口径より一段増径するもの
 - (2) 受水槽方式の既設建物を高置水槽直結給水方式に切り替える場合に、高置水槽への揚水管口径をメータ口径より大きくするもの
 - (3) 平成15年4月1日以降の合併地区内で、その使用許可を得ている状態を継続する間
 - (4) 既存建物において、既設の給水装置を使用してメータ口径を減径する場合は、給水栓数を規定内に減じ、又は定流量弁を設置し、メータ減径に伴う誓約書を提出の上、既設の給水装置を現状のまま使用するもの

表-3-4-1 給水器具の最低必要圧力

器 具 名	最低必要圧力 (MPa)
一般給水栓	0.03
湯水混合栓	0.05
大便器 (洗浄弁)	0.07
大便器 (洗浄弁, 低圧用)	0.04
腰掛式ワンピース便器	0.07
温水洗浄式便座	0.05
瞬間湯沸器 (比例制御) (注1)	
シャワー (サーモスタット)	0.07~0.12
シャワー (シングルレバー)	0.08
シャワー (ミキシング)	0.07~0.09
シャワー (2バルブ)	0.06~0.08
一般水栓	0.05
湯水混合水栓	0.07
シャワー (貯湯湯沸器) (注2)	0.05
定水位弁	0.03~0.05

※ 最低必要圧力 器具を適切に作動させるために必要な最低圧力のことで、器具直前での流水時の圧力をいう。

注1 比例制御の一般型の場合である。湯沸器からの給湯配管は5m以内、湯沸器下部からシャワーまでの高さは1.6m以内とする。

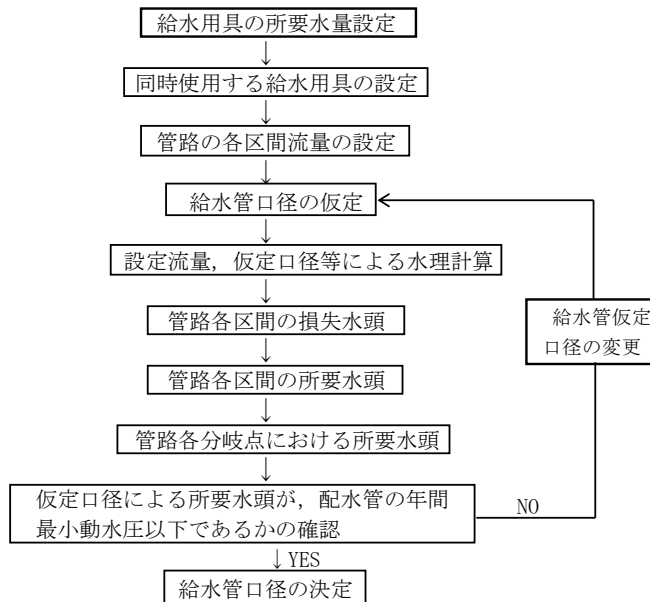
注2 貯湯式給湯方式の場合である。

口径決定の手順

給水管の口径決定手順は、次による。

図-3-4-2

給水管口径決定フロー図



損失水頭

損失水頭には給水管への流入，流出口における損失水頭，管内面の粗度，曲管，分岐，断面変化による摩擦損失水頭等があり，特に摩擦損失水頭及びメータ又は給水用具による損失水頭は，給水流量に多少の影響を与えるものである。

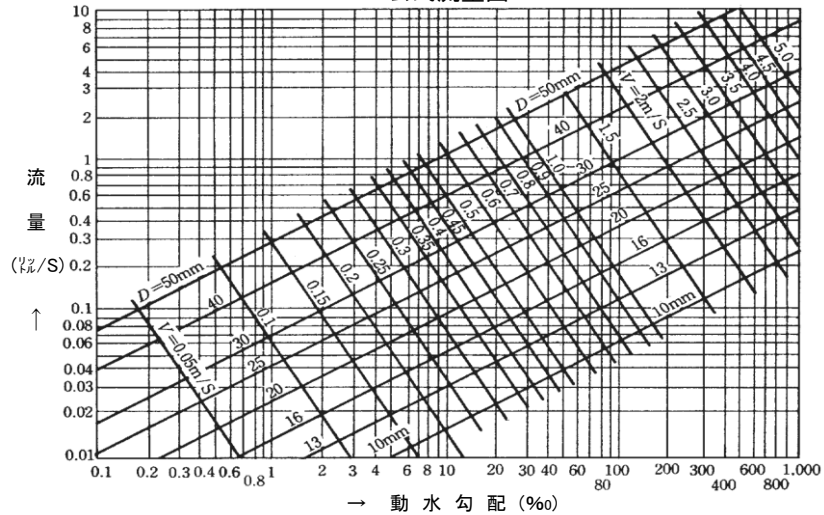
(1) 給水管の摩擦損失水頭

ア 口径50ミリメートル以下

$$h = \left(0.0126 + \frac{0.01739 - 0.1087 \times D}{\sqrt{V}} \right) \times \frac{L}{D} \times \frac{V^2}{2g}$$

h : 摩擦損失水頭 (m) L : 管 長 (m) V : 流 速 (m/s)
 D : 管 径 (m) g : 重力加速度 (m/s²)

図-3-4-3 Weston公式流量図

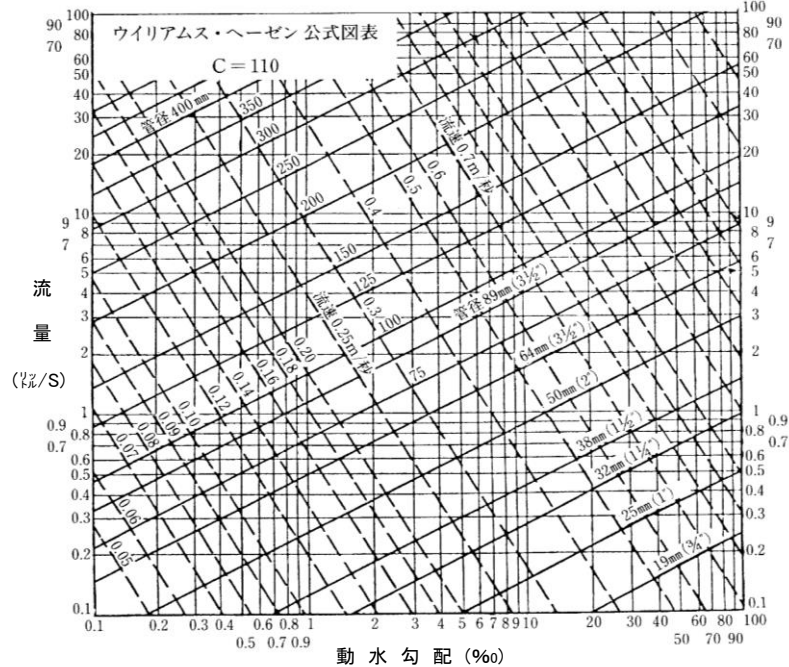


イ 口径75ミリメートル以上

$$h = 10.666 \times C^{-1.85} \times D^{-4.87} \times Q^{1.85} \times L$$

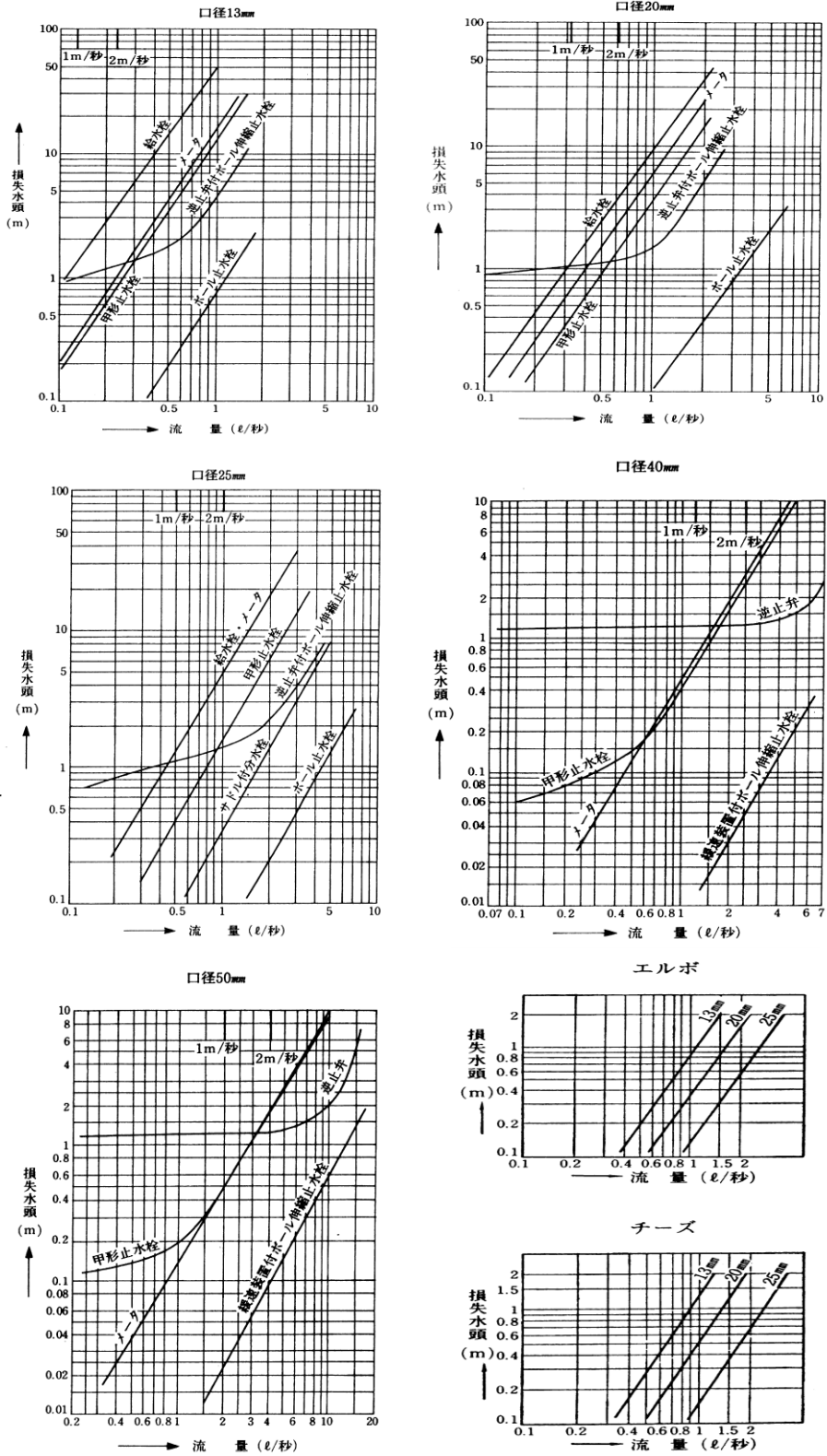
h : 摩擦損失水頭 (m) Q : 流 量 (m³/s) D : 管 径 (m)
 C : 流速係数 L : 管 長 (m)

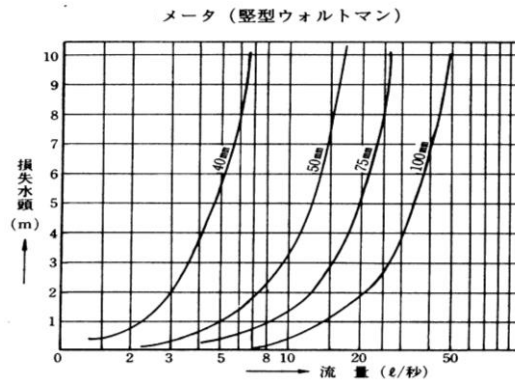
図-3-4-4 Hazen-Williams公式流量図



(2) 各種用具の損失水頭は、次による。

図-3-4-5 給水用具損失水頭図





(3) 各給水用具類の損失水頭の直管換算長

各種給水器具の標準使用水量に対する直管換算延長を計算することにより、管の摩擦損失水頭を算出する。

- ① 各種給水用具標準使用水量に対する損失水頭を図-3-4-5により求める。
- ② 給水管流量図により、標準使用流量に対する動水勾配 (I) を求める。

$$\text{直管換算長 (L)} = (h / I) \times 1,000$$

h = 摩擦損失水頭

I = 動水勾配

表-3-4-2 各給水用具の直管換算長 (単位：m)

呼び径 (mm)		13	20	25	40	50	75
種 類							
器 具 類	甲型止水栓	2.0	6.0	10.0	22.0	21.0	—
	サドル付分水栓・ 割T字管	—	—	4.0	1.0	1.0	1.0
	給水栓 (横水栓)	10.0	16.0	27.0	—	—	—
	副栓付伸縮止水栓	6.0	15.0	15.0	—	—	—
	メータ	3.0	10.0	27.0	13.0	19.0	16.0
	逆止弁付ボール伸縮止水栓	4.0	5.0	8.0	—	—	—
	ボール伸縮止水栓	0.1 (※0.4)	0.4 (※0.6)	0.5 (※0.8)	—	—	—
	メータ用逆止弁 (2.0m/秒)	3.5 (※3.6)	5.0 (※5.8)	5.5 (※6.1)	11.0 —	15.0 —	6.0 —
	ボール弁・仕切弁	0.1 (※1.5)	0.2 (※1.2)	0.3 (※1.1)	0.4 (※1.2)	1.0 (※1.1)	0.6
	Y型ストレーナ	1.3	4.1	8.3	10.0	12.2	—
	定水位弁	—	—	28.0	29.0	30.0	56.0
鋼 管 継 手 類	90° エルボ	※3.0	※3.1	※3.2	※3.3	※3.3	※4.6
	45° エルボ	※2.3	※2.2	※1.8	※1.9	※1.9	※2.4
	90° T字管 (分流)	※3.8	※3.8	※3.3	※3.6	※3.5	※4.9
	90° T字管 (直流)	※1.2	※1.6	※1.2	※0.9	※0.9	※1.3
硬 質 塩 化 ビ ニ ル 管 継 手 類	90° エルボ	0.5	0.5	0.5	0.8	1.2	—
	90° T字管 (分流)	0.5	0.5	0.5	1.8	2.7	—
	90° T字管 (直流)	—	—	—	1.0	1.5	—

注1 ストレーナは、スクリーンメッシュ40程度とする。

注2 ※は、管端防食機構付きの値を示す。

注3 上記以外のものについては、製造業者等の資料に基づき別途協議すること。

第5節 申込書兼設計書の作成

1 申込書兼設計書の作成

基本事項

申込書兼設計書は、給水装置工事の合法性及び適正を把握する上で重要な書類であり、維持管理上においても重要な資料となるため、作成に当たっては詳細かつ明確に記入する。なお、申込書兼設計書は、給水装置工事申込みごとに作成する。

申込書兼設計書の作成

指定工事業者は、給水装置工事の依頼を受けたときは、工事申込者、管理者等と適宜協議を行った上で、条例、規程等に基づいて施行計画を立て、申込書兼設計書に工事申込者の署名及び押印を得た上で、管理者に届け出る。

申込書兼設計書(1)の作成（図－3－5－7参照）

- ① 給水装置工事の種類（改造工事のときは、水栓番号）
- ② 工事場所、工事申込者住所及び氏名（建築物名称）
- ③ 指定工事業者名及び印
- ④ 利害関係人の同意書（全当事者の署名又は記名押印。利害関係人には、血縁関係者も含む。）
- ⑤ 給水装置使用材料表にかかわる事項
- ⑥ 受水槽給水方式から直結直圧給水方式へ変更するときの改造工事（口径変更）申込みは、前記事項のほか第2章第2節「給水装置工事の申込み」を参照
- ⑦ 団地臨給工事及び小規模団地臨給工事における申込書兼設計書の作成は、第6章「団地臨給工事」及び第7章「小規模団地臨給工事」を参照

2 給水用具等の構造及び材質の届出

基本事項

管理者は、指定工事業者が施行した給水装置の工事に関し、当該指定工事業者に対して必要な報告又は資料の提出を求めることができる。

（指定業者規程第18条）

使用材料表

指定工事業者は、使用する給水装置の構造及び材質が令第6条に定める基準に適合していることを明確にするため、申込書兼設計書に次の事項を記載した使用材料表を作成し、その承認を受けなければならない。

給水装置材料の届出の細目は、次による。

- (1) 給水管及び給水用具
管布設延長，設置給水栓数，設置用具名，口径，製造会社名，品名，
認証番号（登録番号）及び認証方法
- (2) 給水目的外の給水用具（特殊用具）
湯沸器，ユニット製品，ヘッダー配管等の特殊用具も上記に準ずる。
なお，その他必要書類の提出を求められたときは，速やかに提出すること。
第3章第9節「メータ下流側の給水装置」を参照

3 利害関係人の同意書の提出

基本事項

- 1 給水装置工事に関し，利害関係人その他の者から異議があるときは，工事申込者の責任とする。
(条例第17条)
- 2 給水装置の工事申込者は，条例第5条第2項の規定により次の各号のいずれかに該当するときは，当該工事に関する利害関係人の同意書を提出しなければならない。
 - (1) 申込者の所有でない家屋に給水装置を設置するとき。
 - (2) 申込者の所有でない給水装置から分岐して給水装置を設置するとき。
 - (3) 申込者の所有でない所有地を通過して給水装置を設置するとき。
- 3 前項の規定による同意書の提出ができないときは，給水装置の工事申込者が責任を負う旨の誓約をもってこれに替えるものとする。
(施行規程第3条)

利害関係人の同意書の提出

- 1 工事申込みに関し，他の者との間に利害関係が生じるおそれがあるとき又は生じる場合は，すべての利害関係人の同意書をもって工事の申込みを行うこと。
 - (1) 申込者の所有でない家屋に給水装置を設置するとき。
給水装置工事を行う家屋の所有者
 - (2) 申込者の所有でない給水装置から分岐して給水装置を設置するとき。
分岐される給水装置の所有者
 - (3) 申込者の所有でない所有地を通過して給水装置を設置するとき。
当該給水管が通過することとなる土地の所有者
給水装置の工事申込みに関して利害関係人から異議が申し立てられたときは，工事申込者の責任においてこれを解決しなければならない。
- 2 給水装置工事施行同意書及び誓約書
管理者は，給水装置工事申込みを受け付けるに当たり，責任の所在を明確にするために必要と認めたときは，当該工事申込者に同意書等の提出を求めることがある。工事申込者は，同意書等の提出を求められたときは，署名又は記名押印の上，工事申込時に提出すること。

(1) 給水目的以外の給水用具設置に関する誓約

給水目的以外の特殊器具の設置により、水が汚染し、又は漏水しないよう当該給水装置を管理することの誓約（第3章第9節「メータ下流側の給水装置」を参照）

(2) その他管理者が必要と認めた事項に関する誓約書

4 工事図面の作成

関係事項

給水装置工事図面は、工事施行の際の基礎であり、給水装置の適切な維持管理上重要な資料となり得るものであるため、明確かつ詳細に記入する。

工事図面作成 1 給水装置工事図面は、管理者の定める申込書兼設計書（2）に、給水装置工事設計図標準記号（表-3-5-1～表-3-5-5）を用いて次の要領で明確に記入し作成する。なお、団地臨給工事及び小規模団地臨給工事の工事図面作成は、第6章「団地臨給工事」及び第7章「小規模団地臨給工事」を参照

2 図面作成は、当該工事申込みにおける施行部分を赤色（ペン）の実線で、在来給水装置は、黒色（ペン）の破線で記入する。なお、寸法、口径等についても同色とする。

また、施行後のしゅん工図訂正を簡素化するため、工事施行部分を黒色（鉛筆）で記入し、工事しゅん工時に赤色（ペン）で再度記入して、提出することも可とする。

(1) 単位

給水装置工事図面の配管記入単位は、次による。

- ① 配水管及び給水管口径単位は「mm」とし、数字だけを記入し、単位記号は記入しない。
- ② 給水管布設延長単位は「m」とし、数字だけを記入し、単位記号は記入しない。
- ③ 給水管布設延長有効数値は、小数点以下第1位（第2位を四捨五入）とする。

(2) 平面図

平面図は、工事場所の詳細及び近隣地形に配水管及び給水装置の全てを図示し、次の事項を記入する。

- ① 平面図の縮尺は、100分の1から200分の1までの縮尺で表記できるものとする。ただし、この縮尺による表記が困難な場合は、管理者と別途協議する。

- ② 平面図は，原則として北方向を上向きとした工事場所の詳細図
- ③ 建築物の形状及び間取り。ただし，表－３－５－５の記号により表記できる部屋及び居室部（LDK，和室等）の名称は，表記を省略することができる。
- ④ 工事場所近隣の地形及び水栓番号
- ⑤ 配水管布設位置，口径及び管種（小口径番号）。配水管は，給水管と区別するため，太線で記入する。
- ⑥ 給水引込管（末端給水用具まで）の口径，管種，寸法及び給水用具。また，在来使用のときは，その種類及び番号。ただし，建築物（アパート，マンション等）の場合は，各部屋）内の寸法は省略することができる。
- ⑦ 支管分岐の場合には，分岐される給水装置の分岐位置，口径，管種，地形及び水栓番号
- ⑧ 管布設道路管理区分（公道〔国，県，市及び里道〕又は私道），道路有効幅員及び道路舗装形態
- ⑨ 給水目的以外の給水用具を設置するときは，社名及び器具認証番号。なお，減圧弁設置は，一次側圧力及び二次側設定圧力を記入する。
- ⑩ ユニット製品の社名及び製品番号（配管ユニット使用のときは，設置給水器具の社名及び認証番号）
- ⑪ 受水槽設置工事図面は，上記①～⑧に次の事項を加えて記入する。なお，受水槽詳細図の縮尺は，特に問わない。（表－３－５－４参照）
 - ア 受水槽本体の詳細図（平面図，断面図，側面図及び寸法）
 - イ 受水槽一次及び二次側詳細配管図
 - ウ 受水槽材質，容積（ m^3 ）及び有効容量（ m^3 ）
 - エ 集中検針盤設置位置。私設メータ設置のときは，階高別の設置口径及び設置個数
 - オ ユニット製品（一体型）設置のときは，製造会社名及び製品番号
 - カ 建築物各階別用途及び件数（部屋様式（戸数），店舗，事務所，工場等）
- ⑫ 高置水槽設置工事図面は，前記「受水槽設置工事図」の場合と同様

(3) 位置図

位置図は，工事場所の所在位置，付近の状況等を位置的に図示するもので，次による。

- ① 位置図は，申込書兼設計書の右上に図示し，縁取り線は太線とする。
- ② 位置図の縮尺は，特に定めない。
- ③ 平面図と同一方向とし，北方位を上向きに記載する。
- ④ 工事申請場所は，赤色の斜線で明確に記入する。
- ⑤ 工事場所近隣に目標物のあるときは記入する。

(4) 立体図

立体図は、配水管分岐箇所からメータ下流側までの給水管引込状況を立体的に図示するもので、次による。

- ① 立体図は、申込書兼設計書の右下に図示し、縮尺は特に定めない。
- ② 配水管口径及び管種（小口径番号）を記入する。配水管は、給水管と区別するため太線で記入する
- ③ 引込給水管口径、管種、寸法及び使用材料（管種記号による。）

(5) その他

- ① 配管図において記入が不明瞭となるときは、詳細図として別途に記入
- ② 受水槽設置工事の場合には、受水槽下流側配管図（建築用配管図面）を提出
- ③ 将来において改造工事の施行が明らかなものについては、改造予定日を記入

3 申込書兼設計書（2）の記入例は、図－3－5－1～図－3－5－6及び図－3－5－8～図－3－5－9を参照

表-3-5-1

給水装置工事設計図標準記号表(給,配水管類)

記号	名称	備考
	φ13mm～	口径にかかわらず新規布設給水管を表示(赤)
	φ13mm～	口径にかかわらず既設給水管を表示(黒)
	φ75mm	既設配水管口径(黒,太線)
	φ100mm	
	φ125mm	
	φ150mm	
	φ200mm	
	φ250mm	
	φ300mm	
φ mmVP, 小口径配水管(NO.)	φ20mm～φ50mm	小口径配水管(口径,管種及び小口径配水管番号を記入)
	ダクタイトル鑄鉄管 T形	管種記号φ75mm以上 (その他の管種については,管理者が別に定める。)
	ダクタイトル鑄鉄管 K形	
	ダクタイトル鑄鉄管 SII形	
	ダクタイトル鑄鉄管 NS形	
	ダクタイトル鑄鉄管 GX形	
	ポリエチレンEF受口付直管	管種記号φ50mm以上
平面 断面	ダクタイトル鑄鉄管T形曲管	管種記号φ75mm以上(敷設角度にて記入) 管種記号φ75mm以上(敷設角度にて記入) (その他の管種については,管理者が別に定める。)
平面 断面	ダクタイトル鑄鉄管K形曲管	
平面 断面	ダクタイトル鑄鉄管SII形曲管	
平面 断面	ダクタイトル鑄鉄管NS形曲管	
平面 断面	ダクタイトル鑄鉄管GX形曲管	
平面 断面	EF片受バンド(45度)	φ50mm以上ポリエチレン管用(数字標記は角度により変更。) 受け口部記号は管種により変更,φ75mm以上
	サシ受片落管	受け口部記号は管種により変更,φ75mm以上 (その他の管種については,管理者が別に定める。)
	受サシ片落管	
	継輪	
	EFソケット	φ50mm以上,ポリエチレン管用
	メカニカルソケット	//(異種管接合用受口部記号は管種により変更)
	短管1号	受け口部記号は管種により変更,φ75mm以上
	短管2号	
	消火栓	
管種 管種	管種変更	
大径 小径	口径変更(片落ち)	
平面図 立体図	立上がり・立下がり	立ち上がる場合の記入 = 立上がり+(口径,寸法) 立ち下がる場合の記入 = 立下がり-(口径,寸法)
平面図 立体図	管防護(サヤ管)	
平面図 立体図	管の交差	

表-3-5-2

給水装置工事設計図標準記号表(分岐材料, 弁, 栓類その他の器具)

記号	名称	備考
	割T字管 (バルブ付き)	(過去において使用)
	割T字管 (バルブ付き)	分岐口径φ75mm以上
	割T字管 (フランジ付き)	(過去において使用)
	二受T字管	(過去において使用)
	フランジ付T字管	
	サドル付分水栓	ボール式A型
	T字管(特殊ソケット)	
	NS型ジョイント帽	受け口部記号は管種により変更すること。
	Sバンド管(下向き)	φ13mm～φ50mm
	伸縮可とう継手	各名称を記入, φ13mm～φ50mm
	水道用仕切弁	φ75mm以上
	青銅製仕切弁	φ40mm以上
	止 水 栓	φ13mm～φ25mm(第一止水栓)
	副栓付止水栓	φ13mm～φ25mm(第一止水栓, 団地臨給)
	止 水 栓 (協会型)	φ13mm～φ25mm(第一止水栓, 過去において使用)
	止 水 栓 (乙)	
	一文字止水栓	
	流量調整型逆止弁止水栓	伸縮型, φ40mm(第二止水栓, 過去において使用)
	伸縮止水栓	φ40mm(第二止水栓, 過去において使用)
	逆止弁付水抜伸縮止水栓	φ13mm～φ25mm(第二止水栓, 過去において使用)
	水抜止水栓 (固定型)	
	水抜止水栓 (伸縮型)	
	逆止弁付ボール伸縮止水栓	φ13mm～φ50mm(第二止水栓)
	ボール式伸縮止水栓	φ25mm以下 (第二止水栓) 地上
	メータ	φ40mm以上
	メータ	φ25mm以下
	KM水抜甲止水栓	φ13mm～φ25mm
	逆 止 弁	
	減 圧 弁	1次側及び2次側の水圧及び設置器具認証番号を記入
	定流量弁	器具認証番号を記入
	直結給水用増圧装置	
	減圧式逆流防止器	
	小型空気弁	

表-3-5-3

給水装置工事設計図標準記号表(給水器具類)

記号	名称	備考
	単独給水栓	(普通, 胴長, 立型, 横自在, 立自在, 水呑栓等)
	カップリング付散水栓	
	手洗水栓 (衛生)	
	二口水栓	元止め式湯沸器に使用
	小便カラン	
	アングル止水栓	
	スプリンクラー	水道直結式スプリンクラー設備
	湯水混合栓	
	湯水混合栓 (シャワー付)	
平面図 立体図	ボールタップ	
	フラッシュバルブ (大便)	
	給水管付大便器洗浄弁	
	フラッシュバルブ (小便)	
	給湯機	バルブ下流側(黒), 器具認承番号又は器番を記入
平面図 立体図	散水栓	
平面図 立体図	水栓柱	
平面図 立体図	太陽熱利用湯沸器	バルブ下流側(黒), 器具認承番号又は器番を記入

給水装置工事設計図標準記号表(管類記号)

記号	名称	備考
DIP	ダクタイル鋳鉄管	管種(JWWA G113, 114)
CIP	鋳鉄管	管種
VP	硬質塩化ビニル管	管種
HIVP	耐衝撃性硬質塩化ビニル管	管種(JIS K6742, 6743)
SGP 注:1	耐食鋼管	管種(SGPは耐食鋼管の総称とし, 図面記入に際しては, その管種記号を記入)
GP	鋼管(SGPを除く)	管種(ライニング鋼管を除く。)
SSP	ステンレス鋼管	管種(JWWA G 115, 116)
SP	鋼管	管種(エポキシ樹脂塗覆装鋼管)
LP	鉛管	管種
CP	銅管	
HPPE	配水用ポリエチレン管	
PEP	給水用ポリエチレン管	

注:1 (例) 硬質塩化ビニルライニング鋼管の種類

種類	記号	原管	外面	使用用途
硬質塩化ビニルライニング鋼管 A	SGP-VA	JIS G 3452 (配管用炭素鋼管) の黒管	一次防錆塗装	屋内配管
硬質塩化ビニルライニング鋼管 B	SGP-VB	JIS G 3442 (水適用亜鉛めっき鋼管)	亜鉛めっき	屋内配管及び屋外露出配管
硬質塩化ビニルライニング鋼管 D	SGP-VD	JIS G 3452 (配管用炭素鋼管)	硬質塩化ビニル被覆	地中埋設配管及び屋外露出配管

○ SGP-VD 以外を地中埋設配管に使用する場合は, 防食対策(防食テープ, ポリエレンスリーブ等の被覆を施す)を講じなければならない。

表-3-5-4

給水装置工事設計図標準記号表(受水槽関係)

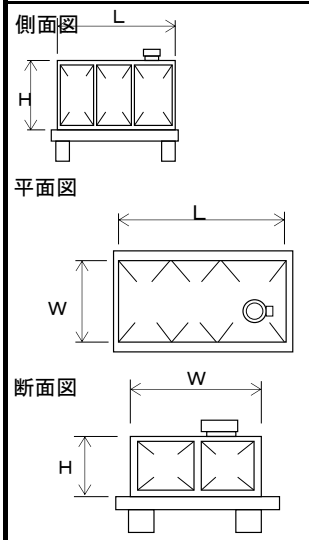
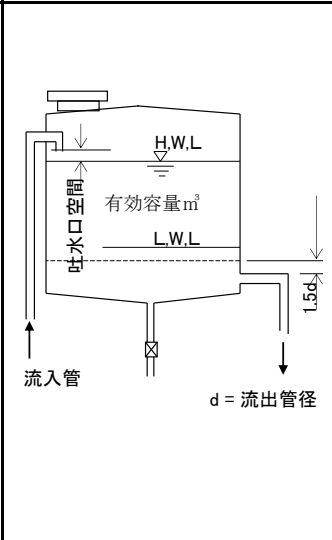
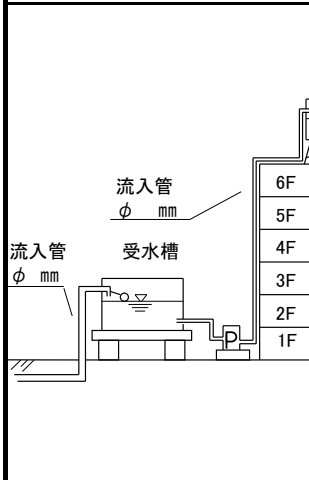
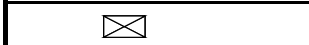
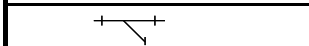
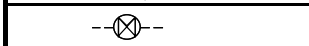
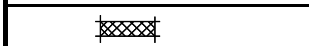



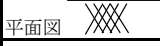
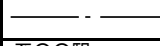

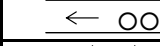
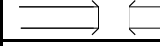
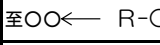
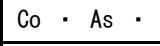










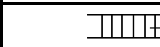
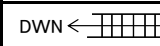




記号	名称	備考
		<ul style="list-style-type: none"> ○受水槽容量(m³)=L×W×Hとする ○有効容量(1.5d 流出管上~H.W.L間) ○側面図, 平面図及び断面図の各立体図を記入 ○給水管分岐箇所から受水槽流入部の配管詳細図を記入 ○L, H, Wの各部寸法を記入 ○集中検針盤設置位置並びに子メータの口径及び個数を記入 ○ユニット(一体型)の場合は, 社名, 製品番号及び容量を記入
		<p>上記受水槽詳細図のほか, 左図及び次の要領で全体図を作成する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○建築物階高別用途形態を記入 ○各階高別設置子メータ口径及び設置個数を記入 (各口径別計と総合計数) ○受水槽及び高置水槽の容量及び有効容量を記入 ○受水槽流入管の管種及び口径を記入 ○揚水ポンプ下流及び高置水槽下流の管種及び主管径を記入
	集中検針盤	設置位置を(赤)で明確に記入
	Y型ストレーナ	
	定水位弁	
	フレキシブル継手	口径及び寸法を記入
	揚水ポンプ	

表-3-5-5

給水装置工事設計図標準記号表(地形, 構造物, ユニット類等)

記号	名称	備考
	擁壁 (コンクリート等)	平面図において, 上がり勾配のときは逆方向とする。
	のり面 (芝, 自然面)	平面図において, 上がり勾配のときは逆方向とする。
	のり面 (石積, ブロック)	
	敷地境界線	
	鉄 道	
	河 川	河川名があるときは, 記入すること。
	橋 梁	橋名があるときは, 記入すること。
	国道〇〇号	国道, 県道, 市道(里道), 共有道, 私道の区別を明記
	道路舗装形態	Co(コンクリート舗装)・As(アスファルト舗装)・レンガ(レンガ舗装)
	郵便局	各名称を記入すること。
	神 社	各名称を記入すること。
	仏 閣	各名称を記入すること。
	学 校	各名称を記入すること。
	田	
	畑	
	荒 地	
	墓 地	
	井 戸	井戸水配管のあるときは, その給水栓設置位置を明記する。
	駐車場	
	階段 (上る)	
	階段 (下る)	
	台所 (ユニット, 流し台)	各ユニット類 ユニット器具設置のときは, 社名及び製品番号を記入
	洗面所 (ユニット, 洗面台)	
	浴室 (ユニット)	
	トイレ	

※ 浄水器, 食器洗浄機等の給水目的外の器具を設置したときは, 抜出し書きで社名, 形式, 器具認証番号等を記入

図-3-5-1

申込書兼設計書の記入例(配水管又は支管からの分岐工事)

平面図は、配水管分岐部から末端給水用具まで、立体図は、メータ下流側までとする。

新たに配水管から分岐するとき

		○=語句 ◎=注意事項
平面図	立体図	語句
		<ul style="list-style-type: none"> ◎工事施行部分を赤色(ペン)又は黒色(鉛筆)の実線とし、口径、管種及び寸法を記入 ◎配水管口径及び管種を記入(小口径配水管番号)

在来線(臨時給水又は団地臨給)を利用するとき

		○=語句 ◎=注意事項
平面図	立体図	語句
		<ul style="list-style-type: none"> ○在来栓は、臨給(団臨)NO.○○○号を使用 ◎在来部分は黒色(ペン又は鉛筆)の破線とし、寸法を記入 施行部分の図、寸法とも赤色(ペン)又は黒色(鉛筆)で記入 ◎配水管口径及び管種を記入(小口径配水管番号)

宅内支管分岐によるとき

		○=語句 ◎=注意事項
平面図	立体図	語句
		<ul style="list-style-type: none"> ◎親水栓の配水管分岐箇所からメータ下流までの形態、口径及び管種を黒色(ペン)の破線で記入し、水栓番号も記入 ◎工事施行部分は赤色(ペン)又は黒色(鉛筆)の実線で記入し、口径、管種及び寸法を記入 ◎配水管口径及び管種を記入(小口径配水管番号)

図-3-5-2

申込書兼設計書の配管記入例(分岐形態別立体図)

立体図は、配水管分岐部より、メータ下流側までとする。

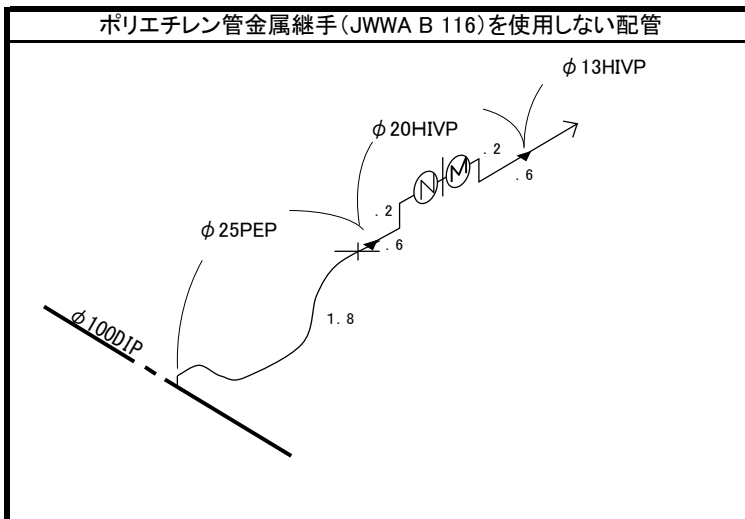
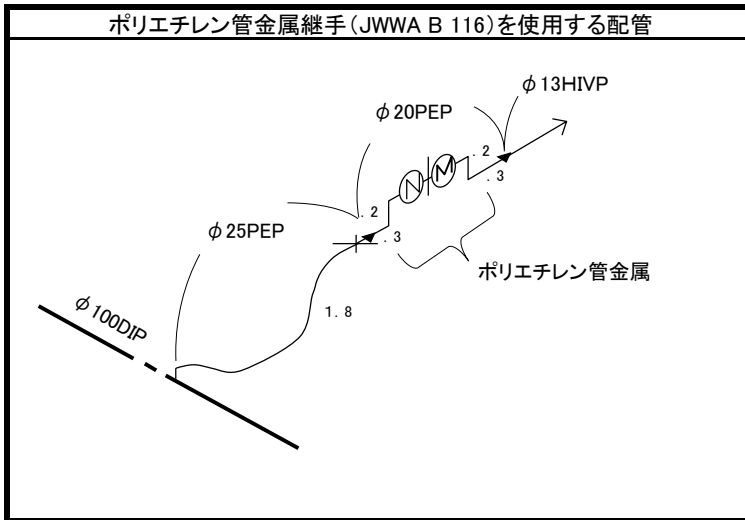


図-3-5-3

申込書兼設計書の配管記入例(新設工事)

平面図は、配水管分岐部から末端給水用具まで、立体図は、メータ下流側までとする。

宅地内給水管からの支管分岐による新設工事(アパート等)

※=パターン ○=語句 ◎=注意事項

平面図	立体図	語句
		<p>※ 新設親水栓(第1枚目)</p> <p>◎工事施行部分の給水管口径, 管種及び寸法を記入</p> <p>◎原則として, 最奥の最上階の部屋部分の配水管からの分岐にかかわるものを親水栓とし, 赤(ペン)又は黒(ペン又は鉛筆)で記入</p> <p>◎部屋番号(号室)を記入</p>
		<p>※ 新設支管分岐水栓(第2枚目)</p> <p>◎親水栓によって引き込まれた配水管分岐からメータ下流側までは在来線として黒(ペン又は鉛筆)破線で記入</p> <p>◎新たに設置される分岐部分を親水栓の手前に赤(ペン)又は黒(ペン又は鉛筆)で記入</p> <p>◎メータ下流側に親水栓からの各部屋番号(号室)を記入</p>
		<p>※ 新設支管分岐水栓(第3枚目以降)</p> <p>以後, 上記の方法により, 順次1工事申込みにつき1枚作成</p>
		<p>※ 新設支管分岐水栓(最終ページ)</p> <p>◎以上の方法により, 最終ページですべてのメータが揃うように記入</p>

図-3-5-4

申込書兼設計書の配管記入例(改造工事)

- (1) 平面図は、配水管分岐部から末端給水栓まで、立体図はメータ下流側までとする。
- (2) 図中の実線部分及び” 切ル ”， 語句中の下線部分は、赤色(ペン)又は黒色(鉛筆)で記入する。

メータ口径変更及び移設

※=パターン ○=語句 ◎=注意事項

平面図	立体図	語句
		<p>※ <u>メータ位置を変更し、給水装置を撤去</u></p> <p>○例：(イ) φ25mm量水器を(ロ)に位置 (ハ)の給水装置撤去</p> <p>◎配水管分岐からの口径、管種及び寸法を記入</p>
		<p>※ <u>メータ口径変更</u></p> <p>○例：(イ) φ13mm量水器を(ロ)φ25mmに口径変更</p>
		<p>※ <u>メータ口径変更及び位置変更</u></p> <p>○例：(イ) φ13mm量水器を(ロ)φ25mmに口径変更 (ハ)の給水装置撤去</p> <p>◎配水管分岐からの口径、管種及び寸法を記入</p>
		<p>※ <u>所有権の統合によるメータ口径変更</u></p> <p>○例：水)○○○番，水)○○○番を統合する。</p> <p>(イ) φ13mm量水器を(ロ)φ25mmに口径変更 (ハ)の給水装置撤去</p> <p>◎配水管分岐からの口径、管種及び寸法を記入</p>
		<p>※ <u>引込管の布設替え及びメータの口径変更</u></p> <p>○(イ) 13mmメータを(ロ)25mmに口径変更 (ハ)線給水装置撤去</p> <p>◎配水管からの口径、管種及び寸法を記入</p>

図-3-5-5 申込書兼設計書の配管記入例(改造工事)

- (1) 平面図は、配水管分岐部から末端給水栓まで、立体図はメータ下流側までとする。
 (2) 図中の実線部分及び” 切ル ” , (口) , 語句中の下線部分は、赤色(ペン)又は黒色(鉛筆)で記入する。

第二止水栓及びメータの移設

※=パターン ○=語句 ◎=注意事項

平面図	立体図	語句
<p>(イ)</p>	<p>φ 13HIVP</p>	<p>※ 第二止水栓を新たに設置</p> <p>○(イ) 13mm逆止付弁ボール伸縮止水栓取付け</p>
<p>切ル (イ) 切ル</p>	<p>φ 13HIVP</p>	<p>※ 第二止水栓の取替え</p> <p>○(イ) 13mm(バルブ名)バルブを (ロ)逆止付弁ボール伸縮止水栓に取替え</p> <p>◎(イ)のバルブ名は、実際に使用されていた名称及び記号</p>
<p>切ル (イ) (ロ)切ル</p>	<p>φ 13HIVP</p>	<p>※ 第二止水栓の取替え</p> <p>○(イ) 止水栓を逆止付弁ボール伸縮止水栓に取替え (ロ)バルブ撤去</p>
<p>切ル (イ) 切ル</p>	<p>φ 13HIVP</p>	<p>※ 第二止水栓を取り替えてメータ位置を変更</p> <p>○(イ) 13mmメータを(ロ)に位変</p>
<p>切ル (イ) 切ル</p>	<p>φ 13HIVP</p>	<p>※ メータ位置の変更</p> <p>○(イ) 13mmメータを(ロ)に位変</p>

図-3-5-6

申込書兼設計書の配管記入例(改造工事)

平面図は、配水管分岐部分から宅内配管のすべてを記入する。

図中の実線部分及び” 切ル ”， 語句中の下線部分は、赤色(ペン)又は黒色(鉛筆)で記入する。

管種又は給水用具の取替え

※=パターン

○=語句

◎=注意事項

平面図	立体図	語句
	<p>配水管分岐部からメータ下流側までを記入</p>	<p>※ 給湯器設置</p> <p>◎バルブ上流側を(赤)で、下流側を(黒)で記入</p> <p>◎社名、製品番号、認承番号等を引き出して明記(黒)</p> <p>例：○○○社、品番○○-○○○○、認証番号○-○○</p>
	<p>配水管分岐部からメータ下流側までを記入</p>	<p>※ 給水管の取替え</p> <p>◎取替寸法及び管種を記入</p> <p>○(イ)(給水管種)を(ロ)(給水管種)に取替え</p> <p>例：(イ)13mmGPを(ロ)13mmHIVPに取替え</p>
	<p>配水管分岐部からメータ下流側までを記入</p>	<p>※ 給水栓の取替え</p> <p>○(イ)(旧給水用具名)を(新給水用具名)に取替え</p> <p>例：(イ)アングル水栓をボールタップに取替え</p>
	<p>配水管分岐部からメータ下流側までを記入</p>	<p>※ 立上がり配管</p> <p>◎1本の立上がり管で2栓以上設置する場合は、立上がり管手前の地中にバルブを設置する。</p> <p>◎立上がり露出配管の場合は、凍結しにくい管を使用し、管防護を施す。</p> <p>例：(イ)立上がり13mmVPを(ロ)13mmSGPに取替え</p>

ヘッダー方式による記入例

<p>※ 平面図は、配水管分岐部から末端給水用具までを記入</p>	<p>※ 立体図は、配水管分岐部からメータ下流側までを記入</p>

図-3-5-7

申込書兼設計書(1)の作成

水栓番号を記入。

工事の種類にチェックをつける。

申込 No. _____

給水装置工事申込書兼設計書(1)

新設 改造 随給

水栓 () 水系 ()

No. [] [] [] [] [] [] [] [] [] [] 号

申込年月日 _____ 年 ____ 月 ____ 日

呉市長 様

呉市水道事業給水条例第5条の規定により、次のとおり申し込みます。

工事場所

呉市

申込者(所有者)

住所
フリガナ
氏名 (※)

誓約事項等

この工事に従い、利害関係人その他の者の意見を聴き、法令及び条例に基づき全てが責任を負います。また、下欄記載の「給水目的以外の給水器具設置に関する誓約」について厳守することとし、当該工事終了後、給水装置が故障、家電製品等に被害が生じても申請者側としらね、水道料金を滞りなく支払い、水道料金を滞りなく支払うことと申し合わせます。

なお、分相念については呉市水道事業給水条例第8条の2、設計審査手数料については呉市水道事業給水条例第9条第1項第2号、しゅん工検査手数料については呉市水道事業給水条例第9条第1項第3号、各々の規定に基づき、これを契約の条件とするに合意し、承諾します。

また、分相念、工事費及び手数料の納入については、次の指定給水装置工事事業者が受け持ちますので、納入通知書、指定給水装置工事事業者へ送付してください。

旧所有者

フリガナ
氏名

指定給水装置工事事業者

所在地
商号又は名称
代表者氏名 (印)

同意書 条例第5条第2項の規定により、当該給水装置工事の施行に同意します。

1 申込者の所有でない家屋に給水装置を設置するとき。
(家屋所有者名)
住所
フリガナ
氏名 (※)

2 申込者の所有でない給水装置から分岐して給水装置を設置するとき。
(給水主管の所有者名)
住所
フリガナ
氏名 (※)

3 申込者の所有でない所有地を通して給水装置を設置するとき。
(土地所有者名)
住所
フリガナ
氏名 (※)

給水目的以外の給水器具設置に関する誓約

法施行令第6条第1項第3号及び第7号の規定により、給水装置工事設計書に記入の給水目的以外の給水器具と給水管との接続及び使用に当たり、次の事項について誓約します。

1 給水目的以外の給水器具設置に当たって、その設置方法等は管理者の指示に従います。

2 万一、給水目的以外の給水器具接続に起因して、水質悪化等による事故が発生し損害が生じても管理者に対し異議申立てを行わず、全て私共の責任とし、改造又は撤去の指示があるときは私共の費用をもってこれを行います。

給水装置工事使用材料									
名称	口径(mm)	設計数量	精算数量	器具認証			形	種	備
				会社名	型式・承認番号	形			
道サドル付分水栓(ボール式)						JWWA B 117			日
路分水栓(撤去・在来)									
割T字管(用型)									
路T字管(特殊ソケット)									
行耐食鋼管(SGP)						JWWA K116-132			B
部伸縮どうり継手(塩ビ・鋼管)						G-12mm, G-172mm			B
分水道用ポリエチレン1種2層管(PE)						JIS K 6762			A
止水栓									
青銅製仕切弁									
仕切弁(立型D・PE)						JWWA B 120			B
布設管延長		m	m						
水道用ポリエチレン1種2層管(PE)						JIS K 6762			A
耐衝撃性硬質塩化ビニル管(HIVP)						JIS K 6742			A
架橋ポリエチレン管(XPE)						JIS K 6787			A
ポリブテン管									A
ヘッソ									
地水栓									
内立水栓									
散水栓									
湯水混合水栓									
湯水混合水栓(シャワー付)									
洗濯水栓									
万能ホーム水栓									
ボールタップ									
逆止弁付伸縮ボール止水栓レバー式(50mm以下)									
パルプ(給湯器用)									
設置給水栓数合計									
給水目的以外の給水器具									
給湯器									
設置器具数合計									

※配水管分岐部から敷地内(第1止水栓)までの使用材料にかかわる項目の明細を記入

※第1止水栓から末端給水栓までの使用材料にかかわる項目の明細を記入

※太線枠内は記入しない

設計審査	担当者	GL	課長
しゅん工検査	担当者	GL	課長
精算	担当者	GL	課長

名称	年月日
設計審査日	年月日
着手日	年月日
しゅん工日	年月日
しゅん工検査日	年月日
精算日	年月日

給水管分岐形態 本管分岐 小配分岐 支管分岐 在来使用

占用申請 国道 県道 市道 河川 急傾斜地 その他()

名称	寸法(mm)	数量	<input type="checkbox"/> 建築確認
メータ口径			備考
メータ撤去			

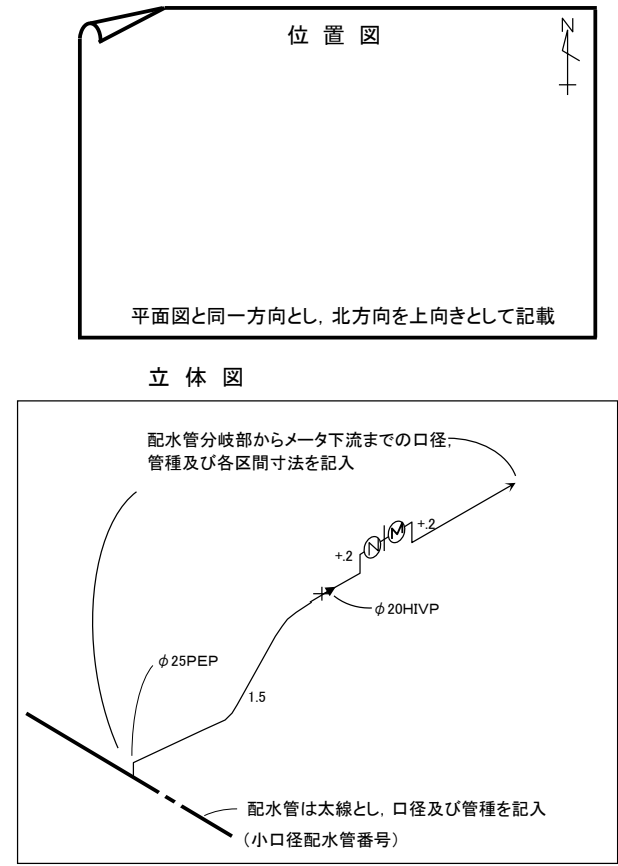
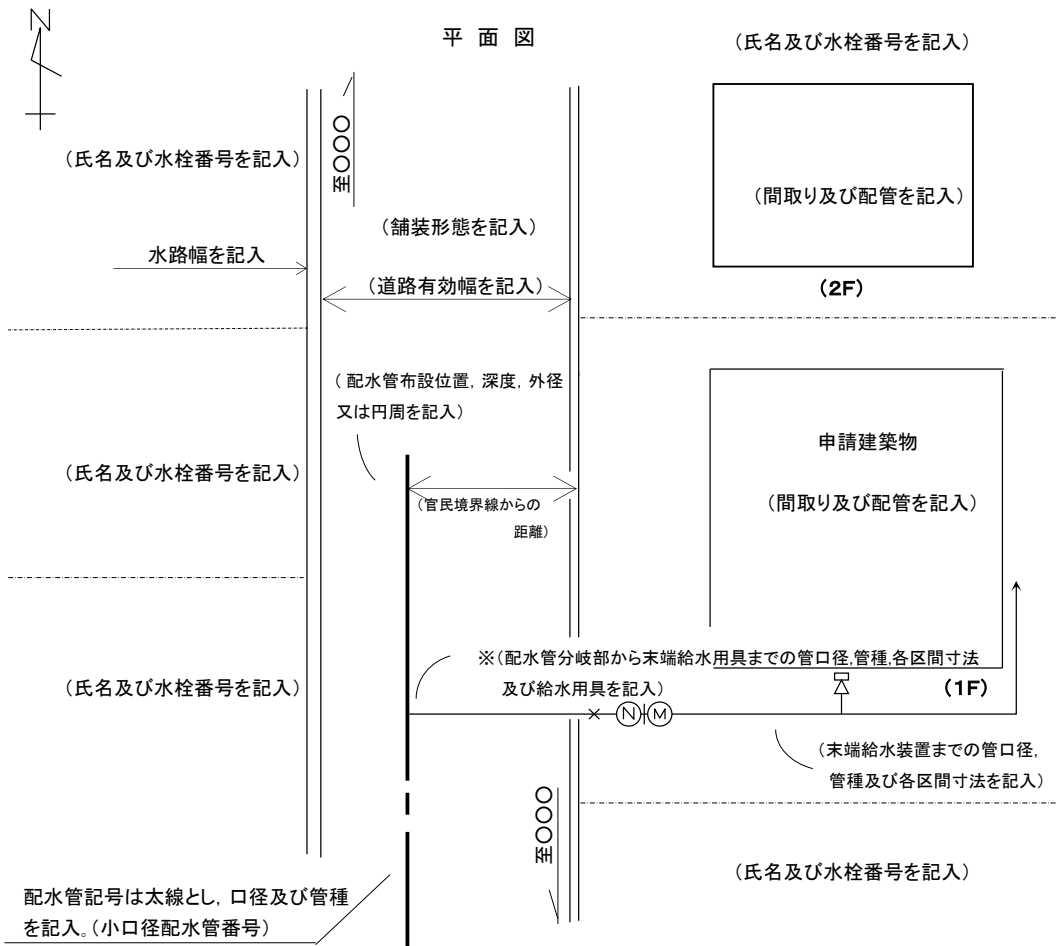
精算額

	千	百	十	万	千	百	十	円
分担金								
消費税相当額								
合計(A+B)								
設計審査手数料(B)								
しゅん工検査手数料(C)								
総合計(A+B+C)								

注 1 紙質は上質紙とし、紙厚はA3用紙の70kgから100kg(上下水道局推奨90kg)とします。 2 給水装置使用材料認証形態 A:JIS規格品 B:第三者認証品 C:自己認証品

(※): 法人の場合は、記名押印してください。法人以外で申込者(所有者)が手書き(自筆で記載)しない場合は、記名押印してください。

申込 No. _____		水栓() 水系()		水栓番号を記入	
給水装置工事申込書兼設計書(2)		しゅん工日 年 月 日		No. _____ 号	
工事場所	指定給水装置工事事業者名	給水管分岐形態	分岐材料	寸法(mm)	数量
興市	主任技術者氏名	<input type="checkbox"/> 本管分岐	サドル付分水栓 (新規)		メータ口径 (mm)
申込者(所有者)		<input type="checkbox"/> 小配分岐 (小口径No. 号)	サドル付分水栓 (在来・撤去)		口径変更 (mm)→(mm)
住所	フリガナ氏名	<input type="checkbox"/> 支管分岐 (親水栓No. 号)	甲型分水栓 (在来・撤去)		給水方式
		<input type="checkbox"/> 在来使用 (臨No. 号)			<input type="checkbox"/> 直結直圧給水 <input type="checkbox"/> 直結増圧給水
		<input type="checkbox"/> (団臨No. 号)			<input type="checkbox"/> 受水槽給水 <input type="checkbox"/> その他
					給水工事種別
					<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 改造
					<input type="checkbox"/> 臨給



※ただし、建築物(アパート、マンション等の場合は各部屋)内の寸法は省略することができる。

在来水栓番号を記入

申込 No. _____		給水装置工事申込書兼設計書(2)		水栓()	水系()	No. _____		号
しゅん工日 年 月 日								
工事場所	指定給水装置工事事業者名	給水管分岐形態		分岐材料		寸法(mm)	数量	メータ口径 (mm)
興市		<input type="checkbox"/> 本管分岐		サドル付分水栓 (新規)				口径変更 (mm)→ (mm)
申込者(所有者)		<input type="checkbox"/> 小配分岐 (小口径No. 号)		サドル付分水栓 (在来・撤去)				給水方式 <input type="checkbox"/> 直結直圧給水 <input type="checkbox"/> 直結増圧給水
住所	主任技術者氏名	<input type="checkbox"/> 支管分岐 (親水栓No. 号)		甲型分水栓 (在来・撤去)				<input type="checkbox"/> 受水槽給水 <input type="checkbox"/> その他
フリガナ氏名		<input type="checkbox"/> 在来使用 (臨No. 号)						給水工事種別 <input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 改造
		(団臨No. 号)						<input type="checkbox"/> 臨給

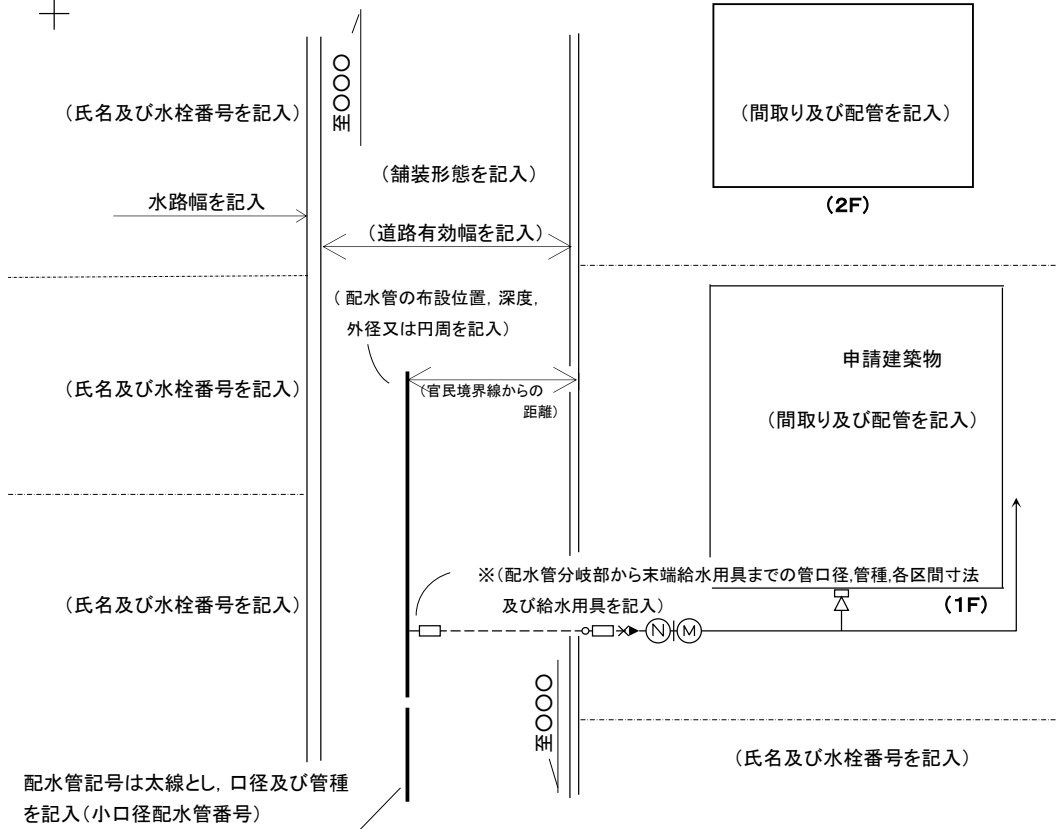
該当する事項を記入

該当する事項を記入



平面図

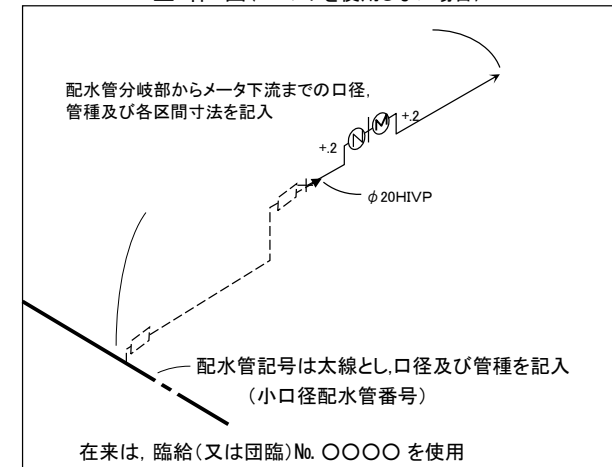
(氏名及び水栓番号を記入)



位置図

平面図と同一方向とし、北方向を上向きとして記載

立体図(Sベンドを使用しない場合)



※ただし、建築物(アパート、マンション等の場合は各部屋)内の寸法は省略することができる。

第6節 道路掘削工事

道路掘削工事

基本事項

道路において掘削工事を行うときは、交通等の安全面、騒音等による苦情等に十分配慮し、関係機関との協議事項を遵守して事故を生じないよう的確かつ迅速に施行しなければならない。

調査及び計画	道路掘削工事の調査及び計画は、第3章第1節「給水装置工事の基本計画」の結果に基づいて、安全かつ能率的な施行計画を立てる。
許可申請	事前に道路占用許可及び道路使用許可等の許可を得た上、それぞれの許可条件を厳守し、適正かつ安全な施行に努める。
協議	当該道路の既設埋設物占有者と十分な事前協議した上で、施行方法を決定し、施行に際して、立会の必要があるときは、事前に立会依頼を行う。
掘削	施行に先立ち付近住民、通行者等に工事期間、施行内容、時間帯等を看板又は予告標識等により事前に周知させる措置を講じた上で施行に取りかかる。 (1) 掘削量は、原則として1日分の作業範囲内（掘削から仮復旧まで）とし、掘り置きをしてはならない。 (2) 舗装切断及び舗装取壊しは、それぞれコンクリートカッター又はブレーカを用い、必要箇所以外に影響を生じないように施行する。 (3) 掘削は、原則として人力掘削とし、えぐり掘りを行わない。掘削底面は、凸凹のないよう床均し、石等により管が損傷をしないように注意する。 (4) 軟弱地盤及び湧水のある場所の掘削にあつては、土留め、排水等適切な措置を講じて施行する。 (5) 現場に掘削土、資材等を散乱させて交通等の支障とならないようにするとともに安全管理にも努める。 (6) 万一、他の埋設物に損傷を与えたときは、速やかに当該埋設物管理者及び管理者に連絡し、その指示に従う。 (7) 道路標識、道路標示、信号機、道路付属物等に移設する必要があるとき又は損傷若しくは除去したときは、速やかに所轄警察署長及び管理者に連絡し、その指示に従う。
埋戻し	埋戻しは、次による。 (1) 埋戻しには、良質の土砂又は置換砂を用い、原則として厚さ20センチメートルを超えない層ごとにランマー等の転圧機を使用し、将来にわたって陥没、

	<p>沈下等が発生しないよう入念に十分締固める。</p> <p>(2) 軟弱地盤及び湧水のある場所の埋戻しは、排水、置換砂等適切な措置を講じ、埋戻し後の路面が軟弱とならないように施行する。</p> <p>(3) その他道路管理者の指示があるときは、その指示に従う。</p>
仮 復 旧	<p>舗装道路における仮復旧は、次による。</p> <p>(1) 原則として埋戻し後、直ちに施行する。</p> <p>(2) 本復旧を行うまでの期間、路面の保持ができるものとし、適切な仮舗装材（常温又は加熱アスファルト等）を用い、仕上げ後の路面が他の路面と同一平面となるように施行する。なお、道路区画線部分を掘削したときは、仮復旧時に同色ペイント等で修復する。</p> <p>(3) 仕上げ厚さ及び構造は、所轄道路管理者の指示に従うこと。</p>
本 復 旧	<p>舗装構成、復旧面積等に係る事項は、管理者及び道路管理者の指示によること。</p>
維 持 管 理	<p>道路掘削部分の維持及び管理は、当該工事申込者又は施行者の責任においてこれを行う。</p>
残 土 処 理	<p>道路掘削工事により発生した建設発生土、建設廃棄物等は、当該工事施行者の責任において、適正かつ速やかに指定された場所へ処分する。</p>
保 安 施 設	<p>道路掘削工事を行うときは、次の措置を講じて危険防止に努めること。</p> <p>(1) 工事標識、保安柵等の保安施設は、堅固な構造とし、遠方から確認できる場所に設置し、かつ、施行場所に適した交通整理員等を配置する。</p> <p>(2) その他各許可条件に従うこと。</p> <p>(3) 万一、事故等不測の事態が発生した場合は、速やかに管理者及び関係機関に連絡し、その指示に従うこと。</p>
そ の 他	<p>夜間工事となるときは、特に十分な安全対策を施した上で施行すること。</p> <p>(1) 騒音等による付近住民からの苦情がないように、十分な期間を取って、工事内容の周知等、適切な対応を行う。</p> <p>(2) 交通整理員を配置するときは、反射性のヘルメット、夜行服等を着用し、赤色灯を用いて車両、歩行者等の安全を確保する。</p> <p>(3) 保安燈及び照明器具類は、必要個所に設置し、作業に支障を与えないよう十分な準備を施しておくこと。</p>

図-3-6-2

保安施設標準様式図

記号	①	②	③	④	⑤
名称	警戒標識 (213)	警戒標識 (211)	警戒標識 (212-2)	規制標識 (311-E)	規制標識 (329)
様式および標準寸法 (単位: mm)					

記号	⑧	⑨	⑩	A
名称	工事標識板	お願い標識板	誘導標識板	水道工事中
様式および標準寸法 (単位: mm)				

第7節 給水管の分岐及び撤去

1 給水管分岐及び撤去

基本事項

同一敷地内の建物等に給水する場合には、配水管及び給水管からの分岐引込みは、1箇所としなければならない。ただし、医療機関、学校、保育所、社会福祉施設その他公益上特別の理由があると認められる施設であって、管理者が必要と認めるときは、この限りでない。

(施行規程第29条第2項第8号)

分岐

1 配水管からの分岐及び撤去

配水管から分岐されて1の土地(1区画)又は1の敷地内の建築物へ給水される分岐引込みは、原則として1か所のみとする。

(1) 土地の統合による分岐引込み及び撤去

複数の土地を統合して給水装置の工事を起こす場合は、使用する1の分岐引込管以外の引込管は、当該給水装置工事申込者の費用で撤去する。

(2) 給水装置所有権の統合による分岐引込み及び撤去

所有権の統合により統合される既存給水装置所有権を撤去する主因が当該給水装置工事申込みによって発生した場合は、使用する1の分岐引込管以外の引込管は、当該給水装置工事申込者の費用で撤去する。

2 支管分岐による分岐及び撤去

私有地内で支管分岐又は撤去するときにおいても前記に準ずる。なお、支管分岐に際しては、次の事項について管理者と十分な協議を行うこと。

(1) 引込管口径

(2) 戸数及び設置メータ口径

(3) 必要書類提出の有無

(4) その他給水装置の設置に係る事項

2 分岐口径

基本事項

給水管の口径を決定する場合において、配水管への取付口から第一止水栓下流側までに布設する給水管の口径は、原則として25ミリメートル以上とする。

(給水装置工事施行規程第3条第2項)

分岐口径

1 配水管からの給水管分岐口径は、原則として第一止水栓までは25ミリメートル以上とする。ただし、次の場合で前記の施行が困難なときは、その都度管理者と協議をする。

- (1) 配水管口径が、分岐給水管口径よりも小径のとき。
- (2) 配水管口径が、設置するメータ口径と同径又は小径のとき。
- 2 給水管分岐口径及び使用材料は、表-3-7-1による。ただし、他の埋設物等の関係上やむなく分岐材料が変わるときは、その都度、管理者と協議をする。

表-3-7-1 給水管分岐口径及び材料表

材料 分岐口径 配水管 口径	分岐口径及び材料		
	T字管(特殊ソケット) 注1	サドル付分水栓(ボウル式A型 又はPE一体型) 注3	割T字管(バルブ付き) 注4
25mm以下	25mm以下	—	—
40mm	40mm 注2	25mm以下	—
50mm	40mm, 50mm 注2	25mm以下	40mm, 50mm 注6
75~250mm	—	50mm以下	75mm以上 注5
300mm以上	—	50mm以下	75mm以上 注5

注1 T字管はストッパー付とする。

注2 T字管(特殊ソケット)の使用は、以下の場合に限る。

- ① 配水管口径が給水管分岐口径と同口径のとき。
- ② 配水管50mmから分岐口径40mmを分岐するとき。

注3 ビニル材質配水管(ポリエチレン管含む。)からサドル付分水栓で分岐するときの配水管口径は、150mm以下とする。

注4 防食キャップを取り付けること。

注5 配水幹線及び耐震管路から分岐するとき、耐震割T字管(バルブ付)で分岐し、第1止水栓までは耐震管を使用すること。

注6 50mm水道配水用ポリエチレン管から分岐の場合

3 分岐位置

基本事項

- 1 分水栓と他の分水栓との間隔は、30センチメートル以上とし、分水栓と管の継手との間隔は、50センチメートル以上としなければならない。

(給水装置工事施行規程第4条第4項)

- 2 管末からの分岐は、管末から2メートル以上上流側でなければならない。

(給水装置工事施行規程第4条第5項)

- 3 異形管には、分水栓を取り付けてはならない。

(給水装置工事施行規程第4条第7項)

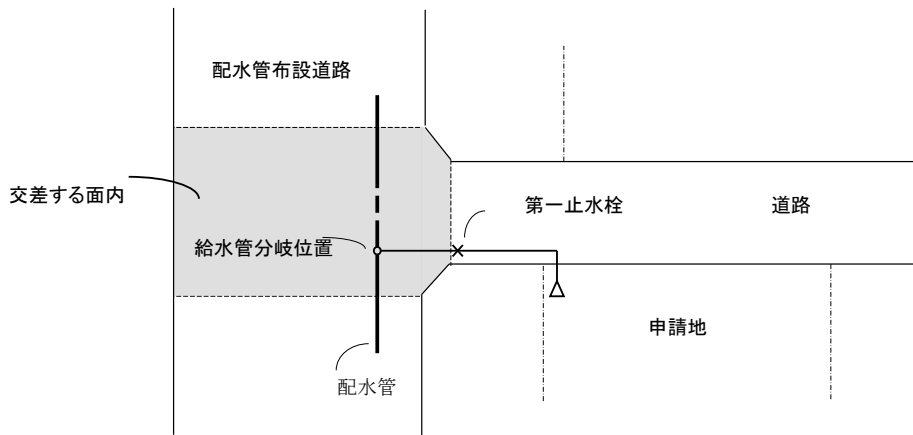
- 4 管布設道路から配水管の布設していない道路に給水管を布設するときは、当該2道路が交差する面内に分水栓を取り付けなければならない。

(給水装置工事施行規程第4条第8項)

- 分岐位置 1 分岐材料は、配水管の直管部分に取り付け、維持管理を考慮して他の分岐材料との間隔を30センチメートル以上、配水管継手から50センチメートル以上の間隔をとって設置する。

- 2 配水管の管末付近から分岐するときは、配水管管末から 2.0メートル以上上流側から分岐すること。ただし、私設給水主管から分岐のときは、この限りでない。（第 7 章「小規模団地臨給工事」を参照）
- 3 管布設道路から配水管の布設していない道路に給水管を布設する場合は、当該 2 道路が交差する面内の端に分岐材料を取り付ける。

図-3-7-1 2道路が交差する面内における分岐



4 使用材料

基本事項

- 1 配水管又は他の給水管の分岐からメータまでの部分の給水管、分水栓、仕切弁、止水栓、メータボックス等の付属品については、管理者が指定する材料を使用しなければならない。
(給水装置工事施行規程第 2 条第 1 項)
- 2 管理者が指定する材料以外の品目及び規格で、給水装置に使用する必要があるものについては、管理者の承認を受けなければならない。
(給水装置工事施行規程第 2 条第 3 項)

- 分岐材料
- 1 配水管又は他の給水管の分岐からメータまでの使用材料については、管理者が別に定める。（第 3 章第 8 節「配水管への取付口からメータまでの給水用具」を参照）
 - 2 分岐材料取付けに際しては、配水管径（円周又は実外径）を測定し、使用する分岐材料が配水管に対して適切であることを確認した後、取付け及び穿孔に取りかかる。（配水管径（円周又は実外径）の寸法は、資料-2 を参照）
 - 3 管理者の施行する配水管工事（配水管口径50ミリメートル以上）と同時施行によって給水装置の分岐工事を行うときは、サドル付分水栓を使用する。
 - 4 口径別分岐材料は、表-3-7-1「給水管分岐口径及び材料表」を参照

5 分岐施行

基本事項

1 管理者は、指定工事業者に対し、配水管に給水管を取り付ける工事及び当該取付口からメータまでの工事に関する工法、工期その他の工事上の条件を指示することができる。

(条例第8条の2第2項)

2 配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メータまでの工事を施行する場合において、当該配水管及び他の地下埋設物に変形、破損その他の異常を生じさせることがないよう適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事させ、又はその者に当該工事に従事する他の者を実施に監督させること。

(規則第36条第2号)

分岐施行

配水管又は給水管からの分岐施行は、次による。

(1) T字管（特殊ソケット）による分岐

- ① T字管（特殊ソケット）による分岐は、断水作業を伴うため適正かつ迅速に行い、定められた断水時間内に完了する。
- ② 断水作業完了後、切断箇所を確認し、標線を入れた後、管軸に直角に切断し、切断箇所内外面を面取りし、表面に付着している錆、土等を除去する。
- ③ 特殊ソケットを分解し、袋ナット、ストッパー、ワッシャ、パッキンをセットする。
- ④ 袋ナットを十分に締付けた後、通水し、漏水がないことを確認する。

(2) サドル付分水栓による分岐

- ① 分岐に際しては、他の埋設管に注意し、分岐する管が上水道配水管であることを確認した上、配水管径（円周又は実外径）を測定し、使用するサドル付分水栓が適切であることを確かめ、管表面の土、錆等を除去又は清掃し、サドル付分水栓の取付けにかかる。
- ② サドル付分水栓の取付けは、配水管の直管部分とし、配水管芯上に穿孔位置がくるように設置し、傾き、ぶれ等のないよう配水管に直角に取り付ける。
- ③ サドル付分水栓設置締付けに当たっては、付属のボルトナットを用いて標準締付トルク表（表-3-7-2）によるトルク圧によって、片締めのないよう均等に締め付けて設置する。

表-3-7-2 標準締付トルク表

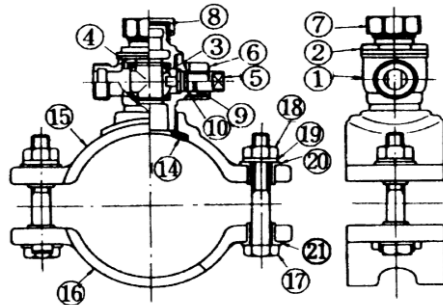
単位：N・m {kgf・m}

取付管種	標準締付トルク	
	M16	M20
CIP	60 {6.1}	75 {7.6}
VP	40 {4.1}	50 {5.0}
VLP	60 {6.1}	75 {7.6}

※ 上記表は、JWWA規格（H. 8. 1 1改定）による。

- ④ 取付完了後、サドル付分水栓本体に1.75メガパスカルの水圧を1分間加えて耐圧試験を行い、漏水がないことを確認の上、穿孔に取りかかる。
- ⑤ 穿孔に際しては、管の損傷、管内面ライニングの剥奪等が起こらないように無理のない穿孔を行い、切り屑が管内に残らないよう放水を行いながら施行する。
- ⑥ 鋳鉄管、鋼管等の金属管類の配水管に穿孔を行った場合には、穿孔部分の防錆、赤水防止のため、防食用密着コアを挿入する。
- ⑦ 穿孔完了後は、サドル付分水栓本体がずれないように穿孔機を静かに取り外し、配管終了後サドル付分水栓本体保護のため、防食フィルムで被覆する。
- ⑧ ダクタイル鋳鉄管のせん孔に使用するドリルは、モルタルライニング用とエポキシ樹脂粉体塗装用で形状が異なるため、その仕様に応じたドリルを使用すること。また、摩耗したドリル及びカッターは、管のライニングのめくれ、剥離等を生じやすいため使用しないこと。

図-3-7-2 サドル付分水栓の構造



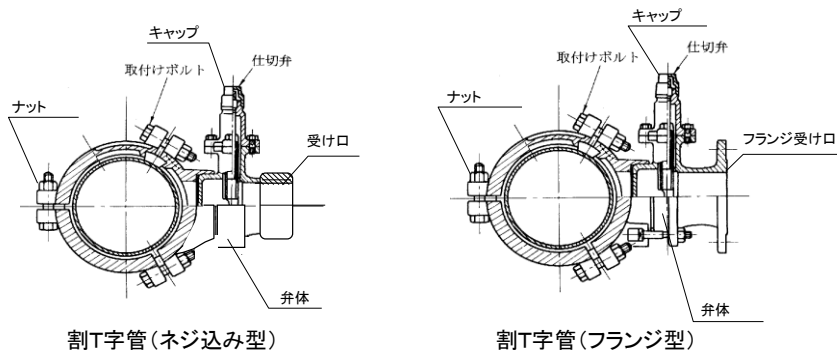
部品番号	部 品 名
①	胴
②	ボール押え
③	ボール
④	ボールシート
⑤	栓棒
⑥	保護ナット
⑦	キャップ
⑧	ガスケット
⑨	止めピン
⑩	Oリング
⑭	サドル取付けガスケット
⑮	サドル
⑯	バンド
⑰⑱	ボルト、ナット
⑲	平座金
⑳㉑	絶縁体

(3) 割T字管による給水管分岐

- ① 割T字管を取り付ける配水管表面に付着している錆、土等を除去して平滑にした後、水をかけて洗い流す。
- ② 割T字管本体を水で洗い流し、配水管に静かにセットする。このとき、割T字管本体を無理に移動させてゴムパッキンを傷つけたりしないこと。なお、割T字管の取出部の管軸は、水平を原則とする。
- ③ 本体締付けは、片締めのないように間隔を確認しながら行い、ゴムパッキンに異常がないことを確かめる。設置後、テストポンプにより1.75メガパスカル（2分間）の水圧試験を行い、漏水がないことを確認する。
- ④ 本体バルブが開になっていることを確認の上、穿孔機をセットし、穿孔に取りかかる。このとき、仮受台等を設置して穿孔機がずれない措置を講じる。
- ⑤ 穿孔終了後、静かに穿孔機を取り外し、通水後にキャップを取り付けた後、被覆材による防護措置を講じる。

図-3-7-3

割T字管の構造



(4) 二受T字管による給水管分岐

① メカニカル継手

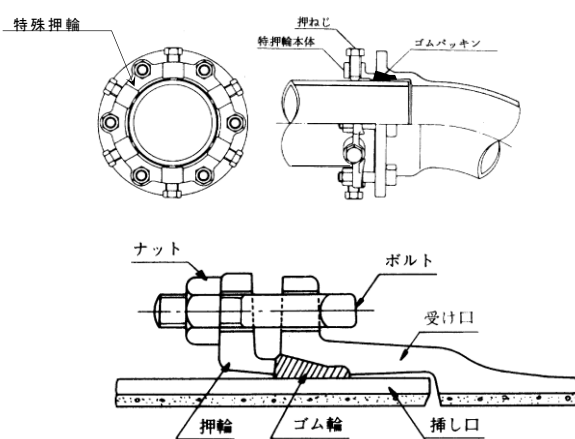
ア 接合作業に先立ち、挿し口管端から400ミリメートル以上の外面部分及び受け口の内面に付着している油、砂、ごみその他の異物を取り除いておく。

イ 挿入に先立ち挿入口とゴム輪に滑剤を塗り、押輪とゴム輪の方向を確認した後、挿入管にセットする。次に受け口管に静かに挿入管を挿入し、挿入端と受け口との標準間隔が3～5ミリメートルになるように固定をし、ゴム輪を受け口へ密着させた後、押輪をあてがい、ボルトを受け口側より挿入してナットを締め付けながら押輪を引き付けてさらにゴム輪を受け口に密着させる。

ウ ナットを締め付けるとき、対角線上に仮締めを行い、ゴム輪のはみ出しのないことを確認した後、押輪面と受け口管との間隔が全周を通じて同じになるよう注意をしながら、定められたトルク圧により交互に締め付ける。

図-3-7-4

メカニカル継手の構造



K形継手の構造

K形継手締付トルク

ボルト寸法	締付トルク N・m(kgf/cm)	管 径 (mm)
M16	60(611)	75
M20	100(1,019)	100～600

② フランジ継手

ア フランジ面，ガスケット溝，ガスケット及びボルトナットを事前に清掃し，異物や塗料の塗り塊を除去しておく。

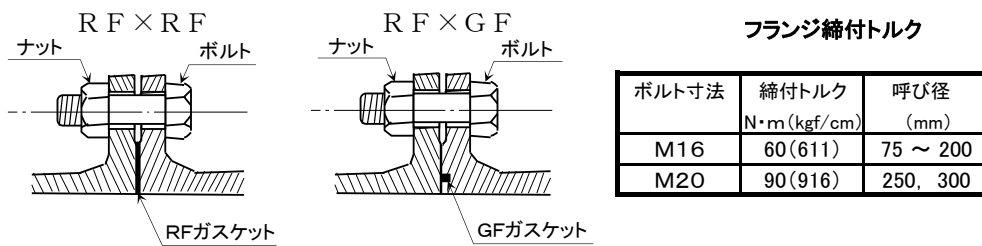
イ ガスケットは，移動を生じないように薄いテープ等で仮止めを行う。

ウ 接合に当たっては，フランジ面を傷つけないように当て木などを使用する。

エ ナットの締付けに当たっては，対角線上に仮締めを行い，ガスケットにズレがないことを確認の上，規定のトルク圧により全周を均等に締め付ける。

図-3-7-5

F形継ぎ手の構造



2 断水，通水及び放水作業は，管理者が行うこととする。なお，口径50ミリメートル以下の小口径配水管の断水作業は，管理者の指示により指定工事業者が行うこととし，施行日時等の調整を行った後，断水区域住民にあらかじめ周知徹底した後に実施すること。

また，施行上，不都合，事故等が発生したとき並びに施行完了後は，その旨を速やかに管理者に連絡すること。

配管 サドル付分水栓及び割T字管を使用して分岐する場合の標準配管は，図-3-8-2～図-3-8-3による。

1 日分の施行範囲で布設が完了できないときは，布設管端にプラグ，キャップ等で管栓をし，土砂，汚水等が流入しないように施して埋戻しを行うこととし，掘置きはしてはならない。

分岐技能者 配水管の分岐を施行する場合，「適切に作業を行うことができる技能を有する者」に従事させなければならない。また，工事に従事した技能者名を「給水装置分岐工事報告書」に記載し，認定証（修了者証）の写しを添付の上，提出するものとする。「適切に作業を行うことができる技能を有する者」とは，次の各号に該当する（財）給水工事技術振興財団の給水装置工事配管技能者をいう。

- ① （公財）給水工事技術振興財団給水装置工事配管技能者認定協議会が給水装置工事配管技能者として認定した者
- ② （公財）給水工事技術振興財団の実施した給水装置工事配管技能者講習会を修了した者

- ③ (公財) 給水工事技術振興財団の実施した給水装置工事配管技能検定 (全国標準検定 (A)) に合格した者

水道配水用
ポリエチレン管

水道配水用ポリエチレン管からの分岐又は管布設を行う場合は、これに適応した技能者の施工とすること。

6 分岐材料撤去

基本事項

配水管から分岐した給水管を撤去する場合は、次の各号によるものとする。

- (1) 甲型分水栓を使用して分岐したものについては、分水栓止めとし、上胴部を撤去しなければならない。
- (2) 割T字管又はサドル付分水栓を使用して分岐したものについては、締付ボルトを含む総体の防食をし、分岐口止めしなければならない。
- (3) T字管を使用して分岐したものについては、T字管を撤去して、配水管を原形に復しなければならない。
- (4) 小口径配水管 (サドル付分水栓取付けのものは除く。) から分岐した給水管を撤去する場合には、分岐箇所を原形に復しなければならない。
- (5) 給水管からさらに分岐した給水管を撤去する場合は、分岐箇所を原形に復しなければならない。

(給水装置工事施行規程第12条)

撤 去

配水管から分岐した給水装置の撤去は、次による。なお、撤去した給水管及びこれに付随する給水用具は、すべて撤去すること。

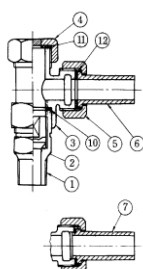
道路管理者との協議結果において埋設しておく場合は、当該道路管理者の指示に従うこと。

(1) 甲型分水栓の場合

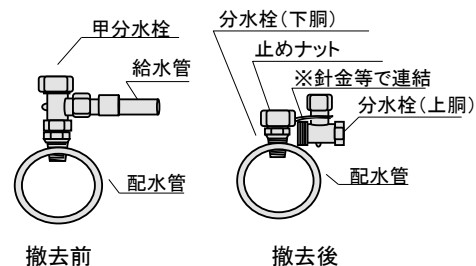
止め駒を下げた後、上胴を取り外し、止めナットを下胴にかぶせて締め付けた後、止め駒を上げて完了とし、施行後、漏水がないことを確認する。なお、取り外した上胴は、下胴と同一場所に針金等で連結して埋置する。

図-3-7-6

給水管撤去(甲型分水栓)



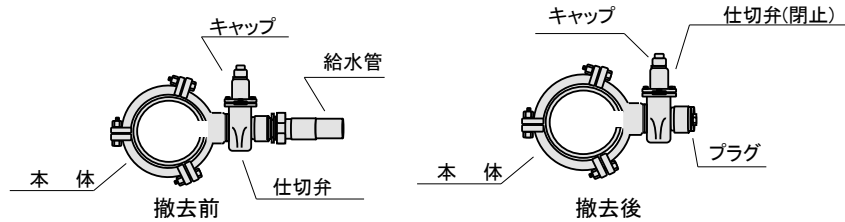
NO	名称	NO	名称
①	下 胴	⑥	ソケット
②	止め駒	⑦	ガイドソケット
③	上 胴	⑩	ガスケット
④	止めナット	⑪	
⑤	袋ナット	⑫	



(2) 割T字管の場合

割T字管本体の仕切弁を閉し、取出口部分をプラグ止めとした後、漏水がないことを確認してキャップを閉め、割T字管全体を防食シートで被覆する。

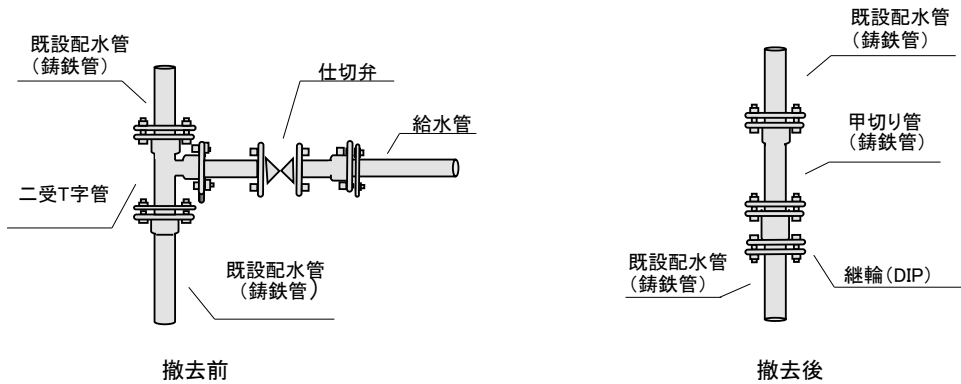
図-3-7-7 給水管撤去(割T字管)



(3) 二受T字管の場合

断水作業完了後、在来分岐管を切断により撤去した後、切管、継輪等を用いて復し、漏水がないことを確認する。

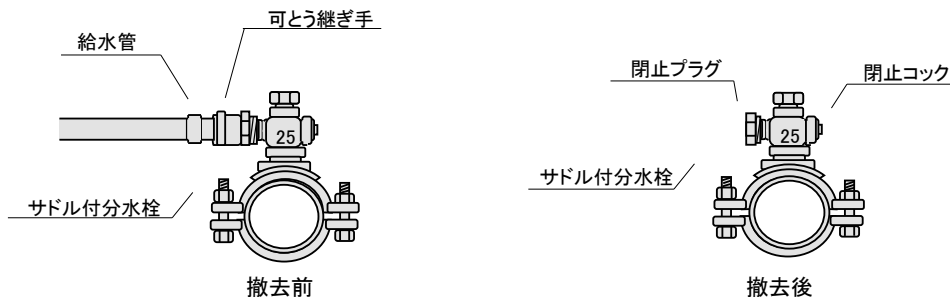
図-3-7-8 給水管撤去(二受T字管)



(4) サドル付分水栓の場合

閉止コックを閉じた後、伸縮可とう継手を取り外し、専用の閉止キャップ又は閉止プラグにて閉止し、漏水がないことを確認した後、防護シートで被覆する。

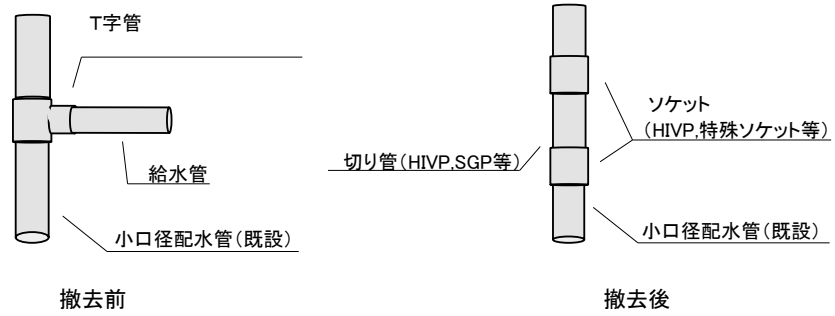
図-3-7-9 給水管撤去(サドル付分水栓)



(5) T字管（特殊ソケット等）の場合

断水作業完了後、分岐材料を切断により撤去し、その個所を切管、ソケット等を用いて復し、通水後、漏水がないことを確認する。

図-3-7-10 給水管撤去(T字管)



第8節 配水管への取付口からメータまでの給水用具

1 配水管への取付口からメータまでの給水用具

基本事項

1 管理者は、災害時における給水装置の損傷を防止するとともに、給水装置の損傷の復旧を迅速かつ適切に行えるようにするため必要があると認めるときは、配水管への取付口から水道メータまでの間の給水装置に用いようとする給水管及び給水用具について、その構造及び材質を指定することができる。

(条例第8条の2第1項)

2 管理者は、指定工事業者に対し、配水管に給水管を取り付ける工事及び当該取付口からメータまでの工事に関する工法、工期その他の工事上の条件を指示することができる。

(条例第8条の2第2項)

3 配水管又は他の給水管の分岐からメータまでの部分の給水管、分水栓、仕切弁、止水栓、メータボックス等の付属品については、管理者が指定する材料を使用しなければならない。

(給水装置工事施行規程第2条第1項)

4 公道部分及びメータ周辺の配管については、次のとおりとする。

(1) 配水管への取付口から第一止水栓までの配管は、口径75ミリメートル以上の場合には配水用ポリエチレン管又はダクタイル鋳鉄管を、口径50ミリメートル以下の場合には配水用ポリエチレン管、ポリエチレン1種2層管又は耐食鋼管を使用しなければならない。

(2) 第一止水栓からメータ周辺までの配管は、口径75ミリメートル以上の場合には配水用ポリエチレン管又はダクタイル鋳鉄管を、口径50ミリメートル以下の場合には配水用ポリエチレン管、ポリエチレン1種2層管、耐食鋼管、ステンレス鋼管又は耐衝撃性硬質塩化ビニル管を使用しなければならない。

(給水装置工事施行規程第2条第2項)

5 管理者が指定する材料以外の品目及び規格で、給水装置に使用する必要があるものについては、管理者の承認を受けなければならない。

(給水装置工事施行規程第2条第3項)

材料及び
工法

構造及び材質の基準は、令第5条の基準に適合するものでなければならない。なお、使用材料は、表-3-8-1のとおりとし、施行方法は、災害防止、漏水時及び非常時等の緊急工事を円滑かつ効率的に行う観点から管理者が指定する。

表-3-8-1 配水管分岐箇所から水道メータまでの使用材料

種別	品目	規格		備考
		名称	規格番号	
給水管	铸铁管	水道用ダクタイル铸铁管(DIP)	JWWA G 113	口径φ75mm以上内面モルタルライニング
	合成樹脂管	水道用ポリエチレン一種二層管	JIS K 6762	口径φ50mm以下
		水道配水用ポリエチレン管	JWWA K 144	口径φ50mm以上(φ40mm以下(注1))
		耐衝撃性硬質塩化ビニル管(HIVP)(注1)	JIS K 6742	口径φ50mm以下
	鋼管	耐食鋼管	JWWA K 116, K132	口径φ50mm以下
ステンレス鋼管(注1)		JWWA G 115	口径φ50mm以下	
異形管及び継手類	铸铁異形管	水道用ダクタイル铸铁管異形管	JWWA G 114	内面エポキシ樹脂粉体塗装
	離脱防止金具	水道用ダクタイル铸铁管特殊接合品		
	合成樹脂管継手類	耐衝撃性硬質塩化ビニル管継手(注1)	JIS K 6743	口径φ50mm以下
		水道用ポリエチレン管継手(一種二層管)	JWWA B 116	曲管, 異管種用継手及び金属継手を含む。
		水道配水用ポリエチレン管継手	JWWA K 145	
鋼管継手類	水道用ライニング鋼管用管端防食形継手	JWWA K 150		
止水栓・バルブ類	止水栓	吊駒式止水栓	管理者が指定するもの	第一止水栓(φ25mm以下)
		ボール式伸縮止水栓	認証品・規格品	第二止水栓(φ25mm以下)地上
		逆止弁付ボール伸縮止水栓(レバー式)	管理者が指定するもの	第二止水栓(φ50mm以下)
	仕切弁	青銅製仕切弁	管理者が指定するもの	第一止水栓(φ40, 50mm)
水道用仕切弁		JIS B 2062	第一, 二止水栓(φ75mm以上)	
水道用ソフトシール仕切弁		JWWA B 120		
バタフライ弁		JWWA B 138		
分岐材料	分岐材料	サドル付分水栓(ボール式, A型)	JWWA B 117, 136 PTC B 20	分岐口径φ50mm以下
		サドル付分水栓(PE一体型, A形)		分岐口径φ25mm以下
		割T字管(バルブ付き)	管理者が指定するもの	分岐口径φ75mm以上
		T字管(特殊ソケット, ストッパー付)		分岐口径φ50mm以下
弁類	補修弁	水道用補修弁	JWWA B 126	内面エポキシ樹脂粉体塗装
	空気弁	双口, 単口, 小型	JWWA B 137	急速空気弁
	定流量弁		管理者が指定するもの	
	減圧弁	水道用減圧弁	JIS B 8410	
	逆止弁	スイング型	JIS B 2062	PE, 分岐口径φ75mm以上
その他	増圧装置	直結給水用増圧装置	管理者が指定するもの	
	逆流防止器具	減圧式逆流防止器具	管理者が指定するもの	
	ボックス	メータ用, 消火栓用, 止水栓用, 仕切弁用, 空気弁用, 逆止弁用	管理者が指定するもの	埋設用
	パッキン	水道用ゴムパッキン	JIS K 6353及び管理者が指定するもの	
		ファイバーパッキン	管理者が指定するもの	
		合成樹脂パッキン		
	接着剤	水道用硬質塩化ビニル管用	JWWA S 101	
	シール剤	水道用ねじ切り油剤及びシール剤	JWWA K 137, JWWA K 146	
		水道用耐熱性液状シール剤	JWWA K 142	
	シールテープ	シール用四ふっ化エチレン樹脂テープ	JIS K 6885	未焼成テープ
他	滑剤	水道用滑剤		ダクタイル铸铁管接合用

(注1) : 第一止水栓2次側宅地内は, 使用可能

使用区分 各道路区分，河川，急傾斜地等に占用する給水管使用材料は，次表による。なお，特別な場合は，管理者又は関係機関と協議の上，決定する。

表-3-8-2 占用物件の埋設管路区分

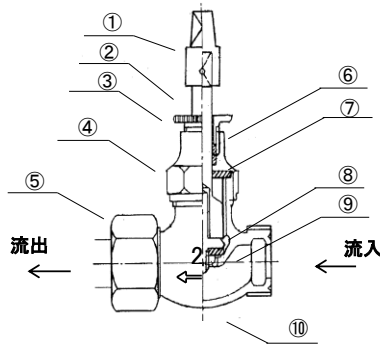
埋設管路区分	材料名 ダクタイル 鋳鉄管 (DIP)	耐食鋼管 (SGP)	水道用 ポリエチレン管 (HPPE, PEP)
国道(歩道を含む。)	○	○	○
県道(歩道を含む。)	○	○	○
市道(歩道を含む。)	○	○	○
河川(制限行為内)	○	○	-
急傾斜地(法面を含む。)	○	○	-

※国道は，建設省道路の占用物件として容認する埋設管路の区分(平成7年2月)による。

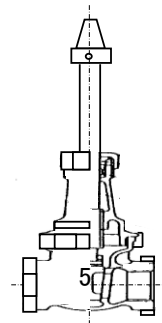
第一止水栓 給水管に設置する第一止水栓は，次による。

図-3-8-1

第一止水栓の種類

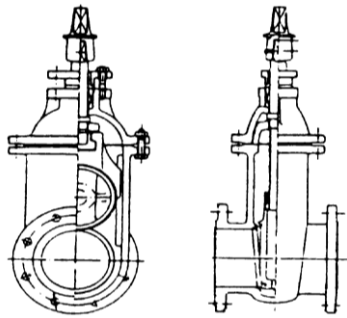


番号	名称
①	キャップ
②	栓棒(吊駒式)
③	グランド押え
④	止水栓上部
⑤	袋ナット
⑥	グランドパッキン
⑦	上部パッキン
⑧	駒
⑨	シート
⑩	止水栓胴部

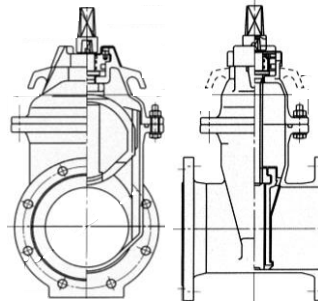


※ 青銅製仕切弁(φ40mm, φ50mm)

吊駒式止水栓(φ25mm以下)



※ 水道用仕切弁(φ75mm以上, 内面粉体塗装)



※ 水道用仕切弁(φ75mm以上, ソフトシール弁, 浅層埋設用)

注) ※はバイパス配管におけるメータ前後及びバイパス用仕切弁としても使用

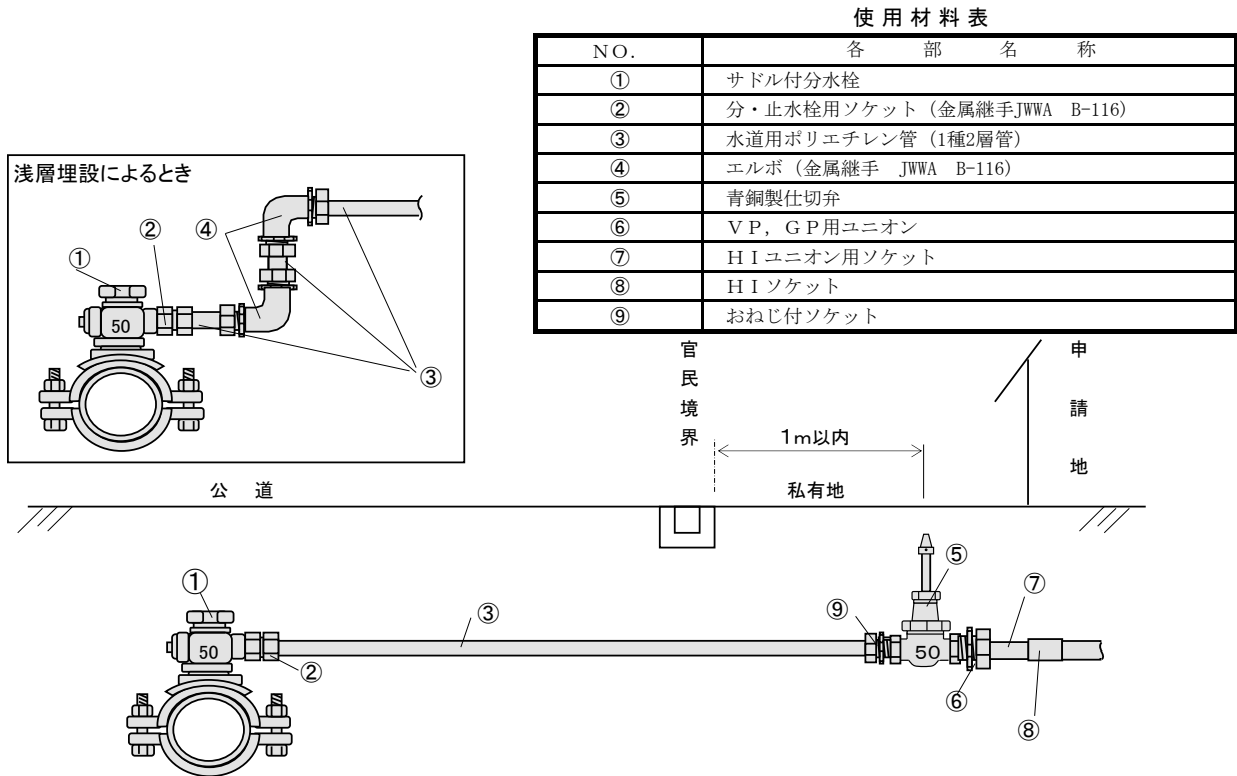
図-3-8-2

給水管分岐布設標準図(NOSCALE)

サドル付分水栓(分岐口径50mm)による分岐の例

※次の図は、既設配水管以上の給水管埋設深度を確保できる場合。なお、特別な場合は、管理者と別途協議すること。

(1) 水道用ポリエチレン管(1種2層管)を布設する場合



使用材料表

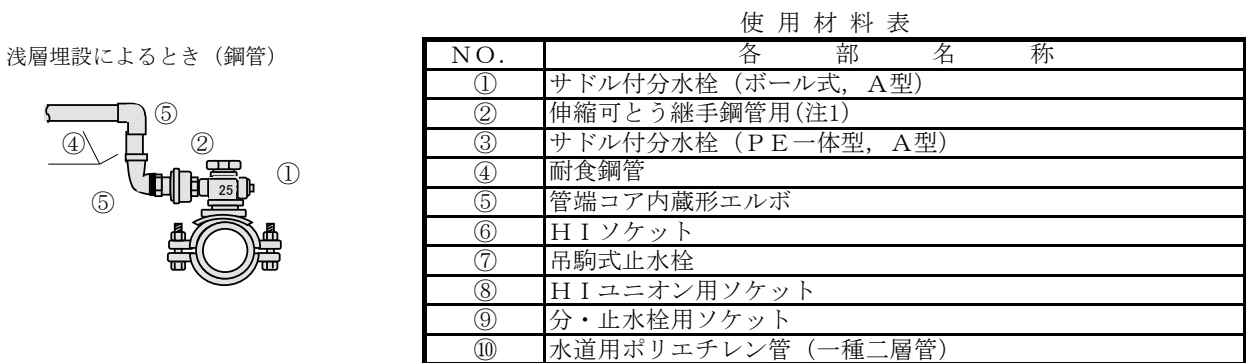
NO.	各 部 名 称
①	サドル付分水栓
②	分・止水栓用ソケット(金属継手JWWA B-116)
③	水道用ポリエチレン管(1種2層管)
④	エルボ(金属継手 JWWA B-116)
⑤	青銅製仕切弁
⑥	VP, GP用ユニオン
⑦	HIユニオン用ソケット
⑧	HIソケット
⑨	おねじ付ソケット

図-3-8-3

給水管分岐布設標準図(NOSCALE)

サドル付分水栓(分岐口径φ25mm)による分岐の例

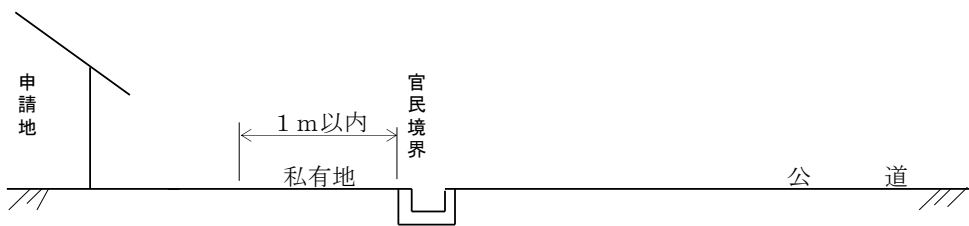
※次の図は、給水管埋設深度を確保できる場合。なお、特別な場合は、管理者と別途協議すること。



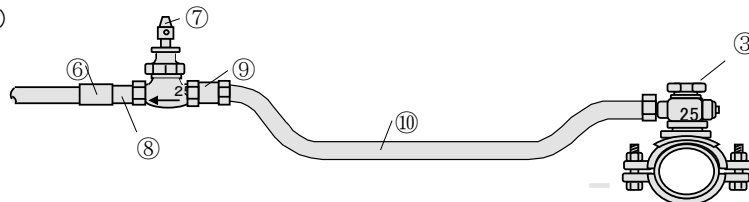
使用材料表

NO.	各 部 名 称
①	サドル付分水栓(ボール式, A型)
②	伸縮可とう継手鋼管用(注1)
③	サドル付分水栓(PE一体型, A型)
④	耐食鋼管
⑤	管端コア内蔵形エルボ
⑥	HIソケット
⑦	吊駒式止水栓
⑧	HIユニオン用ソケット
⑨	分・止水栓用ソケット
⑩	水道用ポリエチレン管(一種二層管)

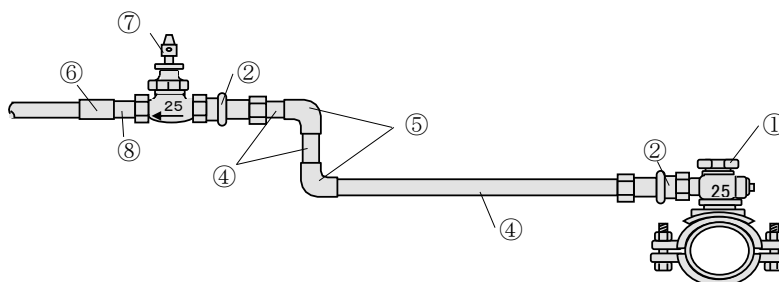
注1) 小口径配水管からの分岐に当たり、チーズ配管の場合は、分岐箇所における伸縮可とう継手の使用を省略することができる。



ポリエチレン管(PEP)



耐食鋼管(SGP)



2 公道部分における給水管の埋設深度

基本事項

水管又はガス管の本線を埋設する場合には、その頂部と路面との距離は、1.2メートル（工事実施上やむを得ない場合にあっては、0.6メートル）を越えていること。

（道路法施行令第11条の3第1項第2号ロ）

1 給水管を公道部分に布設するときの埋設深度は、「電線、水道、ガス又は下水道管を道路の地下に設ける場合における埋設の深さ等について」（平成11年3月31日建設省道政発第32号、建設省道国発第5号）に基づき次による。なお、工事個々による埋設深度は、その都度道路管理者と協議して決定する。

(1) 基本的な考え方

水管又はガス管の本線を埋設する場合には、その頂部と路面との距離は、

1.2メートル（工事実施上やむを得ない場合にあっては、0.6メートル）を越えていること。

（道路法施行令第11条の3第1項第2号ロ）

(2) 浅層埋設による深度

① 車道 舗装の厚さに0.3メートルを加えた値（当該値が0.6メートルに満たない場合は、0.6メートル）以下としないこと。

② 歩道 管路の頂部と路面との距離は、0.5メートル以下としないこと。ただし、切下げ部等により、0.5メートル以下となるときは、所要の防護措置を講じる。（防護措置については、調整中のため当面0.6メートルで運用する。）

③ その他 横断管路については、縦断方向への地下占用物件について浅層埋設が可能となるため、その埋設位置については、最低1.4メートル以上とする。

④ 対象管路 道路法施行令第12条第3号に規定する本線及び本線以外の線
ここでいう本線以外の線とは、次のものをいう。

ア 水道施設における基幹的な線以外の線

イ 上記アの線で、給水管又は引込管と直接接続されているもの又は接続が予定されているもの

⑤ 対象管種及び口径

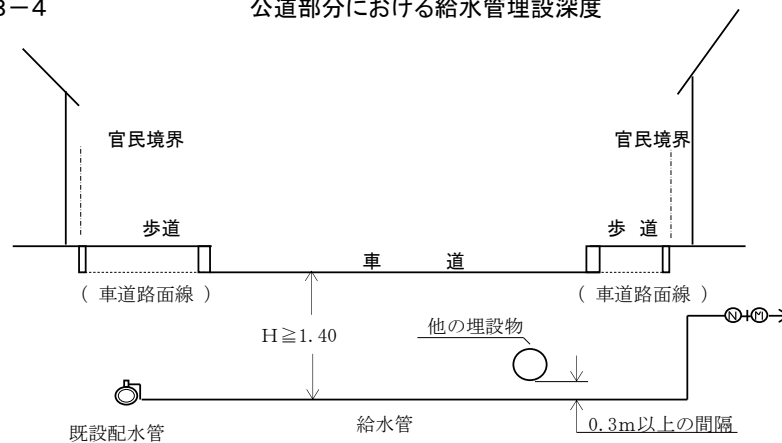
表-3-8-3

耐食鋼管	φ 300mm以下
ダクタイル鋳鉄管	φ 300mm以下
耐衝撃性硬質塩化ビニル管	φ 300mm以下
水道用ポリエチレン管（配水用及び1種2層管）	φ 150mm以下

注) 上記規格品以外の管を使用するときは、同等以上の強度を有することを道路管理者に示すこと。

図-3-8-4

公道部分における給水管埋設深度



2 埋設位置は、維持管理上他の埋設物より0.3メートル以上の間隔をとって埋設する。
なお、これによる施行が困難なときは、当該埋設物管理者及び管理者と協議の上、その指示に従うこと。

3 占用位置は、調査、協議又は許可条件によることとし、その占用位置を誤らないこと。

3 河川等への配管

基本事項

暗渠又は開渠を横断する場合は、原則として下越工法を採用する。ただし、特例工法として上越工法を採用する場合は、流水断面の高水位以上の高さに架設しなければならない。

(給水装置工事施行規程第7条第3号)

河川等への配管

河川、水路（暗渠、開渠）等の構造物を横断配管するときは、原則として下越配管とする。指定制限区域における埋設深度は、各関係機関及び管理者の指示による。

(1) 下越配管

図-3-8-5 暗渠等を下越配管するときの例

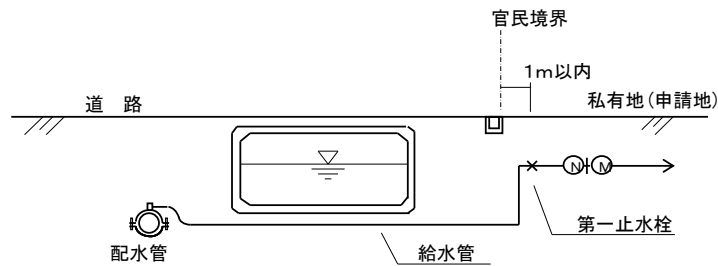
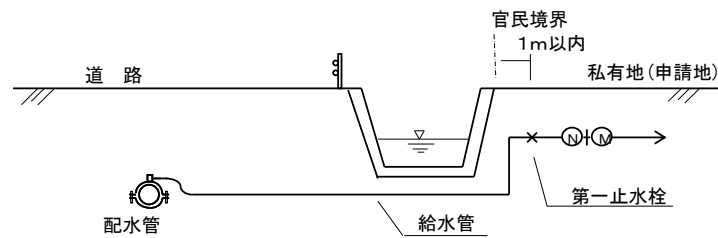


図-3-8-6 開渠等を下越配管するときの例



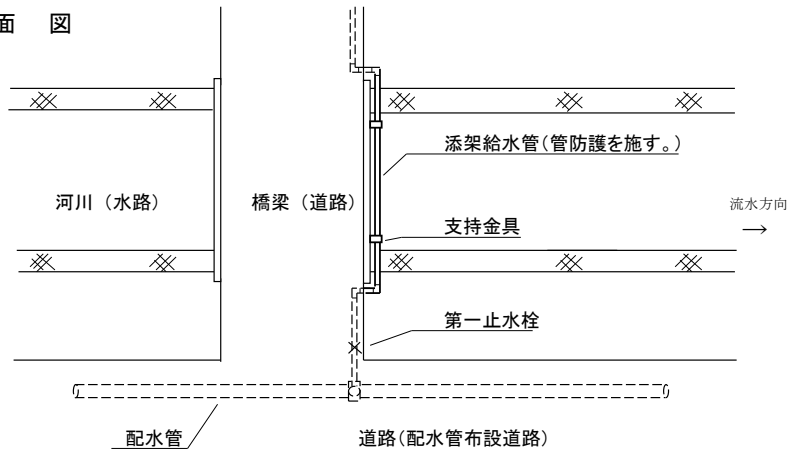
(2) 上越配管

関係機関との協議の結果、上越配管とするときは、耐食鋼管又はダクタイル鋳鉄管を使用し、凍結、腐食及び振れ防止のための措置を講じること。

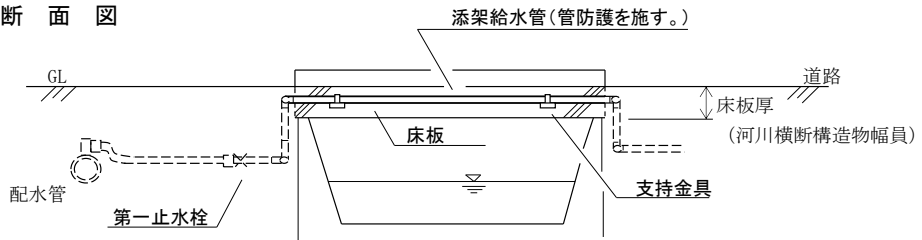
また、架設位置は、河川管理者等の特別な指示がある場合を除いて原則として下流側の河川流水断面を侵さない高水位位置とする。なお、河川横断構造物を有するときは、当該幅員以内とする。

図-3-8-7 橋梁(道路)側面に管を添架する場合の例

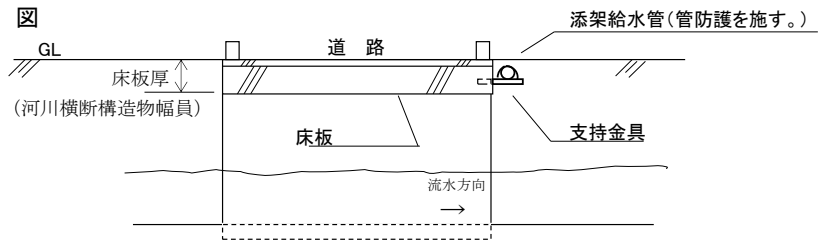
平面図



縦断面図



横断面図



4 給水管の保護

基本事項

- 1 耐衝撃性硬質塩化ビニル管及びポリエチレン管を布設する場合は、露出配管をしてはならない。
(給水装置工事施行規程第7条第1号)
- 2 工事施行中、管に外傷を与えたり、また外傷のあるまま布設してはならない。
(給水装置工事施行規程第7条第4号)

給水管の保護

- 1 給水管は、工事場所への搬入及び保管に十分注意し、かつ、その使用前に外傷、たわみ等の点検を行い、外傷等のあるときは、その材料の使用を取り止め、欠陥のない材料を使用する。
- 2 給水管を露出配管するときは、原則として耐食鋼管（口径50ミリメートル以下）及びダクタイル鋳鉄管（口径75ミリメートル以上）を使用し、管防護措置として厚さ20ミリメートル以上の被覆材で防護する。
- 3 水路、河川等の構造物、擁壁等への貫通又は添架をするときは、外力、自重、水圧等による振動、たわみを防止するため、支持金具により固定する。また、構造物等を貫通して配管するときは、その間隙を弾性体で充填し、管の損傷を防止する。

5 第一止水栓設置

基本事項

- 1 止水栓は、第一止水栓と第二止水栓との2つの止水栓を取り付けなければならない。
(給水装置工事施行規程第6条第1項)
- 2 第一止水栓（バルブを含む。以下同じ。）の位置は、原則として道路と宅地との境界線から1メートル以内の宅地内に取り付けるものとする。ただし、宅地内に取り付けできない場合は、管理者と協議するものとする。
(給水装置工事施行規程第6条第2項)

第一止水栓 設置位置

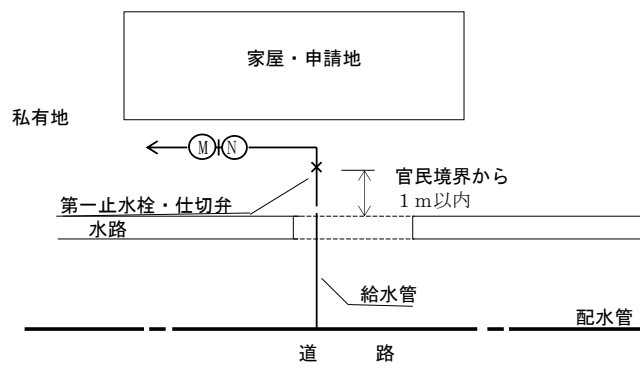
給水装置には、第一止水栓と第二止水栓との2つの止水栓を設置すること。ただし、管理者がその必要がないと認めるときはその一部を設けないことができる。

給水装置における第一止水栓及び仕切弁の設置位置は、次によることとし、特別なときは、管理者と協議する。

(1) 第一止水栓及び仕切弁の設置位置（宅内設置の場合）

① 原則として官民境界から1メートル以内の宅地内とする。

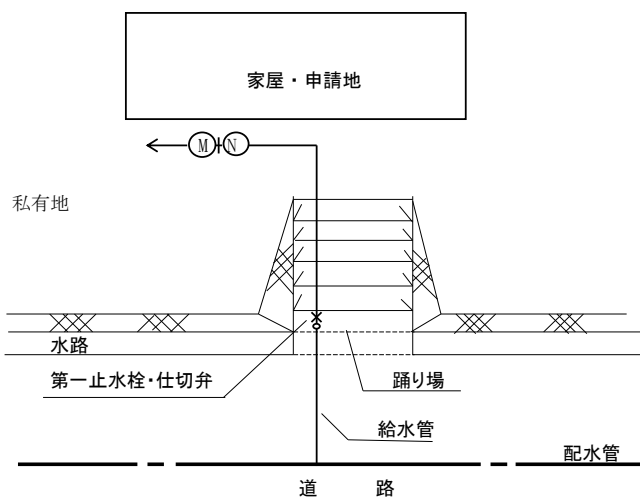
図-3-8-8



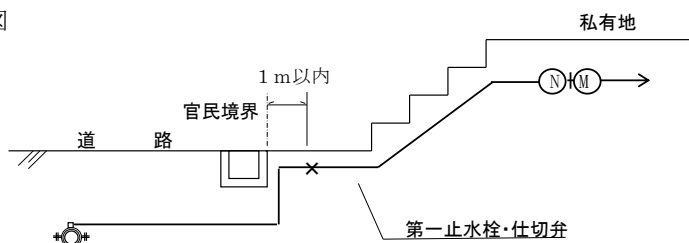
② 給水管引込位置が階段、スロープ等の構造物内となるときは、構造物手前の踊り場とする。

図-3-8-9

平面図



断面図



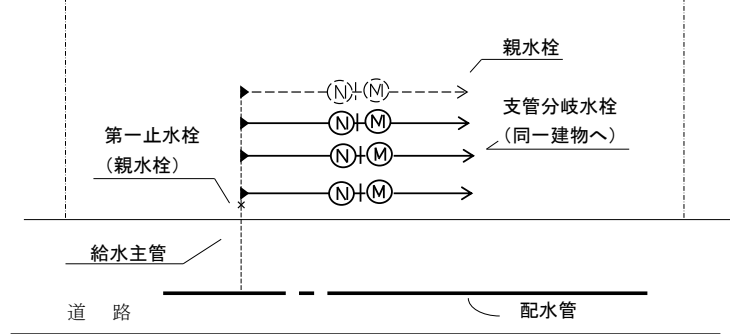
(2) 支管分岐による場合

① 次の場合は、第二止水栓をもって第一止水栓とする。

ア 親水栓と同一敷地かつ同一建物へ複数のメータを設置するとき（アパート等の親水栓以外とし、親水栓を最奥部とした場合に限る。）。

イ 給水主管からメータまでの距離が5メートル以内のとき。

図-3-8-12



② 次のときは、その分岐点に設置する。

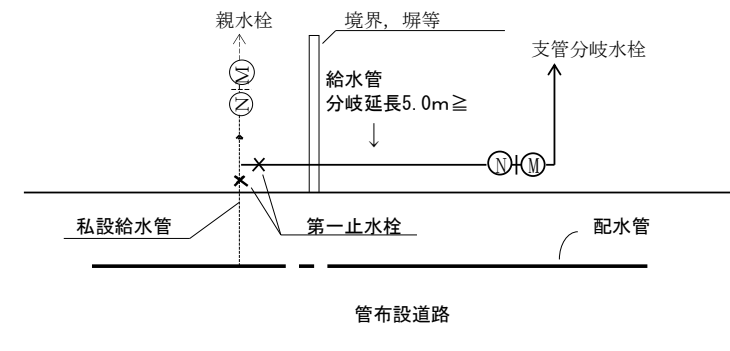
ア 分岐箇所からメータまでの距離が5メートルを超えるとき。

イ 分岐箇所からメータまでの区間が境界、塀等によって仕切られるとき。

ウ 親水栓と同一でない建物へ給水するとき。

エ 親水栓又は支管分岐水栓のいずれかを断水することにより、どちらかが被害を被るおそれがあるとき。

図-3-8-13



6 第一止水栓設置（道路部分へ設置する場合）

基本事項

- 1 公道部分に止水栓を特別に取り付ける場合は、次のとおりとする。
 - (1) 道路管理者又は河川管理者の占用許可が必要となる給水管の場合は、それぞれの占用許可書に定める位置に取り付ける。

（給水装置工事施行規程第6条第3項第1号）
 - (2) 車道に隣接する歩道に配水管が布設してある場合において、当該歩車道を横断して給水することとなるときは、当該車道に近い歩道部分に取り付ける。

（給水装置工事施行規程第6条第3項第2号）
- 2 規程第4条第8項によって取り付けた分水栓に対応する止水栓は、当該分水栓と路側とを直角に結ぶ線上で、同条同項にいう給水管布設道路の道路端に取り付ける。

（給水装置工事施行規程第6条第4項）

河川等への
上越配管

構造物に対し上越配管とする場合

上越配管とするときは、当該構造物手前の道路部分とする。

図-3-8-14

上越配管の例

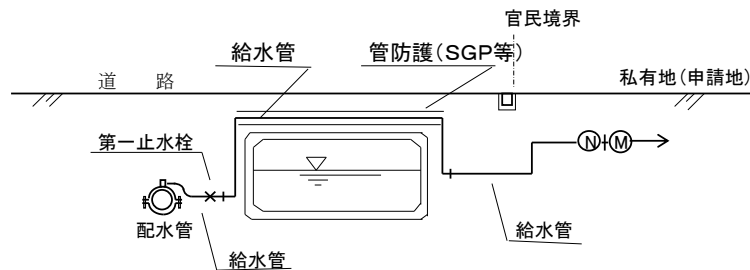
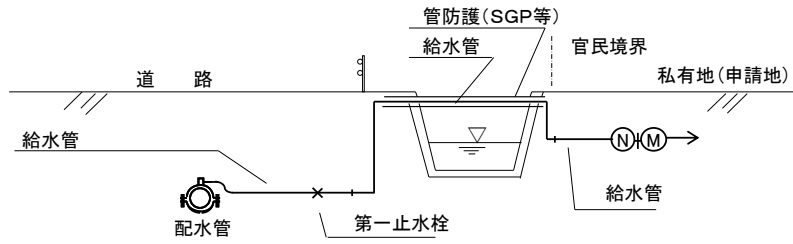


図-3-8-15

上越配管の例



崖、法面等
への配管

急傾斜地、崖、法面等へ給水管を布設するときは、その立上がり又は立下がり配管手前の道路部分とする。

図-3-8-16

立上がり配管の例

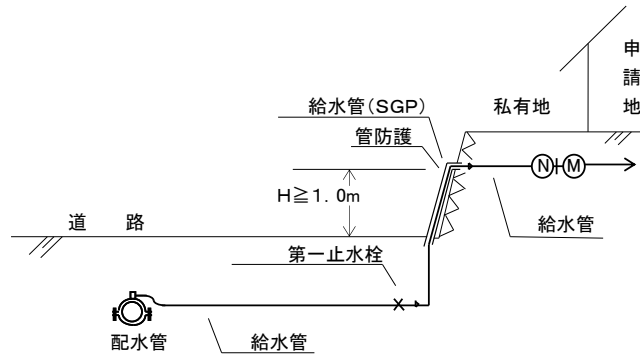
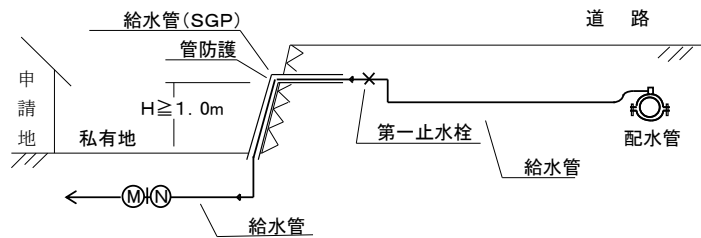


図-3-8-17

立下がり配管の例

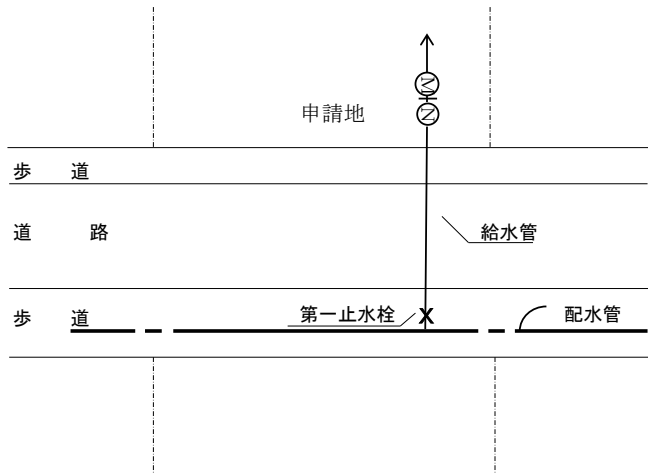


道路横断

歩道部分に配水管が布設され、その箇所から歩車道を横断して給水管を布設するときは、配水管の布設してある歩道部分とし、道路に直角に横断配管を行う。

図-3-8-18

道路横断配管の例

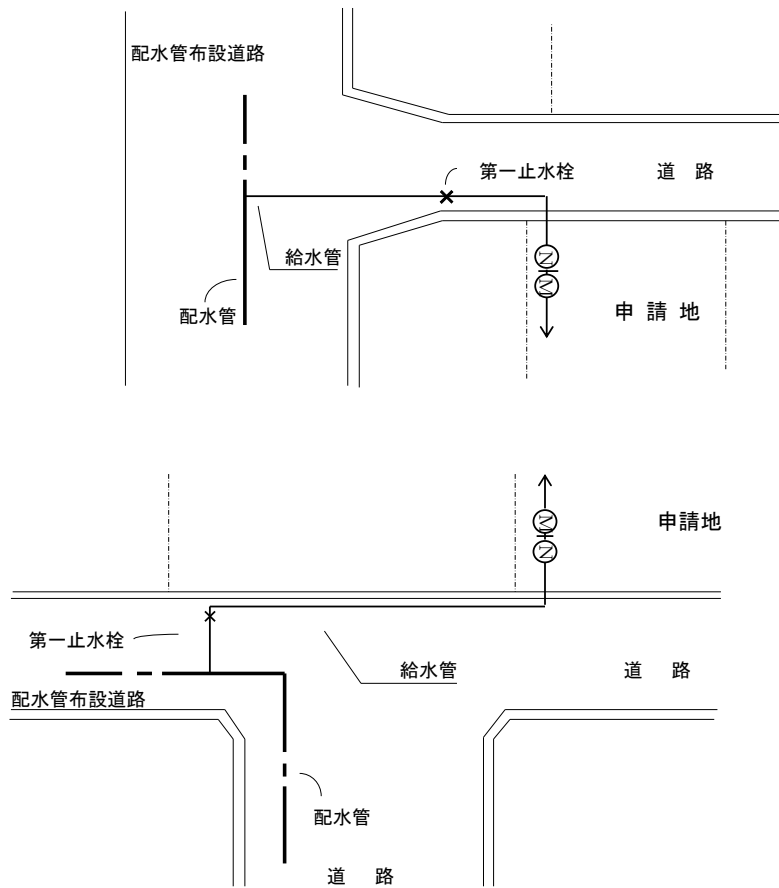


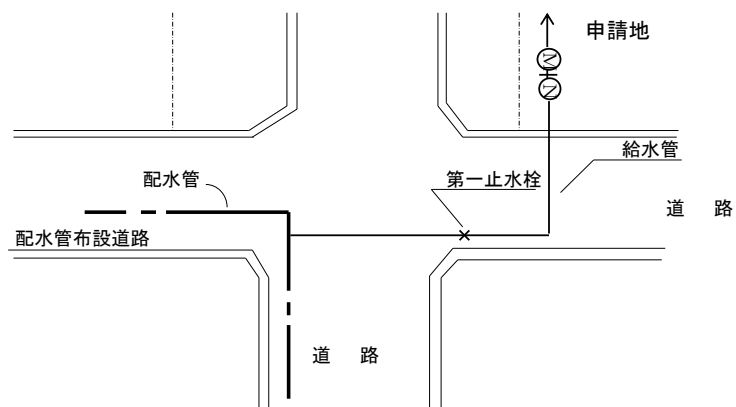
2 道路の
交差

配水管の布設していない道路を通過するときは、分岐箇所と配水管を布設していない道路の路肩に最も近い部分と直角に結ぶ直線上で、給水管布設道路の端とする。

図-3-8-19

配水管の布設していない道路を通過するときの例

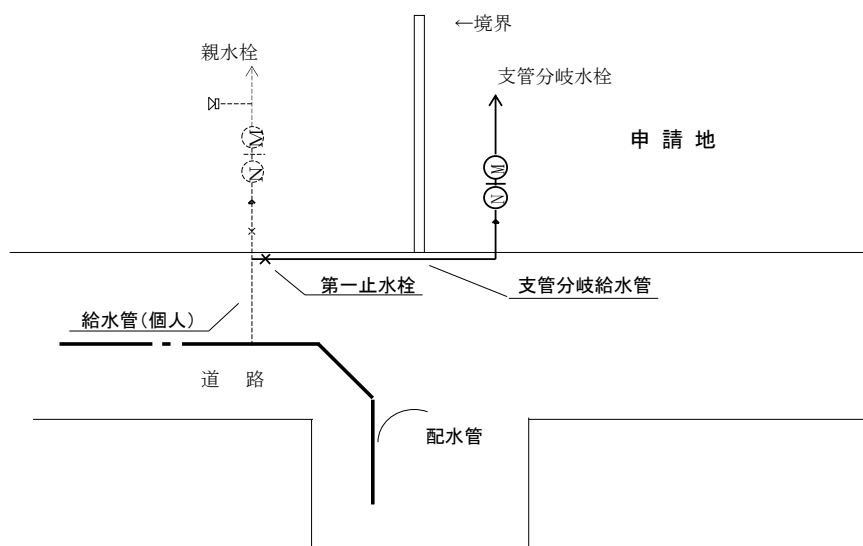




道路における
支管分岐

道路部分において支管分岐するときは、分岐される給水管の宅地よりの道路端における分岐箇所とする。

図-3-8-20 道路部分における支管分岐の例

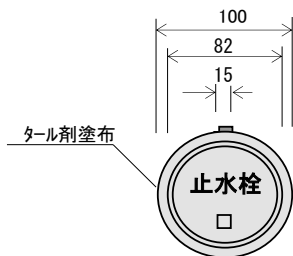


ボックス材料

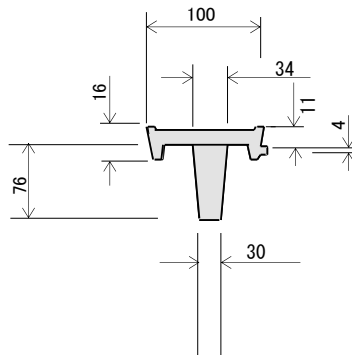
第一止水栓に付随して設置する止水栓ボックス及び仕切弁ボックスは、次による。

図-3-8-21 第一止水栓ボックス標準図(第一止水栓φ50mm以下) 単位:mm
(NOSCALE)

上蓋部分平面図



上蓋部分断面図



止水栓ボックス本体断面図

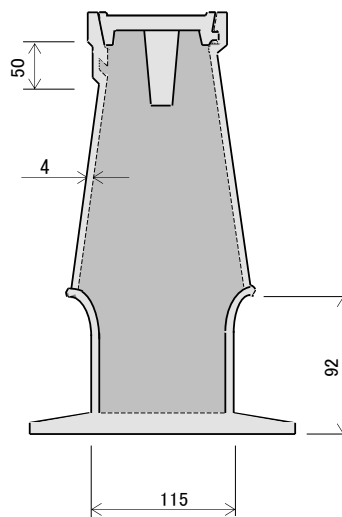
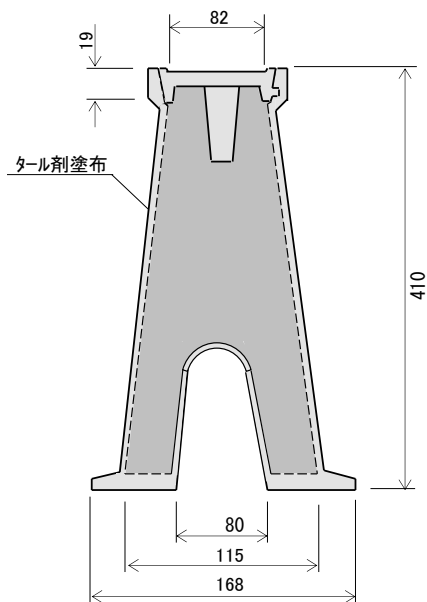
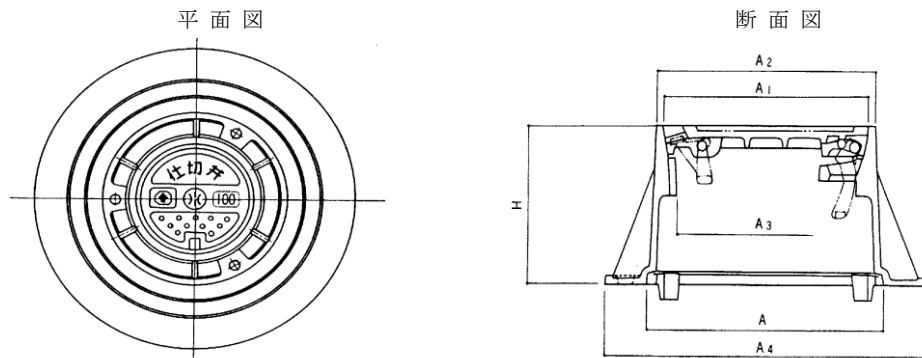


図-3-8-22 第一止水栓ボックス標準図(第一止水栓φ75mm以上) 単位:mm
(NOSCALE)

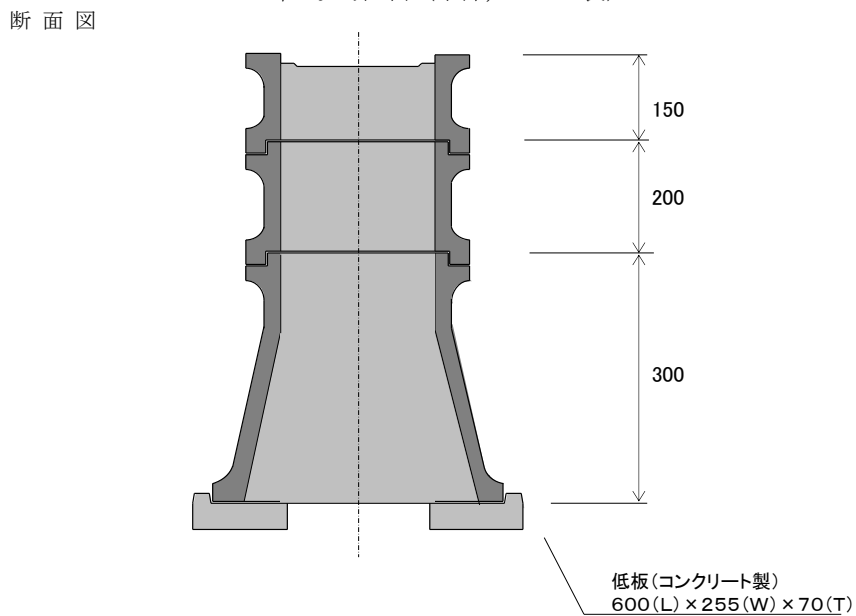
仕切弁鉄蓋 (鋳鉄製)



形 式	寸 法 (mm)					
	A	A1	A2	A3	A4	H
24型 (CVOS-21G-15LA)	φ 250	φ 216	φ 230	φ 188	φ 340	150
32型 (CVOS-32F-15L)	φ 350	φ 320	φ 336	φ 295	φ 460	200

※ 上記材料のうち、24型はφ150mm以下、32型はφ200mm以上とする。

仕切弁柵 (下部, FRP製)



※ 上記寸法は、H=800mmとするが柵の組合せは、仕切弁の埋設深度によって決定する。

8 第二止水栓設置

- 1 第二止水栓は、メータの上流側に取り付けるものとし、口径25ミリメートル以下の場合は、逆止弁付ボール伸縮止水栓又はボール式伸縮止水栓を、口径40ミリメートルの場合は、逆止弁付ボール伸縮止水栓を取り付ける。

(給水装置工事施行規程第6条第5項)

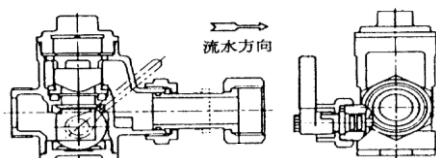
- 2 口径50ミリメートル以上の第二止水栓を含む当該止水栓周りの給水用具及び取付工法については、管理者が別に定める。

(給水装置工事施行規程第6条第6項)

- 使用材料 1 メータ上流側に設置する第二止水栓は、次による。なお、口径50ミリメートル以上については、同節「配水管分岐箇所から水道メータまでの使用材料」を参照

図-3-8-23 第二止水栓の種類

設置口径	第二止水栓
13mm～25mm	地中に設置する場合は、逆止弁付ボール伸縮止水栓 地中以外に設置する場合は、ボール式伸縮止水栓
40mm	逆止弁付ボール伸縮止水栓
50mm	逆止弁付ボール伸縮止水栓
75mm以上	水道用仕切弁(P.E)



逆止弁付ボール伸縮止水栓(φ50mm以下)

- 2 第二止水栓の設置及び口径50ミリメートル以上のバイパス配管は、第4章第1節「メータの設置基準及び保管」を参照

第9節 メータ下流側の給水装置

1 メータ下流側の給水装置

基本事項

給水装置の構造及び材質は、水道法施行令第6条に規定する基準に適合しているものでなければならない。

(条例第8条)

使用材料

メータ下流側における給水装置の使用材料は、給水装置の構造及び材質の基準(令第6条)に適合した「自己認証製品」若しくは「第三者認証機関における認証製品」又は規格品証の明記された製品を使用すること。なお、メータ下流側に使用する給水装置使用口径は、表-2-3-1のメータ口径による。

施行管理

工事計画、設計及び施行に当たっては、法及び管理者の定める条例、規程等に基づいた工程管理、品質管理及び安全管理を行わなければならない。

2 接続の禁止

基本事項

給水装置は、受水槽、プールその他汚染の原因となるおそれのある施設及び器具に直結してはならない。

(施行規程第29条第2項第6号)

接続の禁止

配水管から分岐された給水管とそれ以外の有害となり得る管類、機械器具、設備等とを直接に接続してはならない。(第1章第11節「水道水の安全及び衛生対策」を参照)

給水装置と直接に接続してはならない管類、設備等の例示

- ① 水道水以外の水管(井戸水、工業用水、給湯、排水、ポンプ呼水配管等)
- ② 循環用水配管(池、プール、浴場等の再生利用水配管)
- ③ 水管以外の管類(油送管、蒸気管、薬品管、配線管、送風管等)
- ④ 器具類(冷蔵、冷凍機、ボイラー、ポンプ等)

逆流防止

逆流による水質汚染のおそれがあるときは、適切な逆流防止措置を講じること。(第9章第1節「受水槽設置」を参照)

汚 染 防 止 宅地内配管における給水管及び給水用具は、有毒物、汚染物質等によって侵食又は汚染されるおそれのある場所への配管，設置を行わないこと。
やむを得ずその場所へ配管を行わざるを得ないときは，侵食又は汚染防止のための措置を講じること。

- 配 管 1 メータ下流側の宅地（私有地）内配管は，次による。
- (1) 維持管理上，家屋等建築物の下を通過しないよう建築物基礎の外回りに布設する。
 - (2) ボイラー等の高温部分，冷凍庫等の凍結部分等，給水管に損傷を与えるおそれのある場所を避けて布設する。
 - (3) 給水管は，衛生上の観点から排水等他の埋設物より30センチメートル以上の間隔を確保して配管した上，適切な防護措置を講じること。
- 2 井戸水配管等を上水道に切り替えて給水装置として使用する場合に，法で定める構造及び材質の基準に適合していないものは，給水装置類として使用してはならない。
管理者の定める使用口径以外の管類に対しても同様とする。
- 3 その他基準に関しては，第1章第9節「給水装置の構造及び材質の基準」を参照

埋 設 深 度 給水管の宅地内における埋設深度は，次による。

表-3-9-1 給水管埋設深度

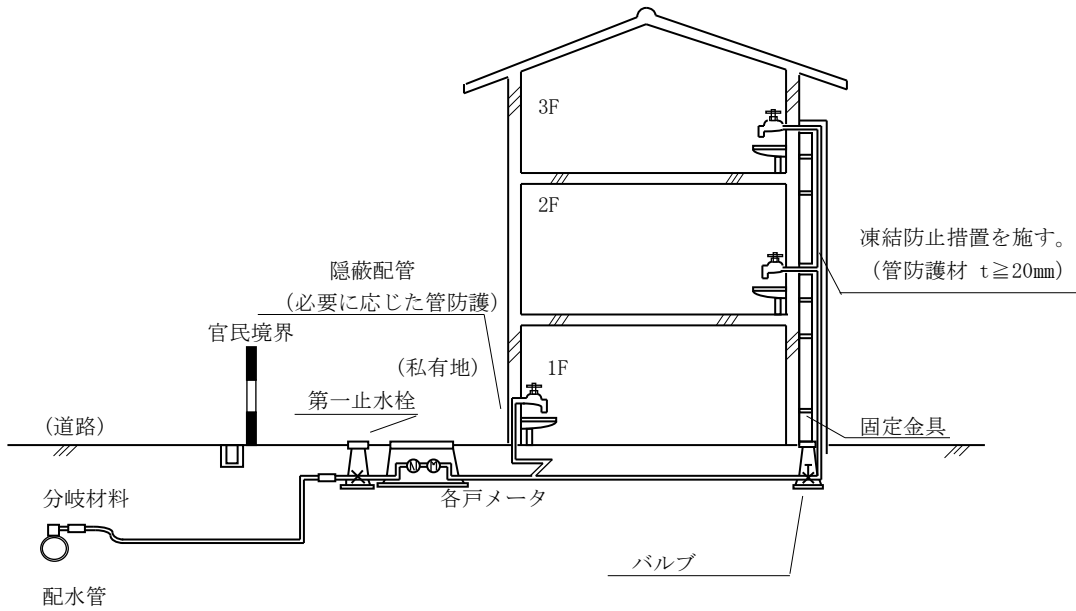
埋設管口径	埋設管深度
φ 50mm以下	0.30m以上
φ 75mm以上	0.60m以上

露出配管 1 宅地内において露出配管する場合は、次による。

露出配管部分は、厚さ20ミリメートル以上の保温材で被覆する等、凍結防止措置を講じる。

図-3-9-1

立上がり(露出)配管の例

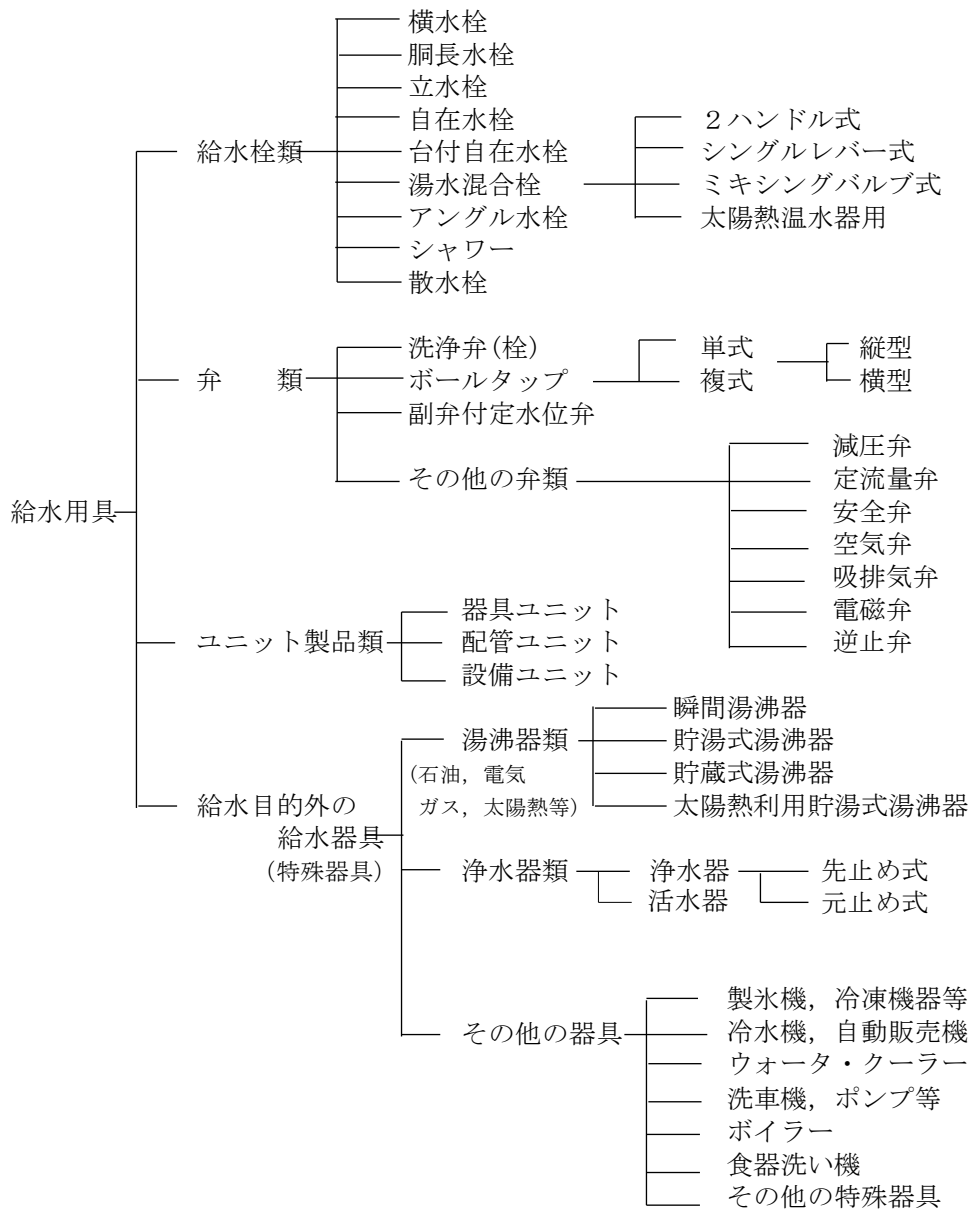


2 立上がり配管及び横走り管は、振れ、屈曲等の防止のため十分な支持強度を持つ取付金具又は支持台で固定する。

表-3-9-2 取付金具の固定間隔

口径	13mm～25mm	40mm～50mm
立上がり管	各階に2か所以上	各階に2か所以上
横走り管	1.0m以内	1.0m以内

給水管に取り付けられる給水用具は、令第6条に定める構造及び材質の基準に適合するものを使用する。なお、給水用具の種類は、おおむね次の種類がある。

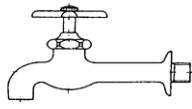


(1) 給水栓類

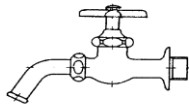
給水栓は、給水装置において給水管の先端に取り付けられ、吐水又は止水するための用具で、その種類、形態等は多様化しているものであり、設置に当たっては、用途及び目的に合った製品を選定することが重要である。

図-3-9-2

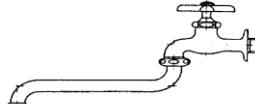
給水栓の種類



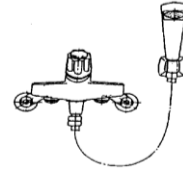
横水栓



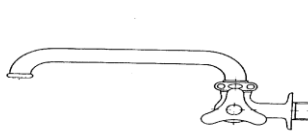
横水栓(吐水口回転形)



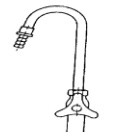
横水栓(自在形)



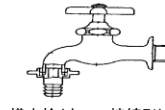
壁付きミキシング湯水混合水栓(シャワー形)



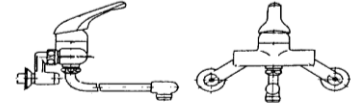
横水栓(横自在形)



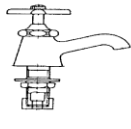
横水栓(クーズネック形)



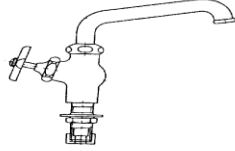
横水栓(ホース接続形)



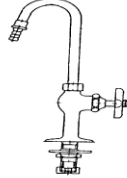
壁付きシングルレバー湯水混合水栓



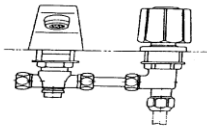
立水栓



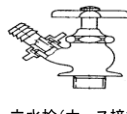
立水栓(自在形)



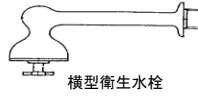
立水栓(クーズネック形)



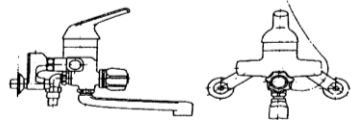
立水栓(埋込み形)



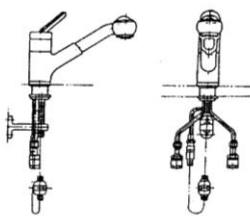
立水栓(ホース接続形)



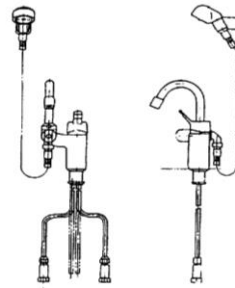
横型衛生水栓



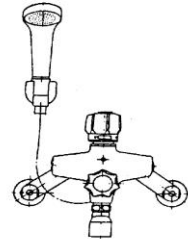
壁付きシングルレバー湯水混合水栓



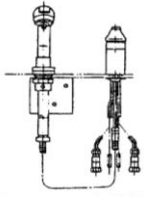
台付きシングルレバー湯水混合水栓(シャワー形)



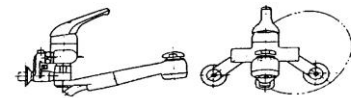
台付きシングルレバー湯水混合水栓(シャワー、バス形)



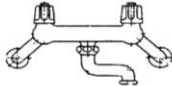
壁付きミキシング湯水混合水栓(シャワー、バス形)



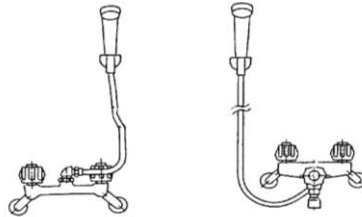
台付きシングルレバー湯水混合水栓(シャワー形)



壁付きシングルレバー湯水混合水栓(シャワー形)

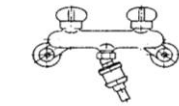


壁付きツーハンドル湯水混合水栓

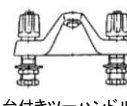


壁付きツーハンドル湯水混合水栓(シャワー形)

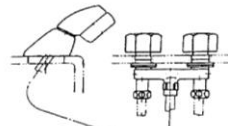
壁付きハンドル湯水混合水栓(シャワー、バス形)



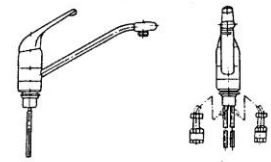
壁付きツーハンドル湯水混合水栓(ホース接続形)



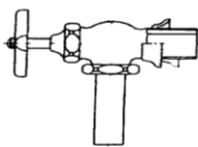
台付きツーハンドル湯水混合水栓



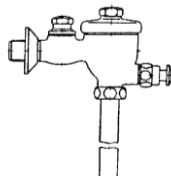
台付きツーハンドル湯水混合水栓(シャワー形)



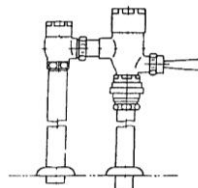
台付きシングルレバー湯水混合水栓



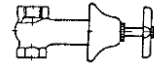
小便器洗浄水栓



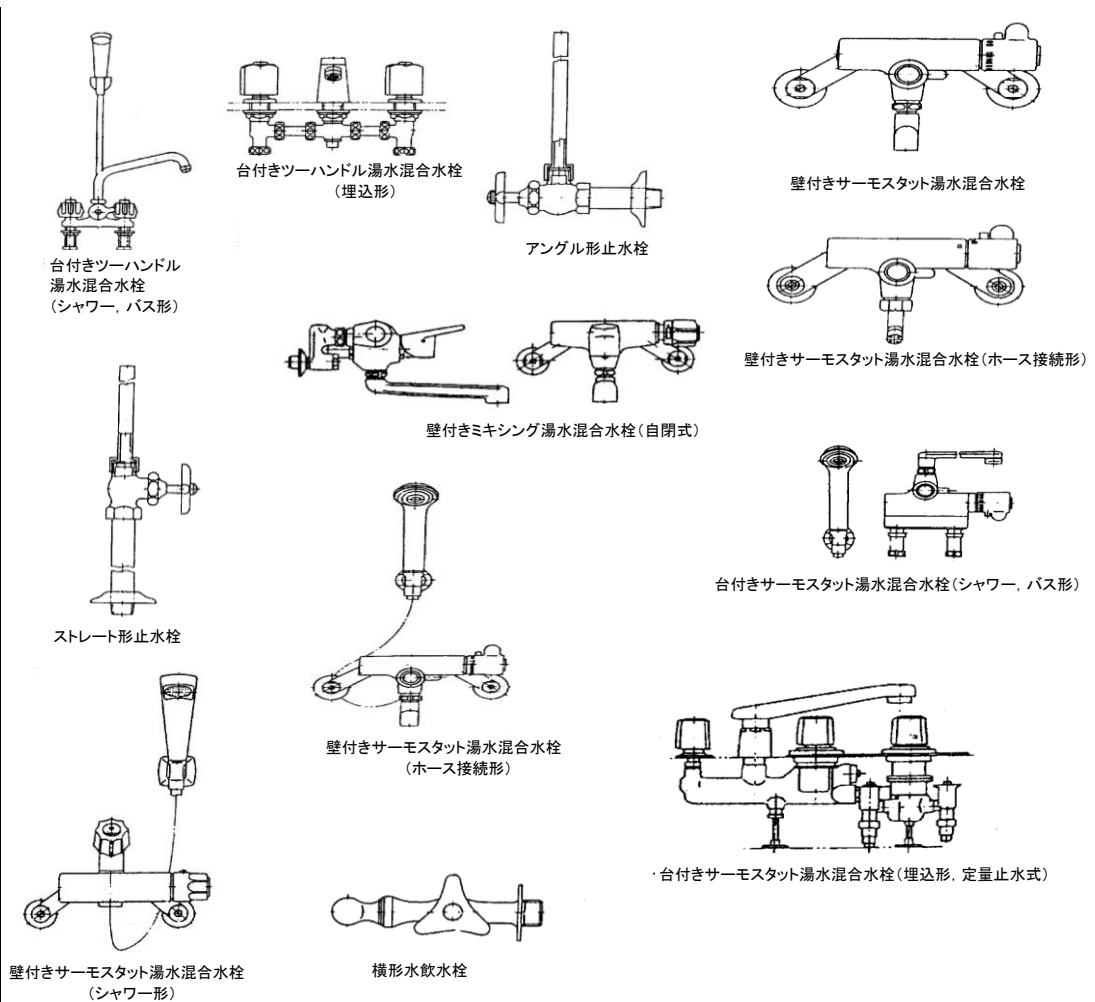
小便器洗浄弁



大便器洗浄弁



腰高止水栓



(2) 弁類

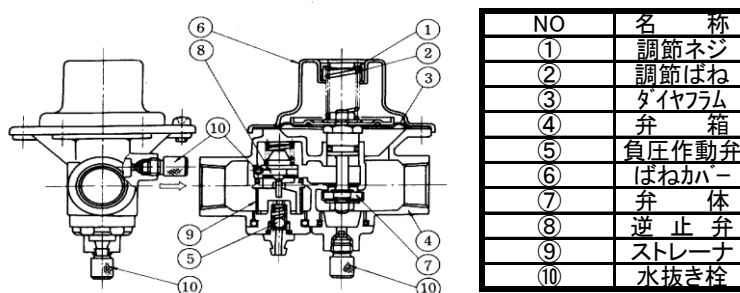
給水器具としての弁類は、耐久性能を有するものでなくてはならない。

① 減圧弁

減圧弁は、弁体等の圧力調整機構によって、一次側圧力が変動しても二次側を一次側より低い圧力に保持する器具である。その設置位置は、設置器具手前の給水管とし、点検及び取替えが容易な場所とする。

図-3-9-3

減 圧 弁

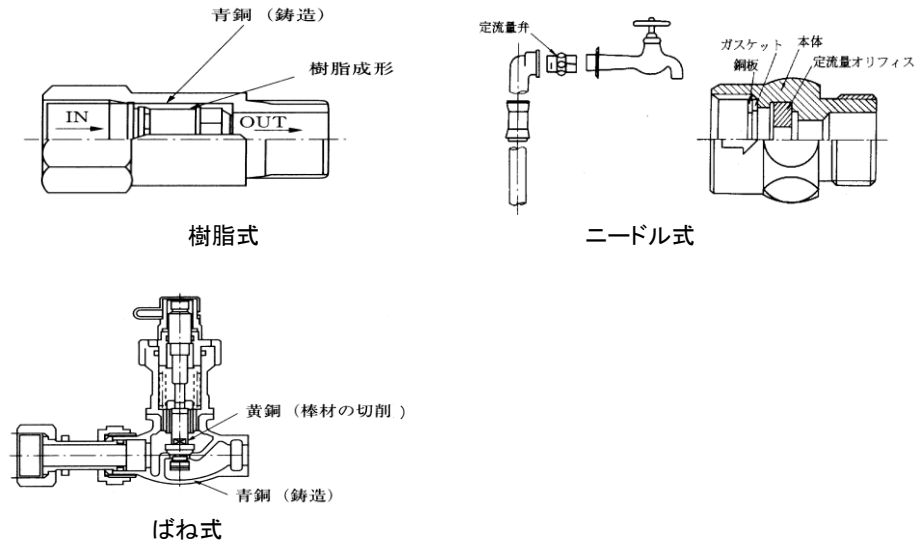


NO	名 称
①	調節ネジ
②	調節ばね
③	ダイヤフラム
④	弁 箱
⑤	負圧作動弁
⑥	ばねカバー
⑦	弁 体
⑧	逆 止 弁
⑨	ストレーナ
⑩	水抜き栓

② 定流量弁

定流量弁は、流量調整機構によって、一次側の圧力にかかわらず流量が一定になるよう調整し、メータ等の器具の過負荷の防止、各種器具の吐水過を抑制するための器具である。その設置位置は、メータ以降から設置器具手前の給水管とする。

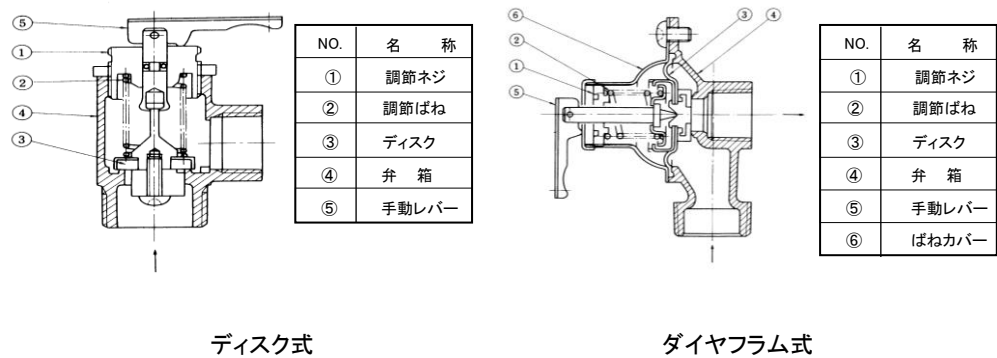
図-3-9-4 定流量弁



③ 安全弁(逃し弁)

安全弁は、一次側の圧力があらかじめ設定された圧力になると弁体が自動的に開いて過剰圧力を逃し、所定の圧力値に降下すると弁体を閉じる機能を持つ器具である。その設置位置は、各種圧力容器手前の給水管とし、設置後の点検及び取替えが容易に行える場所とする。→ディスク式及びダイヤフラム式

図-3-9-5 安全弁(逃し弁)

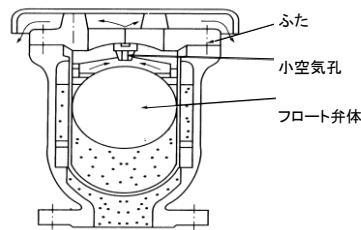


④ 空気弁

空気弁は、フロートの作用により、管内に停滞した空気を自動的に排出する機能を持った器具である。メータ下流側配管の高位置部分で点検及び取替えの容易な場所に設置する。

図-3-9-6

空気弁

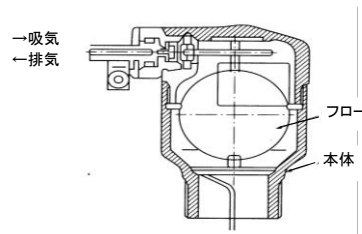


⑤ 吸排気弁

吸排気弁は、管内に停滞した空気を自動的に排出する機能と管内に負圧が生じた場合に自動的に吸気する機能を有する器具で、メータ下流の給水管に設置する。

図-3-9-7

吸排気弁



⑥ 逆止弁

逆止弁は、管内の逆圧による水の逆流を防止する機能を持った器具で、メータ下流側給水管の途中又は設置器具の手前に設置する。(→ばね式、リフト式、スイング式、ダイヤフラム式、バキュームブレーカ(第9章「受水槽の設置」を参照))

⑦ ボールタップ

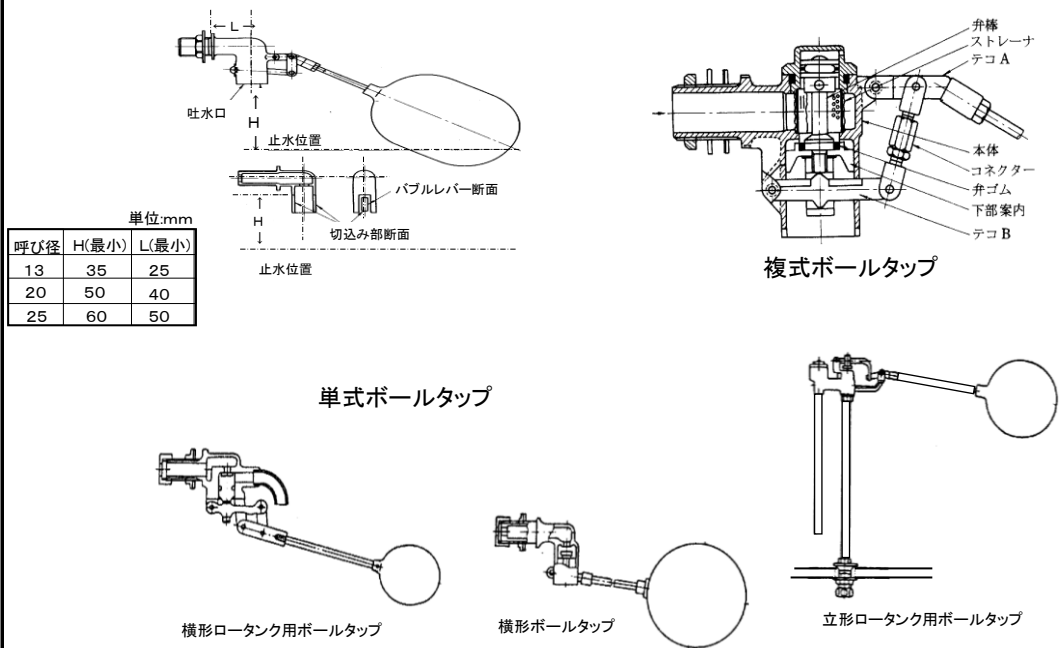
ボールタップは、フロートの上下の運動によって自動的に弁を開閉する構造で、主に受水槽及びロータンクに使用される給水用具である。

ア 一般形ボールタップ

一般形ボールタップは、弁部の構造によって、単式と複式に区分され、さらに給水方式により、立形と横形に分類される。

図-3-9-8

ボールタップの構造, 種類



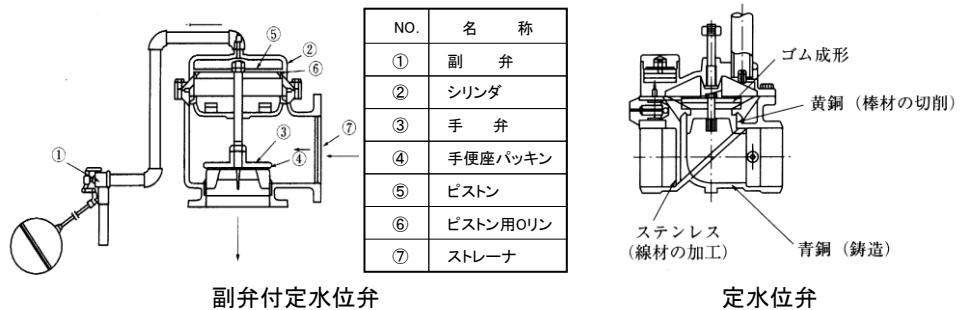
イ 副弁付定水位弁

副弁付定水位弁は、主弁と副弁としての小口径ボールタップを組み合わせたもので、副弁の開閉により主弁内に生じる圧力差によって開閉が円滑に行えるものである。

また、主弁が低位置に設置できるため、配管、補修及び管理が容易に行え、ウォーターハンマーを緩和することもできる。なお、副弁として電磁弁を組み合わせて使用するものもある。

図-3-9-9

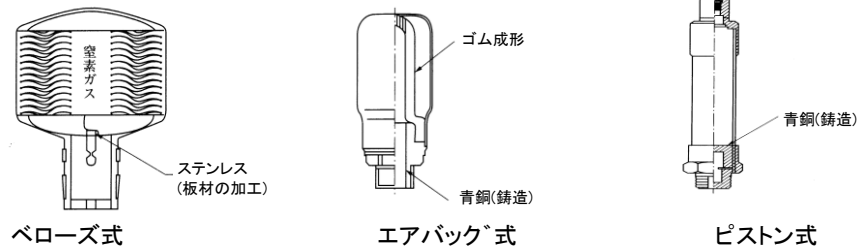
定水位弁



⑧ その他の給水用具（水撃防止器具）

図-3-9-10

水撃防止器具



(3) 給水目的外の給水器具（特殊器具）

湯沸器類

湯沸器とは、小規模な給湯設備として用いられ、石油、ガス、電気系統の燃料又は太陽熱を熱源として水を加熱し、湯として供給する給湯設備の加熱装置の総称である。

① 瞬間湯沸器

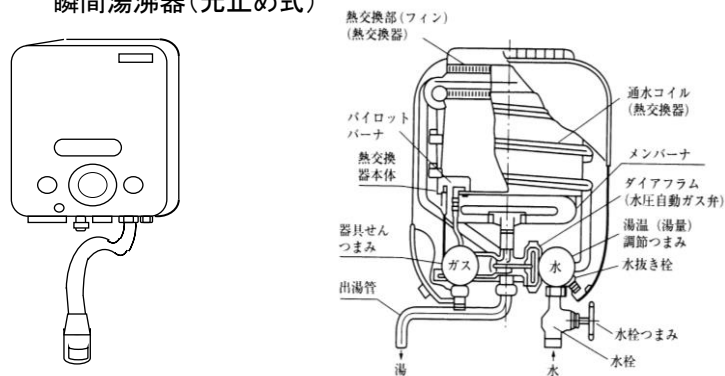
瞬間湯沸器は、器内の給水管路の一部に当たる吸熱コイル管で熱交換を行い、通過する水を加熱給湯する器具で、給湯に連動してガス通路を開閉する構造を備えている。給湯配管をして使用する先止め式と湯沸器から直接使用する元止め式とがある。

瞬間湯沸器は、給湯側を「開」にしたときに生じる一次側と二次側との水圧差により作動する。なお、瞬間湯沸器の号数は、水温を25度上昇させたとき1分間に出る湯の量(ℓ)の数値であり、おおむね次の型式に大別される。

ア 元止め式

湯沸器から直接使用するもので、湯沸器入口側の水栓の開閉により点火又は消火する構造のもので、出湯能力は比較的小さい。

図-3-9-11 瞬間湯沸器(元止め式)

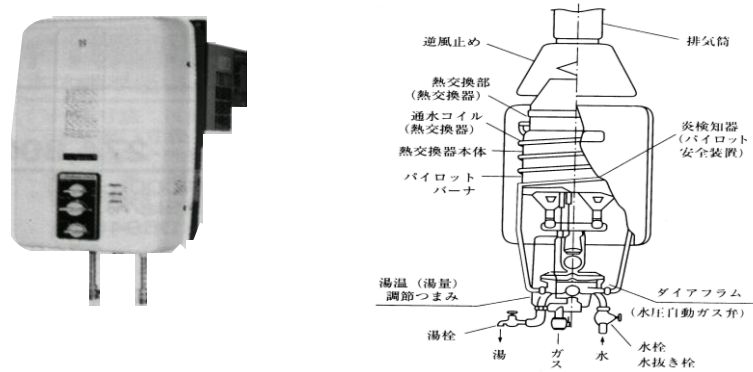


イ 先止め式

給湯配管を通して湯沸器から離れた場所で使用できるもので、湯沸器の出口側の水栓の開閉により、点火又は消火する構造のものをいう。なお、先止め式は、2か所以上に給湯する場合に利用され、出湯能力は比較的大きい。

図-3-9-12

瞬間湯沸器(先止め式)



② 貯湯湯沸器

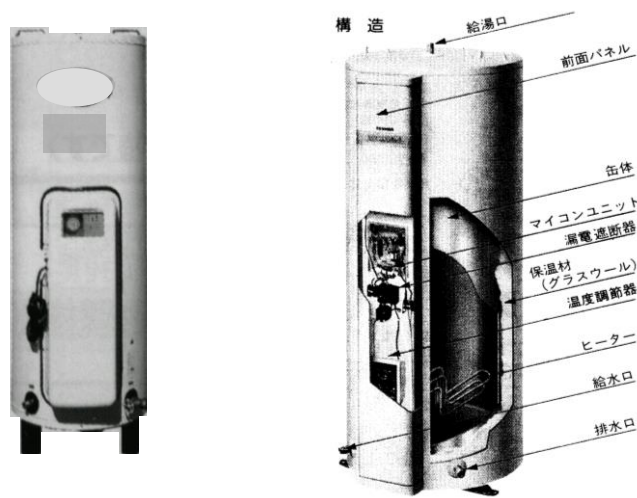
貯湯湯沸器は、水道に直結された貯湯槽内に貯えた水を加熱する構造で、貯湯部が密閉されているもので、湯温に連動して自動的に燃料通路を開閉あるいは電源を切り替える機能を備えている。

貯湯部にかかる圧力が0.098メガパスカル以下かつ伝熱面積が4.0平方メートル以下の構造のものであり、その設置に当たっては、減圧弁、逃し弁、逆止弁等を必ず取り付けなければならない。

また、一定湯温以上の上昇を抑えるサーモスタット、湯温及び器体の過熱防止装置などの安全機構を内蔵又は配管時に安全機構を取り付けなければならない。

図-3-9-13

貯湯湯沸器



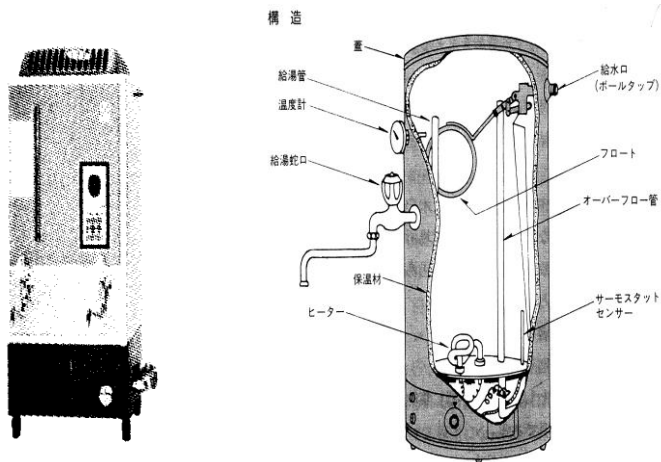
③ 貯蔵湯沸器

貯蔵湯沸器は、ボールタップを備えた器体内の容器に蓄えた水を一定温度に加熱して給湯する給水器具である。

水圧が加わっていないため、湯沸器設置場所付近でしか使用できない。

図-3-9-14

貯蔵式湯沸器



④ 太陽熱利用貯湯湯沸器

太陽熱利用貯湯湯沸器は、一般用貯湯湯沸器を本体とし、太陽集熱器に集熱された太陽熱を主たる熱源として水を加熱し給湯する給水器具である。この器は、一般に集熱部、貯湯部、これらを連結する循環装置等によって構成されている。

太陽熱温水器は、その性格上、屋上等の高所に設置することがほとんどであるので、その設置に当たっては、次のことに留意すること。

ア 器具末端部分における水圧等の給水能力を考慮する。

イ 立上がり配管手前に凍結防止及び水質汚染防止のため、水抜き及び逆止効果を有するバルブを設置する。

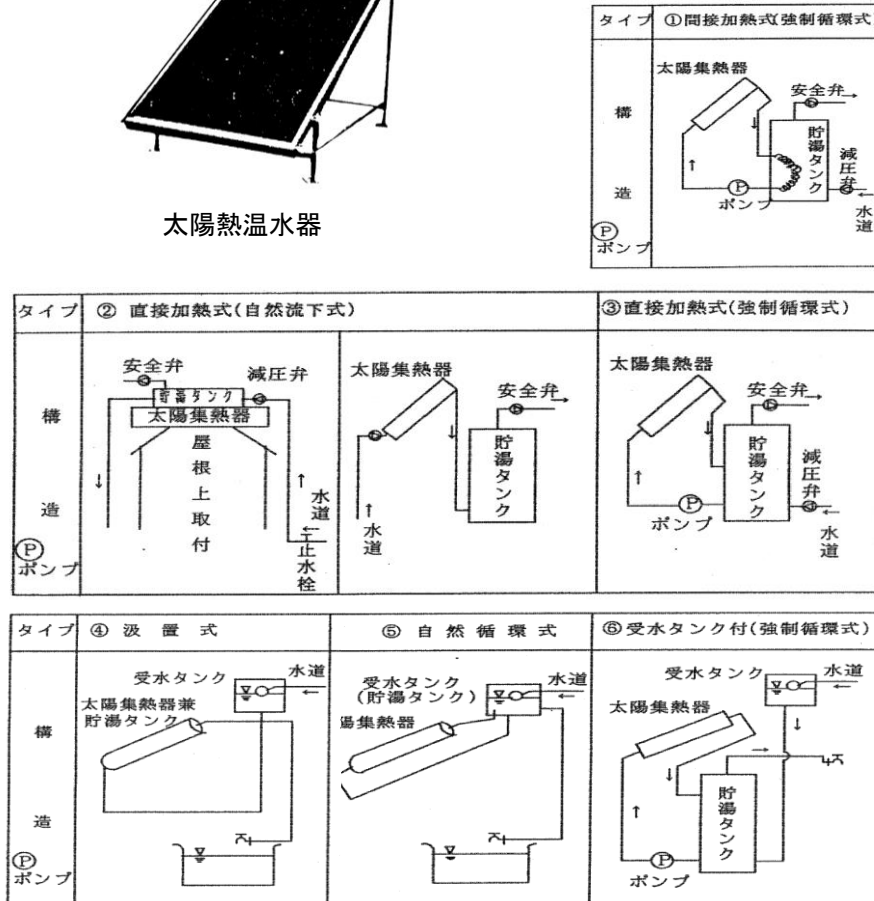
ウ 十分な凍結防止措置を講じる。

エ 停滞空気発生防止のための措置を講じる。

図-3-9-15 太陽熱温水器の構造



太陽熱温水器



(4) 浄水器類

水道水中の残留塩素等の溶存物の減少を主目的とした給水用具で、次の種類がある。

① 先止め式(又はI型)

水栓の流入側に取り付けられ、常時配水管の既存水圧が加わっている器具で、水道水流入からの流れは、次による。

水道水 → 浄水器具 → 給水器具 → ろ過水

先止め式浄水器類の中には、水道水中の残留塩素を水道法の基準以下の濃度にまで除去するものがあり、管理が不適切な場合には、細菌による汚染が懸念される。このため、装置を設置する場合には、使用者に対し適切な管理を行うように説明をすること。

② 元止め式（又はⅡ型）

水栓の流出側に取り付けられ、配水管の既存水圧が常時加わっていない器具で、水道水流入からの流れは、次による。

水道水 → 給水器具 → 浄水器具 → ろ過水

ア 浄水器と水栓とが一体として製造又は販売されているものは、給水器具に該当する。→ ビルトイン型及びアンダーシンク型

イ 浄水器単体で製造又は販売され、需要者が個人で取付けを行うものに関しては、給水用具には該当しない。→ 給水栓直結型及び据え置き型

③ 浄水器・活水器以降の水質について、管理者は責任を負わない。

(5) ユニット類

① 器具ユニット

流し台、洗面台、浴槽、便器等にそれぞれ必要な器具と給水管を組み立てたもの

② 配管ユニット

板、枠等に配管を固定したもの

③ 設備ユニット

器具ユニット及び配管ユニットを組み合わせたもの

(6) 給水及び給湯配管システム（ヘッダー配管）

あらかじめ床下やスラブコンクリート内に鞆管を敷設しておき、給湯器やパイプシャフト水周りの周辺に設置したヘッダーから、継手及び途中分岐することなく各給水栓まで配管し、給水又は給湯するシステムである。なお、ヘッダー配管施行に当たっては、ヘッダー上流側及び下流側口径はメータ口径と同径又は小径とすること。

〈利点〉

- ① 錆や腐食、漏水の発生が極めて低い。
- ② 配管の更新が容易に行える。
- ③ 特別な配管スペースが不要である。
- ④ 同時使用による流量変化が少ない。

〈欠点〉

- ① 高温水配管と接続したときは、樹脂の軟化又は破損を生じることがある。
- ② 有機溶剤等を使用する場所では、樹脂の軟化又は破損を生じることがある。

なお、使用に当たっては、(財)ベターリビングが優良住宅部品認定規程に基づいて認定した耐久性に優れた快適な住まいづくりのための優良住宅部品（BL部品）であり、認定された優良住宅部品に対し、『BL』マークの証紙を貼付されたものであること。

BLマーク

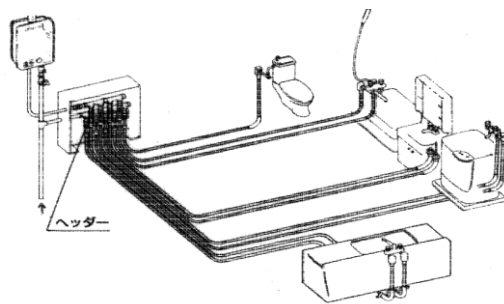


BL認定の条件

- 1.形状、材質、色彩が適切。
- 2.安全性、耐久性、機能性にすぐれている。
- 3.施工、取付けが容易である。
- 4.価格が妥当である。
- 5.供給が適切に行える。

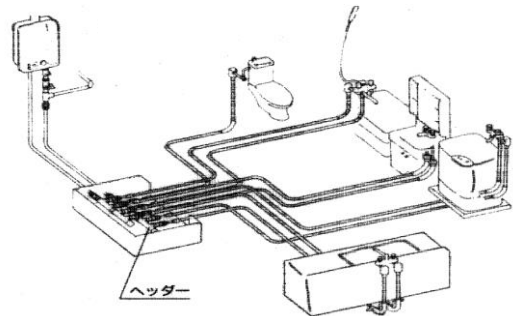
図-3-9-16

給水及び給湯配管システム(ヘッダー配管)の例



先止め式配管

※ 架橋ポリエチレン管 JIS K 6769 (1種)



元止め式配管

3 給水目的外の給水器具(特殊器具)の設置及び届出

基本事項

- 1 配水管の水圧に影響を及ぼすおそれのあるポンプに直接連絡されていないこと。
- 2 水圧、土圧その他の荷重に対して十分な耐力を有し、かつ、水が汚染され、又は漏れるおそれがないものであること。
- 3 凍結、破壊、侵食等を防止するための適切な措置が講ぜられていること。
- 4 当該給水装置以外の水管その他の設備に直接連結されていないこと。
- 5 水槽、プール、流しその他水を入れ、又は受ける器具、施設等に給水する給水装置にあつては、水の逆流を防止するための適切な措置が講ぜられていること。

(令第6条第1項第3号～7号)

給水目的
以外の
給水用具

給水目的以外の給水用具(特殊器具)とは、給水用具のうち常時配水管の水圧が加わっている用具及び給水栓と一体となった構造で使用される直接的な給水目的以外の給水用具で、給水管に接続することによって、衝撃又は水質の汚染等により管理者の施設した配水管に影響を及ぼすおそれのある用具をいう。

設置者は、管理者に対し、条例第27条に定める給水装置の管理義務及び設置方法に関し、その責務を記した誓約書を工事申込時に申込書兼設計書をもって届け出ること。

給水目的以外の給水器具の種類

① 湯沸器類

湯沸器は、ガス、電気、石油、太陽熱等を熱源とするすべての器具

② 浄水器類

浄水器類のすべての器具。ただし、元止め式において、単体で製造又は販売され、個人で取付け又は取外しのできるものを除く。

③ 食器洗い機

給水装置に直結するすべての器具

④ 冷凍機、ボイラ、洗車機、ポンプ、製氷機、冷水機、自動販売機等

給水管に直接に接続することによって、配水管に影響を与えるおそれのある機器類

⑤ その他管理者において届出が必要と認める器具

給水目的外の給水器具（特殊器具）等の設置

給水目的外の給水器具（特殊器具）を設置するときは、管理者の指示による。

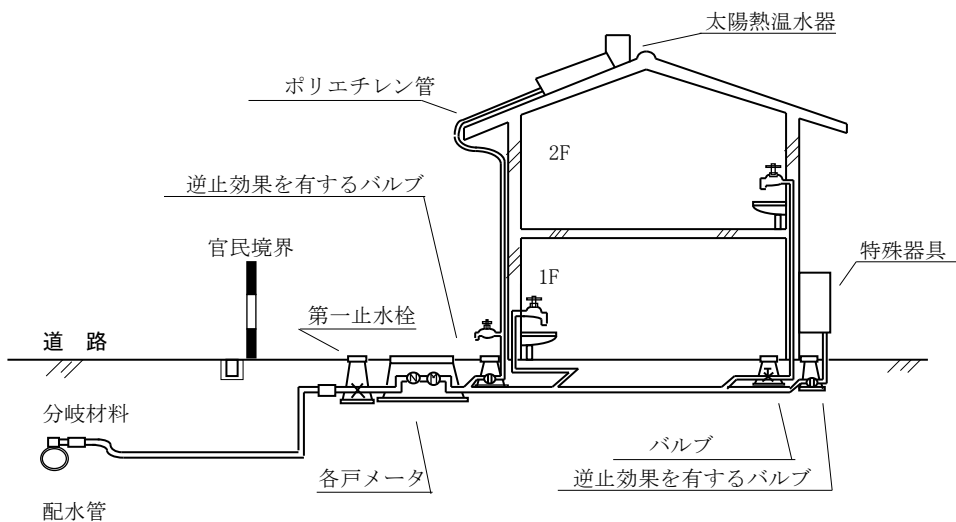
(1) 逆止及び水抜き構造を有するバルブを器具接続上流の給水管に設置する。

また、太陽熱利用温水器設置においては、上記のほかバルブ下流側立上がり部分に水抜き用水栓を併設する。

(2) その他の器具設置方法については、器具項目を検討し管理者が決定する。

設置方法の
規 制

図-3-9-17 湯沸器(太陽熱利用を含む。)等を設置するときの配管例



第 4 章 メーカ設置基準

第4章 メータ設置基準

第1節 メータの設置基準及び保管

1 メータの設置

基本事項

- 1 メータは、専用給水装置若しくは共用給水装置又は私設消火栓ごとに1個を設置する。
(施行規程第14条第1項)
- 2 1事業所又は1構に対して給水するものは、これを1戸に給水するものとみなし、1個のメータを設置する。
(施行規程第14条第2項)
- 3 管理者が特に必要と認めるときは、前項の規定にかかわらず、2個以上のメータを設置することができる。
(施行規程第14条第3項)

メータの種類

水道メータの主な種類としては、次のものがある。

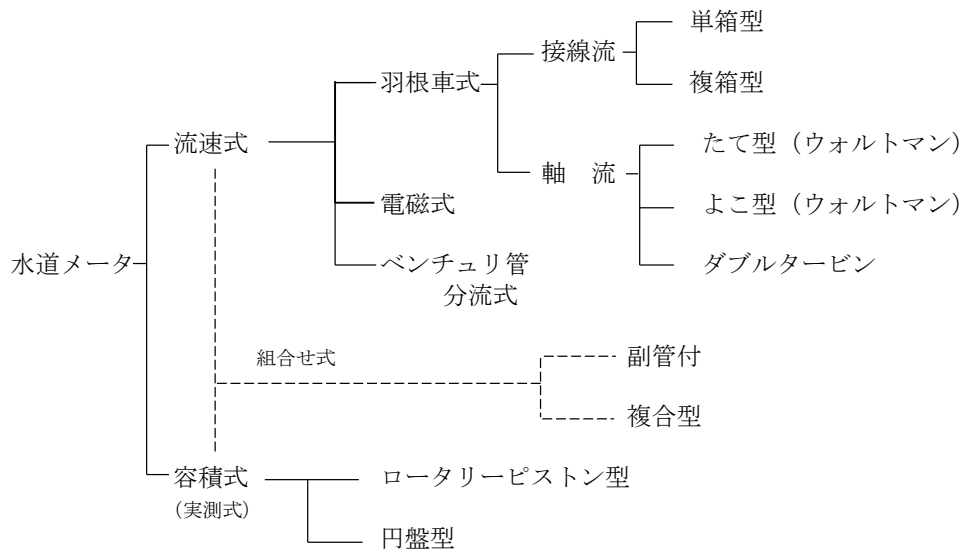


図-4-1-1

水道メータの種類



接線流羽根車式



軸流羽根車式(ウォルトマン型)



直読式と円読式

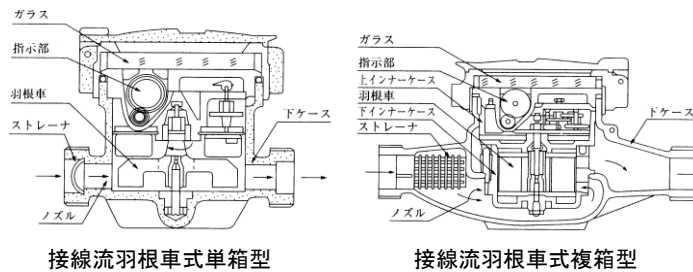
(1) 接線流羽根車式水道メータ

計量室内に装置された羽根車をその接線方向からの水流で回転させ、これに連結した歯車を通じ、通過する水量を積算表示する構造の水道メータで、単箱型と複箱型がある。

単箱型は、メータケースの流入孔を唯一のノズルとし、羽根車を回転させて計測するものである。

また、複箱型は、メータケース内に複数のノズルを持つ計量室を有し、計量室内の羽根車をスムーズに回転させ計測するものである。

図-4-1-2 接線流羽根車式水道メータの構造



接線流羽根車式単箱型

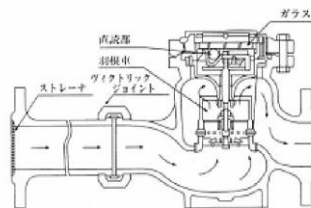
接線流羽根車式複箱型

(2) 軸流羽根車式水道メータ (ウォルトマン型流量計)

管状の器内に装着されたらせん状の羽根車を、その軸方向からの水流で回転させ、通過水量を積算表示する構造の水道メータで、圧力損失が少なく、大流量の計量に適しているため、大型水道メータとして広く用いられている。

また、このメータには、羽根車が配管軸と同一方向に装置されたよこ型軸流式と配管軸に対して垂直に装置されたたて型軸流式がある。

図-4-1-3 軸流羽根車式水道メータの構造

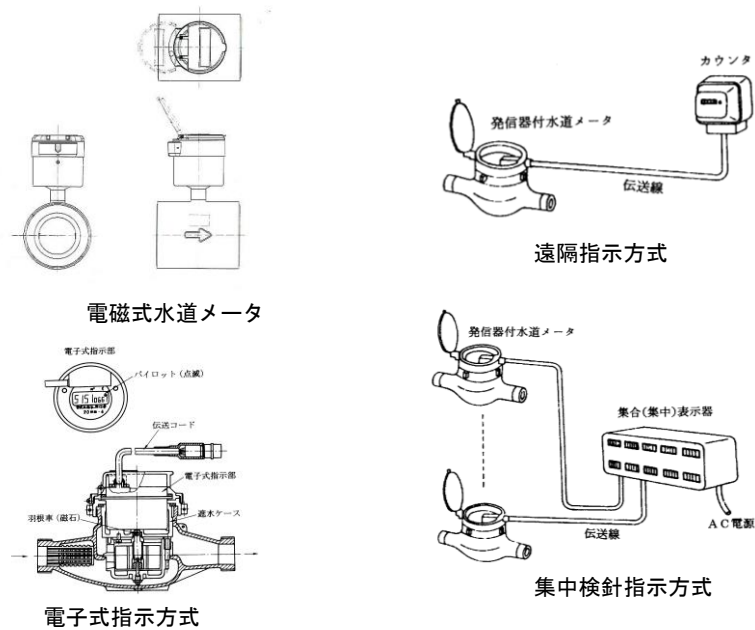


たて型軸流羽根車式

(3) 電磁式水道メータ

水の流れの方向に垂直に磁界をかけると、電磁誘導作用により、流れと磁界に垂直な方向に起電力が誘起される。このとき、磁界の磁束密度を一定にすることにより、起電力は流速に比例した信号になり、この信号に管断面積を乗じて単位時間ごとにカウントすることにより、通過した体積を計測する。なお、このメータは、呼び径と同じ直管で機械的可動部がないため、耐久性に優れ、微小流から大流量まで広範囲な計測に適する。

図-4-1-4 電磁式水道メータ及び電子指示メータの構造及び指示方式



- 設置基準
- 1 メータの設置は、次の基準による。
 - (1) 専用又は共用給水装置ごとに1個のメータを設置する。
 - (2) 私設消火栓ごとに1個のメータを設置する。
 - (3) 1事業所又は1構に対して1個のメータを設置する。
 - 2 1の建築物において2以上の者がそれぞれ独立して使用するときは、次による。
 - (1) 2世帯住宅等において各戸が専用の入口、台所、トイレ等の生活機能を備え、それぞれが独立専用の条件を満たしているときは、各戸にメータを設置することができる。
 - (2) 1の建築物内に共用部があるときは、その共用部に1個のメータを設置することができる。
 - (3) 1の土地及び1の建築物においてその使用目的が異なるときは、当該目的によりそれぞれ1個のメータを設置することができる。
 - (4) 管理者が認めた場合を除き、メータ下流側から分岐して新たにメータを設置してはならない。ただし、個人が設置する私設メータは除く。

2 メータの設置、管理及び保管

基本事項

- 1 メータは、管理者が設置して、水道の利用者若しくは所有者又は管理人に保管させる。ただし、管理者の指定する自記記録メータは、水道利用者等の負担で設置しなければならない。
(条例第22条第1項)
- 2 管理者が設置したメータの保管者は、十分な注意をもってメータを管理しなければならない。
(条例第23条第1項)
- 3 保管者が管理義務を怠ったためにメータを亡失し、又はき損したときは、その損害を賠償しなければならない。
(条例第23条第2項)

管理及び保管

メータは、需要者に対し、水道料金の徴収に必要な使用水量を計量するために管理者が設置(管理者の指定する自記記録メータ、私設メータを除く。)するもので、水道利用者等の責任において維持管理しなければならない。

したがって、水道利用者等がメータの管理義務を怠ったためにメータを亡失又はき損したときは、当該メータに係る損害を賠償しなければならない。

(1) 私設メータの取扱いは、次による。

私設メータの保管及び管理(法で定める取替えを含む。)は、水道利用者等の責任及び費用をもってこれを行うこと。

(2) 受水槽給水方式において私設メータ(集中検針盤)を設置するときは、管理者に対し検針、料金等に係る協議を行うとともに、必要な届出を行うこと。

3 メータ設置位置

基本事項

1 メータの位置は、管理者が指定するものとし、メータの位置が不適当となった場合は、管理者は水道使用者等に対しこれを変更させることができる。ただし、その費用は水道使用者等の負担とする。

(条例第22条第2項)

2 メータの設置場所は、原則として宅地内の屋外で流入側の道路寄りとし、取替え及び点検が容易で、常に乾燥しており、汚染、損傷及び埋没のおそれのない箇所でなければならない。

(給水装置工事施行規程第9条第2項)

3 メータはメータより直近下流の給水管と同口径とし、給水栓より低位置に、かつ、水平に設置しなければならない。

(給水装置工事施行規程第9条第1項)

メ 設 一 置 夕 置

メータの設置に当たっては、次の事項を厳守する。

(1) メータに表示されている流水方向を確認し、メータ下流側に設置する最低位給水栓より低位置に設置する。

また、メータ性能及び耐久性を低下させる原因となる傾斜設置を避け、給水管及び地盤に対して水平に設置する。

(2) 口径40ミリメートル以下のメータ及び第二止水栓を設置するときは、水没又は埋没からのメータの保護及び維持管理上、宅地内給水管埋設深度より20センチメートル程度高い位置に設置する。

(3) 凍結防止及びメータ損傷防止のための防護措置を講じること。

(4) 凍結破損、漏水等の事故による被害を防止するため、メータの保温、床の防水及び排水設備を設けるとともに、必要に応じて壁も防水仕上げとすること。

設 置 位 置

設置位置決定に当たっては、特に次の事項に留意する。なお、管理者は、設置位置が不適切なときは、水道使用者等に対し変更させることができる。これに伴う費用は、水道使用者等の負担とする。

(1) メータは、原則として水道使用者等の敷地内における屋外で、流入側の道路寄りの地中に設置し、屋内、床下及び車庫等に設置しないこと。

(2) 2階以上の住宅において、地中以外の箇所に各階のメータを設置する場合は、次に掲げるところによる。ただし、この場合においても、受水槽清掃用直圧給水栓専用メータ及び非常用直圧給水栓専用メータは、地中に設置しなければならない。

- ア 壁付メータボックスの場合は、メータの保温を考慮し、居室の壁に設置するものとし、外壁又は冷気が直接当たる箇所には設置しないこと。（設置図例は、図－４－１－９を参照すること。）
 - イ メータの固定に必要な部分の給水管は、金属管とする。ただし、固定金具を使用するときは、この限りでない。
 - ウ メータカバーを取り付けること。
 - エ 各戸メータを設置する場合、検針及び取替えを考慮し、各戸の室外に設置すること。
 - オ メータを床上の中空に設置する場合には、架台等を設け、メータを保持すること。
 - カ 電気、ガスその他のメータと共有格納する場合は、相互の維持管理に支障がない程度の間隔及び空間を確保し、安全な作業ができるように扉と平行に設置し、漏水等により他の設備に被害を与えない構造とするとともに、保温効果のあるメータカバー（検針が容易にできる構造であるもの）を使用すること。（図－４－１－１０を参照すること。）
 - キ 屋上の給水設備のためにメータを設置する場合は、凍結事故及び検針作業を考慮し、屋上へのメータの設置は避け、居室のある最上階等に設置すること。
- (3) メータは、宅地内（敷地内）の第一止水栓近辺に設置する。なお、第一止水栓を宅地内（敷地内）に設置できないときのメータ設置位置は、宅地内（敷地内）における第一止水栓に最も近い場所とする。

4 水道メータ周り使用材料及び工法

基本事項

- 1 配水管又は他の給水管の分岐からメータまでの給水管，分水栓，仕切弁，止水栓，メータボックス等の付属品については，管理者が指定する材料を使用しなければならない。
(給水装置工事施行規程第2条第1項)
- 2 第一止水栓からメータ周辺までの配管は，口径75ミリメートル以上の場合は水道用ポリエチレン管（配水用），ダクタイル鋳鉄管を，口径50ミリメートル以下の場合は水道用ポリエチレン管（配水用又は1種2層管），耐食鋼管，ステンレス鋼管又は耐衝撃性硬質塩化ビニル管を使用しなければならない。
(給水装置工事施行規程第2条第2項第2号)
- 3 管理者が指定する材料以外の品目及び規格で，給水装置に使用する必要があるものについては，管理者の承認を受けなければならない。
(給水装置工事施行規程第2条第3項)

使用材料

メータ周りの給水装置使用材料及び工法については，条例第8条の2の規定により，管理者が指定する。

- (1) メータ口径50ミリメートル以上の継手は，管種にかかわらず原則としてフランジ継手とし，バイパス配管を設置しない。ただし，貯水槽（受水槽又は高架水槽）を設置しない施設及びメータ交換時等に断水できない施設へ給水する場合は，バイパス配管を設置するものとする。
- (2) メータ周りの配管については，次のとおりとする。
 - ア メータの設置位置が地中である場合
一次側に逆止弁付ボール伸縮止水栓を取り付けるものとする。
 - イ メータの設置位置が地中以外である場合
一次側にボール式伸縮止水栓，二次側にメータ用逆止弁を取り付けるものとする。
 - ウ 受水槽施設へ給水する場合
適切な逆流防止措置が講じられている場合は，逆止弁付ボール伸縮止水栓又は逆止弁を設けないことができる。
- (3) メータ周り配管材料は，次による。

表-4-1-1 メータ周り配管材料表

使用材料 メータ口径	水道用 ポリエチレン管 (HPPE, PEP)注1 地上配管の場合	水道用 ポリエチレン管 (HPPE)	耐衝撃性硬質 塩化ビニル管 (HIVP)	耐食鋼管 (SGP)	ステンレス 鋼管	ダクタイル 鋳鉄管
φ13mm	○	—	○	○	○	—
φ20mm	○	—	○	○	○	—
φ25mm	○	—	○	○	○	—
φ40mm	—	○注1	○	○	○	—
φ50mm	—	○注2	○注2	○	○	—
φ75mm以上	—	○注2	—	—	—	○

注1：第2止水栓及びメータ前後は，金属継手（JWWA B116）とする。

注2：メータ前後は，金属フランジ及び金属継手とする。

その
他の
器具

メータ周り配管に設置する用具は、第3章第8節「配水管への取付口からメータまでの給水用具」を参照

5 水道メータボックスの設置

基本事項

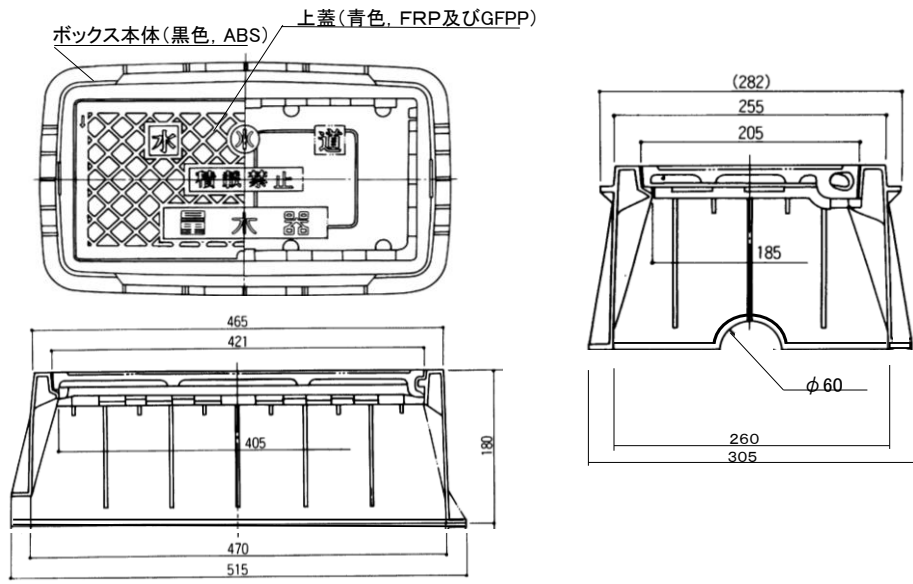
メータ及び弁栓類は、本市指定のボックスその他の付属施設により保護しなければならない。
(給水装置工事施行規程第9条第4項)

構造及
び
材質

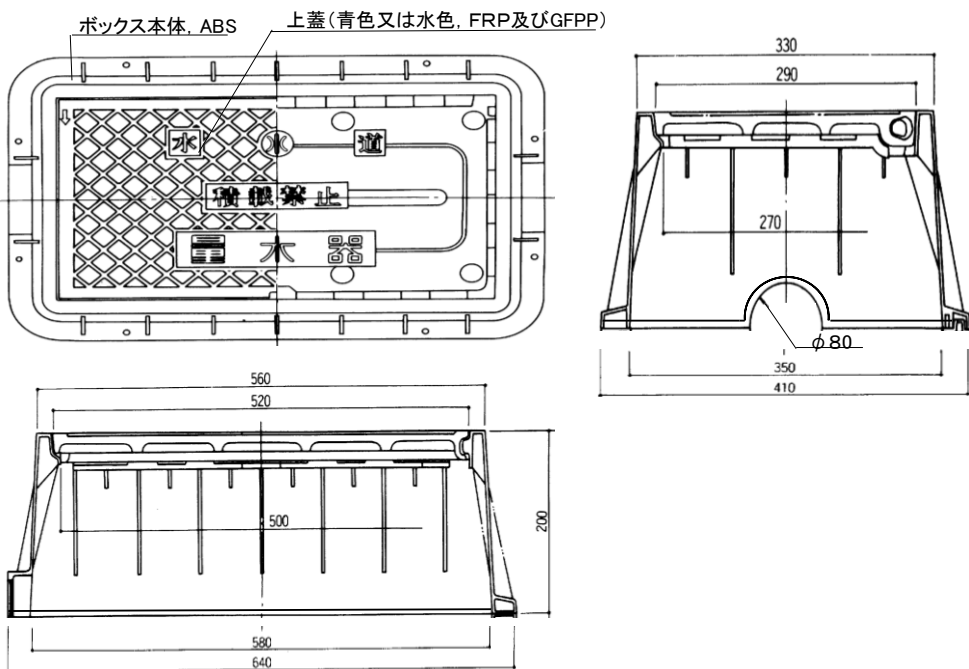
メータボックスの構造、材質及び設置は、次による。

- (1) メータボックスは、原則としてメータ口径40ミリメートル以下についてはFRP製及びGFPP製とし、口径50ミリメートル以上はコンクリート製又はコンクリートブロック製とする。
- (2) メータボックスの設置は、砂、雨水等の浸入による埋没又は汚水等の逆流を防止するため、周囲地盤高より高めに設置する。
- (3) コンクリート製又はコンクリートブロック製ボックスは、底部に傾斜、水溜め等を作って、ポンプ排水が行える構造又は排水パイプ等を設置して自然排水が行える構造とする。
- (4) メータボックスの設置に当たっては、メータの点検及び取替作業が容易に行える周辺スペースを考慮して設置する。
- (5) 凍結破損、漏水等の事故による被害を防止するため、メータの保温、床の防水及び排水設備を設けるとともに、必要に応じて壁も防水仕上げとする。
- (6) メータボックスの寸法、構造及びメータ周り配管例は、図-4-1-5～図-4-1-10を参照

図-4-1-5 メータボックス寸法及び構造(単位:mm)



メータボックス($\phi 13\text{mm} \sim \phi 25\text{mm}$)



メータボックス($\phi 40\text{mm}$)

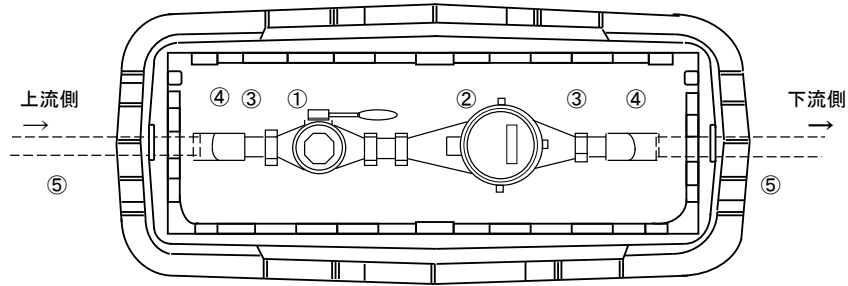
図-4-1-6

メータ及びメータボックス設置標準図(φ13mm~φ40mm)(NOSCALE)

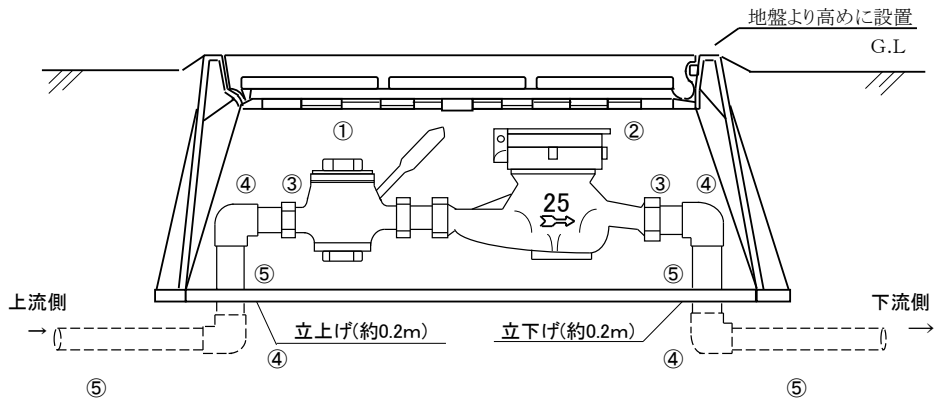
各 部 名 称

①	第二止水栓 (逆止弁付ボール伸縮止水栓)
②	メータ (φ13~φ25: 接線流羽根車式 φ40: たて型軸流羽根車式)
③	HIユニオン用ソケット又はメータユニオン等の各種継手
④	HIエルボ又は管端コア内蔵形エルボ等の各種継手
⑤	各種給水管

平面図



側面図



断面図

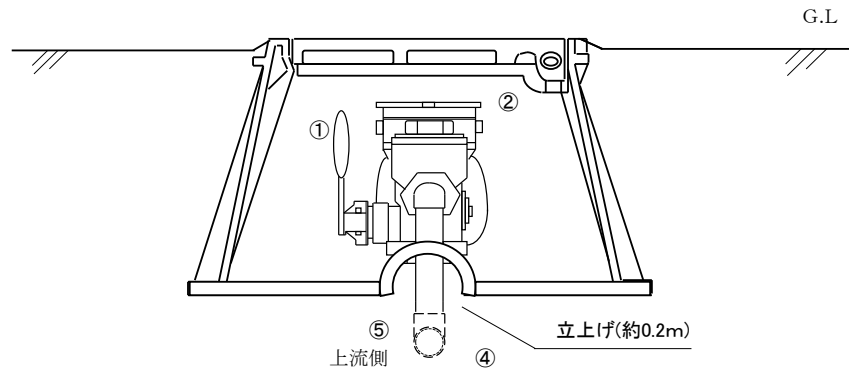


図-4-1-7 メータ設置及びメータボックス標準図(コンクリート又はコンクリートブロック)
バイパス管を設置する場合

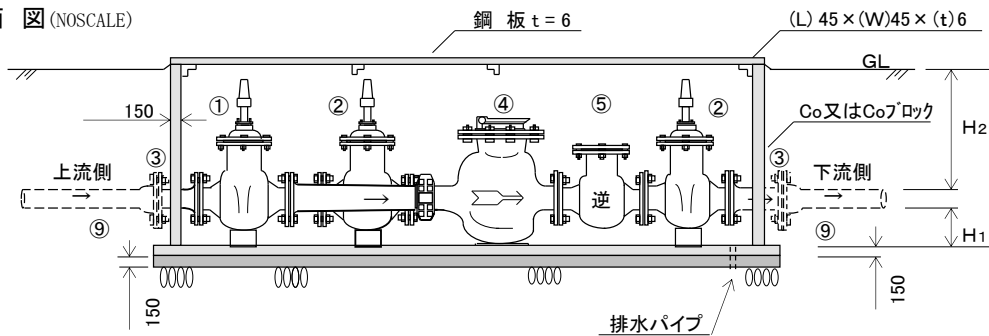
メータ設置及びメータ樹寸法一覧表 (単位:mm)

寸法 口径	H ₁	H ₂	W	W ₁	L	L ₁
φ 50	150	600	1150	300	1750	1450
φ 75	150	870	1300	300	2050	1750
φ 100	150	900	1600	300	2450	2150
φ 150	200	900	1900	300	2700	2400
φ 200	200	900	1900	300	3300	3000

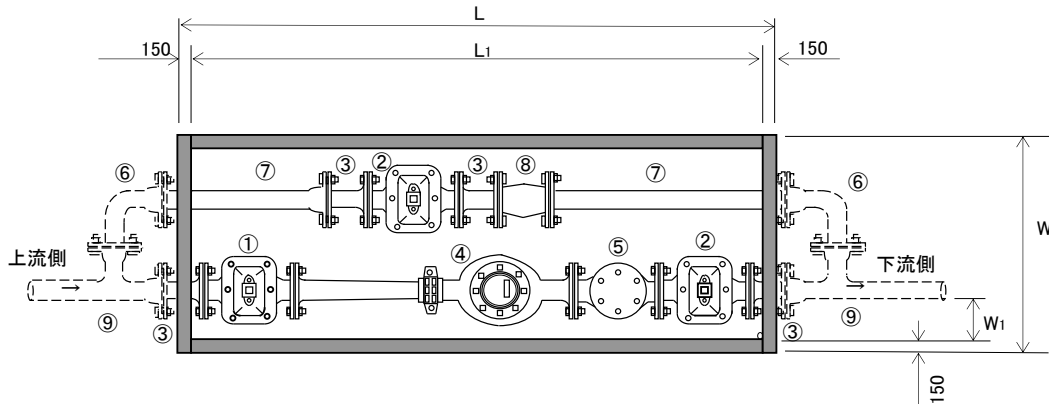
※ φ 75mm以上は、L,L₁に逆止弁の寸法を加える。

各 部 名 称 () 内はφ50mmのとき	
① 仕切弁(逆止弁付ボール伸縮止水栓)	⑥ 90° 曲管 (各種継手)
② 仕切弁(青銅製仕切弁)	⑦ 甲切管又は乙切管(各管種切管)
③ 短管2号 (各種継手)	⑧ 継輪 (不要)
④ メータ	⑨ 二受T字管(各管種チーズ継手)
⑤ 逆止弁 (不要)	

側 面 図 (NOSCALE)



平 面 図 (NOSCALE)



- ※ φ 50mmのバイパス配管は、メータボックス内で配管する。
- ※ コンクリートブロック寸法 (W) 150× (H) 200× (L) 400
- ※ 下流側に貯水槽が有る場合、同要領P163を参照

図-4-1-8 メータ設置及びメータボックス標準図(コンクリート又はコンクリートブロック)
バイパス管を設置しない場合

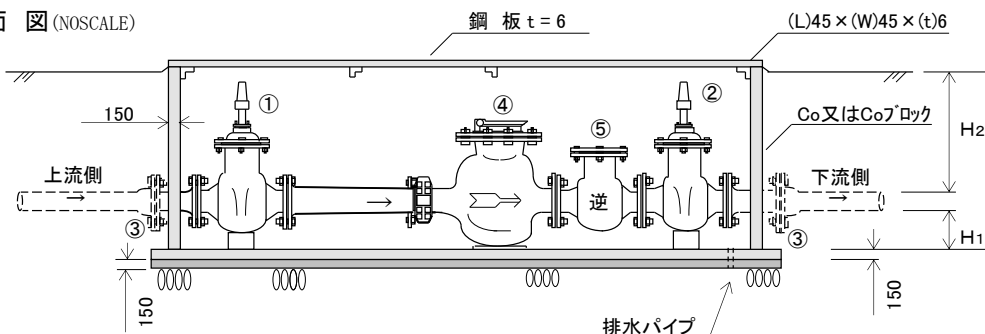
メータ設置及びメータ樹寸法一覧表 (単位:mm)

寸法 口径	H ₁	H ₂	W	W ₁	L	L ₁
φ 50	150	600	1100	400	1650	1350
φ 75	150	870	1200	400	1800	1500
φ 100	150	900	1200	400	2150	1850
φ 150	200	900	1300	400	2300	2000
φ 200	200	900	1300	400	2900	2600

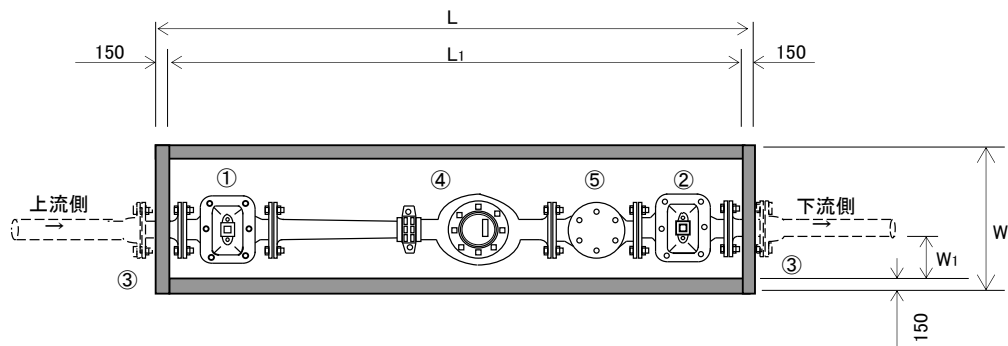
※φ75mm以上は、L,L₁に逆止弁の寸法を加える。

各 部 名 称 () 内はφ50mmのとき
① 仕切弁(逆止弁付ボール伸縮止水栓)
② 仕切弁(青銅製仕切弁)
③ 短管2号(各種給水管)
④ メータ
⑤ 逆止弁(不要)

側面図(NOSCALE)



平面図(NOSCALE)



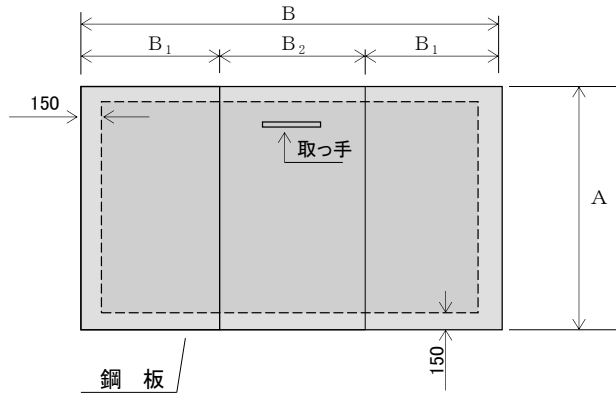
※ コンクリートブロック寸法 (W)150×(H)200×(L)400

※ 下流側に貯水槽が有る場合、同要領P163を参照

メータ栴鉄蓋(鋼板製)寸法表 ()内はバイパス配管がない場合 (単位:mm)

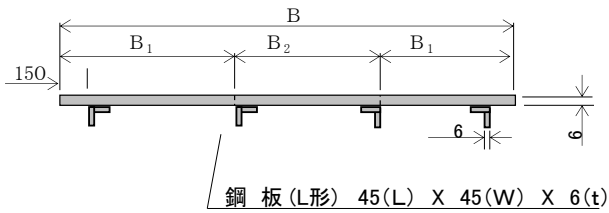
寸法 口径	A	B	B ₁	B ₂
φ 50	1150 (1100)	1750 (1650)	600 (550)	550
φ 75	1300 (1200)	2050 (1800)	725 (600)	600
φ 100	1600 (1200)	2450 (2150)	915 (765)	620
φ 150	1900 (1300)	2700 (2300)	1020 (820)	660
φ 200	1900 (1300)	3300 (2900)	1217 (1017)	867

メータ栴鉄蓋(平面図, NOSCALE) 設置メータ口径 φ50~φ200

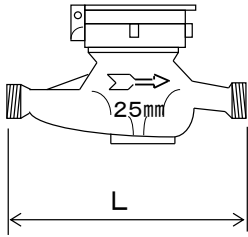


※蓋の補強等で蓋が重くなる場合は, 取っ手を追加すること。

メータ栴鉄蓋(断面図, NOSCALE)



1 接線流羽根車式



2 たて型軸流羽根車式(ウォルトマン型)

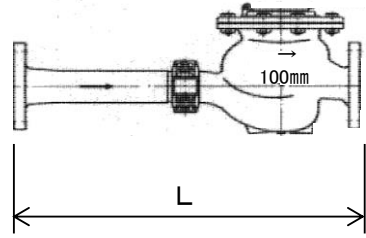
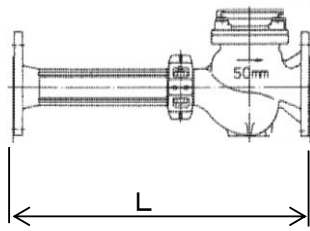
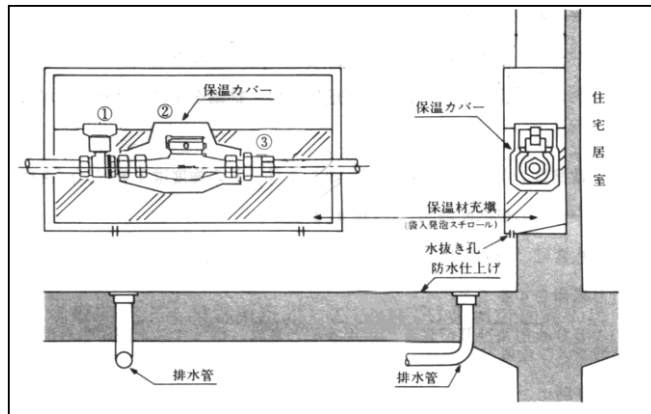


表-4-1-2 メータ間寸法表 (単位:mm)

メータ形状	メータ口径	寸法(L)	メータ形状	メータ口径	寸法(L)
接線流羽根車式	φ 13(S)	100	たて型軸流羽根車式	φ 40	245
	φ 13	165		φ 50	560
	φ 20	190		φ 75	630
	φ 25	225		φ 100	750
			電磁式	φ 150	1000
				φ 200	1160

図-4-1-9

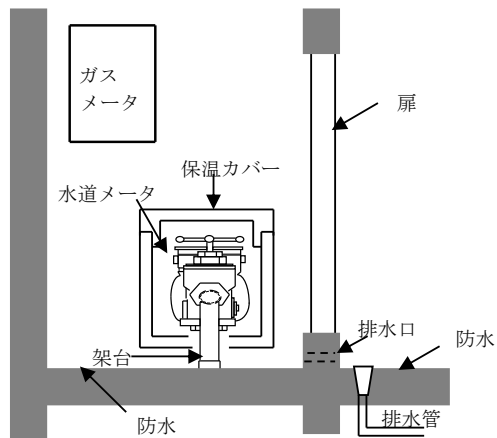
壁付メータボックス設置図例



各部名称
①ボール式伸縮止水栓
②水道メータ
③メータ用逆止弁

図-4-1-10

他のメータと共用格納する場合の設置図例(断面図)



第 5 章 臨時給水工事

第5章 臨時給水工事

第1節 臨時給水工事

臨時給水工事の取扱い

基本事項

工事その他一時的な用に水道を使用する場合に申し込む給水装置工事である。

(条例第31条)

目的	臨時給水工事は、土木工事、建築工事、仮事務所等一時的な用に水道を使用する場所に給水装置を臨時に設置することを目的とする。
定義	1 臨時給水工事による給水装置は、使用完了後、撤去すること。なお、特別な場合には、その都度管理者と協議すること。 2 臨時給水工事は、メータ及び1以上の給水用具を設置すること。
申込み及び撤去	1 臨時給水工事における工事申込み及び撤去は、次による。 (1) 工事申込みは、申込書兼設計書に給水装置撤去工事申込書を添付して届け出る。(第11章「届出の義務」を参照) (2) 臨時給水工事による水の使用を終了した場合は、引揚メータ、給水廃止届及びメータ引揚票をもって、速やかに管理者に届け出る。 (3) 将来において、当該給水引込管を在来として使用しないときは、工事しゅん工までに工事申込者の費用をもって、そのすべてを撤去する。 (4) 所有権を有する土地に配水管からの分岐によって新たに臨時給水工事を申し込んだ場合には、使用しない給水引込管は、工事申込者の費用をもって、撤去すること。
分担金	臨時給水工事における分担金の算定については、第2章第3節「分担金の算定、徴収及び還付」を参照
手数料	臨時給水工事申込みに係る手数料については、第2章第4節「工事費の負担、算出及び予納」を参照
使用材料及び口径	臨時給水工事の使用材料及び引込口径及びメータ口径は、次による。 (1) 使用材料 配水管又は他の給水管からの分岐箇所からメータまでの使用材料は、第3章第8節「配水管への取付口からメータまでの給水用具」を参照

(2) 引込口径及びメータ口径

- ① 配水管から新たに分岐するときの引込口径は、25ミリメートル以上とする。

また、設置メータ口径の決定には、使用目的、使用水量等を考慮して決定する。

- ② 支管分岐による場合は、分岐される給水管の口径及びメータ口径並びに使用水量を考慮し、当該給水管に支障のない大きさとする。
- ③ 同意書の必要なものについては、申込書兼設計書その他必要書類をもって届け出る。

第 6 章 団地臨給工事

第6章 団地臨給工事

第1節 団地臨給工事の取扱い

団地臨給工事の取扱い

基本事項

団地臨給工事とは、宅地造成地等に対する配水施設の布設工事負担金に関する規程に基づいて、管理者が配水施設の布設工事を施行する宅地造成地内の給水装置工事で、宅地造成者の負担により、配水施設の布設工事と並行して、給水装置の一部（分岐点から止水栓まで）を先行して施行する場合をいう。

定 義	宅地造成地に対する配水施設の布設工事負担金に関する規程（昭和45年呉市水道局規程第6号。以下「工事負担金に関する規程」という。）に基づいて行う宅地造成地における給水装置工事の施行で、配水施設の布設工事と並行して給水装置工事の一部（分岐点から第一止水栓まで。以下「給水引込管」という。）を先行して施行する給水装置工事（以下「団地臨給工事」という。）
要 件	団地臨給工事は、宅地造成等の開発行為（以下「開発等行為」という。）のうち、管理者に対して配水施設の布設工事の申込みがされ、次の各条件をすべて満たす場合に認める。 (1) 配水施設の布設工事に要する費用を宅地造成地の起業者（以下「宅地造成者」という。）において負担するとき。（工事負担金に関する規程第3条第1号） (2) 配水管布設工事において給水引込管を先行して施行する場合であること。 (3) 給水引込管は、開発等行為完了後の宅地購入者にそれぞれ所有権を移転すること。
申 込 み	団地臨給工事の申込みは、宅地造成者において行うこと。 (1) 工事申込み、件数 ① 同一の開発等行為に係る土地（区画）を一括して一工事場所とみなし、一通の申込書兼設計書をもって申し込む。

	<p>② 申込工事件数は、一通の申込書兼設計書によって申し込まれた工事を1工事件数とする。</p> <p>③ 同一の開発等行為場所において配水系統が異なるときは、それぞれ配水系統別に一通の申込書兼設計書を作成する。</p> <p>④ 同一の開発等行為場所において当該配水施設の布設工事によらない既設配水管から分岐する必要が生じたときは、管理者が認めた場合に限り団地臨給工事として取り扱う。</p> <p>⑤ 工事申込時に給水承諾願い回答書（給水承諾条件を記したもの）の写しを提出すること。</p>
	<p>(2) 設計審査手数料 管理者の定める額に給水引込形態の数を乗じた額とする。</p>
	<p>(3) しゅん工検査手数料 管理者の定める額に給水引込数を乗じた額とする。</p>
<p>申込書兼設計書の作成</p>	<p>申込書兼設計書の作成は、第3章第5節「申込書兼設計書の作成」に基づき、次の事項を加えて作成する。（図-6-1-3及び図-6-1-4を参照） 立体配管図は、配水本管からの分岐形態ごとに立体図を作成し、ブロック番号と配管立体図番号との一覧表を作成する。</p>
<p>施行範囲</p>	<p>団地臨給工事の施行は、指定工事業者が施行する。 工事の範囲は、配水管から分岐して、第一止水栓下流側の立上げ部分までとし、給水管末をキャップ止めとする。（図-6-1-2を参照）</p>
<p>分岐施行</p>	<p>給水引込管の施行は、次による。</p> <p>(1) 施行規程第29条第2項第8号の規定により、原則として1土地（境界線による1区画）への給水引込管は、1箇所とする。</p> <p>(2) 工事申込後、区画変更に伴って給水管引込数が増減となる場合は、設計変更とし、速やかに管理者に届け出ること。変更に伴う費用は、工事申込者において負担すること。なお、引込口径の変更を行う場合も同様とする。</p> <p>(3) 配水管からの分岐口径は、原則として口径25ミリメートルとする。ただし、商業用地等使用目的によって分岐口径が異なる場合は、管理者と事前に協議すること。</p> <p>(4) 給水管理設深度は、第3章第8節「配水管への取付口からメータまでの給水用具」を参照</p>

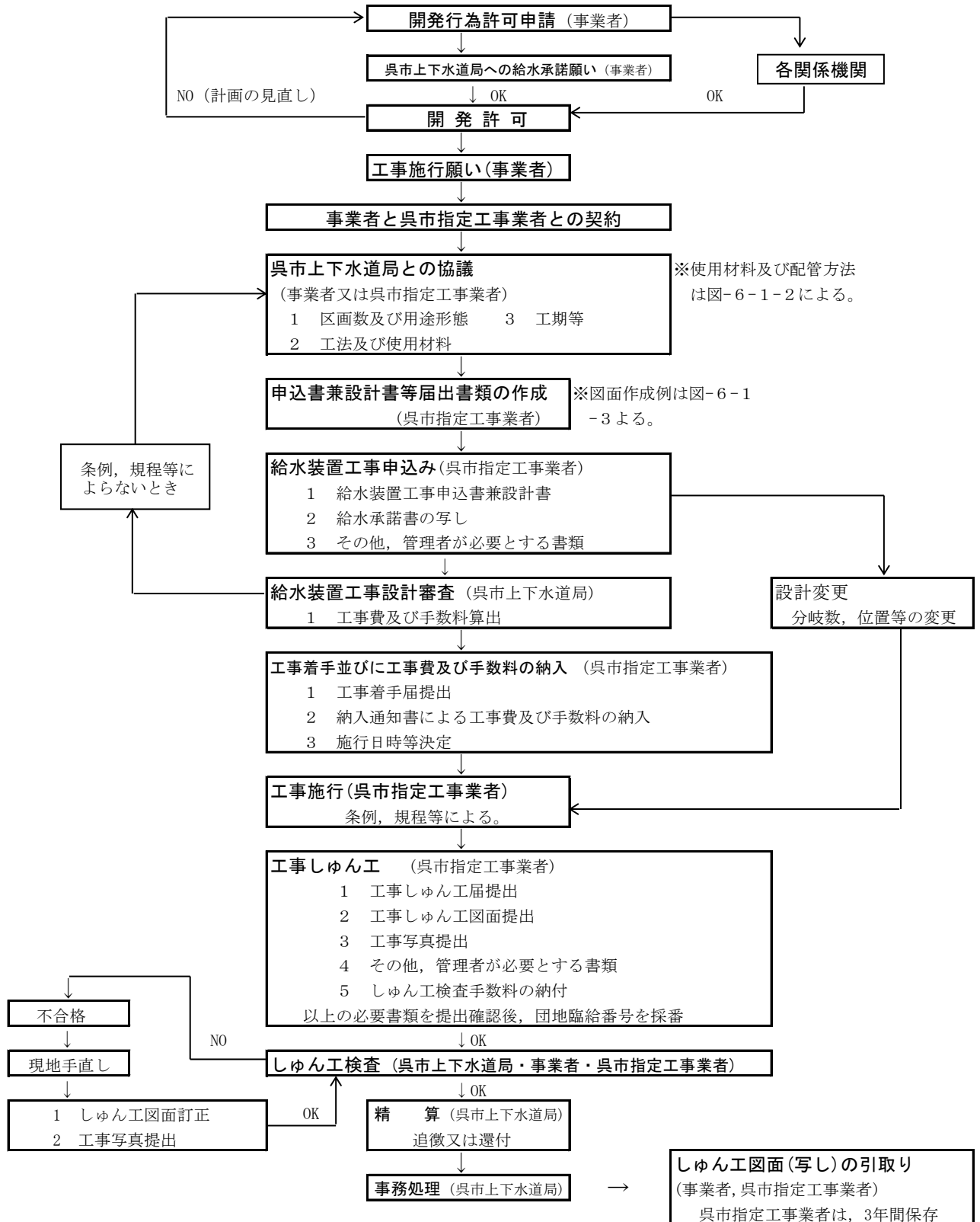
使用材料及
び工法

団地臨給工事における使用材料及び施行は、条例第8条及び第8条の2の規定により、管理者が定める。

- (1) 配水管からの分岐材料は、第3章第7節「給水管の分岐及び撤去」を参照
- (2) 第一止水栓(口径25ミリメートル以下)は吊駒式止水栓を使用し、口径40ミリメートル及び口径50ミリメートルは青銅製仕切弁を、口径75ミリメートル以上は水道用仕切弁を使用する。
- (3) 標準配管は、図-6-1-2による。

図-6-1-1

開発行為に伴う給水装置工事(団地臨給)フロー図

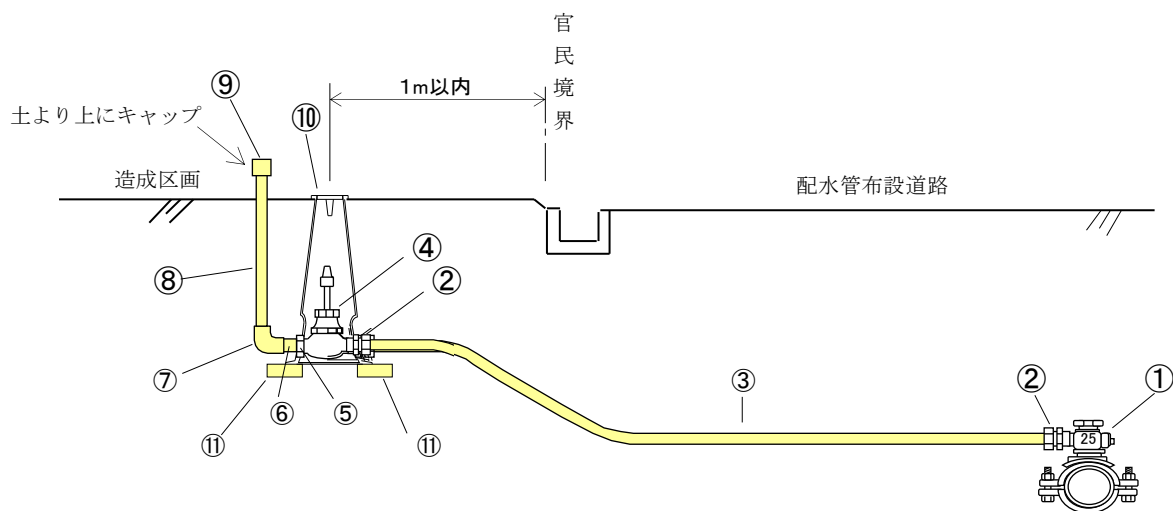


サドル付分水栓(分岐口径φ25mm)で分岐する場合。(注1)

水道用ポリエチレン1種2層管(PEP)布設の場合

使用材料

NO.	各 部 名 称
①	サドル分水栓 (ボール式, A型)
②	分・止水栓用ソケット(金属継手JWWA B-116)
③	水道用ポリエチレン1種2層管(PEP)
④	第1止水栓(吊駒式止水栓)
⑤	砲金製袋ナット
⑥	HIユニオン用ソケット
⑦	HIエルボ
⑧	耐衝撃性硬質塩化ビニール管(HIVP)
⑨	HIキャップ
⑩	止水栓ボックス(铸铁製 D=85, H=400)
⑪	レンガ(赤一等)



※ 注1) 口径40mm以上を分岐する場合は、管理者と協議すること。

図-6-1-1-3

申込書兼設計書(1)の作成(団地臨給工事)

申込 No. _____

水栓() No. _____

水栓() No. _____

水栓() No. _____

口設置

口改造

口接続

申込者(所有者)

住所 _____

氏名 _____ (※)

代表者氏名 _____

所在地 _____

電話番号 _____

代表者氏名 _____

工事場所

住所 _____

氏名 _____ (※)

代表者氏名 _____

所在地 _____

電話番号 _____

代表者氏名 _____

給水装置工事申込書兼設計書(1)

名称	給水装置	口径 (mm)	数量	工数	使用材料	器具	設計	器具	設計	器具	設計	器具	設計	器具	設計	器具	設計	器具	設計	器具		
給水引込管の第一止水栓までの全使用材料の明細																						
給水引込管の第一止水栓下流側の全使用材料の明細																						

全給水引込管の第一止水栓下流側における全使用材料の明細

名称	数量	工数	使用材料	器具	設計	器具	設計	器具	設計	器具	設計	器具	設計	器具	設計	器具	設計	器具	設計	器具		
給水引込管の第一止水栓下流側の全使用材料の明細																						

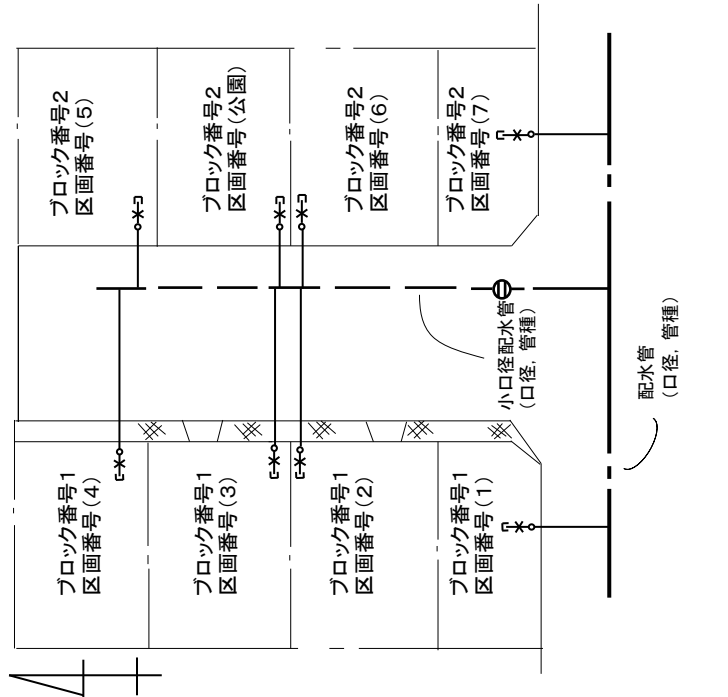
太線枠内は、記入しない。

注 1 総括工事関係は、設計士が明細の70%から100% (上下水道同種50%)とします。 2 給水装置使用材料明細(別添)は、A:JIS規格品 B:第三者規格品 C:自己認証品 (※):法人の場合、記号併用して下さい。法人以外で申込者(所有者)が手書き(自筆)で記入して下さい。

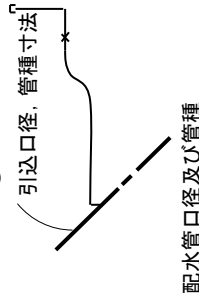
注 小規模団地臨給工事においては、給水装置使用材料表作成は、道路施行部分については私設給水主管における配水管分岐部から仕切弁までとし、宅地内施行部分は、当該仕切弁から末端給水装置までの全使用材料の明細を記入

申込書兼設計書(2)の作成(団地臨給工事)

申込 No. _____		水栓()		No. _____		No. _____		No. _____	
工事場所 県市		指定給水装置工事業者名		給水配分形態		分岐材料		メータ口径	
申込者(所有者)		□本管分岐		サドル付分水栓		(新規)		口径変更	
住所		□小配分岐 (小口径No.)		サドル付分水栓		(在来・撤去)		給水方式	
フリガナ氏名		□支管分岐 (親水栓No.)		甲型分水栓		(在来・撤去)		□直圧直給水 □直圧間接給水	
		□在来使用 (親No.)						□受水槽給水 □その他	
		□印鑑No.)						給水工事種別	
								□新設 □改造	
								□臨給	

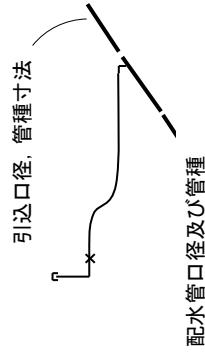


引込形態①



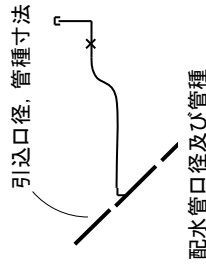
配水管口径及び管種

引込形態②

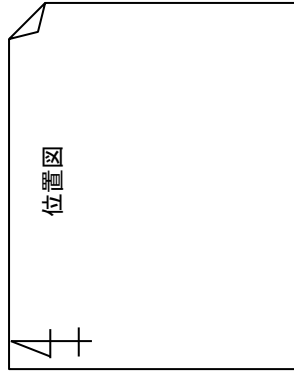


配水管口径及び管種

引込形態③



配水管口径及び管種



一覧表(ブロック番号による方法)

ブロック番号	区画番号						
	1	2	3	4	5	6	7 公園
1	1	2	2	2			
2					3	3	1 3

引込形態番号

一覧表(引込み形態による方法)

引込形態	区画番号	区画番号
①	1, 7	
②	2, 3, 4	
③	5, 6, 公園	

※ 一枚の申込書兼設計書に記載できないときは、別途記載する。

第 7 章 小規模団地臨給工事

第7章 小規模団地臨給工事

第1節 小規模団地臨給工事の取扱い

小規模団地臨給工事の取扱い

基本事項

団地臨給工事以外の2以上の土地（区画）を有する宅地造成地における給水装置の工事

定 義	団地臨給工事以外の2以上の土地（区画）を有する宅地造成地における給水装置の工事（以下「小規模団地臨給工事」という。）
要 件	小規模団地臨給工事は、次の各条件を満たす場合に認める。 (1) 開発等行為のうち、管理者に対して配水施設の布設工事申込みがされていないこと。 (2) 同一開発行為において、2以上の給水引込管分岐工事を施行するものであること。 (3) 配水管から分岐させる共同の給水引込管（以下「私設給水主管」という。）を公道以外に布設する場合においては、共有道又は共有地に当該給水管を布設すること。
申 込 み	小規模団地臨給工事は、開発等行為を行う者又は土地所有者の申込みによること。 (1) 工事申込み及び件数 ① 小規模団地臨給工事要件に係る土地（区画）を一括して一工事場所とみなし、一通の申込書兼設計書（臨時給水）をもって届け出る。 ② 小規模団地臨給工事要件に係る土地（区画）に対する給水管引込件数を工事件数とし、私設給水主管は1の給水引込管の工事件数に付随させる。 (2) 設計審査手数料 工事件数個々に使用材料最大口径に係る管理者が定めた額 (3) しゅん工検査手数料 前号の設計審査手数料に準ずる。 (4) 工事の変更 工事申込後、給水管引込数又は口径に変更が生じたときは、給水装置工事設計変更申請書及び変更後の申込書兼設計書をもって、速やかに管理者に届け出ること。 (5) 申込書兼設計書の作成 第3章第5節「申込書兼設計書の作成」及び第6章第1節「団地臨給工事の取扱い」を参照

分 担 金	第 2 章第 3 節「分担金の算定，徴収及び還付」を参照
届 出	<p>1 私設給水主管及び給水引込管の所有者又は共有者に移動が発生したときは，速やかに管理者に届け出ること。</p> <p>2 将来において当該私設給水主管から新たに分岐して給水装置の工事を申し込むときは，私設給水主管所有者又は共有者の同意書をもって申し込むこと。</p>
口 径 決 定	私設給水主管の口径決定は，戸数，使用水量及び同時使用戸数を考慮して決定する。（第 3 章第 4 節「給水管口径の決定」を参照）
工事着手及びしゅん工	工事の着手及びしゅん工は，第 2 章第 5 節「給水装置工事の着手」及び第 10 章第 1 節「給水装置工事のしゅん工」を参照
施 行 範 囲	給水引込管の工事の範囲は，配水管分岐箇所から第一止水栓下流側の立上げ部分までとし，給水管末をキャップ止めとする。（図－6－1－2を参照）
工 事 施 行	<p>小規模団地臨給工事の施行は，次による。</p> <p>(1) 私設給水主管の配水管からの取出しは，原則として 1 のみとし，他の配水管と相互に連絡してはならない。</p> <p>(2) 1 土地（区画）への給水管引込口径は 25 ミリメートル以上とし，引込みは原則として 1 のみとする。（第 6 章第 1 節「団地臨給工事の取扱い」を参照）</p> <p>(3) 給水装置の使用材料は，管理者の指定するものを使用する。</p> <p>(4) 私設給水主管に設置する仕切弁の設置位置は，官民境界から 1 メートル以内の共有道又は共有地内とする（公道に私設給水主管を布設する場合は，図－7－1－2 参照）</p> <p>また，給水引込管に設置する止水栓は，共有道又は共有地の境界から 1 メートル以内の土地（区画）内とする。</p>

図-7-1-1

仕切弁及び止水栓の設置位置
(私設給水主管を共有道又は共有地に布設する場合)

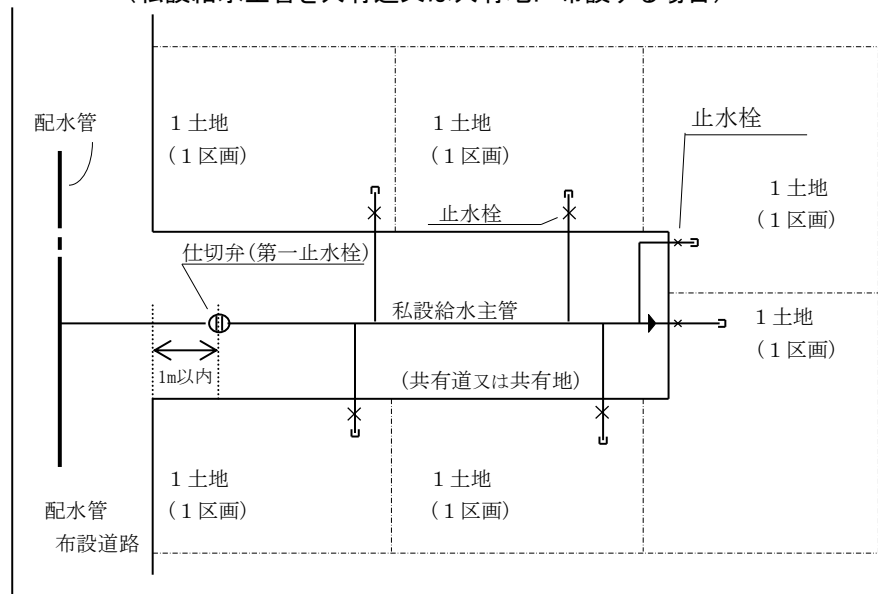
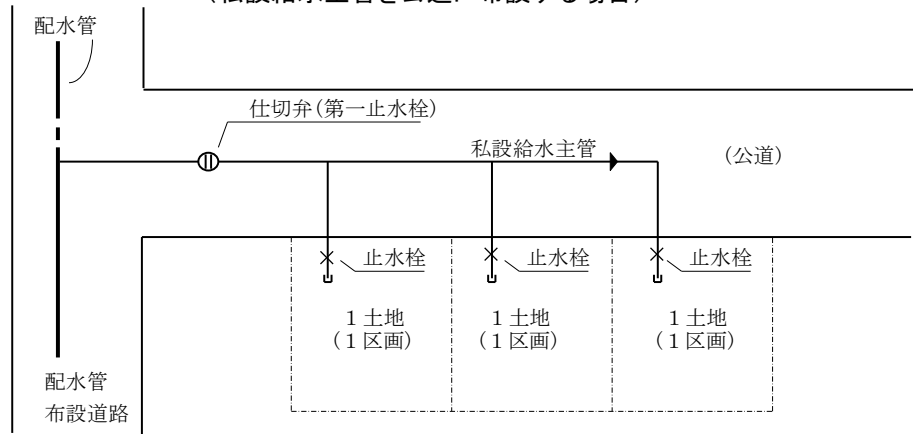


図-7-1-2

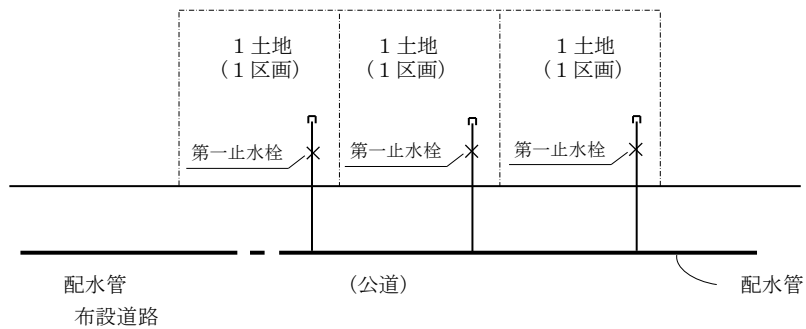
仕切弁及び止水栓の設置位置
(私設給水主管を公道に布設する場合)



(5) 既設配水管から各々給水分岐する場合における第一止水栓の設置位置は、官民境界から1メートル以内の土地(区画)内とする。

図-7-1-3

第一止水栓の設置位置
(既設配水管から各々給水分岐する場合)



(6) 私設給水主管は、水質汚染防止のため、管末を行き止まり配管としない。

埋 設 深 度 給水管の埋設深度は、凍結防止及び荷重等の衝撃による破裂事故を防止するため、次の埋設深度を確保すること。

表-7-1-1 給水管埋設深度

埋設管口径	埋設管深度
φ25mm以上	0.60m以上

第 8 章 私 設 消 火 栓

第8章 私設消火栓

第1節 私設消火栓の取扱い

私設消火栓

基本事項

- 1 私設消火栓は、消防又は消防の演習に使用するものをいう。
(条例第4条第3号)
- 2 事業所等が私設消火栓を設置する場合は、原則として当該事業所等の給水装置のメータ（管理者が設置するメータに限る。）を経由する配管としなければならない。
(給水装置工事施行規程第11条)
- 3 メータの設置されていない私設消火栓は、管理者が封印する。
(施行規程第18条)

定 義	消火栓には公設消火栓と私設消火栓とがあり、ここでいう私設消火栓とは、配水管に直結した消防用又は消防演習用に供される自家用消火装置をいう。
届 出	私設消火栓を消防用に使用したとき又は消防演習用に使用するときの届出については、第11章「届出の義務」を参照
分 担 金	私設消火栓を新設又は改造する場合の分担金の算定については、第2章第3節「分担金の算定、徴収及び還付」を参照
手 数 料	私設消火栓を新設又は改造する工事の申込みに係る手数料については、第2章第4節「工事費の負担、算出及び予納」を参照
工事申込み	私設消火栓を新たに設置又は改造（口径の増径又は減径）を行うときは、新設又は改造工事として取り扱う。
材料及び口径	私設消火栓の口径及び形状は、原則として公設消火栓（管理者が設置する消火栓）と同様のものを使用する。 このときのメータ口径は、次による。 (1) 私設消火栓を単独で設置するときの口径は、75ミリメートル以上とする。 (2) 他の給水装置を併用して設置するときの口径は、その給水装置における使用水量を加算して決定する。

設置位置 設置位置は、消防、管理者等と十分な協議を行った上、消防活動に支障のない場所とする。

私設消火栓の使用範囲 1 配水管に直結した自家用消火装置は、消防用又は消防の演習の場合のほかは使用してはならない。

2 私設消火栓を消防の演習に使用するときは、管理者の指定する局職員の立会いを要する。

3 私設消火栓を消防の演習のために使用する場合の使用時間は5分を超えないこと。ただし、特に管理者の許可を受けたものは、この限りでない。

第 9 章 受水槽の設置

第9章 受水槽の設置

第1節 受水槽設置

1 受水槽設置

基本事項

- 1 一時に多量の水を使用するため、水圧及び水質に影響を及ぼすおそれのある箇所その他管理者が必要があると認める箇所には、受水槽を設置しなければならない。
- 2 受水槽上流側に立上がり管を設けて、洗浄用の給水栓を取り付けるものとする。ただし、管理者が特に認めた場合は、この限りでない。
- 3 受水槽所有者又は使用者は、受水槽以下の装置の管理責任を負うものとする。

(給水装置工事施行規程第10条)

設置基準

次の各号に該当するときは、受水槽給水方式とする。

- (1) 水圧が不十分で所要の水圧・水量が得られない建物
(例) 高台等の低水圧区域にある建物
- (2) 一時的に多量の水を使用する建物
(例) 多量の水を使用する製造工場等水使用が極端に集中する建物及び付近の給水に支障を及ぼすおそれのある建物
- (3) 断水作業の実施が困難な建物
(例) 入院又は手術設備のある病院、ホテル等のように常時給水が求められる建物
- (4) 配水管の水を汚染するおそれのある建物
(例) 有毒薬品、化学薬品等を取り扱い、水が配水管に逆流した場合に、重大な水質汚染事故となるおそれのある建物
- (5) 常時一定の水量又は水圧を必要とする建物
(例) 大規模な空調、電気機器等に補給する水を常時必要とする建物
- (6) 水道に直結できない器具を使用する建物
(例) 給水装置の構造及び材質の基準に適合しない機器などを設置している建物
- (7) 管理者が特に必要と認める建物

分担金

第2章第3節「分担金の算定、徴収及び還付」を参照

手数料

第2章第4節「工事費の負担、算出及び予納」を参照

使用水量及びメータ口径の決定

第3章第3節「計画使用水量及びメータ口径の決定」を参照

給水量の
制限

受水槽へ給水する場合は、メータの適正使用流水量範囲との均衡を考慮し、定流量弁を取り付けること。

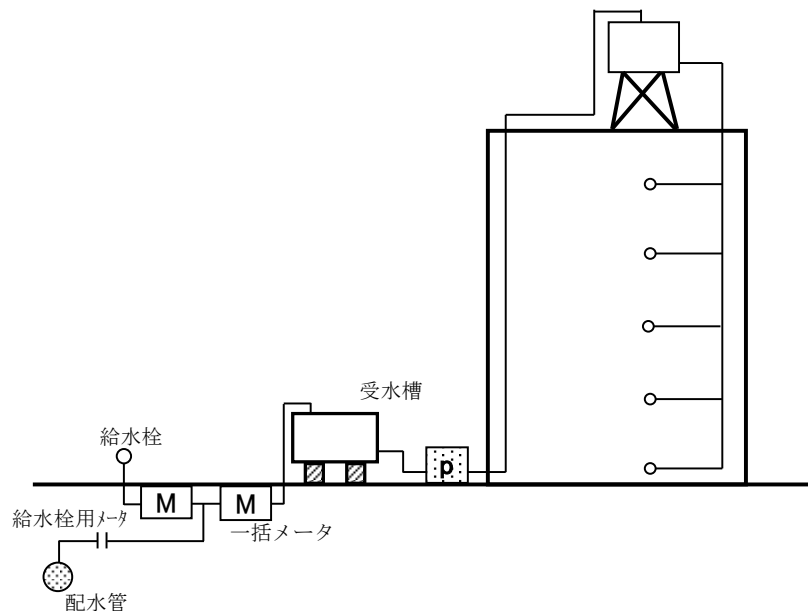
構造

受水槽の構造、材質及び設置は次による。

- (1) 保守及び点検が容易に行える構造であること。
- (2) 十分な強度を有し、耐震性及び耐水性に富むものであること。
- (3) 水槽内が汚染されない構造及び材質であること。
- (4) 受水槽は2層式を標準とし、連通管を設けタンク内の点検、清掃、補修時における給水に支障をきたさない構造とすること。
- (5) その他受水槽給水方式にかかわる事項は、次による。

- ① 受水槽洗浄用直圧給水栓を1栓に限り受水槽上流側に設置する。この場合には、当該1栓の使用水量を計量するためのメータを設置しなければならない。ただし、同一使用者又は同一所有者の場合に限り、メータを設置しなくてもよい。また、洗浄用給水栓以外で直圧給水から分岐した管に逆止弁又は逆止弁付止水栓を設置しなければならない。

図-9-1-1 受水槽手前に給水栓を設置する場合の例

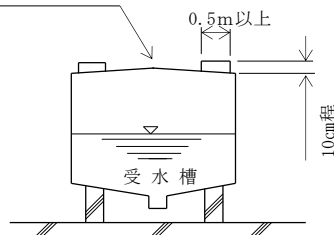


- ② 受水槽設置位置は、原則として地階又は建築物1階部分とすること。

- 1 受水槽の構造のうち特に上部は、雨、雪等の自然環境の影響を特に受けやすく、その構造によっては、内部の水道水に汚染を生じる原因となるので、勾配又は排水溝等を設けることにより、雨水等が溜まらないような構造とする。

図-9-1-2 受水槽上部構造の例

雨水又は清掃時の洗浄水が溜まら
ように1/100程度の勾配をつけるこ
とが望ましい。

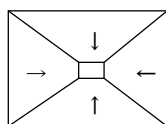


2 受水槽に排水管（吐け口を間接排水とする。）を設けるほか、排水溝及び吸込
ピットなどに向けて100分の1以上の勾配を付ける必要がある。

(1) 排水溝のない場合

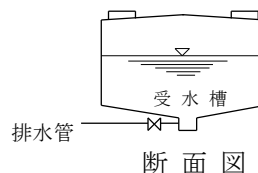
図-9-1-3 排水管取付けの例

勾配をつける



平面図

吸込ピット

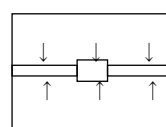


断面図

(2) 排水溝のある場合

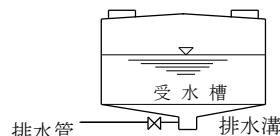
勾配をつける

吸込ピット



平面図

排水溝



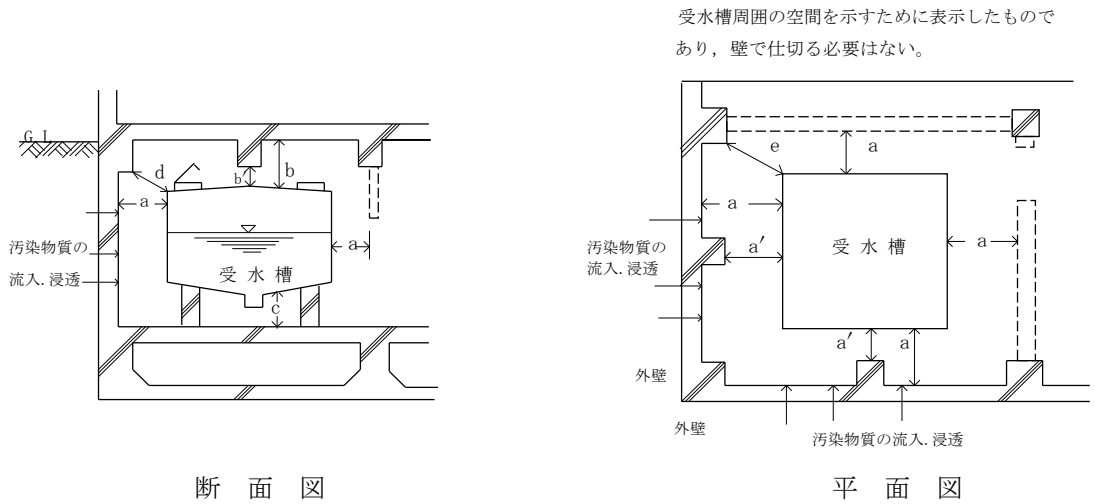
断面図

設置位置 1 受水槽の設置位置は、他の有害物からの汚染を防止し、保守点検が容易かつ安
全にできる場所とする。

また、水槽の形状が直方体である場合には、6面すべての表面と建築物の他の
部分との間に上部を100センチメートル以上、その他は60センチメートル以上の空
間を確保すること。

図-9-1-4

受水槽設置位置の例

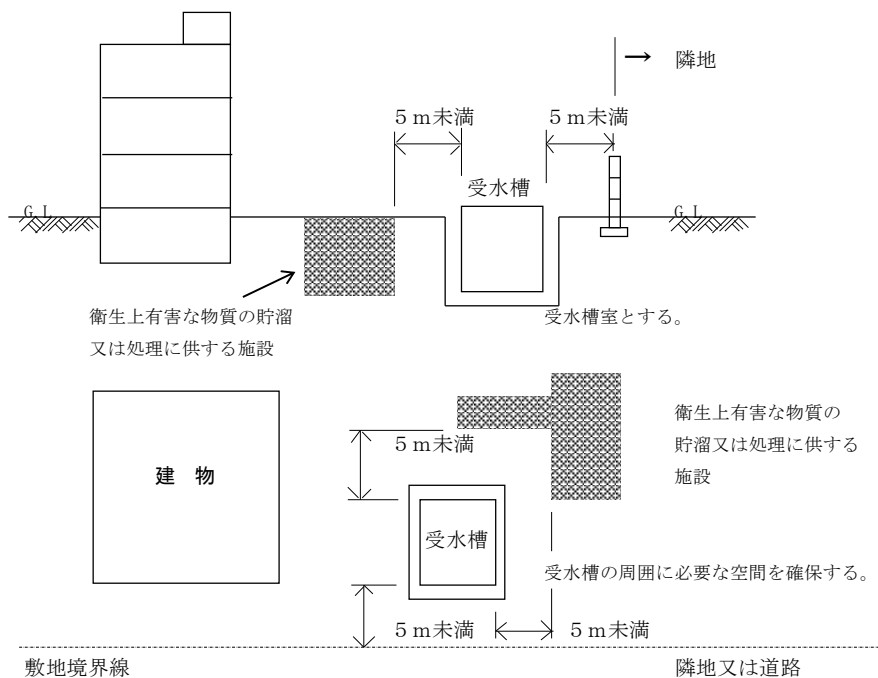


※ a, b, c のいずれも保守点検が容易にできる距離とする。(標準的には $a, c \geq 0.6\text{m}$, $b \geq 1\text{m}$)
 また、梁、柱等はマンホールの出入りに支障となる位置としてはならず、 a' , b' , d 及び e は、保守点検に支障のない距離とする。

- 2 受水槽を地中に設置する場合には、受水槽から衛生上有害なものの貯溜又は処理に供する施設までの水平距離が5メートル未満のときは、受水槽の周囲に必要な空間を確保する。

図-9-1-5

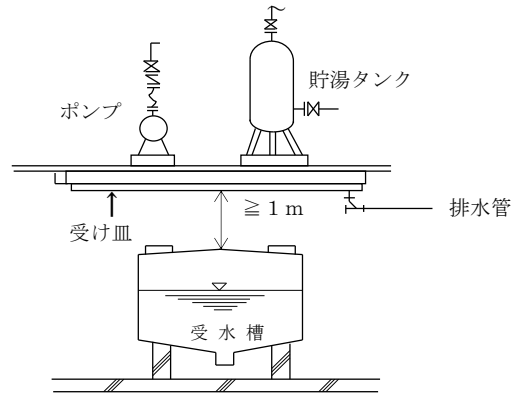
衛生上有害な物の貯溜地又は処理に供する施設と受水槽の関係



※ 外部から受水槽等の天井、底又は周壁の保守点検が容易にできるように設ける。
 したがって、受水槽室を設け、その中に受水槽を設置する必要がある。

- 3 受水槽の上部に機器類を設置することは、極力避けないといけない。しかしながら、やむを得ずポンプ、ボイラー、空気調和機等の機器を設置する場合は、受け皿を設ける等の措置を施す。

図-9-1-6 受水槽の上部に機器類を設置した場合の例



メータ設置 メータ設置（私設メータを含む。）は、第4章第1節「メータ設置基準及び保管」を参照

配管 受水槽への流入管は、弁類の開閉による衝撃及び露出配管による凍結を防止するための措置を講じること。

維持管理 受水槽の設置者は、給水装置工事のしゅん工時に「誓約書」を提出すること。また、受水槽揚水ポンプ等の性能を継続的に維持するためには、定期的な点検及び適切な整備を行うことが必要不可欠であり、設置者の責任においてこれを行うこと。

2 接続の禁止

基本事項

給水装置は、受水槽、プールその他汚染の原因となるおそれのある施設及び器具に直結してはならない。ただし、管理者が適切な逆流防止措置を講じたものと認めるときは、この限りでない。

(施行規程第29条第2項第6号)

逆流防止

水が逆流するおそれのある場所へ給水するときは、次の逆流防止措置を講じること。

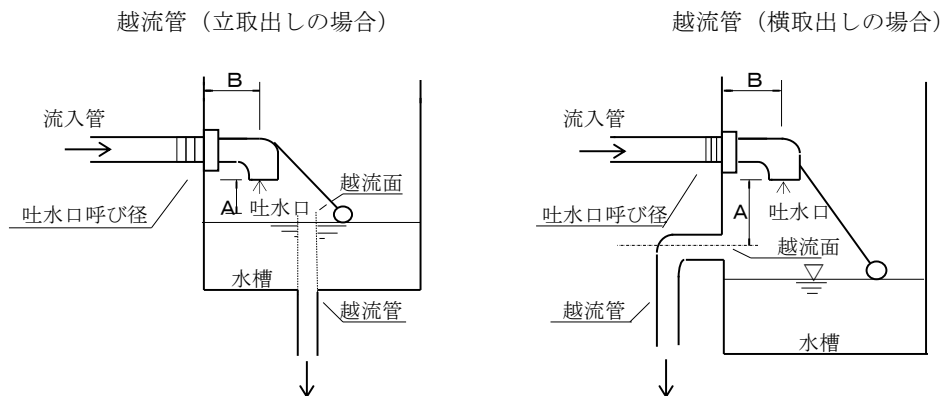
特に化学薬品工場、クリーニング店、写真現像所、メッキ工場、汚水貯蔵施設、池、プール、洗車場等の水道の水を汚染するおそれのある場所へ給水する給水装置にあつては、より厳しい逆流防止措置を講じること。

- (1) 必要吐水口空間の確保
- (2) 逆流防止性能を有する給水用具の設置
- (3) 負圧破壊性能を有する給水用具の設置

吐水口空間

吐水口空間とは、給水装置の吐水口端から越流面までの垂直距離をいう。
受水槽等の容器へ給水する場合は、落とし込み方式とし、口径別に定める一定の吐水口空間を保持すること。

図-9-1-8 吐水口空間標準図



(1) 給水栓吐水口径が25ミリメートル以下の吐水口空間は、次による。

表-9-1-1 口径別吐水口空間(D≤25mm)

吐水口径 (mm)	越流面から給水栓吐水口 までの垂直距離：A (mm)	側壁と給水栓吐水口中心 との水平距離：B (mm)
13以下	25以上	25以上
13を超え20以下	40以上	40以上
20を超え25以下	50以上	50以上

※ 浴槽に給水する場合の吐水口空間は、50mm未満であってはならない。

※ プール等水面が特に波立ち易い水槽及び事業活動に伴い洗剤、薬品等を使う水槽又は容器に給水する場合には、吐水口空間は200mm未満であってはならない。

(2) 給水栓吐水口径が25ミリメートルを超える場合の吐水口空間は、次による。

表-9-1-2 口径別吐水口空間((D≥25mm))

種別		壁からの離れ B (mm)	越流面の中心から吐水口 の最下端までの垂直距離 (吐水口空間) A (mm)
近接壁の影響がない場合			1.7d' + 5mm以上
近接壁の影響がある場合	近接壁 1面の 場合	3d以下	3.0d' 以上
		3dを超え5d以下	2.0d' + 5mm以上
	5dを超えるもの		1.7d' + 5mm以上
	近接壁 2面の 場合	4d以下	3.5d' 以上
		4dを超え6d以下	3.0d' 以上
		6dを超え7d以下	2.0d' + 5mm以上
7dを超えるもの		1.7d' + 5mm以上	

※ d：吐水口の内径(mm)

d'：有効開口の内径(mm)

※ 吐水断面が長方形の場合は、長辺をdとする。

※ あふれ縁より少しでも高い壁がある場合は近接壁とみなし、近接壁1面、2面の場合の数値による。

※ 浴槽に給水する場合は、吐水口空間は50mm未満であってはならない。

※ プール等水面が特に波立ち易い水槽及び事業活動に伴い洗剤、薬品等を使う水槽又は容器に給水する場合には、吐水口空間は200mm以上としなければならない。

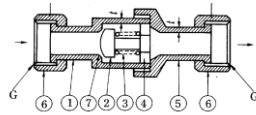
前述の吐水口空間による逆流防止措置が困難である場合又は給水栓等にホース等を取り付ける場合は、配水管及び給水管内に負圧が発生したときに吐水口に逆サイホン作用が生じ、水が逆流することがあるため、その吐水口ごとに次に掲げる逆止弁、バキュームブレーカ又はこれらの機能を有する給水器具を設置する。なお、受水槽流入の手前に、逆止、水抜き効果を有するバルブ又は管理者が指定するバルブを設置する。

逆流防止器具

(1) 逆止弁

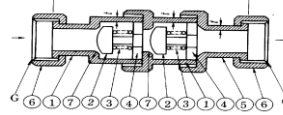
逆止弁は、逆圧による水の逆流を弁体により防止する給水用具で、構造的に損失水頭が大きいので、用途に適した器種を選定した上で設置する。

① ばね式逆止弁



部品番号	部品名	部品番号	部品名
1	弁箱	5	副弁箱
2	弁体	6	ユニオンナット
3	ばね	7	弁座
4	弁体ガイド		

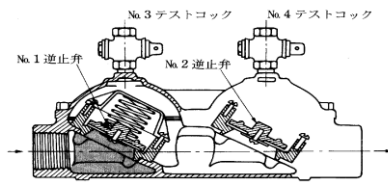
単式逆止弁



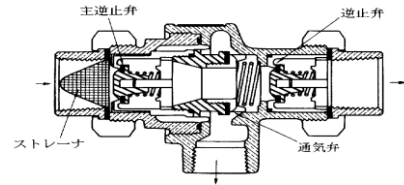
部品番号	部品名	部品番号	部品名
1	弁箱	5	副弁箱
2	弁体	6	ユニオンナット
3	ばね	7	弁座
4	弁体ガイド		

複式逆止弁

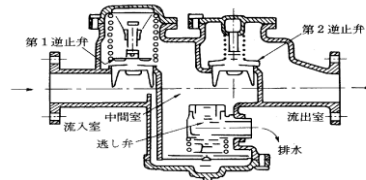
② 二重逆流防止器



③ 中間室大気開放式逆流防止器

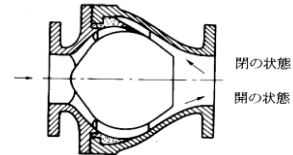


④ 減圧式逆流防止器

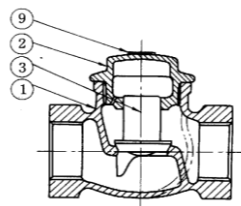


注 流入室・中間室・流出室の3室には機能をテストするコックがそれぞれ設けられている。

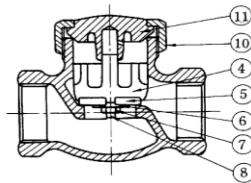
⑤ ダイアフラム式逆止弁



⑥ リフト式逆止弁



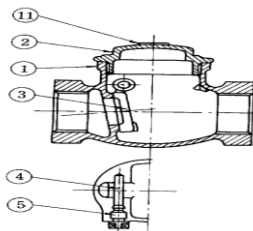
金属弁座



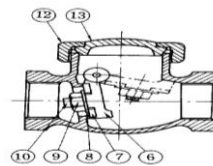
ソフトシート

部品番号	部品名
1	弁箱
2	ふた
3	弁体
4	ディスクホルダ
5	ソフトシート
6	シート押さえ
7	六角ナット
8	割りピン
9	銘板
10	ユニオンナット
11	ユニオンカバー

⑦ スイング式逆止弁



金属弁座



ソフトシート

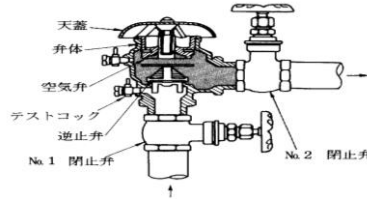
部品番号	部品名
1	弁箱
2	ふた
3	弁体
4	ピンジピン
5	プラグ
6	ディスクホルダ
7	ソフトシート
8	シート押さえ
9	六角ナット
10	割りピン
11	銘板
12	ユニオンナット
13	ユニオンカバー

(2) バキュームブレーカ

給水管内に負圧が生じた際に、負圧部分へ自動的に空気を取り入れる機能を持つ給水用具

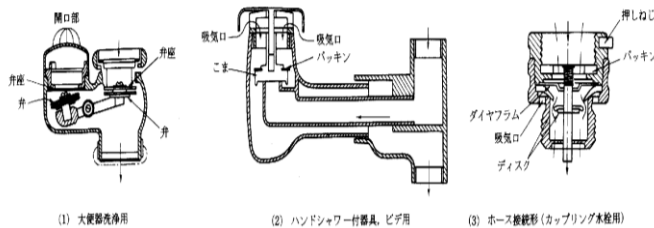
図-9-1-10 バキュームブレーカの種類, 構造

- ① 圧力式は、給水用具の上流側(常時圧力のかかる配管部分)に設置する。



圧力式

- ② 大気圧式は、給水用具の最終止水栓機構下流側(常時圧力のかからない配管部分)に設置し、水受け容器の越流面から150ミリメートル以上高い位置に取り付ける。



大気圧式

危険防止

受水槽設置のときは、槽、揚水ポンプ等の安全管理を計るため、次の事項に留意する。

警報装置

- ① 受水槽内水位の変調を警報するものであるため、常にスイッチが入った状態にしておき、不測の事態が発生した場合に対応できる状態しておく。
- ② 警報装置は、異常発生時に確実に察知することができる管理人室等の責任者が常駐する場所に設置する。

専用の管理人室等が設置されていないとき又は責任者が常駐できないときは、使用者等が発見しやすい位置に屋内からでも感知することができる規模の警報装置を設置することが望ましい。

3 高置水槽

基本事項

高置水槽は、受水槽給水方式において、受水槽下流側で建築物の最上階の屋上に設置される水槽であり、その構造及び材質は受水槽に準ずるほか、その設置位置は、給水器具が円滑に作動する水圧が得られるよう考慮する。

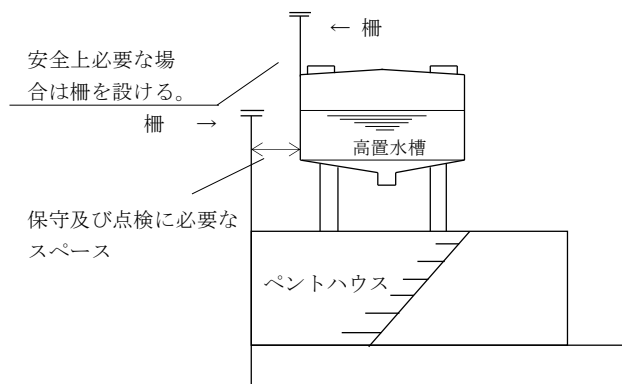
構造、材質
及び維持
管 理

高置水槽の構造、材質の基準及び維持管理は、前述の「受水槽設置」に準ずる。

設 置 位 置

受水槽に準じて外部及び内部の保守点検を容易にできる場所に設置する。
また、高置水槽は、そのほとんどが建物の屋上に設置するものであるため、保守点検の際に事故が起きないように安全柵等を設置することが望ましい。

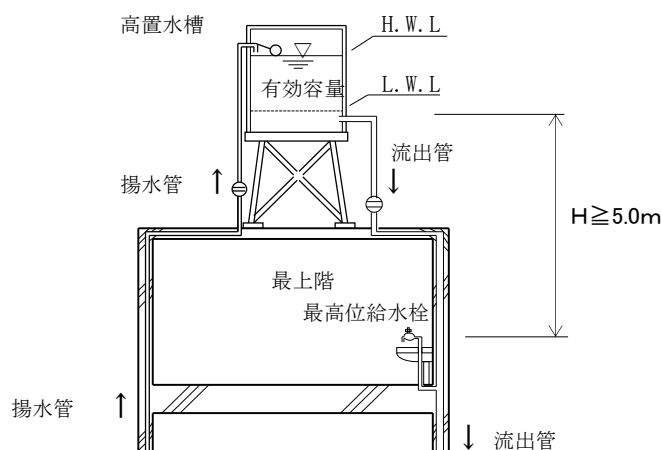
図-9-1-13 高置水槽の設置例



設 置 高 さ

最上階給水栓での器具必要最低圧力を確保できる高さとし、標準として最高位給水装置から5.0メートル以上の位置を水槽の低水位面とする。ただし、建物最上階に大便器洗浄弁を用いるときは、その上部10メートル以上の位置を水槽の低水位面とする。

図-9-1-14 高置水槽設置高標準図



接続の禁止	<p>高置水槽には，受水槽流入出管以外の配管設備を直接連結してはならない。</p> <p>やむを得ず消火用水の圧送管を高置水槽に連結する場合は，圧送時に消火用水が高置水槽へ逆流するのを防止するため，必ず逆止弁を設置する等の逆流防止措置を講じる。</p>
容量決定	<p>第3章第3節「計画使用水量及びメータ口径の決定」を参照</p>

第2節 簡易専用水道

簡易専用水道

基本事項

- 1 簡易専用水道とは、水道事業の用に供する水道及び専用水道以外の水道であつて、水道事業の用に供する水道から供給を受ける水のみを水源とするものをいう。ただし、その用に供する施設の規模が令第1条の2で定める基準以下のものを除く。

(法第3条第7項)
- 2 水道事業の用に供する水道から水の供給を受けるために設けられる水槽の有効容量の合計が10立方メートルを超えるものであること。

(令第2条)
- 3 簡易専用水道の設置者は、規則第55条で定める基準に従い、その水道を管理しなければならない。

(法第34条の2第1項)
- 4 簡易専用水道の設置者は、当該簡易専用水道の管理について、国土交通省令（簡易専用水道により供給される水の水質の検査に関する事項については、環境省令）の定めるところにより、定期的に、地方公共団体の機関又は国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けた者の検査を受けなければならない。

(法第34条の2第2項)
- 5 受水槽所有者又は使用者は、受水槽以下の装置の管理責任を負うものとする。

(給水装置工事施行規程第10条第3項)

管理基準

簡易専用水道の設置者は、法により当該水道を衛生的に管理しなければならない。

- (1) 水槽の掃除を毎年1回以上定期的に行うこと。ただし、維持管理上必要と認められる場合は、前記以外に臨時の掃除を行うこと。
- (2) 有害物、汚水等によって水が汚染されるのを防止するために水槽の点検等必要な措置を講ずること。
- (3) 供給する水が人の健康を害するおそれがあるときは、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる措置を講ずること。

水質基準 検査

簡易専用水道設置者は、安全な水の確保及び供給のため、定期的に水質検査を受けなければならない。

点	検	<p>(1) 水質基準に関する検査は、毎年1回以上定期に行うものとする。</p> <p>(2) 給水栓における遊離残留塩素濃度は、0.1mg/l以上を保持する。</p> <p>(3) 給水栓における水の色、濁り、臭い、味その他の状態により供給する水に異常を認めたときは、水質基準に関する省令の表の上欄に掲げる事項のうち必要なものについて検査を行う。</p> <p>設置者又は管理責任者は、簡易専用水道設備の次に掲げる事項について点検を定期的に行い、異常を発見したときは、速やかに補修又は改善の措置を講じること。</p> <p>(1) 受水槽への異物又は雨水、汚水等の侵入の有無</p> <p>(2) 受水槽本体並びに流入管及び流出管の漏水の有無</p> <p>(3) 揚水ポンプ、バルブ、弁類等附属器具の状態</p> <p>(4) 水抜き管、通気管、防虫ネット等の状態</p> <p>(5) 受水槽周辺環境</p> <p>(6) 点検蓋、鍵等の破損又は紛失</p> <p>(7) 防護柵、フェンス等の腐食又は破損</p>
届	出	<p>簡易専用水道の設置者は、簡易専用水道を使用して給水を開始したときは、その日から1か月以内に所定の書類により呉市保健所長に届け出なければならない。</p> <p>また、前述の事柄の内容に変更（廃止、休止等）があったときも同様とする。</p>

第 10 章 給水装置工事のしゅん工

第10章 給水装置工事のしゅん工

第1節 給水装置工事のしゅん工

工事のしゅん工

基本事項

- 1 指定工事業者は、給水装置工事に係るしゅん工検査を受けるときは、当該工事完了後直ちに申込書兼設計書の所定欄に所要事項を記入し、しゅん工届を添えて管理者に提出しなければならない。

(指定業者規程第15条第1項)
- 2 しゅん工検査を受けようとする者は、しゅん工届を提出するときに、しゅん工検査手数料を納付しなければならない。

(指定業者規程第16条第3号)
- 3 管理者は、指定工事業者が施行した給水装置工事に関し、当該指定工事業者に対して必要な報告又は資料の提出を求めることができる。

(指定業者規程第18条)

- しゅん工
- 1 指定工事業者は、しゅん工検査を受けようとするときは、工事しゅん工届に次に掲げる書類を添付して管理者に提出し、しゅん工検査手数料を納付しなければならない。なお、路面復旧工事等完了報告書については、やむを得ない理由により、給水装置工事の管工事完了後、速やかに路面復旧工事等が施行できない場合に限り、工事しゅん工届とは別に提出することができるものとする。ただし、路面復旧工事等の完了後は、速やかに路面復旧工事等完了報告書を提出しなければならない。
 - (1) 給水装置工事しゅん工図面
 - ① 現地検査及び書類調査に基づいた工事しゅん工図（赤色（ペン）で記入した申込書兼設計書の写し）
 - ② 上記しゅん工図に基づいて作成した申込書兼設計書（赤色（ペン）で記入した元図）
 - (2) 給水装置工事写真（配水管分岐を伴う工事において必要。資料－5－1及び資料－5－2を参照）
 - ① 給水装置設置及び耐圧試験
 - ② 保安施設
 - (3) 給水装置分岐工事報告書（配水管分岐を伴う工事において必要。資料－4を参照）
 - (4) 路面復旧工事等完了報告書（公道等を掘削する工事において必要。資料－5－3，資料－5－4及び資料－5－5を参照）

路面復旧工事等の工事写真を添付すること。また、工事の延長が長い場合は、撮影する地点を分けること。

- (5) メータ採番申込書・メータ採番申込書兼給水開始申込書（新設工事，臨給
工事及び分担金の分割に係る改造工事において必要。資料－1－9を参照）
 - (6) その他管理者から提出を求められた書類
- 2 管理者は，上記書類の提出及びしゅん工検査手数料が納付されたときに，当該
給水装置工事のしゅん工として取り扱う。（第2章第4節「工事費の負担，算出
及び予納」を参照）
 - 3 受水槽給水方式から直結給水方式への変更にかかわる給水装置工事のしゅん工
については，前記事項のほか第2章第2節「給水装置工事の申込み」による。
 - 4 小規模団地臨給工事における給水装置工事のしゅん工は，一連の申込工事件数
を一括して同時に行い，申込工事件数個々にしゅん工届を提出すること。
 - 5 分担金の分割に係る改造工事（受水槽給水方式を直結給水方式に変更する場合
を含む。）
 - ① 給水装置工事のしゅん工は，関連するすべての工事件数を同時に行う。
（工事件数分のしゅん工届提出）
 - ② 既存の水栓番号（親水栓）を有する工事申込以外は，しゅん工時に新規
採番を行う。（メータ採番申込書・メータ採番申込書兼給水開始申込書に
て行い，その備考欄に口径変更である旨を明記する。）
 - ③ 既存の水栓番号（親水栓）を有する工事申込み及び関連するすべての申
込書兼設計書（工事図）に新しく採番した水栓番号をすべて記入する。
 - ④ 工事しゅん工後，関連するすべてのメータを設置すること。
なお，当該建物に当面の利用者がいないときにおいても同様とし，管理
者においてのメータの預かりは行わない。
 - ⑤ 指定工事業者は，既存の水栓番号（親水栓）を有する工事箇所に口径変
更後のメータを設置するときは，既存メータとの精算を行うため，精算相
手を明確にした上，必ずしゅん工日翌日までに既存メータを管理者に返納
すること。

2 給水装置工事のしゅん工検査

基本事項

- 1 指定工事業者が給水装置の工事を行う場合は、あらかじめ管理者の設計審査（使用材料の確認を含む。）を受け、かつ、工事しゅん工後に管理者のしゅん工検査を受けなければならない。
(条例第7条第2項)
- 2 指定工事業者は、前項に規定する検査の結果、手直しを要求されたときは、管理者の指定する期間内にこれを行い、改めて管理者の当該検査を受けなければならない。
(指定業者規程第15条第2項)
- 3 管理者は、指定工事業者が工事を施行した給水装置に関し、法第17条第1項の規定による給水装置の検査が必要であると認めるときは、当該給水装置に係る給水装置工事を施行した指定工事業者に対し、第13条第1号の規定により指名された主任技術者又は他の主任技術者の立会いを求めることができる。
(指定業者規程第17条)

工 事 検 査

主任技術者は、書類検査、現地検査により、施行方法及び設置した給水装置が法及び条例等の規定に適合していることを確認し、工事場所において検査を行わなければならない。

(1) 工事検査において確認する内容は、以下による。

表-10-1-1

項目	工 事 検 査 の 内 容	
現地における検査	管布設延長	1 各分岐点及び折れ点の区間距離の確認 2 管種変更のときの管種別布設寸法の確認 3 総延長の確認 4 適正な埋設深度及び埋設位置の確認
	止水栓設置	1 逆付け及び傾き設置の有無 2 操作の支障の有無及び止水機能の確認 3 損傷の有無 4 管理者の定める設置位置の確認
	メータ設置	1 施行計画による設置位置の確認 2 逆付け、ボックス内での片寄り及び傾きの有無 3 メータ番号の確認 4 検針及び取替えによる支障の有無 5 埋没及び水没の危険性の有無
	ボックス類	1 傾きがないこと。 2 ひび割れ及び損傷の有無 3 埋没及び水没の危険性の有無
	給水用具	1 性能基準適合製品の使用の確認 2 施行計画による設置位置の確認 3 設置総数の確認 4 通水後の各給水用具の吐水量及び作動状態の確認
	受水槽	1 構造及び材質の適性 2 容量及び有効容量の確認 3 設置場所の適性 4 吐水口と越流面等との位置関係の確認 5 バルブ類の設置状況 6 不純物流入のおそれがないかの確認
	耐圧試験	工事完成後、一定の水圧試験により、漏水及び抜けなどのないことの確認
	水質調査	作業中に発生した切屑、接着剤等の不純物混入及び赤水の有無を確認し、安全な水質の確認を行う。

(2) 現地検査による耐圧試験（第二止水栓下流側）は、次による。

ウォータハンマにより給水装置に発生する水撃圧は、瞬間的には1.96メガパスカルにも達することが観測されており、場合によっては給水装置を破壊することも考えられる。

従って、耐圧試験は、強度及び施行の適正を確認するために行うもので、次の手順で行う。

- ① メータ接続用ソケット又はフランジにテストポンプを接続する。
- ② テストポンプを取り付けた後、給水装置及びテストポンプ内に水を充水する。
- ③ 充水しながら給水栓等をわずかに開いて、給水装置内の空気を抜く。
- ④ 空気が完全に抜けたら、給水栓等を閉止する。このとき、ボールタップや湯沸器など1.75メガパスカル以上の圧力に達するまでに、止水部が開いたり、安全装置が働いたりするものがあるときは、その手前のバルブを閉止しておく。
- ⑤ テストポンプによる加圧を行い、水圧が1.75メガパスカルに達したら、テストポンプのバルブを閉めて1分間その状態を保持し、水圧低下の有無を確認する。
- ⑥ 試験終了後、適宜、各給水栓を開き、圧力を下げてから、テストポンプを取り外す。

- しゅん工検査
- 1 管理者は、指定工事業者の施行した給水装置の工事について、しゅん工後に当該給水装置工事場所においてしゅん工検査を行う。ただし、集合住宅、事業所及び検査員が現地検査を必要とする場所以外の、家屋内の検査については、写真での検査を可能とする。

家屋内の写真検査を受けようとするときは、主任技術者によるしゅん工検査後、検査用写真をしゅん工届と一緒に提出すること（資料－４－６参照）。

写真撮影にあたっては、じゃ口等設置された給水用具ごとに、次の事項を記載した小黒板を文字が判別できるよう被写体とともに写しこむものとする。

 - (1) 申込番号
 - (2) 水栓番号
 - (3) 所有者名
 - (4) 施工業者名

デジタル工事写真の場合、信憑性を考慮し、写真の編集は認めない。ただし、「デジタル工事写真の小黒板情報電子化についての一部改正について」（令和３年３月26日付け 国 技建管第6号）に基づく小黒板情報の電子的記入はこれに当たらない。

指定工事業者は、工事しゅん工後概ね2週間以内に、管理者の工事検査を受けなければならない。

主任技術者は、管理者から立会いを求められたときは、これに応じなければならない。

しゅん工検査は、令第6条及び条例等の規定に適合しているかどうかの確認のほか、次の各号について行う。

 - (1) 設置された給水装置の位置、構造及び寸法と設計書との適合状況
 - (2) 給水装置の機能
 - (3) 漏水の有無
 - (4) メータ設置確認（点検の難易、汚染損傷及び埋没のおそれの有無等）
 - (5) 残留塩素濃度の測定
 - 2 管理者は、指定工事業者から提出された書類を基にしゅん工検査を行い、その結果において不備な点があるときは、当該工事の一部又は全てのやり直しを指示する。
 - 3 指定工事業者は、管理者から当該工事の一部又は全てのやり直しの指示を受けたときは、管理者の定める期間内（概ね2週間以内）にその工事を施行し、完成後管理者に届け出て、再びしゅん工検査を受けなければならない。

ただし、図面修正のみの場合には、1週間以内に図面を修正し管理者に提出すること。

第 11 章 届 出 の 義 務

第11章 届出の義務

第1節 提出及び届出の義務

1 提出及び届出の義務

基本事項

指定給水装置工事事業者の指定を受けようとする者並びに給水装置工事申込者及び給水装置工事をしようとする者及び給水装置の所有者、使用者、管理人又は代理人は、法令で義務付けられている事項を速やかに管理者に届け出なければならない。

(法及び各関係条例等による。)

2 指定の申請

基本事項

1 指定工事業者として指定（当該指定の更新を含む。以下「指定」という。）を受けようとする者は、指定給水装置工事事業者申請書に次の各号に掲げる事項を記載し、管理者に提出しなければならない。

- (1) 商号又は名称、所在地及び代表者の氏名並びに法人にあつては、役員の氏名
- (2) 呉市水道事業等及び下水道事業の設置等に関する条例（昭和41年呉市条例第50号）第3条第2項に規定する給水区域において給水装置工事の事業を行う事業所（以下「事業所」という。）において選任されることとなる主任技術者の氏名及び当該主任技術者が国から交付を受けている免状の交付番号
- (3) 給水装置工事を行うための機械器具の名称、性能及び数量
- (4) 事業の範囲

2 前項に規定する申請書には、次の書類を添えなければならない。

- (1) 次条第3号アからオまでのいずれにも該当しない者であることを誓約する書類
- (2) 法人にあつては定款の写し及び登記事項証明書、個人にあつては住民票記載事項証明書
- (3) 事業所の外観及び内観の写真

3 前項第1号に規定する書類は、誓約書によるものとする。

(指定業者規程第3条)

指定申請書

指定給水装置工事事業者指定申請書（別記様式1）

誓約書（別記様式2）

機械器具調書（別記様式1 別紙）

3 主任技術者に関する届出

基本事項

- 1 指定工事業者は、指定を受けた日から14日以内に、事業所ごとに主任技術者を選任し、管理者に届け出なければならない。
- 2 指定工事業者は、その選任した主任技術者が欠けるに至ったときは、当該事由が発生した日から14日以内に、新たに主任技術者を選任し、管理者に届け出なければならない。
- 3 指定工事業者は、主任技術者を選任し、又は解任したときは、給水装置工事主任技術者選任・解任届出書により、遅滞なくその旨を管理者に届け出なければならない。
- 4 指定工事業者は、主任技術者の選任を行う場合において、選任しようとする者が同時に2以上の事業所の主任技術者を兼ねることとなるときには、当該2以上の事業所の主任技術者となっても、その職務を行うに当たって支障がないことを確認しなければならない。

(指定業者規程第12条)

主任技術者
に関する
届出

給水装置工事主任技術者選任・解任届出書(別記様式3)

4 変更等の届出

基本事項

- 1 指定工事業者は、次の各号のいずれかに変更のあったとき又は給水装置工事の事業を廃止、休止若しくは再開したときは、次項に定めるところにより、その旨を管理者に届け出なければならない。
 - (1) 商号若しくは名称又は所在地
 - (2) 代表者の氏名
 - (3) 法人にあつては役員の氏名
 - (4) 主任技術者の氏名又は主任技術者が交付を受けた免状の交付番号
 - (5) 住居表示又は電話番号（ファクシミリの番号を含む。）
- 2 前項の規定により変更の届出をしようとする者は、変更のあった日から30日以内に指定給水装置工事業者指定事項変更届出書に次の書類を添えて管理者に提出しなければならない。
 - (1) 前項第1号又は第2号に掲げる事項の変更の場合には、法人にあつては定款の写し及び登記事項証明書、個人にあつては住民票記載事項証明書
 - (2) 前項第3号に掲げる事項の変更の場合には、第4条第3号アからオまでのいずれにも該当しない者であることを誓約する書類及び法人の登記事項証明書
- 3 第1項により事業の廃止、休止又は再開の届出をしようとする者は、事業を廃止し、又は休止したときは、当該廃止又は休止の日から30日以内に、また、事業を再開したときは、当該再開の日から10日以内に、指定給水装置工事業者廃止・休止・再開届出書を管理者に提出しなければならない。

(指定業者規程第6条)

変更の届出

指定給水装置工事業者指定事項変更届出書（別記様式4）

指定給水装置工事業者廃止・休止・再開届出書（別記様式5）

5 工事の申込み

基本事項

給水装置の工事の申込みをしようとする者は、工事をする場所、工事申込者の住所、氏名等を記載した工事申込書を提出しなければならない。

(施行規程第2条)

工事申込み

申込書兼設計書〔資料-1-1, 資料-1-2, 資料-1-3〕

給水装置の工事（新設、改造、修繕又は撤去）の申込みをしようとする者は、工事場所、工事申込者の住所、氏名及び工事設計書等の必要事項を記載した申込書兼設計書を管理者に提出し、その承認を得なければならない。ただし、第2章第1節「給水装置の工事の種類」に掲げる修繕工事及び給水装置の軽微な変更（規則第13条）を除く。

6 利害関係人の同意書の提出

基本事項

- 1 給水装置の工事申込者は、条例第5条第2項の規定により次の各号のいずれかに該当するときは、当該工事に関する利害関係人の同意書を提出しなければならない。
 - (1) 申込者の所有でない家屋に給水装置を設置するとき。
 - (2) 申込者の所有でない給水装置から分岐して給水装置を設置するとき。
 - (3) 申込者の所有でない所有地を通過して給水装置を設置するとき。
- 2 前項の規定による同意書の提出ができないときは、給水装置の工事申込者が責任を負う旨の誓約をもってこれに替えるものとする。

(施行規程第3条)

同意書

- 1 給水装置の工事申込みに当たり管理者は、必要と認めるときは利害関係人の同意書の提出を求めることができる。
- 2 給水装置の工事申込者は、管理者に利害関係人の同意書の提出を求められたときは、速やかに提出し、給水装置工事の承認を受けなければならない。（第2章第2節「給水装置工事の申込み」及び第3章第5節「申込書兼設計書の作成」を参照）

工事着手届

工事着手届〔資料-1-4〕

工事を着手しようとするときは、必要事項を記入した工事着手届をあらかじめ管理者に提出しなければならない。

工事しゅん工
届

工事しゅん工届〔資料－１－５〕

給水装置工事のしゅん工検査を受けるときは、当該工事完了後直ちにしゅん工届を管理者に提出しなければならない。

撤去工事
申込み

給水装置撤去工事申込書〔資料－１－６〕

- 1 給水装置所有者がその給水装置の全て（所有権）を撤去する場合に、撤去行為を行う所有者名をもって届け出る。ただし、届出者が現所有者と異なるときは、届出者に所有者変更を行った後に届け出ること。
- 2 臨時給水工事申込みにおいては、工事申込時に設計書兼申込書に添付して届け出る。（第２章第１節「給水装置の工事の種類」を参照）

修繕工事
報告書

修繕工事報告書〔資料－１－７〕

第２章第１節「給水装置の工事の種類」に掲げる修繕工事を施行したときは、修繕工事報告書をもって次の要領により管理者に届け出る。

- (1) 修繕工事のうち使用水量に影響があると認められる漏水修理については、その都度管理者に届け出る。
- (2) 前記以外の修繕工事は、１月ごとに一括して翌月５日までに管理者に届け出る。

7 給水装置工事設計変更申請書

基本事項

条例第9条の規定による設計変更をしようとするときは、変更の要領等を記載した申請書を提出しなければならない。

(施行規程第7条)

設計変更

給水装置工事設計変更申請書〔資料－１－８〕

条例第9条の規定による設計変更をしようとするときは、工事しゅん工までに変更の要領等を記載した給水装置工事設計変更申請書をもって届け出る。

この場合には、変更の申込書兼設計書を添付する。（第２章第4節「工事費の負担、算出及び予納」を参照）

8 給水開始の申込み

基本事項

条例第19条の規定により、水道を使用しようとする者は、給水装置の所在地、使用者等を記載した給水開始申込書を提出しなければならない。

(施行規程第12条)

給水開始

給水開始申込書〔資料-1-9〕

水道を使用しようとするときは、その所在地、使用者等の必要事項を記載した給水開始申込書をあらかじめ管理者に提出しなければならない。

- (1) 給水装置の工事（新設、改造（口径変更））又は臨時給水工事のしゅん工後に新たに水道を使用しようとするとき。
- (2) 中止中の給水装置を使用して、再度水道を使用しようとするとき。

9 代理人及び管理人の届出

基本事項

条例第20条の規定により代理人を設定し、又は条例第21条第1項の規定により管理人を選定したときは、連署で届け出なければならない。代理人若しくは管理人又はその住所に変更があったときも、同様とする。

(施行規程第13条)

代理人設定

代理人設定（変更）届〔資料-1-10〕

所有者が市内に居住しないとき又は管理者において必要があると認めたときは、条例に定める事項を処理させるため、市内に居住する代理人を置き、代理人設定（変更）届に連署をもって、速やかに管理者に届出をしなければならない。

また、代理人又はその住所に変更があったときも同様とする。

管理人選定

管理人選定（変更）届〔資料-1-11〕

- 1 次の各項のいずれかに該当する者は、水道の使用に関する事項を処理させるため、管理人を選定し、管理人選定（変更）届に連署をもって、速やかに管理者に届け出なければならない。

また、管理人又はその住所に変更があったときも同様とする。

- (1) 給水装置を共有する者
- (2) 給水装置を共用する者

- (3) その他管理者が必要と認めた者
 - ア 給水方式が直結増圧方式の場合
〔中高層建物直結給水施行基準「誓約書」(様式9号)〕
 - イ 給水方式が受水槽方式の場合〔資料-1-19〕
- 2 管理者は、前項の管理人を不相当と認めたときは、変更させることができる。

10 届出の義務

基本事項

条例第25条の規定により、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号の定めるところにより届け出なければならない。

- (1) 水道の使用をやめるときは、その届書に給水装置の所在地、使用者等を記載すること。
- (2) 私設消火栓を消防の演習に使用しようとするときは、その届書に私設消火栓の所在地、使用する日時、使用者等を記載すること。
- (3) 水道の使用者の氏名又は住所に変更があったときは、その届書に給水装置の所在地、前使用者及び現使用者の氏名等を記載すること。
- (4) 給水装置の所有者に変更があったときは、その届書に給水装置の所在地及び所有者の異動月日を記載し、前所有者と連署すること。
- (5) 消防用として水道を使用したときは、その届書に給水装置の所在地、使用者及び使用した日時を記載すること。

(施行規程第16条)

給水中止

給水中止届〔資料-1-12〕

水道の使用をやめるとき(中止)は、給水中止届に給水装置の所在地、使用者等の必要事項を記載し、あらかじめ管理者に届け出なければならない。

消防演習

消防演習使用届〔資料-1-13〕

私設消火栓を消防演習に使用しようとするときは、消防演習使用届に私設消火栓の所在地、日時、使用者等の必要事項を記載して、あらかじめ管理者に届け出なければならない。(第8章第1節「私設消火栓の取扱い」を参照)

使用者名義変更

使用者名義変更等届〔資料-1-14〕

使用者の氏名又は住所に変更があったときは、使用者名義変更届に給水装置の所在地、前使用者、現使用者の氏名等を記載し、速やかに届け出なければならない。

所有者
変更

給水装置所有者変更届 [資料-1-15]

給水装置の所有者に変更があったときは、給水装置所有者変更届に給水装置の所在地、新旧所有者の住所、氏名等の必要事項を当事者が署名又は記名押印し、速やかに管理者に届け出なければならない。

ただし、当該給水装置の工事申込みに起因して、所有者に変更の必要が生じたときは、申込書兼設計書の提出日をもって、条例第25条第2項に規定する届出があったものとみなす。

- (1) 給水装置の工事申込みに起因しない場合において、所有者に変更があったことが明らかなきとき（本人の届出を含む。）。
- (2) 分譲住宅等において、土地（家屋）等を売買し、又は譲渡したとき。
（第2章第2節「給水装置工事の申込み」を参照）

消防用水
使用

消防用水使用届 [資料-1-16]

消防用として水道を使用したときは、消防用水使用届に所在地、使用者、使用日時等を記載し、速やかに管理者に届け出なければならない。（第8章第1節「私設消火栓の取扱い」を参照）

1.1 給水装置及び水質の検査

基本事項

条例第29条第1項の規定により給水装置又は水質の検査を請求しようとする者は、その請求書に給水装置の所在地及び検査を求める事項を記載しなければならない。

（施行規程第19条）

給水装置工
事使用材料
検査及び
水質検査

給水装置試験請求書、水質試験請求書 [資料-1-17, 資料-1-18]

給水装置又は水質の検査を請求しようとする者は、給水装置試験請求書又は水質試験請求書に給水装置の所在地、検査を求める事項等の必要事項を記載し、あらかじめ管理者に届け出なければならない。ただし、管理者が検査の必要がないと認める相当の理由があるときは、検査の請求を拒むことがある。

- (1) 管理者は、検査請求があったときは、検査を行い、その結果を請求者に通知する。
- (2) 管理者は、検査において次に掲げる通常以外の検査を行い、特別の費用を要したときは、その実費額を検査の請求者より徴収する。
 - ① 給水装置については、その構造、材質若しくは機能又は漏水についての通常の検査以外の検査を行うとき。
 - ② 水質については、色及び濁り並びに消毒の残留効果に関する検査等飲料の適否に関する検査以外の検査を行うとき。

資料編

資料－ 1 － 2

申込 № _____ **給水装置工事申込書兼設計書 (2)** 水栓() 水系() № 号

しゅん工日 年 月 日

工事場所 品 名	指定給水装置工事事業者名	給水管分岐形態		分岐材料	寸径mm	数量	メーカ口径
		<input type="checkbox"/> 本管分岐	<input type="checkbox"/> 小管分岐 (付口型%) (男)	半径付分水栓 (新規)	半径付分水栓 (在来-撤去)		
申 込 者(所有者) 住 所 フリガナ 氏 名	主任技術者氏名	<input type="checkbox"/> 本管分岐 (側水栓%) (男)	<input type="checkbox"/> 半径付分水栓 (在来-撤去)				給水方式 <input type="checkbox"/> 直結直付水栓 <input type="checkbox"/> 直結専用取水 <input type="checkbox"/> 水栓専用取水 <input type="checkbox"/> 付分岐
		<input type="checkbox"/> 在来使用 (蓋%) (男)	<input type="checkbox"/> 半径付分水栓 (在来-撤去)				

資料－ 1 － 3

申込 № _____ **給水装置工事設計書** 新設 改造 臨給 水栓() 水系() № 号

資料-1-4

受付印

課長	G L	担当者	受付者

工 事 着 手 届

年 月 日

呉 市 長 様

指定給水装置工事事業者

所在地 _____

商号又は名称 _____

代表者氏名 _____ ⑩

主任技術者氏名 _____ (※)

(※) 本人が手書きしない場合は、記名押印してください。

呉市指定給水装置工事事業者規程（平成10年呉市水道局規程第3号）第14条第2項の規定により、給水装置工事の着手を届け出ます。

工事場所	位置	呉市		
	フリガナ氏名			
申込番号		工事の種別	新設・改造・臨給	
着手年月日	年 月 日			
しゅん工予定年月日	年 月 日			

資料-1-5

受付印

課長	G L	担当者	受付者

工 事 し ゅ ん 工 届

年 月 日

呉 市 長 様

指定給水装置工事事業者

所 在 地 _____

商号又は名称 _____

代表者氏名 _____ 印

主任技術者氏名 _____ (※)

(※) 本人が手書きしない場合は、記名押印してください。

呉市指定給水装置工事事業者規程（平成10年呉市水道局規程第3号）第15条第1項の規定により、給水装置工事申込書兼設計書の写しを添えて給水装置工事のしゅん工を届け出ます。

工事場所	位 置	呉市		
	フリガナ 氏 名			
申 込 番 号		工事の種別	新設 ・ 改造 ・ 臨給	
着 手 年 月 日	年 月 日			
しゅん工年月日	年 月 日			

資料-1-6

受付印

課長	GL	担当者	受付者

給水装置撤去工事申込書

年 月 日

呉市長様

申込者
(所有者)

住所

フリガナ

氏名

(※)

(※) 法人の場合は、記名押印してください。
法人以外で本人が手書きしない場合は、記名押印してください。

呉市水道事業給水条例（昭和35年呉市条例第10号）第5条第1項の規定により、給水装置撤去工事を申し込みます。

なお、保管しておりますメータは、責任を持って返納します。

工事場所	位置	呉市	
撤去日	年 月 日	水栓番号	
指定給水装置工事事業者名			メータ返却日

資料-1-7

受付印	課長	G L	担当者	受付者

給水装置修繕工事報告書

年 月 日

呉市長様

指定給水装置工事事業者

所在地 _____

商号又は名称 _____

代表者氏名 _____ (印)

主任技術者氏名 _____ (※)

(※) 本人が手書きしない場合は、記名押印してください。

呉市水道事業給水条例（昭和35年呉市条例第10号）第5条第1項の規定により、修繕工事報告を届け出ます。

工事場所	位置	呉市
	フリガナ氏名	

<u>工事箇所</u> の略図	水栓番号		
	工事年月日	年 月 日	
	使用材料		
	名称	寸法	数量

資料-1-8

受付印	課長	GL	担当者	受付者

給水装置工事設計変更申請書

年 月 日

呉市長様

申込者
(所有者)

住所

フリガナ

氏名

(※)

(※) 法人の場合は、記名押印してください。
法人以外で本人が手書きしない場合は、記名押印してください。

呉市水道事業給水条例（昭和35年呉市条例第10号）第9条の規定により、
給水装置の設計変更を申請します。

工事場所	位置	呉市	
変更理由			
設計変更日	年 月 日	水栓番号	
指定給水装置工事事業者名			

資料－１－９

課長	G L	担当者

水栓番号 _____

代 理 人 設 定 (変 更) 届	
水道設置場所	呉市
設定(変更)年月日	年 月 日
<p style="text-align: center;">呉市水道事業給水条例施行規程第13条の規定により、代理人を選定(変更)したので、届け出ます。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">所 有 者</p> <p style="text-align: center;">住 所 _____</p> <p style="text-align: center;">氏 名 _____ (※)</p> <p style="text-align: center;"><small>(※) 法人の場合は、記名押印してください。 法人以外で本人が手書きしない場合は、記名押印してください。</small></p> <p style="text-align: center;">代 理 人</p> <p style="text-align: center;">住 所 _____</p> <p style="text-align: center;">氏 名 _____ (※)</p> <p style="text-align: center;"><small>(※) 法人の場合は、記名押印してください。 法人以外で本人が手書きしない場合は、記名押印してください。</small></p> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;">呉 市 長 様</p>	

資料-1-10

課長	G L	担当者

水栓番号 _____

管 理 人 選 定 (変 更) 届	
水道設置場所	呉市
選定(変更)年月日	年 月 日
<p style="text-align: center;">呉市水道事業給水条例施行規程第13条の規定により、管理人を選定(変更)したので、届け出ます。</p> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;">年 月 日</p> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;">使用者又は所有者</p> <p style="text-align: center; margin-top: 10px;">住 所 _____</p> <p style="text-align: center; margin-top: 10px;">氏 名 _____ (※)</p> <p style="text-align: center; font-size: small; margin-top: 5px;">(※) 法人の場合は、記名押印してください。 法人以外で本人が手書きしない場合は、記名押印してください。</p> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;">管 理 人</p> <p style="text-align: center; margin-top: 10px;">住 所 _____</p> <p style="text-align: center; margin-top: 10px;">氏 名 _____ (※)</p> <p style="text-align: center; font-size: small; margin-top: 5px;">(※) 法人の場合は、記名押印してください。 法人以外で本人が手書きしない場合は、記名押印してください。</p> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;">呉 市 長 様</p>	

資料-1-11

消 防 演 習 使 用 届 出 書	
水道のある場所	呉市
水 栓 番 号 (お客様番号)	
使用予定日時	年 月 日 午前 午後 時 分から
<p>上記のとおり，消防演習のため水道を使用したいので呉市水道事業給水 条例第25条第1項第2号の規定によりお届けします。</p> <p>年 月 日</p> <p>使用 者</p> <p>(住所)</p> <p>(氏名) ⑩</p> <p>呉 市 長 様</p>	

(注) 使用前及び使用後のメータ指針が確認できる書類を提出すること。

(上下水道局記入欄)

使用時間	午前 時 分から 午前 時 分まで 午後 午後	
使用前指針		使用后指針
減量水量	m ³	
メータ指針 確認者		
備 考		

資料-1-12

受付印	課長	GL	担当者	受付者

給水装置所有者変更届

年 月 日

呉市長様

新所有者
(所有者)

住 所 _____

フリガナ

氏 名 _____

(※)

(※) 法人の場合は、記名押印してください。
法人以外で本人が手書きしない場合は、記名押印してください。

呉市水道事業給水条例（昭和35年呉市条例第10号）第25条第2項第2号の規定により、給水装置所有者の変更を届け出ます。

また、旧所有者又は第三者から異議の申立てがあった場合には、新所有者の私が、責任をもって解決します。

設置場所

呉市

旧所有者

氏 名 _____

水栓番号

指定給水装置工事事業者名

資料－１－１３

消 防 用 水 使 用 届 出 書	
水道のある場所	呉市
水 栓 番 号 (お客様番号)	
使 用 日 時	年 月 日
<p style="text-align: center;">上記のとおり、防火水槽に給水するため水道を使用したので呉市水道事業給水条例第25条第2項第3号の規定によりお届けします。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">使 用 者</p> <p style="text-align: center;">(住所)</p> <p style="text-align: center;">(氏名) ㊟</p> <p style="text-align: center;">呉 市 長 様</p>	

- (注) 1 使用前に必ず営業課業務グループに使用日時等を連絡して了解を得ること。
 2 使用前及び使用後のメータ指針が確認できる書類を提出すること。

(上下水道局記入欄)

使用日時	年 月 日 時 分 ~ 時 分		
使用前指針		使用后指針	
減量水量	m^3		
メータ指針 確認者			
備 考			受 付 印

資料-1-14

	課長	G L	受付者
受付第 号	給水装置試験請求書		
水道のある場所	呉市		
試験箇所	給水管	止水栓	給水栓 メータ
試験の種類	構造	材質	機能 漏水
水栓番号		氏名	
<p>上記の給水装置は異状が認められるので、呉市水道事業給水条例第29条第1項の規定により、試験を請求します。</p> <p>年 月 日</p> <p>請求者 住所 _____</p> <p>氏名 _____ (※)</p> <p>(※) 法人の場合は、記名押印してください。 法人以外で本人が手書きしない場合は、記名押印してください。</p> <p>呉市長様</p>			
試験結果	種 別		認 定
	口 径		合 格
	番 号		
	試験前の指針		
	試験後の指針		
	試験年月日		不 合 格
	器 差	小 流	
(+)		(+)	
	(-)	(-)	

資料-1-15

		課長	G L	担当者	検査員
受付第号	水質試験請求書				
水道のある場所	呉市				
水質異状のあらまし					
水栓番号		氏名			
<p>上記の給水装置の水質に異状があると認められるので、呉市水道事業給水条例第29条第1項の規定により、試験を請求します。</p> <p>年 月 日</p> <p>請求者住所 _____</p> <p>氏名 _____ (※)</p> <p><small>(※) 法人の場合は、記名押印してください。 法人以外で本人が手書きしない場合は、記名押印してください。</small></p> <p>呉市長様</p>					
試験結果					

(表面)

課長	給排水設備G	
	G L	担当

年 月 日

呉市長様

申込者 水栓() 第 号
(所有者)

住所 _____

氏名 _____ (※)

(※) 法人の場合は、記名押印してください。

法人以外で本人が手書きしない場合は、記名押印してください。

誓 約 書

建物の所在地	呉市
建物の名称	

上記建物の給水方式において必要である次の事項について誓約します。

1 設備管理責任者等の選定

給水装置（受水槽揚水ポンプ等）の維持管理及び事故発生時の迅速な対応を行うため、ポンプ類維持管理者、呉市指定給水装置工事事業者及び管理人を次のとおり定めます。

揚水ポンプ等 維持管理者	住所 _____ 氏名 _____ (※) TEL () - _____
呉市指定給水装置 工事事業者	住所 _____ 商号 名称 _____ 氏名 _____ (印) TEL () - _____
管 理 人	住所 _____ 氏名 _____ (※) TEL () - _____
オートロックの有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無

※オートロック解除番号は、水道メータの検針、取替え、開閉栓の業務の際に使用させていただきますので、ご了承ください。

(裏面)

2 利用者等への周知

次の事項について、利用者等に周知します。

- (1) 当該建物の給水方式及びその短所・長所を説明し、了解を得ること。
- (2) 揚水ポンプの故障等により揚水ポンプが停止し、水の供給がストップした場合には、非常用直圧給水栓からの水の供給が可能であること。
- (3) 給・配水管の布設替工事及び突発事故等による断水工事の際は、全面的に協力すること。
- (4) 局所有のメータの検針、取替え、開閉栓等の業務に協力すること。
- (5) 揚水ポンプ等の故障時等の緊急連絡先に関すること。

3 保守管理

- (1) 受水槽の清掃を毎年1回以上定期的に行い、水質の保全及び衛生管理に努めます。
- (2) 揚水ポンプ等の機能を適正に保持するため、1年以内ごとに1回定期点検を行うとともに、必要に応じて保守点検を行い、異状を発見した場合は、速やかに修繕を行います。
- (3) 宅地内において漏水したときは、速やかに止水し、呉市指定給水装置工事業者に修理を依頼します。

4 損害の賠償

逆流又は漏水が発生し、局に損害を与えた場合は、局が算定した損害賠償額を支払います。

5 設備管理責任者等の変更届

揚水ポンプ類維持管理責任者、呉市指定給水装置工事業者又は管理人に変更が生じたときは、速やかに局に届けます。

6 所有者の変更届

給水装置の所有権に変更が生じた場合は、新所有者に対して、第2項の内容を周知させるとともに、速やかに局に届けます。

7 紛争の解決

揚水ポンプ等の故障等により第三者との間に紛争が生じた場合は、当方において解決します。

誓約書

年 月 日

呉市長様

建物所有者 住所 _____
(給水装置所有者)

氏名 _____ (※)

(※) 法人の場合は、記名押印してください。

法人以外で本人が手書きしない場合は、記名押印してください。

現在、受水槽給水方式で給水している次の建物を直結給水方式に切り替えるに当たり、切替え後に「2 確認事項」に記載することが発生した場合、貴局に対し異議の申立てはいたしません。

また、発生した事項について、対応・対策すべきことがある場合は、全て当方の責任において解決し、貴局に一切御迷惑をおかけしないことを誓約いたします。

1 建物の所在地等 所在地 _____

名称 _____

水栓番号 _____

2 確認事項

(1) 直結給水方式では、配水管事故による断水時等に直ちに給水が停止すること。

(2) 水圧変化に伴い、既設の給水管及び給水用具からの濁水、流水音の増大、ウォーターハンマー現象、水質変化等が発生するおそれがあること。

(3) 渴水時等における減圧給水時に、出水不良が生じるおそれがあること。

(4) その他直結給水方式への切替えに伴い発生する事項

3 切替工事施行及び耐圧試験確認者

(呉市指定給水装置工事事業者)

所在地 _____

商号又は名称 _____

代表者氏名 _____ (印)

主任技術者氏名 _____ (※)

(※) 本人が手書きしない場合は、記名押印してください。

メータ減径に係る誓約書

年 月 日

呉 市 長 様

給水装置所有者 住 所 _____

氏 名 _____ (※)

(※) 法人の場合は、記名押印してください。
法人以外で本人が手書きしない場合は、記名押印してください。

この度、メータ口径を減径するに当たり、既存建物の構造上の都合により、既設給水設備を現状のまま使用せざるを得ないこととなりました。

ついては、次の確認事項を遵守する旨、ここに誓約いたしますので、呉市水道事業給水条例施行規程（昭和３５年呉市水道局規程第１９号）第２９条第２項第４号ただし書の規定により、特別に承認をお願いします。

1 給水装置設置場所 所 在 地 _____
水 栓 番 号 _____

2 確認事項

(1) 特別承認を受けた給水装置については、使用に伴って生じる全ての事態について、貴局に対して損害賠償請求等、一切の要求をいたしません。

(2) 出水不良や水圧低下となった場合、又は濁水など水質に異状を認めた場合は、貴局の指示に従い、自費にて配管替等の工事を施工いたします。

(3) 本給水装置について、所有者に異動があるときは、速やかに貴局に届け出るとともに、本誓約書の誓約事項も新所有者に遅滞なく引き継ぎます。

(4) 既設メータ口径の権利は消滅し、新たに減径しようとするメータ口径の権利を適用することに同意いたします。

(5) 既設メータに係る分担金と新たに減径しようとする分担金の差額は、請求いたしません。

(6) 給水栓数を規定内に減じます。これを実施できない場合は定流量弁を設置いたします。

3 工事施行業者

(呉市指定給水装置工事事業者)

所 在 地 _____

商号又は名称 _____

代 表 者 氏 名 _____ (印)

主任技術者氏名 _____ (※)

(※) 本人が手書きしない場合は、記名押印してください。

資料-1-19

受付印	課長	G L	担当者	受付者

一 部 し ゅ ん 工 届

年 月 日

呉 市 長 様

指定給水装置工事事業者

所在地 _____

商号又は名称 _____

代表者氏名 _____ (印)

主任技術者氏名 _____ (※)

(※) 本人が手書きしない場合は、記名押印してください。

給水装置工事（改造工事）の一部がしゅん工したことに伴い、給水を受けたいので一部しゅん工を届け出ます。

なお、当該工事完了後は、呉市指定給水装置工事事業者規程（平成10年水道局規程第3号）第15条第1項の規定により、給水装置工事申込書兼設計書の写しを添えて速やかに給水装置工事のしゅん工を届け出ます。

工事場所	位置	呉市		
	フリガナ氏名			
申込番号		水栓番号		
着手年月日	年 月 日			
しゅん工予定年月日	年 月 日			

配水管管種別実外径表

鑄鉄管外径対照表

公称内径		型別	外径 (mm)	実外周 (mm)	公称内径		外径 (mm)	実外周 (mm)	
ミリ	吋				ミリ	吋			
75	3	K	93.00	292.17	250	10	K	271.6	853.26
		H	95.40	299.71			H	278.00	873.36
		H'	95.40	299.71			H'	278.00	873.36
		吋	95.25	299.24			吋	282.58	887.75
100	4	K	118.00	370.71	300	12	K	322.80	1014.11
		H	121.40	381.39			H	330.20	1037.36
		H'	121.40	381.39			H'	330.20	1037.36
		吋	122.24	384.03			吋	335.76	1054.82
125	5	K	143.00	449.25	350	14	K	374.00	1174.96
		H	147.60	463.70			H	382.40	1201.35
		H'	147.60	463.70			H'	382.40	1201.35
		吋	149.23	468.80			吋		
150	6	K	169.00	530.93	400	16	K	425.60	1337.06
		H	173.60	545.38			H	434.60	1365.34
		H'	173.60	545.38			H'	434.60	1365.34
		吋	175.42	551.09			吋		
200	8	K	220.00	691.15	450	18	K	476.80	1497.91
		H	225.80	709.37			H	486.80	1529.33
		H'	225.80	709.37			H'	486.80	1529.33
		吋	229.39	720.65			吋		

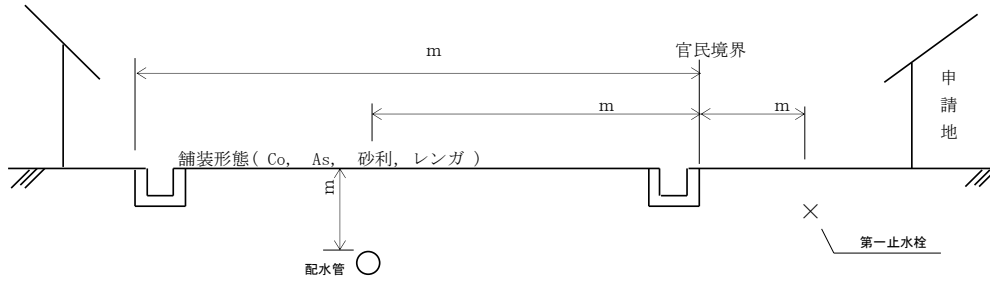
※ K = 新管, H, H' = 旧管, 吋 = インチ管

ビニル管外径対照表

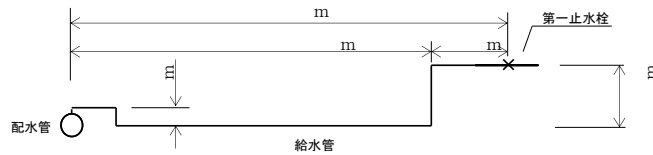
口径 (mm)	外径 (mm)	口径 (mm)	外径 (mm)
13	18	150	165
20	26	200	216
25	32	250	267
40	48	300	318
50	60	350	
75	89	400	
100	114		

申込番号		工種	新, 改, 臨	水栓番号	
工事場所	呉市	通町	丁目	番	号 氏名
配水管口径	φ	管種	DIP, CIP, HIVP, VP, SGP		実外径, 外周
補助管No,	号	配管パターン	A, B, C, その他		引込口径 φ
分岐材料	割T字管(バルブ付き), サドル付分水栓, T字管(特殊ソケット) (φ × φ), その他				
指定工事業者名				給水装置工 主任技術者名	
給水装置工 配管技能者名				認定番号	第 号

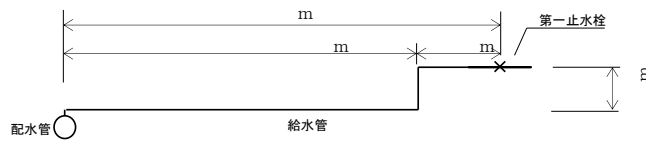
※ 舗装形態は該当するものに○を付けて下さい。



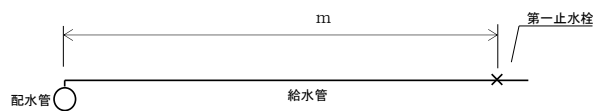
Aパターン



Bパターン



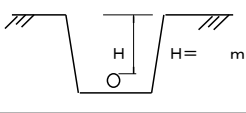
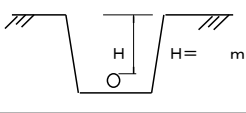
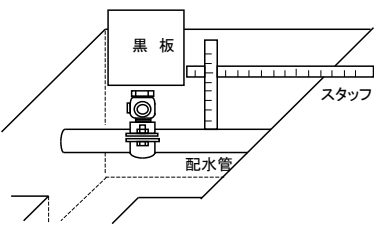
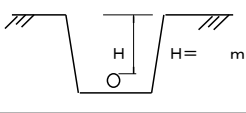
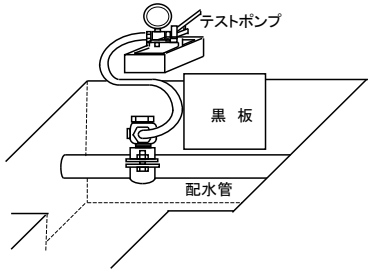
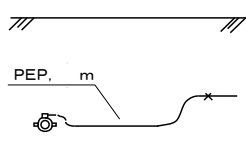
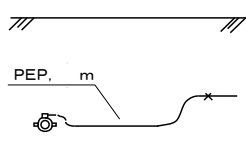
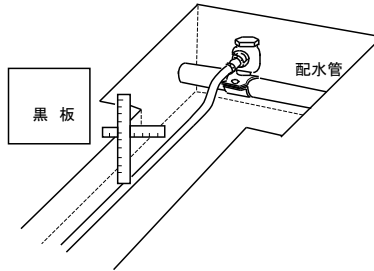
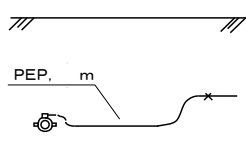
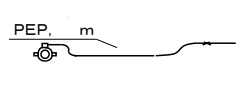
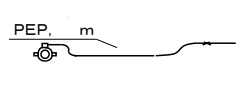
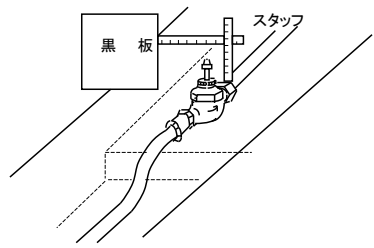
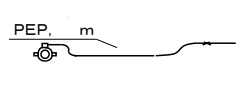
Cパターン



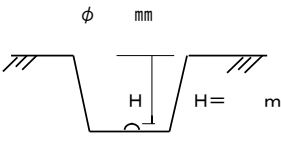
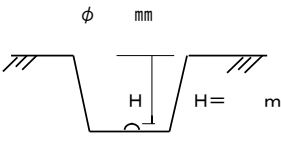
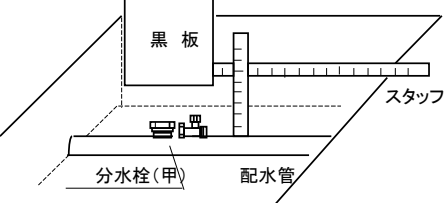
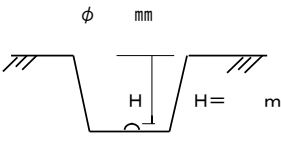
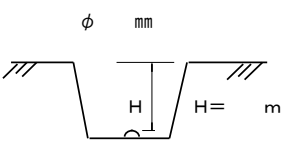
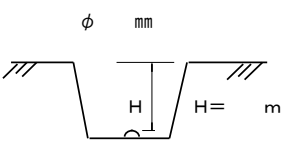
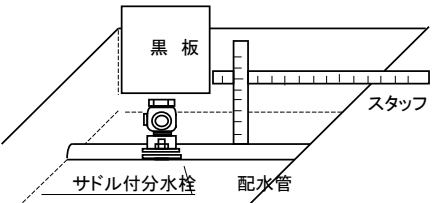
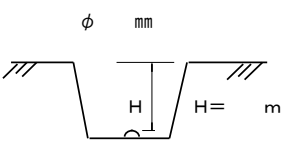
その他 (上記以外の配管のとき、配管図を記入)

1 給水装置工事写真撮影例(管工事)

- (1) 各工種とも同一方向での撮影とし、黒板を入れて撮影
- (2) 水圧テスト工以外は、スタッフをあてて撮影
- (3) 他の埋設管等により深度に変化が生じたときは、その箇所を撮影

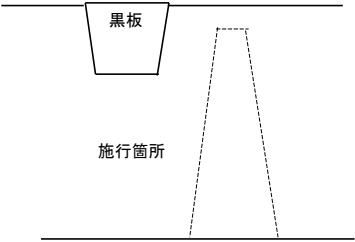
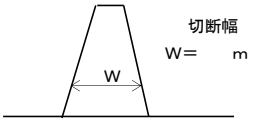
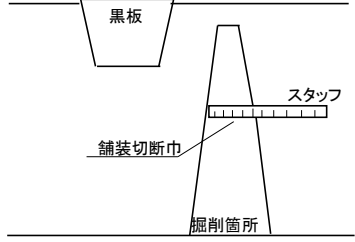
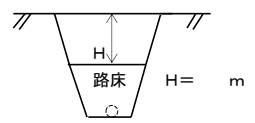
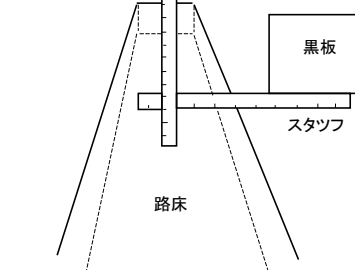
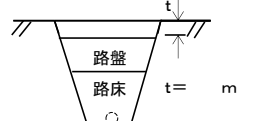
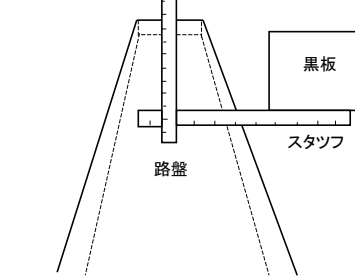
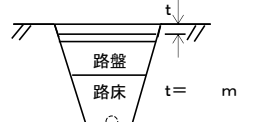
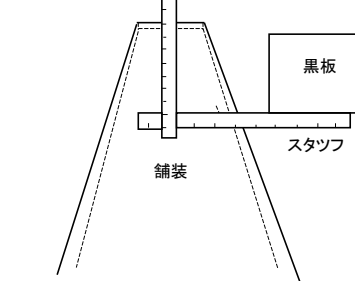
工種	黒板記入例	撮影パターン	備考												
サドル付分水栓取付工 (割T字管取付工)	<table border="1"> <tr><td>工事場所</td><td>呉市〇〇丁目〇〇番号</td></tr> <tr><td>氏名</td><td>〇〇〇〇</td></tr> <tr><td>工種</td><td>サドル付分水栓取付工</td></tr> <tr><td colspan="2">サドル分水栓 φ mm × φ mm</td></tr> <tr><td colspan="2"></td></tr> <tr><td>指定工事業者名</td><td>主任技術者名</td></tr> </table>	工事場所	呉市〇〇丁目〇〇番号	氏名	〇〇〇〇	工種	サドル付分水栓取付工	サドル分水栓 φ mm × φ mm				指定工事業者名	主任技術者名		<ul style="list-style-type: none"> ○黒板に配水管埋設深度、口径、分岐材料名称及び口径を記入
工事場所	呉市〇〇丁目〇〇番号														
氏名	〇〇〇〇														
工種	サドル付分水栓取付工														
サドル分水栓 φ mm × φ mm															
															
指定工事業者名	主任技術者名														
水圧テスト工	<table border="1"> <tr><td>工事場所</td><td>呉市〇〇丁目〇〇番号</td></tr> <tr><td>氏名</td><td>〇〇〇〇</td></tr> <tr><td>工種</td><td>水圧テスト工</td></tr> <tr><td colspan="2">水圧テスト実測値 1.75 MPa (1分間)</td></tr> <tr><td>指定工事業者名</td><td>主任技術者名</td></tr> </table>	工事場所	呉市〇〇丁目〇〇番号	氏名	〇〇〇〇	工種	水圧テスト工	水圧テスト実測値 1.75 MPa (1分間)		指定工事業者名	主任技術者名		<ul style="list-style-type: none"> ○水圧ゲージ目盛を明確に撮影できないときは、水圧ゲージ目盛と黒板をアップで別撮りする。 ○黒板には、水圧実測値を記入 		
工事場所	呉市〇〇丁目〇〇番号														
氏名	〇〇〇〇														
工種	水圧テスト工														
水圧テスト実測値 1.75 MPa (1分間)															
指定工事業者名	主任技術者名														
給水管 敷設工	<table border="1"> <tr><td>工事場所</td><td>呉市〇〇丁目〇〇番号</td></tr> <tr><td>氏名</td><td>〇〇〇〇</td></tr> <tr><td>工種</td><td>φ mm PEP管布設工</td></tr> <tr><td colspan="2"></td></tr> <tr><td>指定工事業者名</td><td>主任技術者名</td></tr> </table>	工事場所	呉市〇〇丁目〇〇番号	氏名	〇〇〇〇	工種	φ mm PEP管布設工			指定工事業者名	主任技術者名		<ul style="list-style-type: none"> ○黒板に給水配管図、使用材料及び寸法を記入 ○配水管分岐部分から第一止水栓設置までの撮影とし、一枚で不可能なときは、別撮りする。 		
工事場所	呉市〇〇丁目〇〇番号														
氏名	〇〇〇〇														
工種	φ mm PEP管布設工														
															
指定工事業者名	主任技術者名														
第一止水栓 設置工	<table border="1"> <tr><td>工事場所</td><td>呉市〇〇丁目〇〇番号</td></tr> <tr><td>氏名</td><td>〇〇〇〇</td></tr> <tr><td>工種</td><td>φ mm第一止水栓設置工</td></tr> <tr><td colspan="2"></td></tr> <tr><td>指定工事業者名</td><td>主任技術者名</td></tr> </table>	工事場所	呉市〇〇丁目〇〇番号	氏名	〇〇〇〇	工種	φ mm第一止水栓設置工			指定工事業者名	主任技術者名		<ul style="list-style-type: none"> ○第一止水栓及びその前後の給水配管を撮影 ○黒板に給水配管図、使用材料及び寸法を記入 ○配水管分岐部分から第一止水栓設置なときは、別撮りする。 		
工事場所	呉市〇〇丁目〇〇番号														
氏名	〇〇〇〇														
工種	φ mm第一止水栓設置工														
															
指定工事業者名	主任技術者名														

2 給水装置工事写真撮影(分岐材料撤去工事)

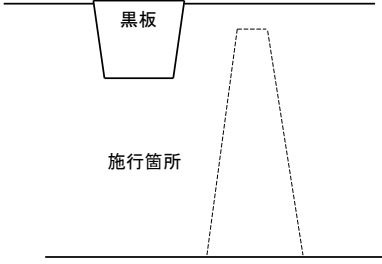
工 種	黒板記入例	撮 影 パ タ ー ン	備 考										
甲分水栓 撤去工	<table border="1"> <tr> <td>工事場所</td> <td>呉市〇〇丁目〇〇番号</td> </tr> <tr> <td>氏 名</td> <td>〇〇 〇〇</td> </tr> <tr> <td>工 種</td> <td>分水栓(甲形)撤去工</td> </tr> <tr> <td colspan="2">  </td> </tr> <tr> <td>指定工事業者名</td> <td>主任技術者名</td> </tr> </table>	工事場所	呉市〇〇丁目〇〇番号	氏 名	〇〇 〇〇	工 種	分水栓(甲形)撤去工			指定工事業者名	主任技術者名		<p>○配水管, 撤去分水栓(甲形), 黒板, スタッフの4点が明確になるように撮影</p> <p>○黒板に配水管埋設深度, 口径, 撤去分水栓口径を記入</p>
工事場所	呉市〇〇丁目〇〇番号												
氏 名	〇〇 〇〇												
工 種	分水栓(甲形)撤去工												
													
指定工事業者名	主任技術者名												
サドル付分水栓撤去工 (割T字管 撤去工)	<table border="1"> <tr> <td>工事場所</td> <td>呉市〇〇丁目〇〇番号</td> </tr> <tr> <td>氏 名</td> <td>〇〇 〇〇</td> </tr> <tr> <td>工 種</td> <td>サドル付分水栓撤去工</td> </tr> <tr> <td colspan="2">  </td> </tr> <tr> <td>指定工事業者名</td> <td>主任技術者名</td> </tr> </table>	工事場所	呉市〇〇丁目〇〇番号	氏 名	〇〇 〇〇	工 種	サドル付分水栓撤去工			指定工事業者名	主任技術者名		
工事場所	呉市〇〇丁目〇〇番号												
氏 名	〇〇 〇〇												
工 種	サドル付分水栓撤去工												
													
指定工事業者名	主任技術者名												

3 給水装置工事写真撮影例(路面復旧工事)

- (1) 各工種とも同一方向での撮影とし、黒板を入れて撮影
- (2) 掘削を伴う工種は、スタッフをあてて撮影
- (3) 道路構成別に撮影

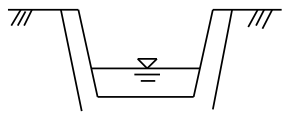
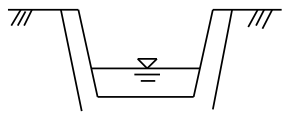
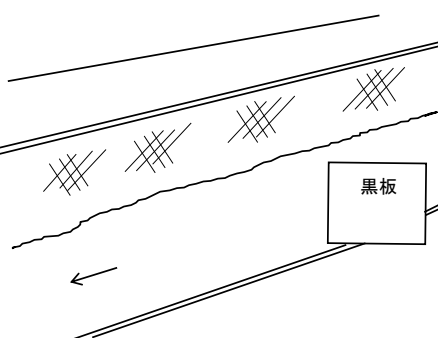
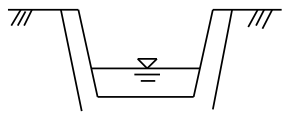
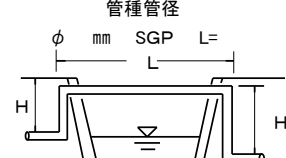
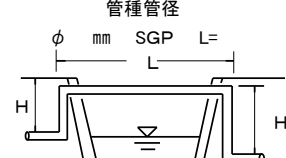
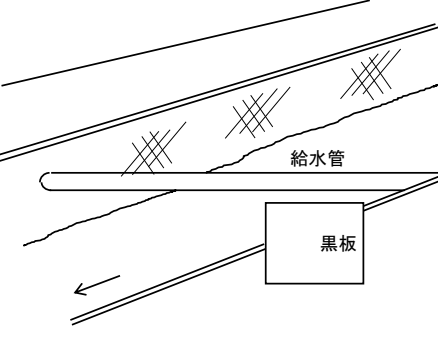
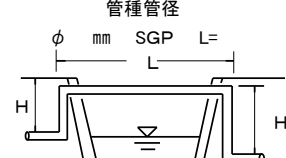
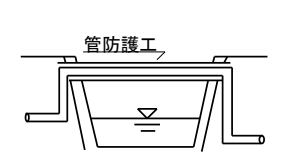
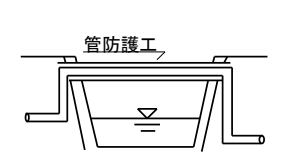
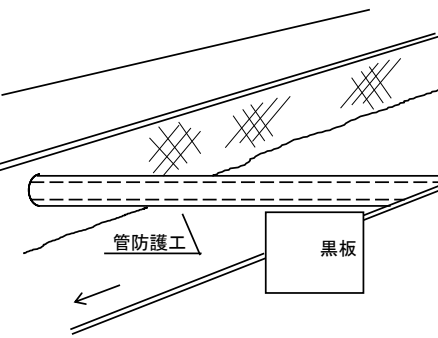
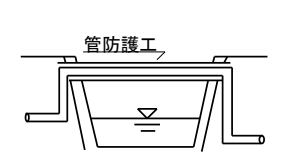
工 種	黒板記入例	撮 影 パ タ ー ン	備 考								
着 手 前	<table border="1"> <tr> <td>工事場所</td> <td>呉市〇〇丁目〇〇番号</td> </tr> <tr> <td>氏 名</td> <td>〇〇 〇〇</td> </tr> <tr> <td>工 種</td> <td>着手前</td> </tr> <tr> <td>指定工事業者名</td> <td></td> </tr> </table>	工事場所	呉市〇〇丁目〇〇番号	氏 名	〇〇 〇〇	工 種	着手前	指定工事業者名			○工事施行箇所現況
工事場所	呉市〇〇丁目〇〇番号										
氏 名	〇〇 〇〇										
工 種	着手前										
指定工事業者名											
舗装切断工	<table border="1"> <tr> <td>工事場所</td> <td>呉市〇〇丁目〇〇番号</td> </tr> <tr> <td>氏 名</td> <td>〇〇 〇〇</td> </tr> <tr> <td>工 種</td> <td>舗装切断工</td> </tr> <tr> <td>指定工事業者名</td> <td></td> </tr> </table> <p>切断幅 $W =$ m</p> 	工事場所	呉市〇〇丁目〇〇番号	氏 名	〇〇 〇〇	工 種	舗装切断工	指定工事業者名			○舗装切断の全況（切断中の状況を撮影する。）
工事場所	呉市〇〇丁目〇〇番号										
氏 名	〇〇 〇〇										
工 種	舗装切断工										
指定工事業者名											
路 床 工	<table border="1"> <tr> <td>工事場所</td> <td>呉市〇〇丁目〇〇番号</td> </tr> <tr> <td>氏 名</td> <td>〇〇 〇〇</td> </tr> <tr> <td>工 種</td> <td>路床工</td> </tr> <tr> <td>指定工事業者名</td> <td></td> </tr> </table> <p>路床 $H =$ m</p> 	工事場所	呉市〇〇丁目〇〇番号	氏 名	〇〇 〇〇	工 種	路床工	指定工事業者名			○路床を転圧後、撮影する。
工事場所	呉市〇〇丁目〇〇番号										
氏 名	〇〇 〇〇										
工 種	路床工										
指定工事業者名											
路 盤 工	<table border="1"> <tr> <td>工事場所</td> <td>呉市〇〇丁目〇〇番号</td> </tr> <tr> <td>氏 名</td> <td>〇〇 〇〇</td> </tr> <tr> <td>工 種</td> <td>路盤工</td> </tr> <tr> <td>指定工事業者名</td> <td></td> </tr> </table> <p>路盤 $t =$ m</p> 	工事場所	呉市〇〇丁目〇〇番号	氏 名	〇〇 〇〇	工 種	路盤工	指定工事業者名			○路盤工が多層ある場合等は、各層ごとに撮影する。
工事場所	呉市〇〇丁目〇〇番号										
氏 名	〇〇 〇〇										
工 種	路盤工										
指定工事業者名											
舗 装 工	<table border="1"> <tr> <td>工事場所</td> <td>呉市〇〇丁目〇〇番号</td> </tr> <tr> <td>氏 名</td> <td>〇〇 〇〇</td> </tr> <tr> <td>工 種</td> <td>舗装工</td> </tr> <tr> <td>指定工事業者名</td> <td></td> </tr> </table> <p>舗装 $t =$ m</p> 	工事場所	呉市〇〇丁目〇〇番号	氏 名	〇〇 〇〇	工 種	舗装工	指定工事業者名			○舗装工が多層ある場合等は、各層ごとに撮影し、無い場合は舗装工の撮影を省略できる。
工事場所	呉市〇〇丁目〇〇番号										
氏 名	〇〇 〇〇										
工 種	舗装工										
指定工事業者名											

掘削箇所

工 種	黒板記入例	撮 影 パ タ ー ン	備 考
完 成	工事場所 呉市〇〇丁目〇〇番号		○工事着手前と同一方向
	氏 名 〇〇〇〇		
	工 種 完 成		
	指定工事業者名		

給水装置工事写真撮影例（河川等架設工事）

(1) 各工種とも同一方向での撮影とし、黒板を入れて撮影

工 種	黒板記入例	撮 影 パ タ ー ン	備 考										
着 手 前	<table border="1"> <tr> <td>工事場所</td> <td>呉市〇〇丁目〇〇番号</td> </tr> <tr> <td>氏 名</td> <td>〇〇 〇〇</td> </tr> <tr> <td>工 種</td> <td>着手前</td> </tr> <tr> <td colspan="2">  </td> </tr> <tr> <td>指定工事業者名</td> <td>主任技術者名</td> </tr> </table>	工事場所	呉市〇〇丁目〇〇番号	氏 名	〇〇 〇〇	工 種	着手前			指定工事業者名	主任技術者名		<p>○工事施行箇所全般の状況</p>
工事場所	呉市〇〇丁目〇〇番号												
氏 名	〇〇 〇〇												
工 種	着手前												
													
指定工事業者名	主任技術者名												
管 架 設 工	<table border="1"> <tr> <td>工事場所</td> <td>呉市〇〇丁目〇〇番号</td> </tr> <tr> <td>氏 名</td> <td>〇〇 〇〇</td> </tr> <tr> <td>工 種</td> <td>管架設工</td> </tr> <tr> <td colspan="2"> <p>管種管径</p>  </td> </tr> <tr> <td>指定工事業者名</td> <td>主任技術者名</td> </tr> </table>	工事場所	呉市〇〇丁目〇〇番号	氏 名	〇〇 〇〇	工 種	管架設工	<p>管種管径</p> 		指定工事業者名	主任技術者名		<p>○管架設状況（兩岸とする。）</p>
工事場所	呉市〇〇丁目〇〇番号												
氏 名	〇〇 〇〇												
工 種	管架設工												
<p>管種管径</p> 													
指定工事業者名	主任技術者名												
完 成 (管防護工)	<table border="1"> <tr> <td>工事場所</td> <td>呉市〇〇丁目〇〇番号</td> </tr> <tr> <td>氏 名</td> <td>〇〇 〇〇</td> </tr> <tr> <td>工 種</td> <td>完 成(管防護工)</td> </tr> <tr> <td colspan="2"> <p>管防護工</p>  </td> </tr> <tr> <td>指定工事業者名</td> <td>主任技術者名</td> </tr> </table>	工事場所	呉市〇〇丁目〇〇番号	氏 名	〇〇 〇〇	工 種	完 成(管防護工)	<p>管防護工</p> 		指定工事業者名	主任技術者名		<p>○管防護工を含む。（兩岸とする。）</p>
工事場所	呉市〇〇丁目〇〇番号												
氏 名	〇〇 〇〇												
工 種	完 成(管防護工)												
<p>管防護工</p> 													
指定工事業者名	主任技術者名												

路面復旧工事等完了報告書

年 月 日

呉 市 長 様

指定給水装置工事事業者

所 在 地 _____

商号又は名称 _____

代表者氏名 _____ (印)

主任技術者氏名 _____ (※)

(※) 本人が手書きしない場合は、記名押印してください。

次の給水装置工事に係る路面復旧工事（本復旧）等が完了しましたので、報告します。

- 1 工 事 場 所 _____
- 2 申込者（所有者） _____
- 3 申 込 番 号 新設・改造・撤去 _____ 号
- 4 許 可 番 号 国・県・市 _____ 号
- 5 給水装置工事
着手年月日 年 月 日
- 6 給水装置工事
しゅん工年月日 年 月 日
- 7 路面復旧工事等
完了年月日 年 月 日
- 8 舗 装 種 別 アスファルト・コンクリート・その他 (_____)
- 9 実 施 数 量 掘削 _____ m² (幅 _____ m×長さ _____ m)
影響 _____ m² (幅 _____ m×長さ _____ m)
合計 _____ m²
- 10 添 付 書 類 工事写真（1部）

家屋内検査用写真報告書

工事場所 _____

申込No. _____

所有者名 _____

水栓番号 _____

施工業者 _____

(給水装置工事主任技術者名)

【確認事項】

- 1 通水後のメータ経由の確認及び給水用具の動作確認
- 2 各給水用具の性能基準適合品の確認

確認済

確認済

1階 2階

台所

洗面台

風呂場

洗濯場

トイレ

給湯器類

その他

()

1階 2階

台所

洗面台

風呂場

洗濯場

トイレ

給湯器類

その他

()

分岐工事（T字管（特殊ソケット））

1) 特殊ソケットで分岐するときは、その分岐点に伸縮可とう継手を使用しない。

1 各道路区分埋設深度を確保できない場合

配管パターン	詳細図	備考
		<p>水道用ポリエチレン1種2層管 (PEP)</p> <p>○給水管埋設深度を確保できない場合及び構造物に対して下越配管とするとき。</p>
		<p>耐食鋼管(SGP)</p> <p>○給水管埋設深度を確保できない場合及び構造物に対して下越配管とするとき。</p>

2 各道路区分による埋設深度を確保できる場合

配管パターン	詳細図	備考
		<p>水道用ポリエチレン1種2層管 (PEP)</p> <p>○給水管埋設深度を確保できる場合及び構造物に対して下越配管とするとき。</p>
		<p>耐食鋼管(SGP)</p> <p>○給水管埋設深度を確保できる場合及び構造物に対して下越配管とするとき。</p>

3 上越配管（耐食鋼管使用）

配管パターン	詳細図	備考
		<p>耐食鋼管(SGP)</p> <p>○埋設物又は構造物に対し、上越配管とするとき。</p> <p>○第1止水栓を道路（埋設物又は構造物横断手前）に設置する。</p> <p>○上越部分の給水管は、さや管等による管防護の措置を講じること。</p>

1 各道路区分埋設深度を確保できない場合

配管パターン	詳細図	備考
		<p>水道用ポリエチレン1種2層管(PEP)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○埋設物又は構造物に対し、下越配管する場合 ○給水管の曲げ配管が、最小曲げ半径以上の場合
		<p>水道用ポリエチレン1種2層管(PEP)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○埋設物又は構造物に対し、下越配管する場合 ○配水管と埋設物（構造物）との間隔（L）が確保されていないため、給水管の曲げ配管が、最小曲げ半径以下となる場合
		<p>耐食鋼管(SGP)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○埋設物又は構造物に対し、下越配管する場合 ○配水管と埋設物（構造物）との間隔（L）が確保されていない場合

2 上越配管

配管パターン	詳細図	備考
		<p>耐食鋼管(SGP)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○埋設物又は構造物に対し、上越配管する場合 ○第一止水栓を道路（埋設物又は構造物断手前）部分に設置の場合

1 各道路区分埋設深度を確保できる場合

配管パターン	詳細図	備考
		<p>水道用ポリエチレン1種2層管(PEP)</p> <p>○埋設物又は構造物に対し、下越配管する場合</p>
		<p>水道用ポリエチレン1種2層管(PEP)</p> <p>○埋設物又は構造物に対し、下越配管する場合</p>
		<p>耐食鋼管(SGP)</p> <p>○埋設物又は構造物に対し、下越配管する場合</p>

資料一6

水質基準

1 水道により供給される水は水道法に規定する水質基準を満たさなければならない。

また、水道水質管理上留意すべき項目として定められた水質管理目標設定項目と、これらの検査に加え、独自に設定した項目があり、次による。

(1) 水質基準項目 (51項目)

生涯にわたる連続的な摂取をしても、人の健康に影響が生じない水準を基とした項目

(2) 毎日検査項目 (3項目)

市内全域に清浄な水が給水されていることを確認するため、給水栓での検査を毎日行うことが義務づけられている項目であり、色、濁り、残留塩素（消毒の残留効果）の3項目

(3) 水質管理目標設定項目 (26項目)

一般環境中で検出されている物質や、使用量が多く今後、水道水中でも検出される可能性のある物質など、水道水質管理上留意すべき項目

(4) その他の項目 (14項目)

法では定められていないが、水源及び浄水過程においても適切な浄水処理を実施するために、独自に設定した項目

2 水質基準

	項 目	目 標 値
1	一般細菌	1 mlの検水で形成される集落数が100以下であること。
2	大腸菌	検出されないこと。
3	カドミウム及びその化合物	0.01 mg/l以下
4	水銀及びその化合物	0.0005 mg/l以下
5	セレン及びその化合物	0.01 mg/l以下
6	鉛及びその化合物	0.01 mg/l以下
7	ヒ素及びその化合物	0.01 mg/l以下
8	六価クロム及びその化合物	0.05 mg/l以下
9	亜硝酸態窒素	0.04 mg/l以下
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 mg/l以下
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/l以下
12	フッ素及びその化合物	0.8 mg/l以下
13	ホウ素及びその化合物	1 mg/l以下
14	四塩化炭素	0.002 mg/l以下
15	1,4-ジオキサン	0.05 mg/l以下
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/l以下
17	ジクロロメタン	0.02 mg/l以下
18	テトラクロロエチレン	0.01 mg/l以下
19	トリクロロエチレン	0.03 mg/l以下
20	ベンゼン	0.01 mg/l以下
21	塩素酸	0.6 mg/l以下
22	クロロ酢酸	0.02 mg/l以下
23	クロロホルム	0.06 mg/l以下
24	ジクロロ酢酸	0.04 mg/l以下
25	ジブromクロロメタン	0.1 mg/l以下
26	臭素酸	0.01 mg/l以下
27	総トリハロメタン	0.1 mg/l以下
28	トリクロロ酢酸	0.2 mg/l以下
29	ブロモジクロロメタン	0.03 mg/l以下
30	ブロモホルム	0.09 mg/l以下
31	ホルムアルデヒド	0.08 mg/l以下
32	亜鉛及びその化合物	1 mg/l以下
33	アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/l以下
34	鉄及びその化合物	0.3 mg/l以下
35	銅及びその化合物	1 mg/l以下
36	ナトリウム及びその化合物	200 mg/l以下
37	マンガン及びその化合物	0.05 mg/l以下
38	塩化物イオン	200 mg/l以下
39	カルシウム、マグネシウム等 (硬度)	300 mg/l以下
40	蒸発残留物	500 mg/l以下
41	陰イオン界面活性剤	0.2 mg/l以下
42	ジェオスミン	0.0001 mg/l以下
43	2-メチルイソボルネオール	0.0001 mg/l以下
44	非イオン界面活性剤	0.02 mg/l以下
45	フェノール類	0.005 mg/l以下
46	有機物(全有機炭素 (TOC) の量)	3 mg/l以下
47	PH値	5.8以上8.6以下
48	味	異常でないこと
49	臭気	異常でないこと
50	色度	5度以下
51	濁度	2度以下

3 水質管理目標設定項目

	項 目	目 標 値
1	アンチモン及びその化合物	0.015 mg/ℓ以下
2	ウラン及びその化合物	0.002 mg/ℓ以下(暫定)
3	ニッケル及びその化合物	0.01 mg/ℓ(暫定)
4	削除	削除
5	1, 2-ジクロロエタン	0.004 mg/ℓ以下
6	削除	削除
7	削除	削除
8	トルエン	0.2 mg/ℓ以下
9	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	0.1 mg/ℓ以下
10	亜塩素酸	0.6 mg/ℓ以下
11	削除	削除
12	二酸化塩素	0.6 mg/ℓ以下
13	ジクロロアセトニトリル	0.01 mg/ℓ以下(暫定)
14	抱水クロラール	0.02 mg/ℓ以下(暫定)
15	農薬類	検出値と目標値の比の和として, 1以下
16	残留塩素	1 mg/ℓ以下
17	カルシウム, マグネシウム等(硬度)	10 mg/ℓ以上 100 mg/ℓ以下
18	マンガン及びその化合物	0.01 mg/ℓ以下
19	遊離炭酸	20 mg/ℓ以下
20	1, 1, 1-トリクロロエタン	0.3 mg/ℓ以下
21	メチル-tert-ブチルエーテル	0.02 mg/ℓ以下
22	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3 mg/ℓ以下
23	臭気強度(TON)	3以下
24	蒸発残留物	30 mg/ℓ以上 200 mg/ℓ以下
25	濁度	1度以下
26	pH値	7.5程度
27	腐食性(ランゲリア指数)	-1程度以上とし, 極力0に近づける
28	従属栄養細菌	0.6 mg/ℓ以下
29	1, 1-ジクロロエチレン	0.1 mg/ℓ以下
30	アルミニウム及びその化合物	アルミニウムの量に関して0.1 mg/ℓ以下

4 その他の項目

	項 目
1	クリプトスポリジウム, ジアルジア
2	消毒副生成物生成能
3	生物
4	総窒素(T-N)
5	総リン(T-P)
6	化学的酸素要求量(COD)
7	生物化学的酸素要求量(BOD)
8	溶存酸素(DO)
9	浮遊物質(SS)
10	E260
11	アンモニア性窒素
12	アルカリ度
13	電気伝導率
14	水温

法 令 編

- 1 呉市水道事業給水条例（昭和35年呉市条例第10号）
- 2 呉市水道事業給水条例施行規程（昭和35年呉市水道局規程第19号）
- 3 呉市指定給水装置工事事業者規程（平成10年呉市水道局規程第3号）
- 4 給水装置工事の一部の施行に関する規程（平成9年呉市水道局規程第6号）
- 5 呉市指定給水装置工事事業者及び呉市排水設備指定工事店審査委員会要綱
- 6 呉市指定給水装置工事事業者及び呉市排水設備指定工事店の違反行為に関する処分基準

※5・6については、呉市上下水道局ホームページ内 事業者の方へ＞水道工事関連の基準・届出等様式＞給水装置工事設計及び施行要領等のページを参照

<https://www.city.kure.lg.jp/site/jougesui/entrepreneur-kyusuiyouryou.html>